

平成27年度 業務実績等報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

行政執行法人 年度評価 総合評定	2
行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表	3
行政執行法人 年度評価 項目別評定調書	4
I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	4
I-1 製品安全	4
I-2 化学物質管理	34
I-3 バイオテクノロジー	67
I-4 適合性認定	99
I-5 国際評価技術	128
II. 業務運営の効率化に関する事項	139
業務運営の効率化	139
III. 財務内容の改善に関する事項	143
財務内容の改善	143
IV. その他業務運営に関する重要事項	147
その他マネジメント	147

様式3-1-2 行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	A:質的に優れている	(参考)主務省令期間における過年度の総合評定の状況				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		A	A	A	A	A
評定に至った理由	<p>年度目標、事業計画を達成したことに加え、機構の業務実績が社会や産業界に大きく貢献したことから、経済産業省の評価方針に基づきA評定とした。</p> <p>なお、この評定は、以下の外部委員で構成する「NITE 評価・計画諮問会議」(平成 28 年 5 月 27 日開催)において、「妥当」であるとの評価を受けている。</p> <p>(NITE 評価・計画諮問会議)</p> <p>向殿 政男 議長 (明治大学 名誉教授)</p> <p>唐津 正典 委員 (株式会社三菱ケミカルホールディングス 執行役専務)</p> <p>菊池 純一 委員 (青山学院大学法学部・大学院法学研究科 教授)</p> <p>高橋 洋子 委員 (北里大学 北里生命科学研究所 創薬資源微生物学 寄附講座 名誉教授)</p> <p>筑紫 みずえ 委員 (株式会社グッドバンカー 代表取締役社長)</p> <p>藤澤 浩道 委員 (株式会社日立製作所 研究開発グループ チーフアーキテクト)</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	各分野で事業計画を上回る成果をあげている。具体的には製品安全分野において、事業者が解明できなかった事故原因を機構が解明したことで、海外も含め 236 万台のリコールに繋がり事故の未然防止に貢献したことや、化学物質管理分野やバイオテクノロジー分野において、機構の知見や技術に基づき、安全性を確保した上で法令に基づく手続きの大幅な簡素化を図るなど、事業者の負担軽減による産業の促進に貢献したことなどを高く評価。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式3-1-3 年度評価 項目別評価総括表

中期計画(年度計画)	年度評価					項目別調書No.	備考
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
製品安全	AA	A	A	A	A	I-1	なし
化学物質管理	AA	AA	A	A	A	I-2	なし
バイオテクノロジー	A	A	A	A	A	I-3	なし
適合性認定	A	A	A	A	B	I-4	なし
国際評価技術	-	-	-	-	B	I-5	なし

中期計画(年度計画)	年度評価					項目別調書No.	備考
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化	A	A	A	B	B	II	なし
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善	B	B	B	B	B	III	なし
IV. その他業務運営に関する重要事項							
その他マネジメント	A	A	A	A	B	IV	なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	製品安全		
業務に関連する政策・施策	6 保安・安全 6-2 製品安全	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	消費生活用製品安全法(消安法) 電気用品安全法(電安法) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ガス事業法 工業標準化法 家庭用品品質表示法
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0528、0529

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	862件 (全件実施) 特定保守製品等の経年劣化調査との合計	予算額(千円)	7,415,375 の内数	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数	7,286,793
消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	862件 (全件実施) 重大製品事故の原因究明調査との合計	決算額(千円)	6,993,351 の内数	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,752,154 の内数	6,887,327
非重大製品事故の原因究明調査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	1,313件 (全件実施)	経常費用(千円)	2,083,024	1,927,032	1,955,763	2,290,373	1,999,717
各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	合計 256件 (全件実施)	経常利益(千円)	▲5,942	▲1,979	▲16,729	2,397	▲12,445
技術基準・規格等の提案に資する取組み件数	3件以上	—	—	—	—	—	3件	行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	2,282,036
事業者及び消費者に対する製品安全情報の提供、製品安全セミナー等による周知・情報提供の実施件数	100件以上	—	—	—	—	—	112件	従事人員数	397の内数	408の内数	407の内数	422の内数	122

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
II-1. 製品安全分野	I-1. 製品安全分野		<p>機構は、消費生活用製品安全法に基づき、経済産業大臣からの指示で重大製品事故(危害が重大(死亡、重傷病事故(治療期間 30 日以上)、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災(消防が確認したもの)等)な製品事故)に係る「消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査」及び「特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査」を実施している。また、経済産業省の通達に基づき通知された非重大製品事故(重大製品事故以外)の事故原因調査を実施し、これらの結果は、事故の再発未然防止の観点から、広く公表して情報提供するとともに、経済産業省に報告し、必要に応じて行政措置等に活用されている。</p> <p>さらに、製品安全 4 法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)及び工業標準化法に基づき製造・輸入事業者に対する立入検査を実施し、結果を経済産業省へ報告。その結果を踏まえて、経済産業省は必要な行政措置を実施し、事業者の法令遵守の確保を図っている。</p> <p>加えて、電気用品安全法等の性能規定化を受けて民間が作成した整合規格案について、技術基準省令の要求事項を満足しているか技術評価を実施し、その結果を踏まえて経済産業省から事業者が利用する安全規格として提供されている。</p>	<p>全体評定:A</p> <p>指標も含め計画を達成したことに加え、「自転車フロントフォーク先端破損による製品事故の原因究明」、「リチウムイオン蓄電池の発火メカニズムの解明」において、以下のとおり社会や産業界に大きく貢献した。</p>
<p>1. 重大製品事故及び経年劣化に関する技術上の調査並びに非重大製品事故の収集及び調査</p> <p>(1) 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機</p>	<p>1. 重大製品事故及び経年劣化に関する技術上の調査並びに非重大製品事故の収集及び調査</p> <p>(1) 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機</p>	<p>1. 重大製品事故及び経年劣化に関する技術上の調査並びに非重大製品事故の収集及び調査</p> <p>事業計画(1)～(3)にある製品事故については、いずれも評価指標にある原因究明調査を全件実施。詳細は以下のとおり。</p> <p>なお、製品安全センターでは、大阪本部移転に伴う事故調査業務等の実施への影響に対して、関係課、支所に担当する調査を再配分し、迅速、的確な調査実施に努め、評価指標にある重大等の技術調査、非重大の原因究明調査を全件実施した。</p> <p>(1)消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査</p> <p>(2)特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査</p> <p>経済産業省から、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査指示があった 862 件について、以下の表のとおり全件原因究明調査を実施した。</p> <p>また、経済産業省から、消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査指示があった 862 件(対象は重大製品事故の原因究明調査指示と同じ。)についても、全件調査を実施した。</p> <p>なお、事業計画に掲げた関係機関との連携、迅速性・的確性、業務上の留意点は後述。</p>	<p>1. 評定:A</p> <p>指標も含め計画を達成したことに加え、「自転車フロントフォーク先端破損による製品事故の原因究明」、「リチウムイオン蓄電池の発火メカニズムの解明」において、以下のとおり社会や産業界に大きく貢献した。</p> <p>重大製品事故の原因究明調査、経年劣化に関する技術上の調査及び非重大製品事故の原因究明調査について、消防、警察等の関係機関との合同調査並びに調査確度を高めるための事故品確保に努め、調査について適切に実施した。</p> <p>大阪本部移転に伴う業務実施に支障が生じないよう、事故調査の配分を工夫し、指標にある原因究明調査を全件実施し、指標を達成した。</p>	

<p>関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(2) 消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(3) 非重大製品事故の原因究明調査について、製造事業者等からの報告に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施</p>	<p>関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(2) 消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(3) 非重大製品事故の原因究明調査について、製造事業者等からの報告に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施</p>	<p>・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査の実施件数(全件実施)</p> <p>・消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数(全件実施)</p> <p>・非重大製品事故の原因究明調査の実施件数</p>	<table border="1" data-bbox="667 136 1558 367"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>経済産業省からの原因究明調査指示件数</th> <th>原因究明調査実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>862</td> <td>862(全件)</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>895</td> <td>895(全件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)非重大製品事故の原因究明調査</p> <p>非重大製品事故に係る製造事業者等からの報告・通知に基づき、1,313 件について以下の表のとおり全件原因究明調査を実施。なお、事業計画に掲げた関係機関との連携、迅速性・的確性、業務上の留意点は後述。</p> <table border="1" data-bbox="727 1627 1617 1816"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業者等からの報告・通知受理件数(延べ数であり、重複案件を含む。)</th> <th>原因究明調査実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>1,313</td> <td>1,313(全件)</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>1,055</td> <td>1,055(全件)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	経済産業省からの原因究明調査指示件数	原因究明調査実施件数	平成 27 年度	862	862(全件)	平成 26 年度	895	895(全件)	年度	事業者等からの報告・通知受理件数(延べ数であり、重複案件を含む。)	原因究明調査実施件数	平成 27 年度	1,313	1,313(全件)	平成 26 年度	1,055	1,055(全件)	<p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>非重大製品事故の原因究明調査を全件実施し、指標を達成した。</p>
年度	経済産業省からの原因究明調査指示件数	原因究明調査実施件数																				
平成 27 年度	862	862(全件)																				
平成 26 年度	895	895(全件)																				
年度	事業者等からの報告・通知受理件数(延べ数であり、重複案件を含む。)	原因究明調査実施件数																				
平成 27 年度	1,313	1,313(全件)																				
平成 26 年度	1,055	1,055(全件)																				

する。

する。

このため、特に、以下に留意しつつ業務を遂行する。

ア 初動調査における現場確認や事故品確認を迅速に実施できるよう、警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等と積極的に連携

上記(1)～(3)に関連して、下表のとおり、収集した事故情報について、リスク分析を実施し、緊急性の高い案件の選択に資するとともに、重大性事故については、分析結果を経済産業省に報告。

●リスク分析の実施

収集した製品事故情報2,856件について、リスクが高く原因究明の緊急性の高い案件を選択するために、機構独自のリスク分析方法(R-Map 法)を用いて、分析に必要な市場流通台数等の情報が判明した 2,442 件を分析。その結果は、事故原因に基づく事業者による製品事故再発防止対策の妥当性判断に活用し、適切な市場措置の実施につなげた。

年度	事故情報収集件数	リスク分析を実施した件数	備考
平成 27 年度	2,856	2,442	事故受付時点におけるリスク分析
平成 26 年度	2,955	2,476	

●リスク低減の具体的な方策についてのコメントを毎週経済産業省に報告

重大製品事故について、リスクアセスメントの観点からリスク低減の具体的な方策に関するコメントを中心に毎週、経済産業省に報告し、行政による事業者の改善措置の要否を検討するための有効な参考資料とし活用された。

年度	重大製品事故件数	うちリスク分析結果を経済産業省に報告した件数	備考
平成 27 年度	895	830	事故受付時点におけるリスク分析
平成 26 年度	888	830	

ア 警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関との積極的な連携

これら関連機関は、製品事故に関する情報を有しているものの、機構との間での連携については、全て任意によるもの。したがって、これらの機関に対して積極的に情報提供や合同調査の働きかけを行い、必要な情報収集等を実施しているところ。

●全国の消防機関、警察、消費生活センター等からの事故情報の収集件数

下表のとおり、平成 27 年度に事故原因究明調査を実施した 2,856 件のうち、309 件は全国の消防・警察から事故情報を収集しており、また、全国の都道府県や市町村の消費生活センターからも 154 件の事故情報を収集するなど、情報収集面でも関係機関とも積極的に連携。

するよう努める。

年度	事故情報収集及び原因究明調査件数 (注1)	事故情報収集源の内訳				
		事業者等	経済産業省	消防・警察	消費生活センター	その他 (注2)
平成27年度	2,856 (うち重大事故は895)	1,324	1,044	309	154	25
平成26年度	2,955 (うち重大事故は888)	1,075	1,203	334	309	34

注1：事故収集件数はのべ数であり、重複案件を含む(重大事故件数は重複抜きの件数)

注2：その他は、自治体、病院等からの通知及びインターネットを含む新聞情報

●全国の消防機関、警察等との合同調査等の実施

下表のとおり、重大事故の原因究明調査を的確に実施するために、調査を実施した862件のうち、492件(57%)については、関係機関・関係者等に依頼して任意ベースでの事故を起こした製品の確認を行うとともに、326件(38%)については、事故品を入手。さらに、事業者等との現場調査8件、全国各地の消防との合同調査、警察との合同調査をそれぞれ165件、19件実施。

年度	経済産業省からの原因究明調査指示件数	原因究明調査実施件数	うち事故品確認件数		事業者等との現場調査	消防との合同調査	警察との合同調査
			うち、事故品入手件数				
平成27年度	862	862(全件)	492	326	8	165	19
平成26年度	895	895(全件)	450	317	10	189	23

下の表のとおり、重大事故に比べて被害の程度が軽い非重大事故についても、原因究明調査1,313件についても事故品確認件数156件(うち事故品入手件数122件)、事業者等との現場調査4件、消防との合同調査10件、警察との合同調査1件を実施。

年度	事業者等からの報告・通知受理件数 (注1)	原因究明調査実施件数	事故品確認件数		事業者等との現場調査	消防との合同調査	警察との合同調査
			うち、事故品入手件数				
平成27年度	1,313	1,313(全件)	156	122	4	10	1
平成26年度	1,055	1,055(全件)	128	124	0	2	0

●全国の消防機関、警察、消費生活センター等への講師派遣や研修受け入れの実施

これら外部関係機関との間で製品事故に関する情報収集、合同調査等を積極的に推進するためには、平素より機構の業務内容や技術的能力等について、これら関係機関の理解を得ることが必須。そのため、全国の関係機関からの研修受入、講師派遣を積極的に実施。平成27年度は合計53件、2,700名を超える受講者に対して講演等を実施。

年度	消防機関(火災調査員)に対する研修受入件数 (受講者数)	警察・消防、消費生活センター、消費者団体への講師派遣件数 (受講者数)
平成27年度	3件 (40機関 167人)	50件 (2,592人)
平成26年度	3件 (35機関 130人)	67件 (2,793人)

●東京消防庁の主催する検討会への委員派遣

電気火災の抑制方法に関する検討部会に委員を派遣し、東京消防庁が所有する電気火災(電気製品や屋内配線からの出火等)のデータの分析方法及び分析結果の活用方法に対して助言を行い、電気火災の抑制方策のために関する提言のとりまとめに寄与した。また、電気火災の実態把握のための補足データ取得のための電気ストーブを使用した実験にも協力し、提言の内容の充実にも寄与した。

東京消防庁は当該提言を活用し、工業会や消費者等に対して、電気火災事故防止に関する情報提供、安全啓発等を実施する予定。

件名	件数	内容
警察・消防等が主催する委員会等への委員派遣	1件	東京消防庁「電気火災の抑制方策に関する検討部会」への委員派遣(実験協力を含む。)

●国民生活センターとの協力

製品安全に関する双方の取り組み(消費者への安全啓発・注意喚起、製品事故調査)に関して、効果的な運用を確保するため、実務者会議を 12 件開催して情報共有、調整等を実施。

また、国民生活センターが開催する商品テスト分析・評価委員会に委員として参加し、商品テスト業務に協力。そのほか、国民生活センターの主催する研修に講師を派遣し、講演を実施(3 回派遣、受講者 170 名)。

案件	内容
実務者会議(TV 会議)	12 件
商品テスト分析・評価委員会	5 件
平成 27 年度消費生活相談員研修 専門・事例講座(製品の安全性と表示)	全国消費生活相談員及び行政職員に対して行った講座への講師派遣。 機構の製品事故調査の役割、機構への事故通知の際の留意点、消費生活センターとの関係等と併せて、製品事故事例を再現映像を交えて説明。 【実績】3 回(受講者数計 170 人)

平成 23 年 5 月 17 日に締結した協定については、これを維持した。

イ 専門技術者、外部有識者の知見の活用

製品の多機能化や高度化が進む製品事故の原因究明のためには専門技術者、外部有識者の知見は必要不可欠であって、重大製品事故の原因調査指示の中で件数の多い家電製品の火災事故調査では、機構内部だけでは対応しきれず、迅速性を求められる事故調査において、十分な専門知識を有した者を製品事故調査員として、家電製造メーカー、第三者検査機関等の OB(37 人)を積極的に招へい。また、事故発生メカニズムの究明、調査結果の分析等については、技術アドバイザーとして 11 人に依頼して原因究明の高度化、製品の安全設計情報の取りまとめ等を行った。

登録人数(人)	製品事故調査員	技術アドバイザー
平成 27 年度	37 人	11 人
平成 26 年度	40 人	9 人

ウ 事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件は優先的に調査

経済産業省から平成 28 年 2 月 15 月に調査指示があった電気ストーブ(カーボンヒーター)の案件について、緊急性が高いとして優先的に調査し、コンデンサーが事故原因であることを経済産業省に迅速に報告した結果、同年 4 月 15 日に 11,000 台を対象とするリコールが実施され、事故の再発防止に繋がった。

イ 専門技術者、外部有識者の専門的な知見を積極的に有効活用する。

ウ 事故の多発性、被害の重篤性などを考慮し、緊急性の高い案件については優先的に調査を行う。

エ 原因究明及び事故発生メカニズム等の解明（深掘り）に資する技術的知見の向上を図るため、製品、部品及び材料の性状やそれらの不良、経年劣化と、製品事故との因果関係に係る研究及び解析を行う。

エ 原因究明等に資する技術的知見の向上のための取り組み

機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●事故原因究明の精度向上並びに迅速化及び効率化のための原因究明手法開発

機構が実施する製品事故原因究明をより迅速、的確に進めるため、原因究明手法の開発、技術データの取得を進め、リチウムイオン電池の発火に関するデータ整備等 6 テーマに取り組み、原因究明に有益な技術データを活用した調査、調査手法の確立、判断基準の明確化等を実現した。

テーマ	内容	実施年度	実施場所
リチウムイオン電池の発火に関する基礎データ整備	<p>以下の2つの試験・分析を行い、<u>市販のリチウムイオン蓄電池の性能把握に努めたほか、破壊時の現象、発生ガスの把握を行うことにより、今後の製品事故の現象確認、再現実験を安全に行うための手順書(マニュアル)に組み入れられた。</u></p> <p>・各種安全性試験 スマートフォン用のリチウムイオン蓄電池(以下「蓄電池」という。)5種類(約250個)について、<u>放電容量、構成部品の組成等のデータを蓄積し基礎性能を把握した。また、釘刺し、圧壊試験、外部短絡試験等の安全性試験を実施して、市販のリチウムイオン蓄電池の性能把握に努めることで、今後の製品事故の現象確認に貢献した。</u></p> <p>・ガス分析 <u>自作した簡易チャンバ内で蓄電池を破裂させる実験を計25回を行い、蓄電池破壊時の状況を把握した。</u> <u>蓄電池の破裂実験に実績のある容器を外部機関から借用して破裂実験を行い、容器に必要な耐圧仕様を決定し、蓄電池試験用の容器を購入し、ガス分析を実施した。</u></p>	平成27年度～	燃焼技術センター

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

製品事故の情報が多数寄せられているリチウムイオン蓄電池(以下「蓄電池」という。)に係る事故原因究明のための再現実験方法を確立するため、スマートフォン用の蓄電池に関する解体調査技術を習得したほか、多くの基礎性能に関するデータを蓄積した。また、蓄電池破壊時に発生するガス分析に取り組み、有害性に関するデータ収集を実施。

これにより、事故防止の観点から、安全な再現実験手法及び燃焼ガスの採取法を確立。これは既存の試験機関では未対応の取り組みであり、事故原因究明のための再現実験が初めて可能となった。

さらに、収集データを整理し、蓄電池に係る事故の未然防止とより安全な製品設計に役立つ技術情報として事業者へ提供する予定(平成28年度)。

			消費生活用製品の燃焼状態と発生ガスの関係調査に向けた各種分析装置を用いた燃焼生成ガス分析	家電製品に使用されるプラスチック材料(5種類)で試験片を作製し、燃焼チャンバ内で輻射熱による加熱実験を行い、発生したガスをFT-IR(フーリエ変換赤外分光光度計)で測定するとともに、東京、大阪のGC-MS(ガスクロマトグラフ質量分析計)で分析して燃焼生成ガスについて、基礎データを整理した。 平成28年度以降、実製品による燃焼実験を行い、燃焼状態と発生ガスの関係把握に向けたデータ収集を実施する予定であり、燃焼ガスによる事故の原因究明に活用するとともに、未然防止に取り組む。	平成27年度～	燃焼技術センター		
			製品からのVOC(揮発性有機化合物)等放散による事故原因究明技術の強化	パソコンB(デスクトップ型)、パソコンC(ノート型)の28日間の化学物質放散速度測定を終了し、予定していたすべての調達試料測定データを取得した。 製品からのVOC等放散事故原因究明技術強化委員会でデータに基づく考察、事故原因判断手法案について検討し、事故原因究明手法(案)、最終報告書(案)を審議に付し、いずれも承認された。 調査方法の手順を明示し、事故原因区分の判断までをフロー化したことで、今後、当該分野における事故調査の効率化につながる。	平成25年度～平成27年度	北陸支所		
			4軸振動試験装置を使用した、自転車の破損事故原因究明技術の強化	事故が発生した自転車の使用状況(実走行時のひずみ)を4軸振動試験装置を用いて再現させるため、試験条件、試料設置方法等を確立するとともに、データ処理手順等を明確に定めた原因究明の手順書を作成。 これによって一般道等の通常、走行することが想定される道路における走行状況を再現でき、短期間で製品の評価が可能となり、大幅な原因究明調査の効率化が実現した。	平成26年度～平成28年度	九州支所		

			<p>電気製品のはんだ不良による事故について</p>	<p>市場に流通する家電製品の電子基板において、鉛フリーはんだで発生しやすい不良が、使用によりはんだ割れに進展し易いかを調査し、進展状況の傾向を分析して原因究明に活用する。特に、平成27年度ははんだ不良が生じている試料を用いて温度を急変させた繰り返し試験を行って、強度や破壊、劣化の進み方などについてデータ収集を行った。平成28年度は鉛フリーはんだの調査により、より銀の量が少ないものが近年使用されてきていることが明らかとなってきたことから、追加でデータを収集して、結果をとりまとめる予定である。これにより、はんだクラックに係る製品事故調査の迅速化が可能となる。</p>	<p>平成26年度～平成28年度</p>	<p>中部支所</p>		
			<p>プラスチック劣化評価手法の開発</p>	<p>屋外暴露試験を実施したプラスチックの劣化データ(強度、分子量)の取得、分析を行い、加速試験と屋外劣化の相関、各添加剤の劣化抑制効果についてまとめた。今後、長期使用された製品の事故原因究明において、プラスチック材料の評価、経年劣化事故の判断を迅速、的確に行う技術データとして活用することが可能となった。</p>	<p>平成25年度～平成27年度</p>	<p>製品安全センター 本部(大阪)</p>		

●事故発生メカニズム解明のための深掘り調査

製品事故の原因究明を行う他、製品事故の未然防止の観点から事故発生メカニズム等の解明(深掘り)を行い、機構における技術的知見の向上を図るとともに、解明結果を取りまとめ、製品の安全設計に資する技術情報として事業者を提供した。

テーマ	内容
変質灯油による製品事故	灯油は日光の影響を受けて変質することから、影響を受けやすいポリタンクと受けにくいポリタンクの違いを調査し、その結果を工業会に提供。工業会は、この結果を受けてポリタンクの試作品を製作し、灯油の変質防止の取り組みが一層進められた。平成 28 年度は工業会に協力して改良品の評価を実施する予定。
樹脂製折り畳み踏み台による破損事故	平成26年度に市販12銘柄の安全性(強度)調査を実施。平成27年度に、消費者の使い方(飛び乗り、飛び降り、いすとして使用等)の動的な衝撃力で踏み台が破損し、消費者が転倒する事故を防止するために注意喚起のプレスリリースを実施するとともに、個々の調査結果について、当該製品を輸入した事業者の情報提供した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●迅速な事故原因調査の実施

重大製品事故の原因究明調査に当たっては、十分な検討を行うことによる技術的な裏付けを明確にすることが求められる一方で、事故の更なる発生を防止するためには迅速に結論を出すことが重要である。そこで、機構では、個々の案件について経済産業省の指示や製造事業者からの報告等を受けてから処理が完了するまでのスケジュール管理を行っている。その結果、平成 27 年度では 3 か月以内に 83%の案件は調査が終了している。これにより、原因究明結果を経済産業省や製造事業者等に迅速にフィードバックすることができ、その後の事業者等による迅速なリコールや製品回収の実施等につなげることで事故の再発防止に大きく貢献した。

年度	3か月以内の調査終了率(%)
	※
平成 27 年度	83.1
平成 26 年度	85.7

※各年度 4 月～12 月の 9 ヶ月間の調査終了率。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●機構内の他部門との連携による合理的な事故原因究明の推進

機構内の他分野の専門性が製品事故原因分析に活用可能である事例については、積極的に連携を図ることで組織内のリソースの有効活用を図りつつ、迅速な事故原因究明の推進につなげた。平成 27 年度は、染料の定性的分析等 5 つのテーマについてバイオテクノロジーセンター、国際評価技術本部、化学物質管理センターと連携して取り組みを進めた。

機構内分野名	連携内容
化学物質管理分野	化学物質の接触によって発生した皮膚炎事故において、確認された化学物質から原因物質を特定する際に必要なパッチテストが実施できず原因不明となる案件について、化学物質管理センターの化学物質リスク評価結果を組み入れた事故原因判断が可能なフローを活用することによって合理的に事故原因判断ができた。これにより、原因不明の数の減少が期待できる。
化学物質管理分野	VOC(揮発性有機化合物)等の放散が原因の健康被害事故において、厚生労働省の室内空気濃度指針値に加え、化学物質管理センターが有する有害性情報等を加えた事故原因判断フローを完成させた。これにより、原因物質を特定できる数が増えることで、原因不明の数の減少が期待できる。
バイオテクノロジー分野	機構が保有する試験機器の有効活用を図るため、皮膚障害に係る事故調査において、製品安全センターが保有する機器で分析、特定のできない染料等の原因物質の定性分析、物質特定をバイオテクノロジーセンターが保有する FT-MS(フーリエ変換質量分析計)を用いて実施した(平成 27 年度 19 件)。
国際評価技術分野	燃焼プロジェクトチームを結成し、リチウムイオン蓄電池の容量測定(6 種 115 個)、部材の分析、各種破壊実験等の実施によって、充放電の仕組み、小型～中型蓄電池の破壊時の挙動把握、実験における注意事項等、今後の事故原因究明に活用可能な知見を蓄積した。また、これらの知見を活用し、NLAB(National Laboratory for advanced energy storage technologies エヌラブ:大型蓄電池システムの安全性等に関する試験評価業務を実施するための試験設備 以下同じ。)での大型リチウムイオン蓄電池に係る試験手順書及び安全管理マニュアルの原案作成に貢献した。
国際評価技術分野	国際評価技術本部と協力し、約50回の予備実験を行い、NLAB 主試験棟の耐爆性能を確認するための実験方法、条件を策定して安全を確保した実験手順、方法を確立し実施。また、燃焼技術センターは、実施可能な爆発実験について、手順書(マニュアル)に追加した。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

製品安全センターが収集した蓄電池に係る基礎性能に関するデータ並びに蓄電池破壊時に発生するガスに関する成分及び有害性に関するデータを国際評価技術本部のNLABにおける大型蓄電池システムの安全性試験の手順書(マニュアル)作成のための資料として提供し、産業界から NLAB の早期事業開始の要望が寄せられる中、事業開始に必要な不可欠な手順書(マニュアル)の早期完成に寄与し、部門間連携により産業ニーズに応える、質的に優れた成果をあげた。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●製造事業者との技術支援に係る連携

事業者の製品安全に対する自主的な取り組みを促進するため、下表のとおり実験施設を活用して、事業者への技術支援を計画しているところ。

そのうち、燃焼技術センターでは、その第一歩として、平成 27 年度は、電気洗濯機の難燃対策の有無による燃焼挙動の確認実験、ディスプレイ一体型PCの燃焼性確認実験、防災カーテンと非防災カーテンの燃焼実験などを事業者と共同で実施し、技術データを取得するとともに事業者のより安全な製品設計の取り組みを支援するとともに、機構は実験方法及び実験データを収集し、同種事故原因究明調査のための試験手順書に取りまとめた。

連携内容	連携した製造事業者等	施設名
電気洗濯機の難燃対策の有無による燃焼挙動の確認実験	電気関係	燃焼技術センター 製品燃焼実験施設
レジスター、プロジェクター、ディスプレイ一体型PC、関数電卓の燃焼性確認実験	電気関係	燃焼技術センター 製品燃焼実験施設
防災カーテンと非防災カーテンの燃焼実験	縫製関係	燃焼技術センター 製品燃焼実験施設
ポリエチレンタンクの紫外線透過性	プラスチック関係団体	製品安全センター 製品安全技術課

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●流通事業者との連携による修理・苦情情報の収集・分析と製品事故防止支援

製品安全に関する協力協定を締結している流通事業者(2 社)から提供を受けた家庭用電化製品及び日用品等に係る修理・苦情情報などについて分析を行い、これらの情報が製品事故と関連する可能性があることを明らかにするとともに、流通事業者の情報と機構の事故調査情報を互いに共有し、製品事故を防止する活動を行った。その例を以下に示す。

流通事業者は輸入事業者に対して機構との協力協定に基づき事故情報を得たことについて連絡し問い合わせを行った結果、輸入事業者は機構に対しても積極的に事故調査に協力するようになり、事故調査の効率化が図られた。

また、製品事故の未然防止に活用する新たな仕組みを構築することを目的に、機構の製品事故情報と事業者が保有する修理・苦情情報を連携した事故の予兆分析を開始するため、重大製品事故の多い洗濯機に係る予兆から事故に至るシナリオの作成を試行した。

(通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況)

平成 26 年度の主務大臣による評価で出された意見「重大製品事故 につながる可能性のある情報の調査・分析については、最近重要性が増しつつあるインターネット専門の流通業者、販売業者等との連携を強化すること。」を反映して、インターネット専門の流通、販売事業者との連携に向けた取り組みにおいては、事業者が保有する製品ユーザー情報の活用について、事業者と意見交換を行い、連携のあり方を模索した。さらに、複数のインターネット販売事業者のウェブサイトに掲載している消費者の製品に関する書き込み情報を機構が独自に収集することにより、市場の動向に沿った適時な情報収集が可能となり、事故の未然防止に有効な情報発信が期待されるため、平成 28 年度は、大手通販のウェブサイトを中心に 5 社程度を対象に情報収集を行い、情報活用の試行を行う予定。

流通事業者	内容
A社	機構は、流通事業者の修理・苦情情報を分析したところ、電気掃除機、音響機器等10製品について、製品事故に至る可能性があることが判明したことから、分析結果、機構の事故情報及びリコール情報を当該事業者を提供し、製品安全活動を支援した。
B社	機構は、流通事業者の修理・苦情情報を分析したところ、遊具、日用品等5製品について、製品事故に至る可能性があることが判明したことから、分析結果、機構の事故情報及びリコール情報を当該事業者を提供し、製品安全活動を支援した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●経済産業省の施策への技術的支援

経済産業省からの要請に基づき、機構の技術的知見、試験施設等を活用した行政施策の支援を実施した。

製品	内容
遠隔操作できる配線器具	配線器具の遠隔操作による家電製品の電源のON・OFFは、現行の電安法技術基準(解釈を含む)で実質禁止していたが、近年のスマートハウス化、IoT化を踏まえ、海外の規制状況を把握するために経済産業省職員がCPSC(米国消費者製品安全委員会:大統領直属の独立政府機関)、米国UL(アンダーラボラトリーズ:製品等の安全に係る評価機関)に調査を実施した。調査内容は、電気用品の大括り化及び整合規格案の技術評価とも関連が深いことから、機構職員が同行し、調査支援を行った。 経済産業省は、調査結果を踏まえ、「遠隔操作可能な配線器具の範囲拡大について(平成28年3月30日)」を公表し、警告表示等を付けることを条件として、負荷機器が自由に選択できる遠隔操作可能な配線器具を販売できることとした。
レーザーポインター	2件 警察機関から経済産業省に対して囑託された鑑定において、経済産業省から消費生活用製品安全法に基づく技術基準の適合確認のためのレーザー出力クラスの測定依頼があり、測定を実施して、経済産業省に対して技術的支援を実施。

機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●機構の独自技術による原因究明調査が事業者の迅速なリコールにつながり製品事故防止に繋がった例

機構が事故原因究明を行い、経済産業省がリコール措置の必要性を判断する情報を提供。経済産業省において、事業者から聞き取りが行われ、その結果、電気冷蔵庫、電気温風機など 94 件のリコールにつながった。これにより、当該製品事故の再発防止に資するとともに、同種製品を製造する事業者における同種事故の防止や、より安全な製品の設計、製造のための技術情報として活用された。

このうち、次の自転車及び延長コードの 2 件については、重大製品事故の原因究明調査を経済産業省からの優先度指示に基づき実施し、機構の技術力を活かして的確な原因究明及び効果的な再発防止を経済産業省等と緊密な連携しつつ事業者と調整した結果、事業者によるリコールにつながり、更なる製品事故が防止できた。

製品	内容	備考
自転車	走行中、フロントフォークの先端部分が折れ、前輪が外れてしまうことで骨折等の重傷を負う重大製品事故が発生(平成 26 年 2 月～6 月:国内 2 件)。事業者は、製品事故の原因がフロントフォーク部の強度不足と判断し、前輪車軸にワッシャーを取り付けるリコール措置を実施。米国においても同様に対応し、米国 CPSC(米国消費者製品安全委員会:大統領直属の独立政府機関)でも公告(平成 26 年 6 月 25 日)。しかし、このリコール対策品でも同様の事故が発生(平成 26 年 9 月:国内 3 件)。そこで機構は、事業者による原因調査では抜本的対策がなされていないと判断。自転車のクイックリリースのレバーが、ブレーキディスクの内側に入り込み、フロントフォークを破損し、当該事故に至ること機構が保有する走行試験機を用いて実証。その結果からリコール対策が不適切であったことを事業者に指摘。その結果、日本国内だけでなく、米国(製造事業者の本社)、カナダにおいて、約 100 万台の再リコールにも結びつけた。さらに、同種の機構を採用する他社製品にも波及し、最終的に日本、米国、カナダ、メキシコ合計で約 260 万台のリコール(前述の再リコールを含む)がなされ、同種事故の未然防止と自転車の安全設計に寄与した。	リコール対象台数 日本:約 4 万台 米国:約 90 万台 カナダ:約 10 万台 計:約 100 万台 同種部品、構造の他社製品におけるリコール:約 160 万台 合計:約 260 万台

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

原因究明の調査を当該製品の製造事業者に提供し、製品事故の再発防止に資するとともに、広く公表して同種製品を製造する事業者における同種事故の防止を図り、より安全な製品設計のための技術情報として提供し、製品事故の未然防止に貢献した。また、リコール措置に関して、国内のみならず、海外にも及ぶ次に示す成果をあげた。

機構は独自に、既にリコールが実施されていた自転車の事故発生メカニズムの解明に取り組み、新たな原因を究明した結果、日本国内のみならず、米国においても再リコールが実施され、同種製品の再発防止が図られ、重大製品事故の防止に貢献した。さらに、同種の機構を採用する他社製品にもリコールが波及し、自転車の安全確保と製品事故の未然防止に貢献した。

			<p>配線器具(延長コード)</p>	<p>100 円ショップで販売する配線器具(延長コード)のプラグの根元が断線スパークし、手のやけどや周囲を焦がした事故が 30 件発生。機構がコード被覆の分析を行った結果、国内他社のコードに比較して炭酸カルシウムが多く固いことが判明し、破断は材料に起因する可能性が高い旨、事業者に伝えたところ、事業者は、CERI(化学物質評価研究機構)に依頼した検査結果から、①成分の品質レベルが低い、②構造的にコード根元に強い負荷がかかる、③成型不良や使用状況の可能性があり、としてリコール実施。同種事故の再発防止につながった。</p>	<p>対象台数約 244 万个</p>	
--	--	--	--------------------	---	---------------------	--

<p>2. 立入検査・適合性検査</p> <p>(1) 製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(2) 電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(3) ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査につい</p>	<p>2. 立入検査・適合性検査</p> <p>(1) 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(2) 電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(3) ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査につい</p>	<p>・各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数(全件実施)</p>	<p>2. 立入検査・適合性検査</p> <p>(1)消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査</p> <p>(2)電気用品安全法</p> <p>(3)ガス事業法</p> <p>(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p> <p>(5)工業標準化法に関する製造事業者等に対する立入検査</p> <p>下表のとおり経済産業省の指示に基づき、平成 27 年度合計 256 件全件を的確に実施した。</p> <p>なお、電気用品事業法に基づく緊急立入検査については、経済産業省から理容・美容機器の大手輸入事業者に対する協力要請があり、通常の立入検査業務の実施の中、同行する職員の確保、立入検査先の事業者が扱う製品に関する情報収集を立入検査までの限られた時間で対応準備を進めて実施した。</p> <table border="1" data-bbox="727 766 1626 1312"> <thead> <tr> <th>立入検査区分</th> <th>実施件数 / 指示件数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">製品安全 4 法に基づく立入検査</td> </tr> <tr> <td>(1)消費生活用製品安全法</td> <td>40 件/40 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)電気用品安全法</td> <td>150 件/150 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)ガス事業法</td> <td>12 件/12 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</td> <td>8 件/8 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)工業標準化法に基づく立入検査</td> <td>46 件/46 件</td> <td>レディーミクストコンクリート</td> </tr> <tr> <td colspan="3">緊急立入検査(※)</td> </tr> <tr> <td>電気用品安全法</td> <td>1 件/1 件</td> <td>(2)の外数</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)理容・美容機器の大手輸入事業者に対する経済産業省からの協力要請に基づき、緊急立入検査に同行したもの。</p>	立入検査区分	実施件数 / 指示件数	備考	製品安全 4 法に基づく立入検査			(1)消費生活用製品安全法	40 件/40 件		(2)電気用品安全法	150 件/150 件		(3)ガス事業法	12 件/12 件		(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	8 件/8 件		(5)工業標準化法に基づく立入検査	46 件/46 件	レディーミクストコンクリート	緊急立入検査(※)			電気用品安全法	1 件/1 件	(2)の外数	<p>2. 評価:B</p> <p>製造事業者等に対する立入検査について、指標も含め計画を達成した。</p> <p>(1) 消費生活用製品安全法、(2)電気用品安全法、(3)ガス事業法、(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、(5)工業標準化法に関する製造事業者等に対する立入検査を全件実施した。</p>
立入検査区分	実施件数 / 指示件数	備考																													
製品安全 4 法に基づく立入検査																															
(1)消費生活用製品安全法	40 件/40 件																														
(2)電気用品安全法	150 件/150 件																														
(3)ガス事業法	12 件/12 件																														
(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	8 件/8 件																														
(5)工業標準化法に基づく立入検査	46 件/46 件	レディーミクストコンクリート																													
緊急立入検査(※)																															
電気用品安全法	1 件/1 件	(2)の外数																													

<p>て、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(5) 工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(6) 家庭用品品質表示法に基づく製造事業者</p>	<p>て、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(5) 工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(6) 家庭用品品質表示法に基づく製造事業者</p>		<p><u>(6) 家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査</u> 平成 27 年度は経済産業省の指示はなかったため実績なし。</p>	<p>製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示はなかった。</p>	
---	---	--	---	--	--

等に対する 立入検査に ついて、経 済産業省の 指示に基づ き、的確に実 施する。	等に対する 立入検査に ついて、経 済産業省の 指示に基づ き、的確に実 施する。				
---	---	--	--	--	--

<p>3. 技術基準・規格等の提案活動の強化</p> <p>(1) 技術基準・規格等の提案 事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準、規格等の整備・見直しについて、経済産業省や関連民間団体に対し、技術的支援や提案を行う。</p>	<p>3. 技術基準・規格等の提案活動の強化</p> <p>(1) 技術基準・規格等の提案 事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準・規格、製品に使用される材料の試験方法等の整備・見直しについて、経済産業省や関連民間団体に対し、技術的支援や提案を行う。</p>	<p>・技術基準・規格等の提案に資する取り組み件数(3件以上。なお、その際、製品事故の未然防止効果の高い技術基準・規格等の提案に繋げるよう努めるものとする。</p>	<p>3. 技術基準・規格等の提案活動の強化</p> <p>(1) 技術基準・規格等の提案 事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準、規格等の整備・見直しについて、経済産業省や関連民間団体に対し、技術的支援や提案を行った。</p> <p>●技術基準・規格等の提案に資する取り組み 下表のとおり、技術基準・規格等の提案に資する取り組みについて、製品事故の未然防止効果の高い技術基準・規格等の提案を3件実施した。</p> <table border="1" data-bbox="667 630 1662 1848"> <thead> <tr> <th></th> <th>テーマ</th> <th>実施年度</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>靴</td> <td>平成26～平成27年度</td> <td>屋内外で用いられている代表的な床材及び靴底素材を調査・抽出し、これらの組み合わせで摩擦係数(約360種類)を測定し、データの再現性等を確認した。これらのデータに基づき、靴の耐滑性能を求めると適切な条件を決定し、試験方法及び安全要求事項を策定し規格案を取りまとめた。今後、関係団体等へ提案して、より安全な製品の開発に活用を促す。この規格案を活用した製品開発を通じて、靴の滑りによる事故の未然防止を図る。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>乳幼児用製品に関する共通安全対策(機械的危険源－不完全な構造－製品破損)</td> <td>平成27年度</td> <td>製品破損事故の多い乳幼児用製品を7カテゴリに分類し、カテゴリ毎に試験方法の開発を行った。試験方法は、国内外の関連規格(73規格、240試験方法)を基に共通要素を抽出し、製品横断的な試験方法に作り替え、規格案として取りまとめた。平成27年度は「製品破損」に対する規格案を策定した。今後、経済産業省等の協力を得て、これまでに策定した「身体挟み込み」、「部品の外れ」の規格案と併せ、JIS化に向けた取り組みを進める。これらの規格案は、乳幼児用製品に広く活用されるものであることから、乳幼児の事故未然防止を図る。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動(IEC/TC89)</td> <td>平成24年度～</td> <td>IEC TS 60695-11-11(耐火性試験－試験炎－非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方)の第2版を作成し、IEC/TC89(耐火性)に提案した。 第2版のTS(Technical Specification 技術仕様書: 将来的にIEC規格として採用される可能性があるIEC文書)が2月に発行された。今後、IEC規格として制定される予定。</td> </tr> </tbody> </table>		テーマ	実施年度	内容	1	靴	平成26～平成27年度	屋内外で用いられている代表的な床材及び靴底素材を調査・抽出し、これらの組み合わせで摩擦係数(約360種類)を測定し、データの再現性等を確認した。これらのデータに基づき、靴の耐滑性能を求めると適切な条件を決定し、試験方法及び安全要求事項を策定し規格案を取りまとめた。今後、関係団体等へ提案して、より安全な製品の開発に活用を促す。この規格案を活用した製品開発を通じて、靴の滑りによる事故の未然防止を図る。	2	乳幼児用製品に関する共通安全対策(機械的危険源－不完全な構造－製品破損)	平成27年度	製品破損事故の多い乳幼児用製品を7カテゴリに分類し、カテゴリ毎に試験方法の開発を行った。試験方法は、国内外の関連規格(73規格、240試験方法)を基に共通要素を抽出し、製品横断的な試験方法に作り替え、規格案として取りまとめた。平成27年度は「製品破損」に対する規格案を策定した。今後、経済産業省等の協力を得て、これまでに策定した「身体挟み込み」、「部品の外れ」の規格案と併せ、JIS化に向けた取り組みを進める。これらの規格案は、乳幼児用製品に広く活用されるものであることから、乳幼児の事故未然防止を図る。	3	プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動(IEC/TC89)	平成24年度～	IEC TS 60695-11-11(耐火性試験－試験炎－非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方)の第2版を作成し、IEC/TC89(耐火性)に提案した。 第2版のTS(Technical Specification 技術仕様書: 将来的にIEC規格として採用される可能性があるIEC文書)が2月に発行された。今後、IEC規格として制定される予定。	<p>3. 評価:B 技術基準・規格等の提案活動の強化について、以下のとおり指標も含めて計画を達成した。</p> <p>製品事故の未然防止効果の高い技術基準、規格等の提案に資する取り組み(指標:3件以上)を実施し、指標を達成するとともに、事業者による安全な製品の設計・開発に貢献した。</p>
	テーマ	実施年度	内容																	
1	靴	平成26～平成27年度	屋内外で用いられている代表的な床材及び靴底素材を調査・抽出し、これらの組み合わせで摩擦係数(約360種類)を測定し、データの再現性等を確認した。これらのデータに基づき、靴の耐滑性能を求めると適切な条件を決定し、試験方法及び安全要求事項を策定し規格案を取りまとめた。今後、関係団体等へ提案して、より安全な製品の開発に活用を促す。この規格案を活用した製品開発を通じて、靴の滑りによる事故の未然防止を図る。																	
2	乳幼児用製品に関する共通安全対策(機械的危険源－不完全な構造－製品破損)	平成27年度	製品破損事故の多い乳幼児用製品を7カテゴリに分類し、カテゴリ毎に試験方法の開発を行った。試験方法は、国内外の関連規格(73規格、240試験方法)を基に共通要素を抽出し、製品横断的な試験方法に作り替え、規格案として取りまとめた。平成27年度は「製品破損」に対する規格案を策定した。今後、経済産業省等の協力を得て、これまでに策定した「身体挟み込み」、「部品の外れ」の規格案と併せ、JIS化に向けた取り組みを進める。これらの規格案は、乳幼児用製品に広く活用されるものであることから、乳幼児の事故未然防止を図る。																	
3	プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動(IEC/TC89)	平成24年度～	IEC TS 60695-11-11(耐火性試験－試験炎－非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方)の第2版を作成し、IEC/TC89(耐火性)に提案した。 第2版のTS(Technical Specification 技術仕様書: 将来的にIEC規格として採用される可能性があるIEC文書)が2月に発行された。今後、IEC規格として制定される予定。																	

(2)技術基準整備の支援

製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法に係る技術基準の整備を支援する。

(2)技術基準整備の支援

製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省からの要請に基づき、電気用品安全法に係る整合規格(※)の整備を支援する。

また、経済産業省からの要請に基づき、電気用品に係る国際規格の動向を把握しつつ、電気用品安全法の規制対象範囲の適

●民間団体等への技術支援等

ウォーターサーバーのレバー操作力試験方法を開発し、一般社団法人日本宅配水&サーバー協会(JDSA)に提供。JDSAは「乳幼児の火傷事故対策に関する指針」を策定した。今後、この指針はJDSAから会員企業以外にも提供される予定。これにより、ウォーターサーバーで乳幼児が被害者となる重大製品事故の未然防止が図られることになった。

また、安全規格(繊維、日用品、医療安全用具に関するJIS規格、SG基準(一般財団法人製品安全協会が定める安全基準)、ISO規格等)の原案作成等に係る委員会(29件)に委員として参加し、技術的知見を有する機関として貢献した。機構が開発した身体挟み込み試験方法や計測した乳幼児の身体計測データは、乳幼児用ハイチェアのSG基準に採用された。この他、子ども用衣料に付属するひもの安全設計指針(JIS)、JIS T 9203(電動車いす)、子どもの安全性確保のための製品設計プロセス指針(JIS)、子どもの安全指針(JIS)、座位変換形車いす(ISO)、シルバーカー(ISO)が安全規格として制定/改正される見込み。

さらに、経済産業省が運営する日本工業標準調査会専門委員会(消費生活技術専門委員会及び高齢者・障害者支援専門委員会)にも委員として参加し、JIS規格制定に関与した。

(2)技術基準整備の支援

製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法に係る技術基準の整備を支援した。

●整合規格案の技術評価

年度	技術評価 実施規格数	対象電気用品
平成 27 年度	26	事務用電気機器及び情報技術機器、直流電源装置、家庭用電気機器全般、その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具、白熱電球、アーク溶接機、リチウムイオン蓄電池等
平成 26 年度	14	テレビジョン受信機、その他の音響機器、照明器具全般、電線管、電線管類の附属品、温度ヒューズ、ねじ込み接続器、ソケット等

※整合規格:電気用品安全法の技術基準省令(性能規定)に整合しているJIS等の規格。

平成 26 年度から技術評価を実施。計 40 件のうち、35 件は既に整合規格として取り入れられている。

●電気用品安全法の規制対象範囲の適正化

電気用品の規制対象品目の大括り化(包括化)及び事業者の法令業務負担の軽減につい

技術基準、規格等の整備・見直しについて技術的支援、提案を適切に実施するとともに、事業者による国際規格に対応した整合規格の利用に貢献した。

	正化について、関係業界、登録検査機関及び消費者団体の意見をとりまとめ、経済産業省に報告する。		て、関係業界団体等と検討を実施し、経済産業省の制度見直しの検討に資するため、①大括り化後に電気用品の対象となる機器の範囲の明確化に係る考え方、②「電気機械器具」の用語定義等について、関係者へ意見を求め、論点整理等を行い、経済産業省に報告し、経済産業省が検討している製品安全分野における規制のスマート化の議論の進展に貢献をした。		
--	--	--	---	--	--

<p>4. 製品安全レベルの向上に資する取組み</p> <p>製品供給者(事業者)及び製品使用者(消費者)の製品安全に対する意識レベルを向上させるため、有用な情報を積極的に提供する。また、輸入製品による事故防止の強化に向けて、海外の製品安全情報の収集・提供を行う。</p>	<p>4. 製品安全レベルの向上に資する取組み</p> <p>製品供給者(事業者)及び製品使用者(消費者)の製品安全に対する意識レベルを向上させるため、有用な情報を積極的に提供する。また、輸入製品による事故防止の強化に向けて、海外の製品安全情報の収集・提供を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 事業者の製品安全レベルの向上に資する取組みとして、使用者特性・ライフサイクルを考慮した安全設計や事故</p>	<p>・事業者及び消費者に対する製品安全情報の提供、製品安全セミナー等による周知・情報提供の実施件数(100件以上。なお、その際、事業者のより安全な製品の設計・製造・流通及び消費者のより安全な製品の使用を促進するための有用な情報提供に努めるものとする。)</p>	<p>4. 製品安全レベルの向上に資する取組み</p> <p>製品供給者(事業者)及び製品使用者(消費者)の製品安全に対する意識レベルの向上のため、機構による事故原因究明結果及び製品の安全使用に関する注意喚起情報を積極的に提供し、業務報告会、社会人講座の開設、製品安全セミナー等への講師派遣により事業者向け情報提供を 74 件、プレス発表による消費者向け注意喚起を 13 件、海外における製品安全情報及び製品リコール情報の収集、経済産業省への提供を 25 件、計 112 件の情報提供を行った。</p> <p>また、輸入製品のうち製品事故の多い生産国に対しては、製品安全に関する連携を行い、国内における事故発生情報の共有を図る等により製品事故防止のため取組みを実施した。</p> <p>ア 事業者の製品安全レベルの向上に資する取組み</p> <p>事業者を中心とした製品安全情報の周知・情報提供の取組みでは、機構が自発的に実施している活動として、下表のとおり、事故動向や最新の事故原因解析技術を紹介する業務報告会を 2 件行い、東京・大阪で合計 574 名の参加を得た(事業者 391 名、消防 58 名、消費生活センター・消費者団体 40 名ほか)。また、製品安全の体系的な説明を行う NITE 講座(応募者数:大阪 24 名、東京 74 名)、E メールマガジンとしての製品安全情報マガジン(PS マガジン)を、7,000 名を超える読者に毎月 2 回配信するなどの取組みを行った。</p> <p>事業者などとの情報交換を目指す生活安全ジャーナルでは、機構における事故原因究明を特集として扱い、ホームページに掲載して公開した。</p> <p>経済産業省が企画する製品安全セミナーでは、全国 16 箇所に講師派遣を行った。</p>	<p>4. 評価:A</p> <p>指標も含め計画を達成したに加え、「消費者の製品安全レベルの向上に資する取組み」において、以下のとおり社会や産業界に大きく貢献した。</p> <p>事業者及び消費者に対する製品安全情報の提供、製品安全セミナー等による情報提供について、計画を着実に実施し、112 件の情報提供を行った。</p> <p>なお、安全な製品設計、開発に関する技術的情報は、事業者向けに開催する業務報告会、社会人講座等で情報提供し、製品使用時の誤使用・不注意による事故防止については、消費者向けの製品安全セミナー等により情報提供するなど、対象者に応じて有用な情報提供に努めた。</p>
---	--	---	--	--

発生メカニズムに関する技術情報、販売・流通事業者が持つクレーム情報の分析結果等について、セミナー・講演会、ホームページ、メールマガジン等を通じて提供する。

以上の取り組みについて、合計 74 件実施した。

項目	件数 (平成 26 年度)	件数 (平成 27 年度)	内容
業務報告会	2	2	東京・大阪各 1 回開催。事故動向及び最新の事故原因解析技術を口頭及びポスターセッションで紹介。東京会場は、331 名、大阪会場は、243 名、計 574 名が参加。内訳は、事業者:391 名、消防:58 名、消費生活センター・消費者団体:40 名、その他:85 名)
社会人講座での講座開設	30	30	NITE 講座(応募者数:大阪 24 名、東京 74 名)
製品安全情報マガジンの発行	27	25	毎月 2 回と業務報告会 PR 用特別号 1 回発行 登録者数は平成 27 年度末 7,683 名 (平成 26 年度末 7,671 名)
生活安全ジャーナルの発行	1	1	平成 28 年 3 月に第 17 号を発刊
製品安全セミナー等への講師派遣	17	16	経済産業省が北海道、東北、中部、関西、中国、四国、九州で開催したセミナー等に講師を 16 箇所派遣
合計	77	74	

他機関からの依頼に基づく、事業者を中心とした周知・情報提供の取り組みでは、下表のとおり、国、自治体等が主催する展示会への出展、消防、公共団体、大学、業界団体等からの講師派遣依頼に対して、講師派遣を計 112 件実施した。また、製品安全コミュニティにおける講演を行い、事業者自らの製品安全の向上を目的に機構の事故情報データベースの活用について講演(2 件)を行い、合計 114 件の講師派遣等を行うなど、事業者の製品安全レベル向上を目指した。

項目	件数 (平成 26 年度)	件数 (平成 27 年度)	内容
国、自治体等主催の展示会への出展	54	25	大阪府消費者フェアにぎわい広場他
消防、公共団体等への講師派遣等(再掲)	65	50	消費生活講座他
大学、業界団体等への講師派遣	32	35	製品のリスクアセスメント他
中小家電販売業団体への講師派遣	5	2	兵庫県、大阪府
製品安全コミュニティ(経済産業省が製品安全に積極的に取り組んでいる企業・団体に対して表彰する「製品全対策優良企業表彰」で表彰された企業等が参加する会合)における講演	2	2	製品安全コミュニティにおいて、機構の事故情報収集制度に関連して、事業者の活用が期待される「事故情報データベース」、「経年劣化事故データベース」の紹介、利用方法等について説明。 大阪、東京で各 1 回開催
合計	158	114	

イ 消費者の製品安全レベルの向上に資する取組みとして、誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、ホームページ、小中高校生向けセミナー等を通じて提供する。

イ 消費者の製品安全レベルの向上に資する取組み

●プレス発表による製品事故の注意喚起

消費者を中心とした製品安全情報の周知・情報提供の取り組みでは、下表のとおり、プレス発表において、TV報道・新聞報道を通じた一般消費者向けに誤使用・不注意による事故やリコール製品による事故に関する注意喚起を13件(テーマ)実施し、実施消費者の製品安全レベルの向上を目指している。

なお、プレス発表は、伝わりやすさや、報道実績の確保を目指して映像提供しているほか、報道機関での取り組みの定着を目指して毎月1回定期的な発表を実施。

項目	件数 (平成26年度)	件数 (平成27年度)	内容
プレス発表	12	13	毎年、事故の発生が多い扇風機や暖房機器をはじめとする季節的に事故発生が予想される製品や緊急で周知が必要とされる製品事故をテーマに選定し、原則毎月1回、誤使用やリコールに関する注意喚起を中心にプレス発表を実施。再現映像を用いて説明するとともに報道機関に提供し、広く周知し易い環境を整備。 平成27年度は、追加で1テーマ「ウォーターサーバーによる乳幼児のやけど事故防止」を実施。

機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容

取材対応等、製品安全情報のマスコミへの情報提供を積極的に進めた結果、新聞には113件(平成26年度(以下「同」という。)、83件)、うち5大紙44件(同、27件)が報道されたほか、テレビ等の報道は174件(同、186件)、うち全国放送75件(同、71件)、のべ13時間25分(同、7時間30分)放送され、消費者の安全・安心な生活の確保に対して、事故の未然防止に貢献するとともに、事業者の行う自社同種製品への注意喚起に協力した。また、出版社からの求めに応じて、28件(同、18件)の寄稿を行い、製品安全の啓発、技術情報の提供を行った。

項目	件数 (平成26年度)	件数 (平成27年度)	備考
新聞掲載	83 ※27	113 ※44	※うち5大紙:読売、朝日、毎日、産経、日経(全国版)の掲載件数
テレビ等の報道	186 ※71	174 ※75	※うち全国放送された件数
雑誌等への記事掲載	23	19	
合計	292	306	

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

普及が著しいスマートフォンや携帯電子機器の充電に使用されるACアダプターの事故を取り上げるなど、社会的関心が高いと予想されるテーマを選定し、事故の再現映像とともに提供することによって、質的に優れた情報を提供した結果、新聞5大紙の報道件数が前年比約6割増加し、テレビ全国放送において、報道時間が約8割増加した。

これにより、消費者への製品安全意識の向上、効果的な製品安全啓発、注意喚起につながり、消費者に対する安全確保に貢献した。

●事故防止に目的としたリーフレット、ミニポスター等の作成

上記の活動を補完するものとして、下表のとおり、季節性が高い製品事故をまとめ上げたリーフレットを作成し、各支所などを通じて消費生活センター等での配布・活用を図った(3件)ほか、プレス発表の際に合わせて作成したポスター動画を製品群ごとに分類し、機構のホームページに掲載して公開した(11件)。

項目	件数 (平成 26年 度)	件数 (平成 27年 度)	内容
事故防止注意喚起リーフレットの作成・ホームページ掲載	5	3	新生活(34,000部作成)・夏(26,000部作成)・冬(50,000部作成)の代表的事故事例をリーフレットにまとめ上げ、注意を喚起。冬のは、経済産業省の製品安全総点検月間のアピールにも活用。
ミニポスターの作成・ホームページ掲載	13	11	プレス発表に際して新規作成し、記者説明会場に掲示したポスターで、事故の再現実験映像とともに、ホームページで紹介。
合計	18	14	

●安全な製品の設計、製造を目的とした製品事故情報の収集・原因究明の事例集の提供

これまで機構の製品事故情報の収集・原因究明で培われた成果を基に、事業者へ製品安全情報の提供し、もって安全な製品を設計、製造に資することを目的とした事例集の作成を行い、関係業界の意見を聴取するとともに、事業者向けに情報提供の予定。

●製品安全の意識の向上を目的とした、他機関からの依頼に基づく周知・情報提供の取り組み

機構は、製品企画・製品安全等に興味がある消費者教育モデル校(愛知県の高校)からの講演依頼に対して、教育用DVDを活用して、製品の特長に関する説明、事故事例を紹介しながら、事故の再発防止措置について啓発した。

ウ 海外連携機関から得られた海外の製品安全施策、リコール情報等を経済産業省へ提供

CPSC(米国製品安全委員会)や欧州委員会等から得られた製品安全施策に関する情報や事故情報を毎月定期的に経済産業省に報告しており、経済産業省はこれらの情報を技術基準等の参考としている。

海外で実施された消費生活用製品に係るリコールのうち、日本でも販売されている可能性が高い製品については、経済産業省に情報提供を行い、経済産業省は当該情報を基に輸入事業者・販売事業者へ日本での流通情報を確認している。平成27年度は、12回(46件)の情報提供のうち、9件(自転車、ベビーゲート、スピーカー、タブレット、チャイルドトレイ等)について国内でリコール措置が執られた。

ウ 米国消費者製品安全委員会(CPSC)、欧州委員会(EC)等の海外連携機関から得られた海外の製品安全施策、リ

コール情報等を経済産業省へ提供する。

項目	件数 (平成 26 年度)	件数 (平成 27 年度)	内容
海外製品安全情報の経済産業省への提供	12	13	経済産業省との連絡会報告 11 件、発注対応 2 件(レーザーポインター及びテーブルタップ) 海外における製品安全施策(装飾用照明の安全性規則強化、乳幼児バスタブ規則案、子供用ハイチェア安全規則提案等、いずれも米国)や海外での事故発生状況(ホバーボード等)を報告。海外の規制情報等を提供することにより、経済産業省の技術基準等検討の参考情報としての活用されている。
海外リコール情報の経済産業省への提供	12	12	海外でリコールされている製品で、日本にも流通している可能性のある製品について情報提供を行っている。これを受けて逐一経済産業省から当該製品の輸入・製造事業者在日本での流通状況を確認。グローバル製品の日本国内でのリコール状況の確認等への活用されている。
合計	24	25	

項目	件数 (平成 26 年度)	件数 (平成 27 年度)	備考
日本における中国製品のリコール情報を中国に提供	9	12	リコール報告:4月～3月 12 件 (補足)その他情報提供:10月 1 回(踏み台プレス) 日本で実施された中国製品のリコール情報を、機構と協力協定を締結している CAIQ(中国検査検疫科学研究院:中国において事故分析、リスクアセスメントを担当)に提供。当該機関は中国での製品安全等の統括機関である AQSIQ(中国国家質量検査検疫総局)と連携して中国企業の設計・製造状況を調査し、必要に応じ対応措置(輸出製品のチェック等)を実施することとなっている。

国際会議 (ICPHSO: 国際消費者 製品健康安 全機構、 ICPSC:国 際消費者製 品安全担当 官会議)への 参加	2	2	ICPHSO で日本の製品安全施策と懸案事項(ビッグデータ、予兆分析)を説明し、海外関係機関と意見交換を実施。帰国後、世界的な大手流通事業者とクレーム情報の分析手法について打合せを実施。更なる連携の可能性を検討。 ICPSC では、日本から基準を超えるレーザーポインターのインターネット販売(個人輸入)についての事例を紹介したところ、オンライン販売についてグローバルな対応が必要である旨確認された。今後、議題となる可能性あり。
欧州の RAPEXの参 加国が開発 した、リスクを 評価する RAPEX 手 法を用いた、 事故予兆の ための事故 シナリオ作成	132	88	予兆分析の事故シナリオを作成するにあたり、事故(傷害)シナリオを作成してリスク評価を行っている欧州の RAPEX(ラペックス:欧州域内で、重大なリスクのある製品が参加国に流通しないことを目的とした危険情報の共有システム)の参加国が開発した、リスクを評価する RAPEX 手法(傷害に至るシナリオを作成し、そのシナリオを基に発生確率と被害の大きさを想定してリスクを評価する手法)が参考となるため、同手法を活用して事故の評価を実施している。
	—	1	データベースの作成 1 件 事故シナリオ作成の参考とするため、これまで実施した個別事故に対する RAPEX 手法に基づく評価方法、結果等を蓄積し、データベース化。このデータベースの情報を活用することによって、効率的な事故シナリオの作成を行う。
合計	143	103	

上記の活動を補完するものとして、下表のとおり、日本における中国製品のリコール情報の中国への提供、製品安全に係る国際会議の参加及び事故発生シナリオ作成に対する欧州のリスク評価手法(RAPEX)の活用可能性について事件事例を基に評価を実施した。

	<p>5. その他 民間企業からの依頼に基づき、登山用ロープ等について、技術基準適合確認試験を実施する。</p>	<p>5. その他 登山用ロープは消費生活用製品安全法の特定製品に指定されており、滑落時における身体を保護するため、国が示した試験の基準に適合し、その旨を示すマーク(PSC)を表示しなければ販売できないことになっている。機構は、基準で定められている落下衝撃試験及びせん断衝撃試験を行う試験施設を保有している唯一の機関である。 また、登山用ロープのほか、消防・自衛隊等で使用される救助用ロープ等の試験についても、機構が、試験を実施できる唯一の機関である。 これらの試験について、事業者からの依頼に基づき、平成27年度は下表のとおり、依頼件数18件(うち登山用ロープ42本、その他のロープ24本)について試験を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="724 541 1501 768"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>依頼件数</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>18</td> <td>登山用ロープ:42本 その他のロープ:24本</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>31</td> <td>登山用ロープ:33本 その他のロープ:21本</td> </tr> </tbody> </table>	年度	依頼件数	内訳	平成27年度	18	登山用ロープ:42本 その他のロープ:24本	平成26年度	31	登山用ロープ:33本 その他のロープ:21本	<p>5. 評価:B 民間企業からの依頼に基づく、登山用ロープ等に係る、技術基準適合確認試験の実施について、計画を達成した。</p>	
年度	依頼件数	内訳											
平成27年度	18	登山用ロープ:42本 その他のロープ:24本											
平成26年度	31	登山用ロープ:33本 その他のロープ:21本											

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	化学物質管理		
業務に関連する政策・施策	6 保安・安全 6-4 化学物質管理	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化学物質審査規制法、化審法) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法、化管法) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法、化兵法)
当該項目の重要度、難易度	【難易度:高】年度目標 ・事業計画 4.(1)②日 ASEAN 化学物質管理 DB の構築	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0528、0529

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件数	全件実施	—	—	—	—	—	・製造/輸入数量等の技術的確認・整理を行い、物質リストを作成 97,951 件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質 6,718 物質 優先評価化学物質 152 物質 ・スクリーニング評価の実施延べ 7,214 物質 ・リスク評価の実施(評価Ⅰ:延べ 160 物質、評価Ⅱ:7 物質) (全件実施)	予算額(千円)	7,415,375 の内数	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数	1,559,494
新規化学物質の事前審査・確認に関する資料案作成件数	全件実施	—	—	—	—	—	・新規化学物質届出の事前審査に関する資料案作成件数 333 件 ・少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認、数量調整作業等件数 36,370 件 ・中間物等の申出書類について内容確認、指摘事項の作成等件数 187 件 (全件実施)	決算額(千円)	6,993,351 の内数	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,752,154 の内数	1,532,405
化審法に基づく GLP に係る試験施設の基準適合確認についての	全件実施	—	—	—	—	—	4 件 (全件実施)	経常費用(千円)	1,283,861	1,183,639	1,139,677	1,375,091	1,132,532

技術支援協力件数														
新たな化学物質の名称原案作成件数	全件実施	—	—	—	—	—	・化審法の新規審査判定時に名称付与した件数 207 件 ・化審法の優先評価化学物質候補物質に対し名称付与した件数 22 件 ・労働安全衛生法(安衛法)の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数 972 件(全件実施)	経常利益(千円)	▲77,912	7,027	3,456	▲4,952	▲25,708	
化審法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	・中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数 29 件 ・少量新規化学物質の立入検査の実施件数 16 件(全件実施)	行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	1,144,796	
PRTR データの集計・解析の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	・届出データの記録・集計件数 35,573 件 ・自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量の推移・削減状況等の解析物質数 12 物質(全件実施)	従事人員数	397 の内数	408 の内数	407 の内数	422 の内数	68	
化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	・国際機関による検査等の立会い実施件数 21 件 ・事前調査の実施件数 20 件 ・実態調査の実施件数 3 件(全件実施)							
化兵法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	・化学兵器禁止法第 33 条第 4 項に基づく立入検査件数 13 件(全件実施)							
化学物質総合情報提供システムにおける、化学物質の安全性等に関する国内外情報の更新	6 回以上	—	—	—	—	—	6 回実施							
日 ASEAN 化学物質管理 DB の構築	平成 27 年度内	—	—	—	—	—	構築							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績	自己評価	
II-2. 化学物質管理分野	I-2. 化学物質管理分野				全体評価:A
1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の執行支援・執行業務 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。	1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の執行支援・執行業務		1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の執行支援・執行業務 化審法は、人の健康と生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染を防止するために、新しく製造・輸入される化学物質の安全性を上市する前に審査する制度を設けるとともに、化学物質の有害性の情報や事業者から報告された製造・輸入量などに基づいてリスクを評価し、その化学物質の有する性状等に応じて、製造、輸入、使用等を規制する法律である。 機構は、化審法に関する事業者からの相談、事業者から国に提出された安全性試験データの精査と審査資料の作成、化学物質の構造と有害性との相関関係を予測する手法である構造活性相関(QSAR)の活用、審査の合理化の提案などを通じて、国の審査等の執行を技術的に支援している。また、化審法に基づく事業者からの届出や調査、審査により得られた情報と、技術的知見を活かして化学物質のリスク評価を実施するとともに、リスク評価手法の提案や改良を行っている。	1. 評価:A 指標も含め計画を達成したことに加え、「化学物質のリスク評価等の効率的な実施」、「化学物質名称の統一」において、以下のとおり社会や産業界に大きく貢献した。	

<p>(1)リスク評価・新規事前審査</p> <p>化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成等を実施する。豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的な評価手法開発、改良等によるリスク評価手法等の高度化を行い、経済産業省へ提案を行う。</p>	<p>(1)リスク評価・新規事前審査</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成等を実施する。豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的な評価手法開発、改良等によるリスク評価手法等の高度化を行い、経済産業省へ提案を行う。</p>	<p>(1)リスク評価・新規事前審査</p>	<p>指標も含め、以下のとおり計画を達成した。</p>
---	--	-------------------------------	-----------------------------

具体的には、以下の業務を実施する。

①化学物質のリスク評価等

ア 化審法に基づき経済産業省に届け出られた製造・輸入数量等について、技術的な確認・整理を行い、物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。

イ 一般化学物質のスクリーニング評価案及び経済産業大臣、厚生労働大臣及び環境大臣が

・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件数(全件実施)

・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件

①化学物質のリスク評価等

ア 化審法に基づき経済産業省に届け出られた製造・輸入数量等について、技術的な確認・整理、物質リスト作成及び製造・輸入数量等の集計の実施

●製造/輸入数量等の技術的な確認・整理、物質リスト作成(全件実施)

化審法に基づき経済産業省に届け出られた製造・輸入数量情報について届け出られた物質名が対象物質であるかなどの技術的な確認・整理を全件実施し、この確認結果を用いて、事業者が化審法の製造・輸入数量届出に使用する物質リスト(化審法に登録されている化学物質と規制対象に指定されている化学物質のリスト)について延べ 1,359 件の修正や追加、削除等を行い、平成 28 年度届出のための最新版の物質リスト 97,951 件を機構ホームページより公開した。これは、機構は届け出られる前まで知り得なかった情報を素早くかつ的確に分析し、以降事業者がより正しく製造・輸入数量届出を行えるようにするための法施行上重要な作業である。

●製造・輸入数量の集計(全件実施)

化審法に基づき経済産業省に届け出られ、機構にて技術的な確認等の精査を行った製造・輸入数量情報を集計、一般化学物質(化審法に登録されている化学物質のうち、いかなる規制対象にも指定されていない化学物質)6,718 物質及び優先評価化学物質(人の健康と生態系に影響を及ぼす懸念がありリスク評価を優先的に行うべきと判断された化学物質)152 物質の製造・輸入数量の集計結果を経済産業省に報告し、それぞれ経済産業省から製造・輸入数量を合計した数量が公表された。

製造/輸入数量等の技術的な確認	平成 28 年度版化審法物質リストに掲載したレコード数	(全数)97,951 件
	うち、追加、修正及び削除したレコード数	うち、1,359 件
製造・輸入数量の集計物質数	一般化学物質	6,718 物質
	優先評価化学物質	152 物質

イ 一般化学物質のスクリーニング評価案及び優先評価化学物質のリスク評価案の作成・提供、評価手法に関する技術ガイダンスの作成や更新の支援

●一般化学物質のスクリーニング評価案の作成と提供(全件実施)

一般化学物質について、化審法に基づき届け出られた製造・輸入数量情報を用いて環境中への排出量を算出し、物質ごとに排出量に応じたクラス分け(暴露クラス付け)を行い、有害性情報を踏まえて人の健康と生態系に影響を及ぼす懸念があり優先評価化学物質に指定するべきかスクリーニング評価を行った。また、排出量の算出等の段階においては、類似した構造を持つ

化審法に基づく化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価を行うため、製造・輸入数量等について、技術的な確認・整理を全件実施し、物質ごとの製造・輸入数量等を集計するとともに経済産業省に情報提供し、指標を達成した。また、事業者が化審法の製造・輸入数量届出に使用する物質リストを公開した。

化審法におけるスクリーニング評価を適切に全件実施し、経済産業省に情報提供した。

指定した優先評価化学物質（以下「優先評価化学物質」という。）のリスク評価案を作成し、経済産業省、厚生労働省及び環境省（以下「3省」という。）に提供する。

また、優先評価化学物質のリスク評価の透明性を確保するため、評価手法に関する技術ガイダンスの作成や更新を支援する。

数（全件実施）(再掲)

・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件数（全件実施）(再掲)

物質群を含む混合物について、その構造や取扱い実態等から、スクリーニング評価を実施する物質単位を検討した。

評価用物質単位での一般化学物質の排出量の算出を行った物質数は、11,810 物質であった。この排出量算出結果を用いて暴露クラス付けを行った物質数は、7,678 物質であった。この暴露クラス付けの結果と環境省、厚生労働省から提供された有害性情報からスクリーニング評価を実施した物質数は、生態影響として 7,196 物質、ヒト健康影響として 6,918 物質であった。また、類似した構造を持つ物質群を含む混合物について、その構造や取扱い実態等から機構がこれまでに培った化学物質の名称及び構造に関する知見を活用し、スクリーニング評価を実施する物質単位を検討した物質数は、178 物質であった。

一般化学物質のスクリーニング評価の実施	一般化学物質の排出量の算出物質数	11,810 物質
	一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数	7,678 物質
	一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数	合計(重複あり) 7,214 物質
		生態影響: 7,196 物質 ヒト健康影響: 6,918 物質
類似した物質群を含む混合物について、その構造や取扱い実態等から、スクリーニング評価単位を検討した物質数	178 物質	

●スクリーニング評価における課題への対応方法検討と提案

現在、スクリーニング評価では、多くの成分の混合物で、その組成や化学構造も明らかでない物質について、どのような単位でスクリーニング評価を行うことが科学的に合理的かが政策的課題となっている。機構は、これまでに培った化学物質の名称及び構造に関する知見やその構造・物理化学性状等から適切に分類する等の他に類をみない専門的な技術・知見を用いて検討を行い、アルキル鎖長が異なる物質が混在するポリオキシエチレンアルキルエーテル硫酸塩(略称:AES)について評価単位案を作成し、経済産業省へ提案した。

●優先評価化学物質のリスク評価案の作成と提供(全件実施)

優先評価化学物質のリスク評価は、より規制の厳しい第二種特定化学物質(人又は動植物への長期毒性があり、環境中に存在する濃度が人の健康と生態系に影響を及ぼすと懸念される化学物質)に指定する必要性について科学的根拠に基づいて評価し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が判断することを目的として行われる。

リスク評価は、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価(一次)」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価(二次)」とに大きく分かれている。さらに、リスク評価(一次)では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「評価Ⅰ」、取扱い情報の報告を求めべき用途について判断するための「評価Ⅱ」、取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いて有害性調査指示について判断するための「評価Ⅲ」の三段階に分かれている。

優先評価化学物質のリスク評価を適切に全件実施し、経済産業省に情報提供した。

優先評価化学物質のリスク評価(評価Ⅰ及び評価Ⅱ)を実施するため、評価Ⅰについては、製造数量等の届出データを用いた評価を生態影響について 59 物質、ヒト健康影響について 124 物質実施した。

評価Ⅱについては、後述する(「優先評価化学物質のリスク評価を効率的かつ加速化する改善案の経済産業省等への提案と化学物質規制への反映」の項を参照)機構が提案し了承された「評価Ⅱの実施スケジュール」に掲げられている平成 27 年度に実施すべき優先評価化学物質 7 物質(1, 2-エポキシプロパン、アクリル酸 n-ブチル、アクリロニトリル等)につき、全件評価Ⅱを実施(平均 1 物質あたり 120 ページにもおよぶリスク評価書や評価に関連する多くの資料を作成)し、経済産業省、厚生労働省、環境省(以下、「3 省」という。)に対して情報提供し、機構が作成したリスク評価書や評価に関連する資料を用いて 3 省合同審議会で審議された。なお、平成 26 年度実績は 3 物質であったため、平成 27 年度の実績はその倍以上の物質について評価Ⅱを実施した。

「評価Ⅱの実施スケジュール」にある平成 30 年度までの評価Ⅱ実施予定物質数 54 物質に対し、平成 27 年度までに 10 物質が終了した。

機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容

機構が提供したリスク評価(評価Ⅱ)の結果を用いて 3 省合同審議会で審議された結果、1, 2-エポキシプロパンとアクリル酸 n-ブチルについては、現在推計される暴露濃度では人の健康への被害又は環境生物への悪影響のいずれも生ずるおそれがないと判断され、化審法第 11 条に基づき優先評価化学物質の指定を取り消すことが決定された。機構の評価技術を基盤にしたこの指定取り消しは、自動車塗装に使われるアクリル塗料などの汎用性の高いポリマー原料として重要な化学品である 2 物質について、それぞれの化学物質のリスクに応じて措置を軽減する政策的判断がなされたものであり、リスクに応じて適正に化学物質を管理する社会の維持・発展を推進した。

また、優先評価化学物質のリスク評価を行うためには、評価対象物質の各種物理化学性状等の物質特性情報が必要不可欠であることから、今後の実施スケジュールや製造輸入数量の変化等を見据えながら 532 物質について物質特性情報を整備した。

優先評価化学物質のリスク評価の実施	リスク評価実施に向けた物理化学的性状に係る各種データを整備した物質数	532 物質
	製造数量等の届出データを用いた優先評価化学物質の評価Ⅰを実施した物質数	合計(重複あり)160 物質
		生態影響: 59 物質 ヒト健康影響: 124 物質
優先評価化学物質について、評価Ⅱを実施した物質数	合計	7 物質
	生態影響:	4 物質
	ヒト健康影響:	3 物質

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●優先評価化学物質のリスク評価を効率的かつ加速化する改善案の経済産業省等への提案と

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

機構が提供したリスク評価結果を科学的根拠とする適正な政策判断が行われ、汎用化学品である優先評価化学物質 2 物質が指定を取り消されたことは、リスクに応じて企業負担を適正化し、リスクに応じて適正に化学物質を管理する社会の維持・発展を推進した。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

重要な政策課題となっていた化審法に基づく化学物質のリスク評価について、評価を着実に実施することに加え、中長期スケジュール及び簡易版リスク評価書の提案を行い、3 省との調整を経て合同審議会で了承された。その結果、リスク評価書作成期間を短縮し、今後増加していく

化学物質規制への反映

優先評価化学物質のリスク評価(評価Ⅱ)を確実に実施すべく、これまで明確化されていなかった評価対象物質を特定する「評価Ⅱの実施スケジュール」について、機構が、評価の優先度や難易度を考慮しかつ実現可能な長期のスケジュール案を作成し、経済産業省に提案した。

この案をもとに機構と3省で検討され、3省の審議会にて提案、審議の上了承された。これにより、平成30年度まで評価Ⅱは、この実施スケジュールで進められることとなった。長期のスケジュールを作成することで、今後増加していく評価対象物質に対し、限られたリソースを効率的かつ長期的視野に立った配置が可能となり、評価を確実に進めることが可能となった。

また、評価Ⅱを評価の質を維持したまま効率良くかつ加速化する必要があるため、機構は独自に合理的にリスク評価書を簡略化するフォーマットを及びそれを利用すべき物質の要件をも検討した。この検討結果を3省に提案したところ、3省の審議会にて「リスク評価書の簡易版」として評価Ⅱでの利用が了承された。現状の製造・輸入数量及び用途の範囲が継続またはそれ以下であれば、リスクの懸念が認められない結果となる物質については、平均120ページにもわたるリスク評価書ではなく、この簡易版を用いて3省審議会で審議することとなり、図表の簡略化等リスク評価書作成作業の軽減とそれに伴う各機関間の調整作業などの時間を削減できることから業務量を概ね1割以上軽減でき、評価を効率的に実施することが可能となった。

●評価Ⅱを適切に実施するための検討と提案

評価Ⅱ対象物質のうちの1物質の用途に対し、これまでリスク評価の手法が確定されていなかった長期使用製品(1年以上の長期間に渡って使用されるゴム製品など)の排出係数(製品からどの程度の割合で評価対象物質が排出されるのかを係数化した値。多種多様な製品から科学的に妥当な係数を設定する必要があるため、その設定の際には、高度な知見を有するだけでなく、科学的な調査・分析する技術力が必要不可欠)を設定する必要が生じたことから、機構はこの物質の特性や製品への使用の態様等を調査・分析し、排出係数を設定した。排出係数の設定は評価結果に大きく影響し、本来リスクの懸念がない物質にもかかわらず、適切に設定しないことでリスクの懸念となる場合があることから、適切に排出係数を設定することで科学的知見に基づく合理的な企業負担の軽減を通じて産業活動の活性化につながるため、慎重に検討し設定を行った。この検討結果から、環境排出量が推定可能となり評価Ⅱを適切に実施することが可能となった。この評価Ⅱの結果については、3省の審議会において排出係数の設定を含めて審議され了承された。

●優先評価化学物質のリスク評価の透明性を確保するための、評価手法に関する技術ガイダンスの作成や更新の支援

優先評価化学物質のリスク評価の指針である「評価手法に関する技術ガイダンス」について、3省にて英語版を作成するにあたり、機構はその内容の確認や日本語版と齟齬が生じていないかなど英語版作成のための支援を行った。現在、経済産業省にて公開準備中である。

ウ 経済協力開発機構(OECD)の暴露評価タスクフォースへの参画等

OECD 暴露評価タスクフォースにおいて、機構は化学物質管理に関する法律で用いられている化学物質の「用途分類」に関するプロジェクトに参画した。この中では、用途分類の国際整

評価対象物質に対して限られたリソースを効率的かつ長期的視野に立った配置が可能となり、より効率的にリスク評価を進めることが可能となった。これにより、我が国における化学物質による人の健康と環境への悪影響を最小化し、リスクに応じて適切に化学物質を管理し、利用する社会の実現に大きく貢献した。

ウ 経済協力
開発機構
(OECD)の

暴露評価タスクフォースへの参画等を行い、制度運用上の課題等も含め、国内外の情報の収集・整理を行う。

②新規化学物質の審査等

ア 新規化学物質の届出を行おうとする事業者に対し、機構は国による審査に係る技術的事項について相談に応じるとともに、新規化学物質の届出資料を確認し、修正等の助言を行う。併せて、国に対し審査資料の作成を支援する。

イ 少量新規化学物質、中間物(※1)等の申出書類の技術的事項について確認する。

・新規化学物質の事前審査・確認に関する資料案作成件数(全件実施)

・新規化学物質の事前審査・確認に関する資料案作成件数(全件実施)(再掲)

合化に関する文書案に対し、将来的な日本企業への影響を懸念し、機構はこれまで培った日本における化学物質の用途分類に関する知見を用い、日本の産業界が通常想定している用途の分類方法及びその範囲と他国が想定している用途の分類方法及びその範囲に齟齬が生じるなど、日本の産業界が不利とならないよう産業界の意見を聴取しながら具体的に意見をまとめ、経済産業省を介して日本の意見として提出した。

②新規化学物質の審査等

ア 事業者からの技術的事項について相談への対応、新規化学物質の届出資料の確認・修正等の助言、国の審査資料の作成支援(全件実施)

新規化学物質の届出に関する事業者からの技術的事項の相談 756 件に対応した。
届出された新規化学物質の分解性、蓄積性等の試験データ等を 333 件確認し、必要に応じて届出事業者に修正等の助言を行い、その確認した試験データ等から審査シートを作成し化学物質審議会審査部会に説明した。

新規化学物質の事前審査等	事業者からの技術的事項の相談への対応件数	756 件
	届出された分解性、蓄積性等の試験データ等の確認件数	333 件

イ 少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項についての確認

事業者による少量新規化学物質(新規化学物質の届出方法の一種。年間の製造・輸入数量が合計 1 トン以下の新規化学物質)及び中間物(新規化学物質の届出方法の一種。他の物質の原料としてすべて消費する新規化学物質)等の申出について、技術的事項の内容確認、数量の割り当て、指摘事項の作成等を行った。少量新規化学物質については 36,370 件、中間物等については 187 件実施した。

新規化学物質の届出に係る審査支援等を確実に全件実施した。

少量新規化学物質、中間物等の申出確認に係る支援等を確実に全件実施した。

(※1 少量新規化学物質、中間物：新規化学物質の一種。少量新規化学物質は、年間の製造数量及び輸入数量の全国における合計数量が1トン以下のもの。中間物は、化学反応を通じて全量が他の化学物質に変化するもの。)

ウ 新規化学物質等に関する国への届出情報や3省が保有する情報を収載した3省共同化学物質データベースシステムについて、運用、改修等を行う。

新規化学物質の事前確認等	少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認、数量調整作業等件数	36,370 件
	中間物等の申出書類について内容確認、指摘事項の作成等件数	187 件

ウ 3省(経済産業省、厚生労働省、環境省)共同化学物質データベースの運用・改修等

●3省共同化学物質データベースシステム(内部版)の運用

新規化学物質等に関する安全性情報を一元的に管理し、3省の審査関係者が過去の審査結果との整合性や類似物質の試験データを確認するために関連するデータや報告書の入力を行う等3省共同化学物質データベースシステムの運用を確実に行った。また、平成26年度に開始された少量中間物等制度の申出書に関する情報を一元的に管理するためのシステム改修を行った。

新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数	348 件
官報公示情報	185 件
中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	315 件
中間物等に係る実績報告書の入力件数	1,264 件
報告された有害性情報のデータ入力件数	165 件
低懸念ポリマー届出物質のデータ入力件数	65 件
高分子安全性評価情報の入力件数	49 件

事業者の化学物質の自主的管理のため、3省共同化学物質データベースシステムに登録している審査シート(化審法の審査内容をまとめた表)91件について公開準備を行い、3省共同化学物質データベースシステム(公開版:J-CHECK)にて49件公開した(残り42件は平成28年度4月に公開。)

エ 分解性及び蓄積性に関する構造活性相関(※2)手法による予測結果について、新規化学物質の国の審査に必要な情報を国に提供するとともに、データの追加による精度向上等、より適切な国の審査の実施を支援する。
(※2 構造活性相関：
物質の化学構造上の特徴、又は物理化学定数と生物学的活性(生分解

●3省共同化学物質データベースシステム(公開版 :J-CHECK)のデータ追加等

J-CHECK は、事業者に対して化審法に係る法規制情報や国で取得された有害性情報などを提供するデータベースで、3省からの依頼により機構のホームページより公開している。

提供情報の拡張や効率的な運用を図るため、3省と調整し、化審法優先評価化学物質の指定取り消し履歴を表示する機能の追加、管理機能等の改良のためのシステム改修を行った。また、情報を最新に保つために定期的(約2ヶ月毎)に合計6回の更新を行った。

更新回数	6回	
生態影響試験(底質毒性試験を含む)、人健康有害性に関する試験のデータ(IUCLID形式)の追加件数	日本語	約 510 試験 (約 22,000 項目)
	英語	約 490 試験 (約 20,200 項目)
利用者による検索数	約 24 万リクエスト	

エ 分解性及び蓄積性に関する構造活性相関手法による予測結果についての国の審査への情報提供、精度向上等

分解性及び蓄積性に関して、化審法新規化学物質268物質について構造活性相関(QSAR)による予測結果について取りまとめ、新規化学物質の事前審査等の参考資料として化学物質審議会審査部会に説明した。

●データの追加による精度向上

分解性に関する構造活性相関(QSAR)の予測結果の向上を図るために新規化学物質の試験データを入力することが必要となったため、経済産業省や届出事業者と調整し、新規化学物質に関する試験データの利用に関する了解を得た。新規化学物質500物質の分解度試験データ等を入力し生分解性予測モデル(CATALOGIC)の改良を行った。改良の結果、一部予測結果の精度向上が見られたことから、精度が向上した適用範囲等について詳細な検討に着手した。

性、生物濃縮性、各種毒性エンドポイント等)との相関関係。)

オ 構造活性相関に係る取組みを推進するため、必要な国内外の情報を収集・整理するとともに、経済協力開発機構(OECD)等の活動への積極的な参画等を通じ、国際的な動向を調査する。

オ 構造活性相関に関する必要な国内外の情報を収集・整理、経済協力開発機構(OECD)等国际的な動向調査

構造活性相関(物質の化学構造の特徴又は物理化学的性質と、毒性等との相関関係)の予測精度向上や、より効果的な予測手法開発の取組みに必要な国内外の情報を収集整理し、反復投与毒性に関する構造活性相関のシステム(HESS: Hazard Evaluation Support System Integrated Platform)の略。化学物質間のデータの比較や分子構造などにより、化学物質の分類を行うことで未試験化学物質の反復投与毒性の評価を支援するシステム)に関連する試験データ等を追加した。さらに、化学物質 *in silico*(データをもとにコンピュータを用いる物理化学的性状や有害性の評価)評価検討会を開催し、国内外の *in silico* 評価手法に関する調査を行った。

反復投与毒性の予測手法の調査・検討	反復投与毒性に関する構造活性相関(HESS)への追加物質数	
	反復投与毒性試験データ	309 物質
	毒性作用機序情報	11 物質
	代謝マップデータ	150 物質
	新規カテゴリー	9 カテゴリー
	ADME(生体内に吸収、代謝され、消失するまでの過程)情報	247 物質
	化学物質 <i>in silico</i> 評価検討会の開催回数	3 回

●経済協力開発機構(OECD)等国际的な動向調査

OECD ガイダンス作成に寄与するため、化審法新規化学物質の類推による生物蓄積性評価に関するケーススタディ1件及び反復投与毒性試験におけるカテゴリーアプローチ(構造類似性に対し、有害性が類似または規則的なパターンを示す物質群をグループ化して評価する方法)に関するケーススタディ1件(平成27年度にOECD事務局に提案されたケーススタディは全4件。日本からは2件、残りはカナダ1件、カナダ・米国共同1件。)について、機構が有する知見を基に作成・提案した。当該ケーススタディについて専門家レビューを受け、EU、米国、カナダ等の専門家の質問や指摘に対応するためケーススタディを修正し、改訂版をOECDに提出した。平成28年度に上位会合でレビューされる予定。

OECDの会合(新規クリアリングハウス、IATA、QSAR Toolbox マネージメントグループ会合等)に参画し、日本代表の一員として、機構が開発した HESS 予測手法などを情報提供するとともに、国際機関や OECD 各国の構造活性相関に関する動向を収集した。

職員を OECD に出向させ、化学物質管理に係る機構の構造活性相関手法(QSAR)に係る知見

カ 反復投与毒性に関する構造活性相関手法の技術的な検討を行う。

キ 新規化学物質の審査・運用の合理化に向けた検討を行う。

を中心に OECD QSAR Toolbox マネジメント会合やガイダンス作成における加盟各国との調整を図り、事務局として OECD の取り組みの説明を行う等国際的な取り組みに貢献した。

カ 反復投与毒性に関する構造活性相関手法の技術的な検討

OECD ガイダンス作成に寄与するため、化審法新規化学物質の類推による生物蓄積性評価に関するケーススタディ1件及び反復投与毒性試験におけるカテゴリーアプローチ(構造類似性に対し、有害性が類似または規則的なパターンを示す物質群をグループ化して評価する方法)に関するケーススタディ1件(平成27年度に OECD 事務局に提案されたケーススタディは全4件。日本からは2件、残りはカナダ1件、カナダ・米国共同1件。)について、機構が有する知見を基に作成・提案した。当該ケーススタディについて専門家レビューを受け、EU、米国、カナダ等の専門家の質問や指摘に対応するためケーススタディを修正し、改訂版を OECD に提出した。平成28年度に上位会合でレビューされる予定。(再掲)

反復投与毒性試験の構造活性相関に関して、化学物質の分子構造及び毒性情報による化学物質のカテゴリー化を検討し、新たに9カテゴリー作成し、HESS に入力した。

化審法新規化学物質の反復投与毒性試験情報を HESS に掲載することにより、新規化学物質の審査のさらなる精緻化に貢献し、化審法の化学物質管理制度における HESS の活用と関係者の利便性の向上を図るため、HESS の開発に協力関係があり、また、国内における毒性分野の権威である国立医薬品食品衛生研究所と HESS の活用促進のための相互協力について双方の役割分担や権利関係等について調整し、覚書を締結した。平成28年度から毒性情報の体系化作業、HESS の活用に向けた技術的な検討等を開始することとなった。

キ 新規化学物質の審査・運用の合理化に向けた検討

●審査・運用の合理化の提案

化審法の審査では、分解性試験で生じた変化物に対する分析や蓄積性試験が求められるところ、変化物の分析等を要しない評価方法にかかる運用の合理化案について、一部のデータを利用し案を作成した。経済産業省において当該案について了解されたため、残りの全データを利用して当該案の妥当性について再度検証し、経済産業省に提出した。今後の進め方等について経済産業省にて確認中。

一部のデータを利用して、化学物質の構造、水溶解度及び分解度試験結果を解析し、水溶解度の値により分解度試験の実施を省略可能な評価方法の方向性について経済産業省に提案した。今後、評価方法に関する化学物質の構造に関する適用条件や範囲について、残りのデータを利用しつつ精査を進めることについて経済産業省と合意した。

少量新規化学物質申出にかかる作業を効率化するため、申出事項への SMILES(化学物質の構造を文字列で表記する方法)の導入の方向性について経済産業省に提案し概ね了解された。具体的な適用条件等について機構が詳細検討を進め、今後経済産業省に提案する予定。これにより、届出事業者の申出書記載における負担の軽減及び経済産業省における少量新規化学物質の数量調整事務負担の大幅軽減が期待される。

●これまでに採用された合理化提案の活用状況

これまで機構が提案しに採用された合理化検討案件について、運用開始後、以下の申請等

があった。

運用開始時期		削減効果		平成 27 年度 申請等の実績
平成 25 年 度 提案	平成 25 年 度 運用開始	新規化学物質審査に必要な蓄積性試験のうちイオン性化合物の蓄積性試験期間の短縮及び試験費用の削減	試験期間: 約 6 ヶ月 → 約 1 ヶ月 試験費用: 約 700 万円 → 約 100 万円	8 件 うち 4 件は化審法の審査に適用済み
平成 25 年 度 提案	平成 26 年 度 運用開始	新規化学物質審査に必要な蓄積性試験のうち有機化合物の蓄積性試験魚数の削減及び試験費用の削減	試験魚数: 約 4 割減 試験費用: 約 700 万円 → 約 450 万円	1 件
平成 25 年 度 提案	平成 26 年 度 運用開始	少量中間物等申出制度における申請書類の削減	申請書類: 約 1/4 約 25 頁 → 約 6 頁	192 件

●**審査・運用の合理化に向けた情報の収集・提供**

事業者が新規化学物質を届け出る際の試験データとして活用できるように、化審法の新規化学物質届出に必要な蓄積性の試験情報 6 件を機構ホームページから公表した。

今後の新規化学物質の審査や運用の合理化に向けて検討するため、職員を米国 EPA(環境保護庁)に派遣し、化学物質管理に係る新規化学物質の審査に係る知見を中心に、米国と日本の化学物質管理に関する制度、取り組みの違いなどについての機構と米国 EPA との情報交換により、米国の化学物質管理制度の改正動向、リスク評価や新規化学物質の審査の進め方や考え方等に関する情報収集を行い、日本の化審法との制度比較などを行った。

(2)化審法 GLP 制度の技術支援

経済産業省の要請に基づき、化審法の新規化学物質の審査等で用いる安全性試験の信頼性を確保する試験所における管理、試験実施、報告などに関する優良試験所基準(GLP)に係る試験施設の基準適合確認についての書面審査、現地査察、報告書案の作成等技術支援協力を全件実施した。

試験施設に関する書面審査、現地査察及び報告書(案)作成件数	4 件
-------------------------------	-----

(2)化審法 GLP 制度の技術支援
GLP(優良試験所基準(Good Laboratory Practice))に

(2)化審法 GLP 制度の技術支援
GLP(優良試験所基準(Good Laboratory Practice))に

・化審法に基づく GLP に係る試験施設の基準適合確認についての技術支援協力件数(全件実施)

化審法に基づく GLP に係る試験施設の基準適合確認について、技術支援を確実に全件実施した。

係る試験施設の基準適合確認について、経済産業省の要請に基づき、技術支援協力を行う。

係る試験施設の基準適合確認について、経済産業省の要請に基づき、技術支援協力を行う。
また、経済協力開発機構(OECD)の下で行われるワーキングの活動等に積極的に参画する。

(3)化学物質名称原案の提供

化審法における新規化学物質の製造等の規制の該非の判定結果等について、経済産業省の要請に基づき、新たに公示する物質の名称の原案を提供する。

(3)化学物質名称原案の提供

化審法における新規化学物質の製造等の規制の該非の判定結果等について、経済産業省の要請に基づき、新たに公示する物質の名称の原案を提供する。

・新たな化学物質の名称原案作成件数(全件実施)

4件のGLP査察のうち、機構、環境省及び対象GLP機関と調整し、1件は環境省GLPとの合同査察を実施し、通常、試験施設が関連法令の下で個別に受ける査察を、合同実施により約半分の日程となる2日間に短縮し、事業者の負担軽減に寄与した。また、平成26年度まで経済産業省と共同で実施していた査察を機構単独で実施した。

OECDの会合(GLP作業部会)に参画し、日本代表の一員として、日本のGLPの実態を報告や各国のGLPの状況について意見交換や情報収集を行った。また、OECDが開催するGLPトレーニングコースに参加(10月)し、OECDGLP文書の解釈や各国GLP査察の状況について情報収集するとともに、機器類、試験サンプル・標準サンプル及び試験系の査察方法の見直しを行い以降の査察に適用した。

(3)化学物質名称原案の提供

●化審法に関連する化学物質名称原案の検討及び経済産業省への提供

化審法の新規化学物質について、経済産業省の要請に基づき、以下のとおり新規化学物質判定時の名称 207 件(全件)及び優先評価化学物質候補となる化学物質の名称原案 22 件(全件)を検討し、経済産業省に提供した。その結果、3 省(経済産業省、厚生労働省、環境省)により、機構の提案した原案のとおりこれらの物質名称が公示された。

化審法公示名称案の作成	新規審査判定時に名称付与した件数	207 件
	優先評価化学物質候補物質に対し名称付与した件数	22 件

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●労働安全衛生法に関連する公示名称原案の検討及び厚生労働省への提供

厚生労働省からの要請に基づき、新たに労働安全衛生法(安衛法)の新規化学物質の公示名称作成を開始し、着実に全件(972件)作成し厚生労働省に提供した。その結果、厚生労働省は、機構が提案した原案のとおりこれらの化学物質の名称を公示した。なお、化学物質の名称は、法律によらず一定のルールに基づき策定することが、事業者や消費者の混乱を防止する観点から極めて重要であり、この点から機構の原案提供は大きな役割を果たした。

安衛法公示名称案の作成	労働安全衛生法(安衛法)の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数	972 件
-------------	-----------------------------------	-------

新たに公示する物質の名称案を全件作成し、厚生労働省及び経済産業省に提供した。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

化学物質の安全管理に欠かせない新規化学物質や新たに規制される化学物質の名称付与に関して、従来実施していた化審法に加え、新たに安衛法の公示名称作成に取り組み、計1,201物質(前年度比4.7倍)の公示名称案を提供するとともに、厚生労働省からの新たな要請に基づき毒劇法の公示名称についても34物質の確認を行った。この機構の成果により、同一の物質に対して法律ごとに異なる名称になることを防ぎ、化学物質管理を行う事業者の負担軽減等に大きく貢献した。

(4)立入検査
化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

(4)立入検査
化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
また、経済産業省の要請に基づき、3省における立入検査計画の作成及び少量中間物の立入検査マニュアルの改定を支援する。

・化審法に基づく立入検査の実施件数
(全件実施)

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●毒物及び劇物取締法に関連する名称の確認

機構が化審法及び安衛法の公示名称原案を一定のルールに基づいて作成していることが、厚生労働省から評価され、新たに同省からの要請により毒物及び劇物取締法(毒劇法)の名称34件について、規制対象とする化学物質の範囲が化学物質名称と合致しているかどうか、化学物質に名称をつける国際的に統一された方法(IUPAC命名法)にそった化学物質名称かどうかについて確認、政令名称案を作成し、同省に提供した。

●化学物質名称付与ルールの国際標準の採用

化学物質に名称をつける国際的に統一された方法(IUPAC命名法)の改訂を受けて、改訂版IUPAC命名法を化審法及び安衛法の公示名称をつける際のルールへの適用について検討を進めることを経済産業省に提案し、平成29年4月届出以降の公示分について改訂版IUPAC命名法により名称付与する予定で経済産業省に了解された。また、改訂版IUPAC命名法の和訳を作成する日本化学会からの協力要請により、平成26年度の機構成果物である改訂版IUPAC命名法の逐語訳を提供し、改訂版IUPAC命名法の和訳版が出版されることとなった

今後の化学物質管理関連法令の公示名称の改訂版IUPAC命名法の導入に対応するための準備として、安衛法の新規化学物質のうち60件について試行的に名称付与した。

(4)立入検査

●経済産業省の指示に基づく立入検査の実施(全件実施)

新規化学物質であっても予定されている製造等の取扱い方法から見て、環境汚染を生じる恐れがない中間物(他の化学物質をつくる過程で一時的に製造される新規化学物質)等の場合及び全国での製造・輸入予定数量が1トン/年以下(少量新規化学物質)として三大臣(経済産業省、厚生労働省、環境省)の確認を受けて製造・輸入をしている事業所に対して、経済産業省の指示を受けて3省合同で立入検査を延べ45件(全件)確実に実施した。具体的な立入検査結果の指摘事項として、環境放出量の算定根拠となるデータを保有していなかったことや化学物質の組成の分析データが申出の範囲外であったこと等を指摘し、後日、事業者より、根拠データの取り直し、組成範囲の記載修正等の対応を文書にて順次提出させ是正させた。

中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	29件
少量新規化学物質の立入検査の実施件数	16件

●3省における立入検査計画の作成支援

3省と協力して、平成27年9月から平成28年6月までの立入検査計画案を32件策定した。

●少量中間物の立入検査マニュアル改定

平成26年10月新たに少量中間物の申出の制度が設けられ、現状で実施している中間物等の申出に対する立入検査と同様に立入検査実施の必要性を考慮し、マニュアル改定について、

化審法における経済産業大臣の指示に基づく立入検査等を的確に全件実施した。

			少量中間物の現状の申出件数、立入検査の実施効果を含めた議論を経済産業省と開始し、現状の中間物等の立入検査マニュアルを簡略化したものを作成することを目標に定め、本格的なマニュアル改定作業は平成 28 年度に実施することで合意した。	
--	--	--	--	--

<p>2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られるPRTR(※)データの集計、解析等を行い、結果を提供する。</p> <p>また、より円滑なPRTR処理の実現に向け、化学物質管理における事業者の自主管理の促進と国民の理解の増進に向けたPRTRデータ解析の有効活用、制度の運用改善等について検討を</p>	<p>2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られるPRTR(※)データの集計、解析等を行い、結果を提供する。</p> <p>また、より円滑なPRTR処理の実現に向け、化学物質管理における事業者の自主管理の促進と国民の理解の増進に向けたPRTRデータ解析の有効活用、制度の運用改善等について検</p>	<p>・PRTR データの集計・解析の実施件数(全件実施。なお、その際、国民、事業者等の相互理解増進に向けたより有効な解析法の検討を行う。)</p>	<p>2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進</p> <p>化管法は、事業者による化学物質の自主管理を促し、環境汚染を未然に防止することを目的としている。この法律は、事業者が事業所から環境への排出される化学物質の排出量及び廃棄物に含まれ事業所外へ移る移動量を国に届け出て、国はその届出データを集計・公表する制度(PRTR 制度)及び化学物質を他の事業者に譲渡・提供する際に性状や取扱いに関する情報の提供を義務づける制度(SDS 制度)から成っている。</p> <p>機構は、PRTR 制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国唯一の機関である。国の化管法施行の支援のため、電子届出システムの整備、届出データのチェック、届出データの電子計算機への記録、集計などの業務を行っている。また、事業者支援として、PRTR 制度及び SDS 制度に関する情報提供や PRTR 届出作成等に関する実務的・技術的な問い合わせに対応している。</p> <p>●届出データの記録・集計・解析と公表用データ等の作成(全件実施)</p> <p>PRTR 届出データ(35,573 件)の記録・集計を行った。</p> <p>PRTR 届出データを技術的な側面から確認し疑わしいデータについては、必要最小限の件数(882 件)の照会を行った。その結果、排出・移動量データの精度を向上した(排出量及び移動量ともに修正率は約 2%)。</p> <p>国から提供された届出外推計結果(届出事業者以外からの排出)を合わせた公表用データ等を作成した(国から 3 月 4 日に公表)。</p> <p>自主管理計画に基づく有害大気汚染物質(12 物質)(健康影響が生ずるおそれのある物質で大気汚染の原因となる物質)について届出排出量の推移・削減状況等を解析した。</p> <table border="1" data-bbox="667 1123 1647 1354"> <tr> <td>届出データの記録・集計と公表用データ等の作成</td> <td>届出データの記録・集計件数(全件実施)</td> <td>35,573 件</td> </tr> <tr> <td>データ解析</td> <td>自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量の推移・削減状況等の解析物質数</td> <td>12 物質</td> </tr> </table> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●事業者の自主管理促進と国民、事業者等の理解の増進に向けた PRTR データ解析の有効活用</p> <p>経済産業省が緊急に政策的判断・対応が必要となったトリクロロエチレンについて、最新の PRTR データと有害性データを基に迅速にリスクの試算を行い、環境・健康影響についての見解を経済産業省に報告した。これにより、経済産業省は、科学的根拠に基づく適切な政策的判断が可能となった。また、経済産業省と共に産業界に説明を行ったところ、産業界では排出量削減等の対処について検討することとなり、自主管理の促進に貢献した。</p> <p>●化管法の制度の運用改善等に関する提案</p> <p>化管法運用について、行政(国及び地方自治体)の効率化、科学的根拠に基づく合理的な範</p>	届出データの記録・集計と公表用データ等の作成	届出データの記録・集計件数(全件実施)	35,573 件	データ解析	自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量の推移・削減状況等の解析物質数	12 物質	<p>2. 評価:B</p> <p>以下のとおり、指標も含め計画を達成した。</p> <p>化管法に基づき届け出られた PRTR データの集計・解析を全件実施した。</p> <p>なお、国民、事業者等の相互理解増進に向けた取り組みとして、過去 11 年間分の PRTR データについて解析し、排出量の傾向や経年変化をわかりやすく図表等に整理し、ホームページから公表した。</p>
届出データの記録・集計と公表用データ等の作成	届出データの記録・集計件数(全件実施)	35,573 件								
データ解析	自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量の推移・削減状況等の解析物質数	12 物質								

<p>実施し、経済産業省へ提案を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 化管法関連の電子計算機システム、PRTR届出管理システム、PRTR届出作成支援プログラムの運用・維持・管理を行う。</p> <p>イ PRTR排出量算出方法、PRTR届出作成等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。</p> <p>ウ 化管法の届出に関する事業者への啓発活動等を行う。</p>	<p>討を実施し、経済産業省へ提案を行う。</p>	<p>囲での企業の利便性向上の観点から、PRTR届出件数が最も多い(約4割)ガソリンスタンドからの排出量を推計する手法について、可能性調査を行ったうえで、経済産業省に提案した。その結果を受けて、経済産業省において具体化に向けた詳細な検討が行われた。</p> <p>ア. 化管法関連の電子計算機システム、PRTR届出管理システム、PRTR届出作成支援プログラムの運用・維持・管理</p> <p>化管法関連の電子計算機システムの運用、維持・管理を着実にを行った。</p> <p>PRTR届出の受理から届出データ記録、集計までの一連の処理を行うPRTR届出管理システム及び事業者のPRTR届出書作成を補助するPRTR届出作成支援プログラムについて、セキュリティを確保し安定した運用を行うために、運用状況を適宜監視し、脆弱性を回避するためミドルウェア等のアップデートなどの維持・管理を着実に実施した。</p> <p>イ PRTR排出量算出方法、PRTR届出作成等に関する事業者からの問合せへの適切な対応</p> <p>排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ(約600件)や、PRTR届出システム及びPRTR届出作成支援プログラムへの問い合わせ(約4,000件)に回答し、事業者が円滑に届出できるよう、また自治体等が円滑に事務処理できるよう支援した。</p> <table border="1" data-bbox="670 1346 1644 1528"> <tr> <td data-bbox="670 1346 810 1436">問い合わせ対応</td> <td data-bbox="810 1346 1486 1436">事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数</td> <td data-bbox="1486 1346 1644 1436">約600件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="670 1436 810 1528"></td> <td data-bbox="810 1436 1486 1528">PRTR届出システム及びPRTR届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数</td> <td data-bbox="1486 1436 1644 1528">約4,000件</td> </tr> </table> <p>ウ 化管法の届出に関する事業者への啓発活動等の実施</p> <p>自治体担当者向けに機構主催のPRTR事務処理講習会(2回)を実施した。</p> <p>事業者や自治体担当者向けの講習会(計7回)に対して講師を派遣した。</p> <p>化管法関連情報のホームページにおいてPRTR届出に必要な情報を提供し、事業者の届出を支援した。</p> <p>届出の電子化率を向上させるため、電子届出利用を促すためのダイレクトメールの内容を見直し配付する等、届出に関する普及・啓発活動を積極的に行い、電子届出率を前年度比2%(約500件)向上させた。</p>	問い合わせ対応	事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数	約600件		PRTR届出システム及びPRTR届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数	約4,000件	
問い合わせ対応	事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数	約600件							
	PRTR届出システム及びPRTR届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数	約4,000件							

普及啓発	化管法関連情報のホームページへの閲覧ページ数	約 175 万ページ
	自治体担当者向けの機構主催の PRTR 事務処理講習会の開催回数	2 回(2 日)
	自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数	1 回(5 講座)
	事業者向けの自治体主催の講演会への講師派遣回数	6 回
電子届出の利用率	PRTR 届出において、電子届出率	約 58% (前年度約 56%)

エ 経済協力開発機構(OECD)の PRTR タスクフォースへの参画などにより、PRTR の国際整合性を図るための情報の収集・整理を行う。

オ 最新の公表データを用いた PRTR マップを作成し、ホームページで公開する。

エ 経済協力開発機構(OECD)の PRTR タスクフォースへの参画等 PRTR の国際整合性を図るための情報収集・整理

●国内外の情報収集及び情報提供

現在、OECD では、PRTR 制度の国際調和化に加え、PRTR データに付加価値を付け政策的に活用することが重要な課題として取り上げており、その課題を解決するための取り組みが進められているところである。

平成 27 年 11 月に開催された OECD の PRTR タスクフォース会合に参加し、各国の PRTR の取り組みに関する情報収集を行い、各国の方向性等を確認した。これらの結果について、経済産業省に報告した。

OECD 及び UNECE が主催する PRTR グローバルラウンドテーブル会合(約 80 カ国が参加)において、PRTR マップを用いた化学物質管理方法を紹介したところ、主催者のホームページで紹介されるなど、世界に先駆けた PRTR データの付加価値事例として参加各国や国際機関から高い評価を受けた。

PRTR マップが OECD の政策的課題である PRTR データを活用した持続可能な社会を実現するという目的を達成するための有用なツールとして高く評価され、OECD が作成している公式文書案に先進的な取り組み事例として記載された。

平成 27 年 11 月に開催された台湾行政院環境保護署主催の国際化学品管理検討会において、台湾で PRTR 制度の導入を検討するための先進事例として、日本の PRTR 制度の概要、施行状況及び機構の役割等について講演を行った。

オ 最新の公表データを用いた PRTR マップの作成、ホームページでの公開

平成 26 年度公表の PRTR 届出データを含めた、過去 11 年間のデータについて、その推移や変化を国民や事業者等にわかりやすく図表等に整理し、ホームページから公表した。

大気中の化学物質濃度の情報を表示する PRTR マップについて、最新の公表データを反映させたマップを作成し公表した。また、PRTR マップの利用状況についての Web アンケートを実施した結果、主に事業者の社内説明資料に利用されているという実態が明らかになった。

<p>3. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行業務</p> <p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化兵法」という。)の執行を支援する。</p> <p>(1)国際機関による検査への立会い</p> <p>化兵法に基づく国際機関による検査等への立会いについて、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(2)立入検査</p> <p>化兵法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>3. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行業務</p> <p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化兵法」という。)の執行を支援する。</p> <p>(1)国際機関による検査への立会い</p> <p>化兵法に基づく国際機関による検査等への立会いについて、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(2)立入検査</p> <p>化兵法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>3. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行業務</p> <p>化学兵器廃絶を目的とした「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「条約」という。)」では、各締約国に対し化学兵器の生産、使用等を行わないことを義務づけ、化学兵器を保有している締約国に対し化学兵器を廃棄することを義務づけるとともに、条約上の義務が履行されていることを「化学兵器禁止のための国際機関(OPCW)、以下「国際機関」という。)」が確認するための検証制度(申告及び査察)を設けている。日本国内において条約を的確に実施するために化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化兵法」という。)が制定された。</p> <p>機構は、化兵法に基づき、国際機関が日本国内の査察を行う際の立会い業務(査察団が現場で行う分析結果の検証を含む)及び化兵法に定める特定物質を製造または使用する許可を受けている事業者への立入検査業務を経済産業省の指示により実施している。</p> <p>(1)国際機関による検査への立会い</p> <p>経済産業大臣の指示に基づき、以下のとおり化兵法による国際機関が実施する国内の製造事業者等に対する検査の立会いを21件及び事前調査20件全件を的確に実施し、これに付随する実態調査を3件実施した。これにより国際機関からの指摘もなく国際検査が終了し、化学兵器禁止条約締約国としての日本が義務を適切に履行していることが確認された。</p> <table border="1" data-bbox="667 1081 1647 1312"> <tr> <td rowspan="3">国際機関による検査等の立会い業務等</td> <td>化学兵器禁止法第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い実施件数</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>うち、現地での対抗分析実施件数</td> <td>うち1件</td> </tr> <tr> <td>事前調査の実施件数</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実態調査の実施件数</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>(2)立入検査</p> <p>化兵法による経済産業大臣の指示に基づき、以下のとおり国内の製造事業者等に対する立入検査を合計13件全件的確に実施した。これにより特定物質の適正な管理に寄与した。</p> <table border="1" data-bbox="667 1627 1647 1669"> <tr> <td>化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査件数</td> <td>13件</td> </tr> </table>	国際機関による検査等の立会い業務等	化学兵器禁止法第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い実施件数	21件	うち、現地での対抗分析実施件数	うち1件	事前調査の実施件数	20件		実態調査の実施件数	3件	化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査件数	13件	<p>3. 評価:B</p> <p>以下のとおり、指標も含め計画を達成した。</p> <p>化兵法における経済産業大臣の指示に基づき、国際機関による検査等への立会い及び立入検査等に的確に全件対応した。</p> <p>経済産業大臣の指示に基づき、立入検査等に的確に全件対応した。</p>
国際機関による検査等の立会い業務等	化学兵器禁止法第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い実施件数	21件													
	うち、現地での対抗分析実施件数	うち1件													
	事前調査の実施件数	20件													
	実態調査の実施件数	3件													
化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査件数	13件														

<p>このような業務を的確に実施できるよう、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 国際機関や経済産業省が実施する研修に積極的に職員を派遣し、検査への立会いに対応可能な職員の育成と対応能力の向上を図る。</p> <p>イ 国際機関等の動向を把握し、検査実施方法に関する最新関連情報(分析方法、更新された装備品情報等)を入手し、必要に応じ業務実施方法等に反映させる。</p> <p>ウ 特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析訓練を実</p>		<p><u>ア 国際機関や経済産業省等の研修への職員派遣による、検査立会い対応可能な職員の育成と対応能力の向上</u></p> <p>新たに検査立会いを行う職員に対して経済産業省が行う化兵法の趣旨及び具体的な業務内容等に関する担当官研修に2名参加させ、対応可能な職員の育成を図った。</p> <p>国際機関が実施する各種化学兵器剤の検出方法や分析方法等を学ぶ研修に若手職員を延べ3名参加させ、検査への立会いに対応可能な職員の対応能力の向上を図った。</p> <p><u>イ 国際機関等の動向把握、検査実施方法に関する最新関連情報(分析方法、更新された装備品情報等)の入手及び、必要に応じ業務実施方法等への反映</u></p> <p>●国際機関が使用する分析機器の調査と対応した機器の整備</p> <p>国際機関で使用する分析機器を更新するとの情報を受けて、機能等の最新情報の調査を行い、新たに国際機関が導入する分析機器に相当する性能を有する分析機器を選定し整備した。</p> <p>●国際機関による検査の対象物質拡大に立ち会いとして対応するための可搬型分析機器の各支所での分析体制整備</p> <p>国際検査の分析対象物質が拡大することが決定しており、国際機関が現場で行う分析の対象事業所が増大することから、機構が国際機関の分析結果を検証するための対抗分析を実施する場所を従来よりも拡充する必要があった。これに対応するため、機構各支所で可搬型分析装置の設置場所及び分析環境を確保できるか調査を行い、ほとんどの支所で設置場所及び分析環境が確保でき、分析できる体制を整えた。</p> <p><u>ウ 特定物質、指定物質等に対する分析訓練の実施による職員間での共有</u></p> <p>分析訓練として工場からサンプリングした試料の前処理及び国際機関による検査に立ち会う際に機構が使用する分析機器での分析手順について訓練を実施(内部訓練)し技術継承を行った。</p> <p>事業者の特定物質の適切な廃棄処理の支援として、放射性物質を使用する廃棄後の確認分析方法について検討し、事業者へ助言すると共に機構内での技術継承を図った。</p>	
--	--	---	--

	施し、分析方法の向上等について職員間での共有を図る。				
--	----------------------------	--	--	--	--

<p>4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等</p> <p>(1)化学物質総合情報提供システム・日 ASEAN 化学物質管理データベースシステムの整備</p> <p>化学物質の安全性等に関する情報について、国内外における最新の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理、更新し、国民や事業者等への情報提供を行う。</p> <p>また、国際的な情報基盤として、日 ASEAN 化学物質管理DBを構築・整備し、経済産業省が推</p>	<p>4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等</p> <p>(1)化学物質総合情報提供システム・日 ASEAN 化学物質管理データベースシステムの整備</p> <p>化学物質の安全性等に関する情報について、国内外における最新の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理、更新し、国民や事業者等への情報提供を行う。</p> <p>また、国際的な情報基盤として、日 ASEAN 化学物質管理DBを構築・整備し、経済産業省が推</p>	<p>4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等</p> <p>化学物質を安全に利用するためには、化学物質の特性や有害性を把握し、そのライフサイクルにわたって、人及び動植物等に対するリスクを評価し、その評価結果に応じて適切に管理する必要がある。また、企業活動のグローバル化が進み、事業者による国内外の化学物質関連の法規制情報の把握と適切な対応が必要となるとともに、我が国としても化学物質管理制度の国際的な協調を進めることが重要となっている。</p> <p>機構は、事業者等が安全かつ効率的に化学物質管理を行うために、化学物質に関する国内外の最新の法規制情報、安全性情報やリスク評価情報等を収集、整理し、国民や事業者等に向けて情報提供を行っている。また、化学物質管理に関する国際的な取り組みの状況を踏まえ、諸外国との連携を通じて化学物質管理の国際的な協調を支援する活動を行っている。</p> <p>(1)化学物質総合情報提供システム・日 ASEAN 化学物質管理データベースシステムの整備</p>	<p>< 評定と根拠 ></p> <p>4. 評定:A</p> <p>指標も含め計画を達成したことに加え、「日 ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSD)の構築」において、以下のとおり社会や産業界に大きく貢献した。</p> <p>化学物質総合情報提供システム・日 ASEAN 化学物質管理データベースシステムの整備について、以下のとおり実施した。</p>
---	---	---	---

進する「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和の推進の支援を行う。

進する「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和の推進の支援を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

①化学物質総合情報提供システムの運用・整備

化学物質総合情報提供システム（CHRIP）を的確に運用して国民や事業者等への情報提供を行うとともに、次期CHRIPを開発する。

国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等について、次期CHRIPを活用し効率

・化学物質総合情報提供システムにおける、化学物質の安全性等に関する国内外情報の更新(6回以上。なお、その際、最新の法規制情報やリスク評価結果等、関係者に有用な情報の更新を行うよう努める。)

①化学物質総合情報提供システムの運用・整備

●化学物質総合情報提供システム(CHRIP)の情報更新、運用等

CHRIP は、事業者や国などが法令情報や化学物質の有害性情報をもとに化学物質管理を適正に行うために利用されているデータベースである。化学物質の製造や輸入の際には、化審法や安衛法に係る規制対象の有無を確認し適切な管理を行ったり、有害性情報を元に SDS の作成の情報源としたり、事業者が化学物質管理を行うためには欠かせない情報源で、27年度は年間約 284 万件の検索数がある極めて重要なデータベースとなっている。

今年度は、化審法や安衛法等の法規制情報、ハザード情報、暴露情報等について定期的に情報収集、整理を行い、化学物質管理のための最新の情報を的確に提供した。

更新は 6 回行っており、指標を達成した。更新による情報の追加修正などの実績は下表の通りである。

CHRIP の情報更新回数	6 回	
CHRIP の情報更新データ数	情報追加	約 21,000 件
	情報修正	約 33,000 件
CHRIP の検索数	約 284 万リクエスト	
CHRIP の使用等説明会開催回数	1 回	
GHS 分類結果提供数	公表物質数(見直しを含む)	224 物質
	確認後の修正物質数	61 物質

国内外の最新の化学物質規制情報等を提供するため、定期的に情報収集、整備を行い、CHRIP の情報更新を 6 回実施し、指標を達成した。

なお、化審法や安衛法等の法規制情報、有害性情報、暴露情報等について定期的に情報収集、整理を行い、化学物質管理を行うために有用な最新の情報を的確に更新した。

的に情報収集・提供が行えるよう、関係機関との連携拡大等、必要な準備を進める。

●次期 CHRIP 開発

CHRIP 利用者から要望があったデータ拡充や容易なデータ利用を実現し、かつ、新たな日・ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSD)に係る運用費用を抑えながら効率的なデータ整備を行うことを目的として次期 CHRIP の開発を実施した。

開発に際しては、AJCSD との連携を最重要課題として、利用者から要望の高い機能の拡充を始め、データの拡充が容易に行える機能の追加など大幅な機能の追加・見直し、開発を完了した。なお、これにより平成 28 年4月から新 CHRIP の運用を開始している。

●GHS 分類結果の情報提供

平成 26 年度に国が分類、見直しを行った 224 物質について内容を確認し、日本語版及び英語版を公表した。

分類根拠の英訳の際、分類情報の内容に疑義が生じた 101 物質(155 項目)について、国に確認し、回答が得られた 61 物質について修正を行った上で公表した。

●海外規制情報の整備

機構と化学物質管理に係る情報交換及び協力に関する覚書(MOU)を締結している韓国の KCMA(韓国化学物質管理協会)から提供を受けた化学物質の登録及び評価等に関する法律に基づく物質リストについて新規の情報の提供のあり方について検討し、CHRIP からの情報提供を実施した。

中国 NRCC との交渉により中国危険化学品リスト等の情報を CHRIP に掲載する許可が得られたため、CHRIP への掲載準備(翻訳作業)を行うと共に、NRCC の職員が来日した際に意見交換を行い、中国から公表している情報の問題点(中国語の名称と英語名称の不一致など)について指摘すると共に、今後の協力について確認を行った。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●有害性評価促進事業結果の情報提供

リスク評価に必要な人健康有害性について、971 物質(CAS 番号ベースで 5,975 物質)の収集した情報を、精査確認し、公表した。当該公表情報は、化審法に基づくスクリーニング評価(平成 25 年度)において推定排出量が年間 10t 以上で有害性評価が実施されていない物質を対象に収集、整理したもので、化学物質を取り扱う事業者の自主的かつ適切な化学物質管理を行うためには重要な情報である。また、化審法に基づく評価を促進する際の情報としても重要である。

これは、公表後、業界紙の社説に、「化学物質評価で存在感示す NITE」と題し、「化審法の優先評価物質の絞り込みへの利用や、危惧される 2020WSSD 目標達成に希望を与える成果として世界に発信すべき」などとする記事が掲載されており、社会的にもインパクトのある重要な成果である。

上記情報の公表に先立ち、当該事業において検討した人健康有害性情報がない物質に対する評価手法として、機構が開発した HESS 等の *in silico* 技術を活用した事例を日本毒理学学会学術年会においてポスター発表を行った。有害性情報の取得は、長い期間とコストを要すること及び欧米を中心として動物代替試験法の検討が行われており、日本企業においても導入が望

② 日・日 ASEAN 化学物質管理データベースシステムの整備
平成 27 年度内、AMEICC 化学産業ワーキンググループ(※2)で合意された「日 ASEAN 化学物質管理データベース」の開発を行う。日本及び ASEAN 各国の法規制や有害性情報の閲覧が可能となるよう、必要な準備を進める。

まれている手法であり、発表の際には、当該事業に関する質問を受けるなど学会においても高い関心を持たれており、有害性評価手法に係る重要な情報となっている。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容

②日 ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSD)の開発

■指標(難易度:高)に対する実績

日 ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSD)は、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループ(AMEICC-WGCI)において、日本と ASEAN 各国の化学物質規制情報や有害性情報の共通の情報基盤として開発が決定し、日 ASEAN 経済大臣会合で平成 28 年 4 月運用開始するとの目標が示されたデータベースである。ASEAN 各国の化学物質規制情報は、現地語に限られている等、アクセス容易な情報源が存在していなかったため、日本を始めとした各国が ASEAN 諸国における貿易や各国内での円滑な企業活動を行うための障害となっていた。AJCSD の開発により規制制度の透明性が高められ、日本やその他の国から ASEAN 各国への化学製品の輸出が円滑になるほか、各国内での企業活動上に必要な規制把握の欠落による法令違反を犯すリスクを低減することにより、日本企業を始めとする企業活動の円滑化が図られる。これらにより、アジアにおける化学産業を始めとした製造業の持続的発展のためのツールとして EU、アメリカ、韓国、台湾などからも期待されており、欧州化学品庁(ECHA)からは相互リンクの依頼があるなど注目されている。

AJCSD の開発に当たっては、これまでのアジア各国への技術協力を始めとして、AMEICC-WGCI に設置されたテクニカルワーキンググループ(TWG)においても CHRIP の運用実績や GHS 分類結果の情報提供などの技術的知見の高さなどにより各国との信頼・協力関係を構築し、開発作業に当たった。

AJCSD に掲載するため ASEAN8 ヶ国から提供された合計約 8,000 物質のデータについて、化学物質の名称や構造情報に関する専門的な知見を活かして確認を行った結果、化学物質を特定するための最も重要な化学物質名称の間違いや CAS 番号と化学物質名称の不整合、現地語と英語の混在や CAS 番号の不正など、正確性に問題があるデータを多数発見し、各国への確認を行い、データをクリーンアップした。

また、提供されたデータについて規制対象(禁止物質と制限物質)リストの入れ替わりや他法令の規制対象物質リストが混在しているなどの疑義が発見されたため当該国へ確認を行い、修正を行った上で公開した。

データ精査により、AJCSD の誤った情報によってユーザーが法令違反を犯したり、別物質を法令対象物質として誤解を生じたりする危険性を低減し、データベースの信頼性向上を図った上で、AJCSD を公開した。

以上の確認作業については、日 ASEAN 経済大臣会合で決められた平成 28 年 4 月の公開期限に間に合わせる必要があったが、英語化されていなかったために半数に近い約 3,500 物質の提供が遅れた国も一部あり、それらについては計画の約半分の最短で約 6 週間という期間で確認作業を行った。

平成 27 年 4 月から公開されている AJCSD 試行版に対し、法令毎のリスト表示、検索機能の充実、法令解説や FAQ などの利用説明の充実などのユーザーから寄せられた意見を踏まえ

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

ASEAN 各国に対する化学物質データベースの構築やリスク評価の実施等の技術的支援を通じて築いた関係国との信頼・協力関係を活かして、機構が持つ化学物質名称に関する高度な専門知識及び海外法令に関する広い知見に基づき各国から提供された収載データの化学物質名称と CAS 番号の整合等を効率的に精査・修正した。また、試行版のユーザーから寄せられた意見を踏まえてリスト表示や検索機能を充実しユーザビリティを向上して、今まで容易に入手できなかった ASEAN 各国の規制情報をワンストップで入手できる信頼性の高いデータベースを構築し、日 ASEAN 経済大臣会合で決められた平成 28 年 4 月に公開した。AJCSD の提供によって、化学物質の各国法規制や危険有害性情報の共有化が進み、貿易の円滑化が図られるとともに、日本及び ASEAN の化学産業の法令違反に関するリスクを低減することで、我が国企業の ASEAN 域内での円滑な企業活動の向上を図り競争力強化に貢献した。

<p>(2)国内外動向等への調査能力を高め、国等へ報告・提言</p> <p>化学物質管理制度の構築や運用等に係る国内外における調査能力を高め、情報の収集、整備、提供を行うとともに、経済産業省へ報告・提言を行う。</p> <p>製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について、関係機関の研究動向を踏まえて、調査、検討を行うとともに、化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進</p>	<p>るため。</p> <p>(2)国内外動向等への調査能力を高め、国等へ報告・提言</p> <p>化学物質管理制度の構築や運用等に係る国内外における調査能力を高め、情報の収集、整備、提供を行うとともに、経済産業省へ報告・提言を行う。</p> <p>製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について、関係機関の研究動向や海外の動向を踏まえて、我が国として対応に資するようタイムリーに情報の調査、検討を行うとともに、化学物質のリ</p>	<p>て、これらの機能や情報を加えユーザビリティを向上させたシステムとして開発を完了した。</p> <p>平成28年4月末に開催されるAMEICC-WGCI-TWG会合において本格運用版のAJCSDを披露し、正式公開、運用を開始した。</p> <p>AJCSDについては、ASEAN以外の国からも注目が寄せられており、これまで、米国EPA(環境保護庁)とのテレビ定期会合、カナダ環境省との会合、韓国KCMAとの定期会合及びChemicalWatchのセミナーなどで説明を実施し、普及を図っている。</p> <p>(2)国内外動向等への調査能力を高め、国等へ報告・提言</p> <p>●化学物質管理制度の構築や運用改善に関する提案</p> <p>機構は、3省による課題とりまとめに先立ち、前回改正における技術的検討及びその後の運用における経験を踏まえて、スクリーニング評価・リスク評価の加速化・合理化を含む化審法見直しの具体的な案を経済産業省に提案した。</p> <p>化審法の運用改善について、提案項目の一部は3省による「化審法施行状況検討会報告書」に反映され、運用改善の方向性に道をつけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少量新規化学物質(年間の製造・輸入数量が合計1トン以下の新規化学物質)申出の処理効率化のため、電子的に集計できる構造情報(SMILES)を申出内容に導入に関する検討を行った。(1.(1)②より再掲) ・スクリーニング評価合理化のために、化審法における化学物質の扱いを定めている「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の物質区分の基本的考え方の改正案を提案した。 ・スクリーニング評価合理化のために、「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則」の改正案作成(製造数量等の届出制度における届出様式に化学物質の同定情報追加等)を検討した。 ・リスク評価合理化のために有害性情報の報告に関する省令の改正案作成の検討を開始した。 ・優先評価化学物質のリスク評価加速化のために、リスク評価Ⅱの中長期スケジュール案を3省に提案し、3省による評価Ⅱ全体スケジュールの審議会での公表につながった。(1.(1)①より再掲) ・リスク評価書報告様式の簡易版の導入とその様式案を提案し、3省審議会です了承された。(1.(1)①より再掲) ・スクリーニング評価等における構造活性相関(QSAR)や化学物質の構造から安全性情報を予測するカテゴリーアプローチの活用方法の検討と3省合同のスクリーニング評価検討会へ報告した。 	<p>化審法の見直しに関し、これまで蓄積してきた化審法の運用経験と技術力を駆使し、自ら化学物質のリスク評価等に関わる多角的な検討を行い経済産業省に対して提案を行った。その一部は審議会での了承や資料の公表につながるとともに、運用改善の方向性に道をつけた。</p>
---	--	--	--

に向けて、受け手のニーズ等を踏まえながら、情報収集を行う。また、化学物質管理行政において重要な事項が発生した場合には、経済産業省と協議し、必要に応じた対応を図る。

スク等についての国民、事業者、行政機関等のコミュニケーションと相互理解の促進に向けて、受け手の側のニーズ等を踏まえながら、情報収集・提供を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア アジアン・サステナブル・ケミカル・セーフティ構想の下での二国間協力協定(MOC)等に基づき、途上国における化学物質関連データベースの開発や、リスク評価手法の導入等について技術支援を行う。

ア アジアン・サステナブル・ケミカル・セーフティ構想の下での二国間協力協定(MOC)等に基づく、途上国における化学物質関連データベースの開発やリスク評価手法の導入等について技術支援

経済産業省が推進する「アジアン・サステナブル・ケミカル・セーフティ構想」(平成 22 年 10 月に開催された日 ASEAN 首脳会議において我が国より提唱。アジアにおいて科学的リスク評価に基づく効率的な化学物質管理制度の構築を目指す。)の実現に対して、以下により貢献した。

●産業界のニーズ等を踏まえたアジア各国の情報提供:韓国及び台湾

化学物質管理分野での友好な協力関係を構築するための覚書(MOU)を締結した韓国化学物質管理協会(KCMA)及び台湾の安全衛生技術センター(SAHTECH)との定期会合等での情報交換により、互いの法制度・運用への理解を深め連携関係の維持・強化に繋げるとともに、得られた最新情報を経済産業省や産業界へフィードバックし、これら情報により、日本企業の台湾・韓国への輸出を円滑にした。

- ・定期会合による情報交換 : 各1回(10月、3月)(※経済産業省とも連携して実施)
- ・メールによる情報交換:(受領)KCMAから1回、SAHTECHから8回。(提供)両機関へ各4回

台湾 SAHTECH(安全衛生技術センター)との定期会合に際し、産業界の関心が高い毒性化学物質管理法及び職業安全衛生法とそれらの運用について、産業界からの質問や実務上の懸念点(日本企業は台湾当局へ直接手続きができないために生ずる輸出時のトラブルなど)を取りまとめ、会合において確認、討議を行ってその結果を産業界にフィードバックした。これは、産業界において台湾の法令に対する的確な対応と円滑な輸出を行うための情報となった。

産業界の関心が高い化学物質管理法規制を有する台湾の安全衛生技術センター(SAHTECH)との会合に際し、産業界の実務上の懸念点や質問をとりまとめ、会合において確認、討議した結果を産業界に提供した。また、タイにおける有害物質法に基づく新たな制度に関し、経済産業省及び産業界からの要請に基づき、タイ工業省工場局(DIW)に制度実施上の懸念点と化審法における対応を説明し日本の問題意識をDIWに認識させた。以上、台湾又はタイにおいて日本企業が不利益を被るリスクの低減と日本企業の活動の円滑化に大きく貢献した。

SAHTECH から提供された上記法令へのパブリックコメント募集などの情報を産業界が把握していない段階で提供するなど企業活動への支援を行った。これにより、日本国内での産業界内の検討時間が確保され、当該情報を把握できなかったことによる国内企業が被る不利益のリスクを低減することができた。

これらにより、産業界の勉強会での講演依頼や次回台湾 SAHTECH との会合前に機構との積極的な意見交換の実施要望が寄せられるなど産業界にとって機構が国に代わって台湾との重要なパイプ役となっており、提供する情報により円滑な企業活動に貢献をしている。

●産業界のニーズ等を踏まえたアジア各国の情報提供:タイ

タイにおける有害物質法に基づく新たな制度に関し、経済産業省及び産業界からの要請に基づき、タイ工業省工場局(DIW)に制度実施上の懸念点と化審法における対応を説明し日本の問題意識を DIW に認識させた。これにより意見交換の場を平成 28 年 6 月頃に設定することとなった。これはタイにおける日本企業の活動の促進につながる成果である。

●産業界のニーズ等を踏まえたアジア各国の情報提供:中国

産業界の関心が高い中国危険化学品目録などの情報について、NRCC(中国国家安全生産監督管理総局化学品登記中心)の来日の際、意見交換で目録(中国語版)と同英訳版で規定される物質が異なるなどの相違点について内容の確認を行った。中国に輸出する際には中国語版が優先されることから英語版で企業が対応した場合、中国語の申請書と製品が異なる場合も生ずるなどの問題が発生することがあり、その問題点を産業界及び経済産業省にフィードバックし、中国への輸出時のトラブル発生未然防止へ貢献した。

●途上国での化学物質関連データベース開発やリスク評価方法の導入等への技術支援

・経済産業省の二国間協力を通じた途上国への技術支援(今年度締結の MOC(二国間協定)には、機構も立会人署名)

下記の通り、国別ニーズに基づく、各国の当局(制度構築・運用担当者)等への、リスク評価、インベントリー作成及びデータベース(DB)開発等への技術支援を実施し、日本型の化学物質管理の考え方及び経験の普及に貢献した。

タイ: <リスク評価> WS(6 月、12 月)、メールでのフォローアップ、工業省工場局(DIW)との意見交換

ベトナム: <DB 開発、インベントリー作成> JICA 技術協力プロジェクト 7 回(4 月、6 月、7 月、9 月、10 月、11 月、2 月)、来日研修 1 回(11 月)、政策対話(11 月)

インドネシア、ミャンマー(新規): <リスク評価の概要、インベントリー作成> 意見交換(1 月)

・MEPSCC(中国環境保護部固体廃物化学品管理技術センター)からの要請による、化学物質管理に係る DB(データベース)構築の考え方及び経験を伝え意見交換(1 月)を実施し、中国当局に対しても日本型の化学物質管理の考え方の普及及び経験の共有を図った。

●講演を通じた情報発信による、技術支援への貢献

ChemCon アジア(6 月)、上海国際化工技術装備展覧会(8 月)、ChemicalWatch 規制サミットアジア(9 月)、タイ FTI(工業連盟)主催のセミナー(2 月)

機構主催の NITE 講座を通じて日本の産業界へのアジア情報の発信:計 3 回(うち、製品安全センター主催の NITE 講座で 2 回)

イ 欧米の関係機関との間で、化学物質管理に係る情報共有などを進め、協力関係を維持・強化する。

イ 欧米の関係機関との間の化学物質管理に係る情報共有など協力関係の維持・強化

●米国 EPA(環境保護庁)

実態に即した化学物質管理に関する情報交換及び人材交流についての協力意志の確認レターを交換(HP 掲載)し、経済産業省も交えた定期的な Web 会議 3 回(5 月、7 月、1 月)を通じてリスク評価、DB 等の情報共有を進め、協力関係を維持・強化した。また、日米の制度運用比較の参考情報として、経済産業省等へフィードバックした。

●欧州 ECHA(化学品庁)

以下のとおり情報共有を進め、協力関係を維持・強化し、得られた情報は、化学物質管理業務の効率化などを検討する上での参考とした。

- ・意見交換(4 月)
- ・ECHA と日本(厚生労働省、環境省、経済産業省及び機構)で合意済みの協力文書(SOD)に基づく具体的な作業計画(Rolling Work Plan:RWP)の更新。
- ・日 EU 産業政策対話化学品 WG(意見交換 6 月、会合 2 月)にも経済産業省からの要請で参加し、化審法でのリスク評価及び高分子の取扱いを説明し、経済産業省と欧州委員会との協力関係の維持・強化にも貢献。

●カナダ保健省

以下のとおり、意見交換(9 月、3 月)などを通じ、リスク評価促進に向けた経験の共有など情報共有を進め、協力関係を強化した。

リスク評価の促進を目指すカナダ保健省の要望により、カナダ保健省がカナダ企業から情報提供を受けられなかった物質のうち、機構の有害性評価促進事業で収集した物質情報を提供した。カナダ保健省の評価に活用されることにより、日本企業がその物質をカナダへ輸出する際、リスク評価に必要な情報について、最初から要求される手間を省くことにつながった。

ウ 経済協力開発機構(OECD)のハザード評価タスクフォース会合等に参加し、機構が有する化学物質情報の提供を行うとともに、規

ウ 経済協力開発機構(OECD)のハザード評価タスクフォース会合等への参加による情報提供と規制の国際統合化に向けた情報収集

OECD の会合等へ参加又は意見交換を実施して、化審法運用等についての情報提供を行うとともに、それら会合等での議論・検討の情報収集を行い、その結果を経済産業省等へフィードバックし、日本の化学物質管理制度の国際統合化が図られるために貢献した。

- ・OECD ハザード評価タスクフォース会議(6 月)
 - ・SAICM(国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ)の ICCM(国際化学物質管理会議)4(9 月)
 - ・OECD の環境部環境保健安全課長とのバイでの意見交換(10 月)
- (同課長来日時に OECD の活動状況に係るセミナーを開催し、国内関係省庁担当部署間が OECD での活動を正しく認識し共有を図ることにより、無駄な国内合議を減らすことに貢献)

制の国際整合化に向けた情報収集を行う。

エ 事業者、消費者等に向けた適切なリスク伝達方法について、化学物質以外の分野も含め、実態調査を行う。

オ 機構が主催する社会人講座、自治体や産業界が開催するセミナーにおいて、化学物質管理に関する情報発信を行う。また、化学物質管理行政

講演を通じた情報提供と情報収集を行った。
ChemicalWatch 規制サミット-USA(12月)、ChemCon ヨーロッパ(3月)

エ 事業者、消費者等に向けた適切なリスク伝達方法についての化学物質以外の分野も含めた実態調査

●製品経由の化学物質のリスク評価手法の調査等

消費生活用製品に含有される化学物質の直接的な暴露やリスクを適切に管理する必要があり、製品安全センターの事故原因究明においても、事故原因をより明確にするために化学物質管理の観点を導入することを目的に、事故原因を判定するフローに化学物質のリスク評価の実施を取り入れるよう、製品安全センターと協議や意見交換等を行いながら事故原因を判定するフローを変更した。

また、製品安全センターが受理した 2 件(眼鏡及び婦人用ズボン)の事故情報についてこれら製品に含有されていた 3 物質(眼鏡:4-tert-ブチルフェノール、婦人用ズボン:トリクロサン及び 4,5-ジクロロ-2-n-オクチルイソチアゾリン-3-オン)を対象にリスク評価を行った。リスク評価結果は、従前よりも事故の原因を明確にすることに貢献し、判定フローの変更が適切であったことを示しただけでなく、事故を起こした製品を製造した事業者にも結果が伝えられることで、製品製造における化学物質管理の重要性を認識させる結果となった。

●リスクコミュニケーションのための情報の整備、提供

自治体等が主催する講演会等において(参加者は、事業者が主)、ホームページから提供している PRTR マップや PRTR データ分析システムを活用したリスクコミュニケーション(化学物質の管理を適正に行うことを目的として、化学物質に関係する事業者、自治体、地域住民、製品の使用者とリスクに関する情報を共有するために行なわれる対話)の方法等に関する説明を行った(全国で計 5 回 東京都 2 回、埼玉県、相模原市、大和市)。

自治体職員に対し、機構主催の PRTR 事務処理講習会や、経済産業省主催の研修での講演を通じて、PRTR データに基づくリスクコミュニケーション等について説明を行った。

オ. 化学物質管理に関する情報発信及び化学物質管理行政において重要度が高い事項が発生した場合の必要に応じた対応

●NITE 講座の開催・講師派遣・展示

内閣府等とシンポジウムを共催するとともに、NITE 講座を開講(講師派遣 15 回)するなど、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。特に、NITE 講座は当初の定員(30 名)を超える応募に対応し、計 43 名の受講者を受け入れる体制を整えたとともに魅力的な講義の実施に努め各回の平均出席者が 39 名に達する高い出席率を維持し、ユーザーの希望に沿った講座を開講した。

機構主催の講習会を 3 回及び、講師派遣を 24 回実施した。

●ホームページへの情報提供、メールマガジンの配信、プレスリリースの実施

化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、機構のホームページを利用し、法規

<p>において重要度が高い事項が発生した場合には、経済産業省と協議し、必要に応じた対応を図る。</p>	<p>制情報、有害性情報、リスク評価関連情報などについて、最新情報を提供した。特に重要な情報はニュースリリースの形態で発信を行い、今年度は5件のリリースを行った。また、化学物質に関する事故等についての報道機関からの問い合わせに対応した。</p> <p>リリース等の情報提供の結果、専門紙を中心に11回の新聞掲載、3件の雑誌掲載があった。</p> <p>メールマガジン【NITE ケミマガ】の配信(電子メールを利用)を通して、毎週、化学物質管理に関するサイトの新着等の情報を提供した(読者は各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能である。)。また、「NITE ケミマガ」を周知するため、講演を行ったセミナー等の会場においてチラシを配付した。登録者数は、平成28年3月末現在約6,000名(平成26年度比約500名増)となった。</p> <p>●パンフレットの配布</p> <p>化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット(約900部)やCHRIPパンフレット(約800部)、リスク評価に関する解説本である「化学物質と上手に付き合うために」(約1,400部)等の配付を行い機構の活動の理解促進に努めた。</p>	
---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	バイオテクノロジー		
業務に関連する政策・施策	1 経済産業 1-3 イノベーション 2 個別産業 2-1 ものづくり 4 中小・地域 4-4 地域産業 5 エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	特許法施行規則 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)
当該項目の重要度、難易度	【重要度:高】事業計画 4. 生物遺伝資源の利用促進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0528

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数	全件実施	—	—	—	—	—	166件 (全件実施)	予算額(千円)	7,415,375 の内数	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数	1,927,719
GILSP 告示の原案作成件数	全件実施	—	—	—	—	—	1件 (全件実施)	決算額(千円)	6,993,351 の内数	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,752,154 の内数	1,924,228
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	12件 (全件実施)	経常費用(千円)	1,930,912	2,076,940	1,998,404	2,270,452	2,106,488
安全に関わる規格等原案の作成件数	3件以上	—	—	—	—	—	4件	経常利益(千円)	▲16,393	▲13,774	▲7,413	▲8,866	▲12,908
有害菌や安全に関する化学分析データ等の情報提供	5件以上	—	—	—	—	—	6件	行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	2,256,396
特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	248件 (全件実施)	従事人員数	397の内数	408の内数	407の内数	422の内数	77
微生物遺伝資源の増加	100件以上	—	—	—	—	—	195件						
微生物遺伝子機能検索データベース(MiFuP)への機能情報追加	10機能以上	—	—	—	—	—	10機能						
生物遺伝資源の利用に関する海外規制情報等の提供	5ヶ国分以上	—	—	—	—	—	8カ国・地域分						
企業等のニーズ調査の実	10件以上	—	—	—	—	—	42件						

施件数													
企業や公設試験所機関等との共同事業の実施件数	10 件以上	—	—	—	—	—	16 件						
微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会開催	2 件以上	—	—	—	—	—	3 件						
微生物遺伝資源の取扱い等の問合せへの対応件数	100 件以上	—	—	—	—	—	146 件						
企業等の利用者に機構の対応に対する満足度調査を行い、70%以上の利用者から肯定的な評価を得る	70%以上の利用者から肯定的な評価	—	—	—	—	—	100%						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績		自己評価
II-3. バイオテクノロジー分野 1. 生物遺伝資源に関する安全性確保 バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)の執行・支援及び情報提供を行う。携により評価手法の開発を行う。	I-3. バイオテクノロジー分野 1. 生物遺伝資源に関する安全性確保 バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)の執行・支援及び情報提供を行う。		1. 生物遺伝資源に関する安全性確保 機構は、遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響を防止するための国際的な取決めに基づく国内措置を定めた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)について、経済産業省が行う遺伝子組換え生物等の使用に係る運用に対して、事前審査や相談窓口などの技術的なサポートを実施した。 また、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、安全性等の評価をする技術基準等の作成や、微生物安全情報等の提供を実施した。		全体評定:A 1. 評定:A 指標も含め計画を達成したことに加え、「遺伝子組換え生物の規制法(カルタヘナ法)に基づくGILSP告示の運用改善」において、以下のとおり社会や産業界に大きく貢献した。

<p>(1) 申請の事前審査・技術的サポート</p> <p>経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。</p>	<p>(1) 申請の事前審査・技術的サポート</p> <p>経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。</p>	<p>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数(全件実施)</p>	<p>(1) 申請の事前審査・技術的サポート</p> <p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等に関する大臣確認のための事業者からの申請に基づく事前審査を 166 件(全件)実施した。また、カルタヘナ法の審査を行う経済産業省の産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会に対する審査資料の作成等の審査支援(3 件)を実施した。このうち、これまで経済産業省で審査したことがない遺伝子組換えマウスを用いた物質生産の案件については、事業所への現地調査も実施した。さらに、事業者からの照会等への対応を合計 126 件実施した。</p> <table border="1" data-bbox="652 409 1647 955"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数</td> <td></td> <td>169 件</td> <td>268 件</td> </tr> <tr> <td>うち、機構による事前審査対象件数</td> <td></td> <td>166 件 (全件実施)</td> <td>265 件</td> </tr> <tr> <td>うち、産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数</td> <td></td> <td>3 件</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>事業者からの照会等への対応件数</td> <td></td> <td>126 件</td> <td>82 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内 訳</td> <td>面談による事前相談</td> <td>15 件</td> <td>14 件</td> </tr> <tr> <td>電子メールによる問い合わせ</td> <td>64 件</td> <td>35 件</td> </tr> <tr> <td>電話による問い合わせ</td> <td>47 件</td> <td>33 件</td> </tr> </tbody> </table>	項目	年度	平成 27 年度	平成 26 年度	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数		169 件	268 件	うち、機構による事前審査対象件数		166 件 (全件実施)	265 件	うち、産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数		3 件	3 件	事業者からの照会等への対応件数		126 件	82 件	内 訳	面談による事前相談	15 件	14 件	電子メールによる問い合わせ	64 件	35 件	電話による問い合わせ	47 件	33 件	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>また、産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会への審査支援について、これまで当該委員会において審査実績のなかった案件に関し、現地調査を行う等経済産業省を技術的側面から支援した。</p>
項目	年度	平成 27 年度	平成 26 年度																															
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数		169 件	268 件																															
うち、機構による事前審査対象件数		166 件 (全件実施)	265 件																															
うち、産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数		3 件	3 件																															
事業者からの照会等への対応件数		126 件	82 件																															
内 訳	面談による事前相談	15 件	14 件																															
	電子メールによる問い合わせ	64 件	35 件																															
	電話による問い合わせ	47 件	33 件																															
<p>(2) GILSP 遺伝子組換え生物告示の原案作成</p> <p>経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経</p>	<p>(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成</p> <p>経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経</p>	<p>・ GILSP 告示の原案作成件数(全件実施)</p>	<p>(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成</p> <p>最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等することができるものとして大臣が告示で定める GILSP 遺伝子組換え微生物のリストについて、経済産業省からのリストへの追加及び見直しの要請1件に対して告示改正原案の作成を確実に実施した。</p> <p>また、経済産業省の産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会での GILSP 告示の改正及び告示の記載方法の変更について審議するための資料を作成するなど技術的支援を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="652 1312 1647 1407"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GILSP 告示原案の作成件数</td> <td></td> <td>1 件(全件実施)</td> <td>1 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●GILSP 告示への掲載方法の改善・見直し</p> <p>従来は、GILSP 告示への掲載において、挿入 DNA のアミノ酸変異箇所について詳細に記載していたが、機構の事前審査や GILSP 告示原案の作成により蓄積された知見・経験に基づき、機構において挿入 DNA により産生される物質の機能上の基本的性質に著しい変化が認められない場合には、アミノ酸変異箇所を記載しないといった安全性の確保を前提とした GILSP 告示への掲載方法の改善案を策定し、経済産業省に機構から提案したところ、経済産業省が行う遺伝子組換え生物の使用に係る同告示の運用が見直され、機構から提案した案が採用された。これにより事業者のノウハウに相当する部分を公開しない形での「GILSP 遺伝子組換え微生物リスト」への掲載が可能となり、安全性が確保されたリスト掲載案件については、最小限の</p>	項目	年度	平成 27 年度	平成 26 年度	GILSP 告示原案の作成件数		1 件(全件実施)	1 件	<p>経済産業省の要請に基づき GILSP 告示原案の作成を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>事業計画における業務は、「経済産業省の要請に基づき GILSP 告示原案の作成を行い、経済産業省に報告する」であるが、事業者の利益を確保した形での GILSP 告示におけるアミノ酸変異箇所の記載のあり方を検討し、審査期間及び申請書類の大幅な削減を実現する機構提案の GILSP 告示への掲載方法の改善案が、産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会です承され、採用された。さらに、新たな掲載方法により、安全レベルを維持した上で、従来であれば事業者のノウハウであるアミノ酸変異箇所が「GILSP 遺伝子組換え微生物リスト」への掲載により公開されることから、ノウハウ秘匿のため審査を申請せざるを得なかった案件に関し、事業者がより当該リストの掲載に応じやすくなることで、申請が不要となることによる行政コストの削減だけではなく、事業者における負担削減と計画的な事業実施が可能となり、製品の早期市</p>																						
項目	年度	平成 27 年度	平成 26 年度																															
GILSP 告示原案の作成件数		1 件(全件実施)	1 件																															

経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物」(以下「GILSP 告示」という。)の原案作成を行う。

経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物」の原案作成を行い、経済産業省に報告するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。

(3) 立入検査

カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

(3) 立入検査

カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

・カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)

拡散防止措置を執っていれば、カルタヘナ法に基づく遺伝子組み換え生物等の産業上の使用等に関する大臣確認のための申請をせずに遺伝子組換え生物を使用できるようになった。そのため事業者では、大臣確認のための申請書の作成が不要となり、審査も受ける必要がないため、事業をストップすることなく、製品開発等を計画的に実施することができることから、製品の早期市場投入が可能となり、バイオ産業の促進が見込まれる。また、当該改善・見直しについて、業界団体が主催するカルタヘナ法説明会においてアンケート調査を実施したところ、遺伝子組換え微生物を産業利用している企業等からも有用な制度であるとの評価を得た。

企業のノウハウに相当する部分を公開しない形とした GILSP 告示への掲載方法の改善による効果		
「GILSP 遺伝子組換え微生物リスト」への掲載	ノウハウが公開されるとして掲載していなかった場合	⇒ 掲載方法の改善によりノウハウが公開されることがなくなったため掲載することとなった場合
遺伝子組換え微生物の産業上の使用等における大臣確認申請の要・否	リストに掲載されていないため使用等の都度必要	⇒ リストに掲載されれば不要
大臣確認申請後の審査に要する期間(使用可能になるまでの期間)	最大1ヶ月(承認されるまで審査対象遺伝子組換え微生物の使用等不可)	⇒ 申請不要のため、0日(申請することなく、すぐに遺伝子組換え微生物の使用等可)
大臣確認申請に要する書類の頁数	約30頁	⇒ 申請不要のため、0頁

(3) 立入検査

経済産業省からの指示 12 件(全件)に対し、事業者の法令遵守状況について立入検査を実施。結果は経済産業省に報告した。

項目	年度	平成 27 年度	平成 26 年度
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数		12 件(全件実施)	11 件

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●遺伝子組換え微生物の漏洩等の事故や法令違反が発生した場合の経済産業省の対応マニュアル作成支援

遺伝子組換え微生物を使用等している事業者等が漏洩等の事故や法令違反を起こした場合に経済産業省が迅速な初動対応ができるようにするための対応マニュアルの作成において、機構が保有する遺伝子組換え微生物に関する性質等を踏まえた技術的支援を実施。経済産業省は当該マニュアルを策定済。

場投入によるバイオ産業の促進を実現した。また、遺伝子組換え微生物を産業利用している企業等からも有用な制度であるとの評価を得た。

カルタヘナ法に基づく立入検査を全件実施し、指標を達成した。

(4)バイオテクノロジーを活用した安全評価方法の開発
 バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための技術基準や規格等の原案を作成する。

(4)バイオテクノロジーを活用した安全評価方法の開発
 バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための技術基準や規格等の原案を作成するとともに、これに必要なデータの整備・提供を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う遺伝子組換え微生物等の第一種使用の審査のための基準策定等の検討に参画し、必要な技術的データを提供する。

・安全に関わる規格等原案の作成件数(3件以上。なお、その際、より社会的貢献度の高い規格等原案の作成に努めるものとする。)

(4)バイオテクノロジーを活用した安全評価方法の開発

微生物の安全で適切な利用のために、バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための技術基準や規格等の原案を作成するとともに、これに必要なデータの整備・提供を行った。安全に係わる規格等原案については、遺伝子組換え微生物の収去・検出手法等及び有害菌の判別手法や微生物生態系影響評価手法等において、産業利用の頻度の高い微生物に係る作業手順書原案を4件作成した。

安全に関わる規格等原案の作成件数		4件
内	イ. 遺伝子組換え微生物の収去・検出手法等	遺伝子組換え枯草菌の収去・検出標準作業手順書原案 遺伝子組換えシュートモナス属細菌の収去・検出標準作業手順書原案
	ウ. 有害菌の判別手法や微生物生態系影響評価手法等	有害菌 Acinetobacter 属細菌を判別するMLSA法に係る作業手順書原案 次世代シーケンサーを用いた微生物生態系影響評価手法に係る作業手順書原案

ア カルタヘナ法に関連して経済産業省が行う遺伝子組換え微生物等の第一種使用の審査のための基準策定等の検討への参画及び必要な技術的データの提供

経済産業省が一般財団法人バイオインダストリー協会に委託した「遺伝子組換え微生物等の産業活用促進基盤整備事業」に委員として参画し、遺伝子組換え藻類を開放系利用した際の安全性評価について専門的な立場から知見を述べた。また、報告書の作成において、「遺伝子組換え微生物の第一種使用等に関する生物多様性影響評価書記入要領」の取りまとめに協力するとともに、海外動向調査の一環として「環境リスク評価・リスク管理に関する動向調査」の章の執筆を担当した。

これまで判別が困難であった有害菌と非有害菌を区別する評価手法に係る手順書案等安全に関わる規格等原案を4件作成し、指標を達成した。その際、産業利用の頻度の高い微生物を対象にする等、より社会的貢献度の高い規格等原案の作成に努めた。

イ 遺伝子組換え微生物が漏洩したことを想定し、枯草菌等に対する収去・検出手法等の開発を行い、手順書の作成を行う。

ウ 有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格原案を作成する。

イ 遺伝子組換え微生物の収去・検出手法等の開発及び手順書の作成

遺伝子組換え微生物が漏洩した際、カルタヘナ法に基づく立入検査の一環として生物の収去を行うが、その生物が遺伝子組換え生物であるか否かを確実に判断するために、収去・検出手法等の開発及び手順書を作成した。

収去・検出手順書の種類	進 捗
遺伝子組換え酵母	産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会(平成27年8月)において審議のうえ、了承。経済産業省の立入検査作業手順書として承認された。
遺伝子組換え枯草菌	検証実験を実施し、作業手順書原案を作成。当該原案が機構の検出技術検討委員会において了承され、外部専門家の高い信頼性を得た。今後、経済産業省の立入検査作業手順書として承認されることを目指す。
遺伝子組換えシュードモナス属細菌	検証実験を実施し、作業手順書原案を作成。今後、経済産業省の立入検査作業手順書として承認されることを目指す。
遺伝子組換えウイルス(バキュロウイルス)	手順書作成のための検証実験の内容が機構の検出技術検討委員会において了承。了承された検証実験の内容を踏まえ、今後、水環境及び土壌に漏洩したDNAの消長確認実験により基礎データを集めるとともに、そのデータを活用して環境漏洩実験を開始。

ウ 有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格原案作成

微生物の産業利用において、微生物の持つリスクを知るための最初の段階として、微生物の分類を正しく行い、その微生物が有害菌に該当するかどうかを調べる必要があることから、Acinetobacter 属細菌を正しく分類する評価手法(MLSA 法)に係る作業手順書案を作成し、MLSA 法で用いる遺伝子とともに公開した。

汚染された土壌を元の状態に戻すため微生物に有害物質を処理させるなど、自然環境に微生物を投入することによって産業利用する場合がある。その際の生態系への影響を評価するための手法(微生物生態系影響評価手法)として、次世代シーケンサーを用いた評価手法に係る作業手順書案を作成し、公開した。また、企業より問合せの多い「試料処理の方法が評価結果に及ぼす影響」に関し解説資料を作成し、公開予定。

エ 分子生物学的な技術を活用し、生体由来製品(天然タンパク質繊維)の鑑別方法を業界団体と連携して開発する。

エ 分子生物学的な技術を活用した生体由来製品(天然タンパク質繊維)の鑑別方法の開発

業界団体にヒアリングを実施し、生体由来製品の信頼性向上のために繊維判定の高精度化が必要なことが判明した、カシミア繊維との目視鑑別が困難なラクダ繊維について、解析を開始。ラクダ繊維のタンパク質解析(プロテオーム解析)により発見した繊維鑑別に必要なタンパク質断片(ペプチド)を用いて、ラクダ繊維混用率算定試験方法を作成した。

ISO(国際標準化機構)/TC38/WG22が実施するカシミア、ヒツジ、ヤク繊維に関する鑑別方法の複数の試験機関による国際信頼性検証試験に参加し、サンプルの粉碎方法、分析機器の設定条件等の技術上の問題点を指摘することにより、より精度の高い国際規格の作成に寄与した。

機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容

機構が、短時間で簡便に解析可能なカシミア、ヒツジ、ヤク繊維混用率算定試験方法を開発し、ISO/TC38/WG22で紹介し、国際標準化の賛同を得た。平成28年度に当該方法を新規作業項目として提案予定。

(5)微生物安全情報の提供

バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物の安全に係わる情報を提供するとともに、バイオテクノロジーを用いて人体への影響を分析しその結果を提供した。有害菌や安全に関する化学分析データ等の情報提供については、微生物の安全性や安全な取扱い等、バイオテクノロジーを活用した分析・解析及び製品事故の原因物質の特定及び公表において、健康被害をもたらした化学物質等に関して事業者や関係機関に6件情報提供した。

有害菌や安全に関する化学分析データ等の情報提供件数		6件
内 訳	ア. 微生物の安全性や安全な取扱い等に関する情報提供	カルタヘナ法における規制等に関する情報提供 有害菌の規制等に関する情報提供
	イ. バイオテクノロジーを活用した分析・解析	アレルギーに関する自然由来の色素を含むタンパク質の解析結果の情報提供
		アレルギーに関する防腐剤の解析結果の情報提供
		アレルギーに関する加水分解タンパク質の解析結果の情報提供
ウ. 製品事故の原因物質の特定及び公表	アレルギーに関する製品事故の原因物質の情報提供	

・有害菌や安全に関する化学分析データ等の情報提供(5件以上。なお、その際、事業者等にとってより有用性の高い情報提供に努めるものとする。)

(5)微生物安全情報の提供

既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。

また、製品安全及び消費者安全行

(5)微生物安全情報の提供

既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。

また、製品安全及び消費者安全行

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

検査機関においても判別が困難な獣毛繊維(天然タンパク質繊維)鑑別法について、従来法より解析期間及び簡便性において優位な機構が開発した手法の国際標準化への道筋を開いた。

有害菌や安全に関する化学分析データ等の情報提供を6件実施し、指標を達成した。その際、事業者等にとって微生物を取り扱う際や安全な製品開発に参考となる微生物の安全性や健康被害をもたらした化学物質に関する情報等有用性の高い情報提供に努めた。

政を支援するため、バイオテクノロジーを利用し、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故原因分析及び情報提供を行う。

政を支援するため、バイオテクノロジーを利用し、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故原因分析及び情報提供を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 講習会、セミナー等を通じ、バイオ産業分野への新規参入を含めた企業等に対し、有害菌リストを含む、微生物の安全性や安全な取扱い等の情報を提供する。

ア 講習会、セミナー等を通じた微生物の安全性や安全な取扱い等に関する情報提供

一般財団法人バイオインダストリー協会が企業等に対して実施した「カルタヘナ法説明会」(参加企業数 65 社・130 人)において、機構職員が参加し、昨年度の運用改善の内容、申請様式の記載方法などについて説明した。

また、既知のヒトや主要動物の病原性細菌をリストに取りまとめ、機構のホームページで公開している利用したい微生物が有害菌に該当するかどうかを簡単に調べることができる有害菌リストの更新・追加を実施した。

更新回数	3 回
新規情報 追加件数	2 件 (外国為替及び外国貿易法の規制情報、魚介類の病原細菌に関する情報)

さらに、新たに微生物を取り扱うユーザー向けに、微生物アンプルの復元・培養方法や保存方法等の微生物の取扱いに関する「微生物実験講習会」(参加者数 20 名)を開催した。

<p>イ 自然由来の色素、防腐剤、加水分解タンパク質等の化粧品原料について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行う。</p>	<p>イ 自然由来の色素、防腐剤、加水分解タンパク質等の化粧品原料に関するバイオテクノロジーを活用した分析・解析</p> <p>添加物によるショック等の健康被害が発生した化粧品原料について、バイオテクノロジーを活用し原因究明を実施し、規制当局等に情報提供した。</p> <table border="1" data-bbox="655 268 1659 1039"> <thead> <tr> <th>対象物質</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然由来の色素</td> <td>昆虫由来で口紅等化粧品や食品の着色料として使用されるコチニール色素を含むタンパク質について、重篤なアレルギーを発症させる原因タンパク質の解析を終了し、共同研究先に解析結果を情報提供。</td> </tr> <tr> <td>防腐剤</td> <td>一般家庭用品への添加も認められているイソチアゾリノン防腐剤の分離・精製を実施し、精製した物質を学会及び医療機関に提供したところ、当該物質が非常に強力な感作性物質であることが明らかとなり、イソチアゾリノン防腐剤がアレルギーを発症させる仕組みを解明。</td> </tr> <tr> <td>加水分解タンパク質</td> <td>重篤なアレルギーを発症させた加水分解コムギに関するプロテオーム解析結果について、経済産業省に報告するとともに、共同研究先の藤田保健衛生大学と国立医薬品食品衛生研究所を通じて厚生労働省に報告。 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬用部外品原料規格の改正のための基礎データとするため、コラーゲン及び加水分解コラーゲンのプロテオーム解析を実施し、経済産業省に報告するとともに、共同研究先の国立医薬品食品衛生研究所を通じ厚生労働省に解析結果を提供。</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質	内容	自然由来の色素	昆虫由来で口紅等化粧品や食品の着色料として使用されるコチニール色素を含むタンパク質について、重篤なアレルギーを発症させる原因タンパク質の解析を終了し、共同研究先に解析結果を情報提供。	防腐剤	一般家庭用品への添加も認められているイソチアゾリノン防腐剤の分離・精製を実施し、精製した物質を学会及び医療機関に提供したところ、当該物質が非常に強力な感作性物質であることが明らかとなり、イソチアゾリノン防腐剤がアレルギーを発症させる仕組みを解明。	加水分解タンパク質	重篤なアレルギーを発症させた加水分解コムギに関するプロテオーム解析結果について、経済産業省に報告するとともに、共同研究先の藤田保健衛生大学と国立医薬品食品衛生研究所を通じて厚生労働省に報告。 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬用部外品原料規格の改正のための基礎データとするため、コラーゲン及び加水分解コラーゲンのプロテオーム解析を実施し、経済産業省に報告するとともに、共同研究先の国立医薬品食品衛生研究所を通じ厚生労働省に解析結果を提供。	<p>ウ 製品安全センターが受け付けたアレルギーに関する製品事故について、その原因物質を特定し公表する。</p>	<p>ウ アレルギーに関する製品事故の原因物質の特定及び公表</p> <p>機構の製品安全センターからの内部依頼に基づき、部門間連携事業として、アレルギーに関する製品事故の原因物質の特定を 11 件実施し、製品安全センターへ報告した。その後、事故原因が機構の「事故動向等解析専門委員会」の審議を経て公表された。</p> <p>そのうち 1 件については、原因物質を特定したことによって、再発防止策が講じられた。また、重大製品事故においては、イソチアゾリノン防腐剤等の原因物質と考えられる 2 物質を特定し、消費者庁、経済産業省、厚生労働省等関係省庁、関連団体が情報共有のために開催する会合である「化粧品等のアレルギー情報共有化推進連絡会」において、原因物質情報及び解析結果を報告した。その結果、厚生労働省が設立した化学物質事故収集システムで、再発状況の確認を行うこととなった。</p>
対象物質	内容										
自然由来の色素	昆虫由来で口紅等化粧品や食品の着色料として使用されるコチニール色素を含むタンパク質について、重篤なアレルギーを発症させる原因タンパク質の解析を終了し、共同研究先に解析結果を情報提供。										
防腐剤	一般家庭用品への添加も認められているイソチアゾリノン防腐剤の分離・精製を実施し、精製した物質を学会及び医療機関に提供したところ、当該物質が非常に強力な感作性物質であることが明らかとなり、イソチアゾリノン防腐剤がアレルギーを発症させる仕組みを解明。										
加水分解タンパク質	重篤なアレルギーを発症させた加水分解コムギに関するプロテオーム解析結果について、経済産業省に報告するとともに、共同研究先の藤田保健衛生大学と国立医薬品食品衛生研究所を通じて厚生労働省に報告。 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬用部外品原料規格の改正のための基礎データとするため、コラーゲン及び加水分解コラーゲンのプロテオーム解析を実施し、経済産業省に報告するとともに、共同研究先の国立医薬品食品衛生研究所を通じ厚生労働省に解析結果を提供。										

<p>2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務</p> <p>特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許寄託機関として、生物資源の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の保存技術に関する研究開発を行うとともに、その活用を促進する。</p>	<p>2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務</p> <p>特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許寄託機関として、生物資源の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の保存技術に関する研究開発を行うとともに、その活用を促進する。</p>	<p>・特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数(全件実施)</p>	<p>2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務</p> <p>発明について特許を受けるためには、当該発明が特許法で定義される発明に該当するとともに、産業上利用できる発明でなければならない。微生物を利用した発明では、微生物関連発明に係る微生物を寄託機関に寄託し、一定の条件下で分譲を可能とすることで、当該発明に係る微生物の存在を担保するとともに、第三者がその発明の再現性を確認することを可能としている。機構は、特許法に基づく我が国唯一の特許寄託機関として、微生物関連発明に係る微生物の寄託の受付(全件実施)、生存確認試験、保管、分譲等を実施した。</p> <p>また、微生物の保存技術に関する研究開発を行い、その技術の特許寄託業務に活用した。</p> <table border="1" data-bbox="658 449 1662 682"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許寄託の申請受付件数</td> <td></td> <td>248 件(全件実施)</td> <td>275 件</td> </tr> <tr> <td>特許寄託株の分譲件数</td> <td></td> <td>70 件</td> <td>103 件</td> </tr> <tr> <td>国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数</td> <td></td> <td>42 株</td> <td>43 株</td> </tr> </tbody> </table> <p>●保存方法の開発が必要な微生物の長期凍結保存法や乾燥保存法等開発</p> <p>特許庁から維持管理と長期保存に関する技術開発の委託業務を実施。保存方法の開発が必要な微生物として、担子菌(キノコ等)やアンモニア酸化細菌を安定的に保存する方法等を開発。当該保存方法は、今後の特許微生物寄託業務で活用する予定。</p> <p>●動物細胞の保存方法に関する情報収集</p> <p>将来特許寄託の可能性のある再生医療に用いられる細胞の保存方法について、学会等への参加によって情報収集した。</p>	項目	年度	平成 27 年度	平成 26 年度	特許寄託の申請受付件数		248 件(全件実施)	275 件	特許寄託株の分譲件数		70 件	103 件	国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数		42 株	43 株	<p>2. 評価:B</p> <p>特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許寄託機関として、生物資源の寄託の受付(全件実施)、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許寄託事業について指標も含め計画を達成した。</p>
項目	年度	平成 27 年度	平成 26 年度																	
特許寄託の申請受付件数		248 件(全件実施)	275 件																	
特許寄託株の分譲件数		70 件	103 件																	
国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数		42 株	43 株																	

<p>3. 知的基盤整備計画の推進</p> <p>知的基盤整備計画(平成26年3月25日策定)に基づき、我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物株保存事業(カルチャーコレクション事業)を通して、微生物遺伝資源の利用の促進を図る。そのため、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての維持向上、微生物遺伝資源の情報付加への対応を行う。</p> <p>また、国内バイオ産業の国際的発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約等のバイオ産業に関連する国際条約や、バイ</p>	<p>3. 知的基盤整備計画の推進</p> <p>知的基盤整備計画(平成26年3月25日策定)に基づき、我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物株保存事業(カルチャーコレクション事業)を通して、微生物遺伝資源の利用の促進を図る。そのため、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての維持向上、微生物遺伝資源の情報付加への対応を行う。</p> <p>また、国内バイオ産業の国際的発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約等のバイオ産業に関連する国際条約や、バイ</p>	<p>3. 知的基盤整備計画の推進</p> <p>知的基盤は、科学技術基本法に基づき策定される科学技術基本計画において、国民生活、社会経済活動を支える重要かつ不可欠な基盤として、社会資本の整備と同様、国が整備を行うこととされている。経済産業省は、我が国における先端的・独創的・基礎的な研究開発を積極的に推進し、研究開発成果が経済社会で円滑に活用されることを目的とした知的基盤整備を実施し、その一環として生物遺伝資源情報の整備計画を策定している。</p> <p>機構は、経済産業省が策定した知的基盤整備計画に基づき、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての維持向上や微生物遺伝資源の情報付加等を確実に実施した。</p>	<p>3. 評価:A</p> <p>指標も含め計画を達成したことに加え、「インドネシア初の国際標準生物資源機関(BRC)の構築支援」において、以下のとおり社会や産業界に大きく貢献した。</p>
---	---	---	--

<p>オテクノロジーに関する国際標準化についての情報を収集・整理・提供する。</p> <p>さらに、アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進するとともに、微生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維持する。</p>	<p>オテクノロジーに関する国際標準化についての情報を収集・整理・提供する。</p> <p>さらに、アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進するとともに、微生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維持する。</p>				
<p>(1) 世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての機能向上</p> <p>引き続き、微生物遺伝資源の寄託受入れ等による収集を行う。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上を図るとともに、安定的に保存、供給する体制を維持する。</p>	<p>(1) 世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての機能向上</p> <p>引き続き、微生物遺伝資源の寄託受入れ等による収集を行う。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上を図るとともに、安定的に保存、供給する体制を維持し、世界トップクラ</p>		<p>(1) 世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての機能向上</p> <p>機構は、経済産業省が策定した知的基盤整備計画に基づき、これまで約8万の微生物遺伝資源を整備するとともに、当該微生物遺伝資源を医薬品企業、食品企業、化学企業、大学等に幅広く提供しており、世界でもトップクラスの保有数と提供数を誇る微生物遺伝資源機関となっている。一方で、新しい機能を持つ微生物遺伝資源を発見し商業利用するまでには多くの開発コストがかかり、その微生物遺伝資源を適切に保存・管理するには技術面、施設面などで多くの課題が存在していることから、世界トップクラスの質・量を誇る微生物遺伝資源の収集、品質管理の向上を図るとともに、安定的に保存、供給する体制を維持した。</p>	<p>世界トップクラスの質・量を誇る微生物遺伝資源の収集、品質管理の向上を図るとともに、安定的に保存、供給する体制を維持した。</p>	

スの微生物遺伝資源機関としての機能を向上させる。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 機構単独での微生物遺伝資源の収集、国内外の生物遺伝資源機関（BRC）との交換、外部からの譲渡・寄託及び共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。

・微生物遺伝資源の増加（産業界からのニーズを踏まえ、100株以上）

ア 微生物遺伝資源の収集及び提供

国内外の様々な環境から新しい微生物遺伝資源の分離、国内外の生物遺伝資源機関（BRC）と微生物遺伝資源の交換、外部研究者からの譲渡・寄託により、微生物遺伝資源を収集し保存した。

収集した微生物遺伝資源は、事業者や研究開発機関が、製品開発や物質生産などに利用するために提供。また、公的試験方法（日本工業規格（JIS）や日本薬局方など）に指定された微生物遺伝資源も安定的に提供した。

項目	年度	平成 27 年度	平成 26 年度
産業利用上重要な微生物 ^{※1} (NBRC 株)			
登録数		1,104 株	837 株
分譲数	微生物株	9,676 株	8,019 株
	クローン	141	268
	ゲノム DNA	61	91
有用機能等の探索源となる微生物(RD 株)			
保存数 ^{※2}		1,615 株	3,669 株
提供数		8,444 株 (うち、新規 3,818 株)	8,014 株 (うち、新規 3,369 株)

※1: 国内外から産業利用上重要な微生物の種類: 人の病気に関連する微生物、抗生物質生産等の有用性が明らかな微生物、基準株等

※2: 有用機能等の探索源となる微生物の探索国: 日本、モンゴル、ミャンマー

特に、企業へのヒアリングや企業からの問い合わせ等により産業界のニーズが高いものとして「微生物遺伝資源収集戦略」で収集を強化した微生物遺伝資源は、1,104株のうち195株。

微生物遺伝資源の種類	株数
バイオ燃料の生産性に寄与する菌株	64 株
製品の品質安全性向上に寄与する菌株	62 株
健康・医療に関する製品・食品の開発に利用される菌株	69 株
計	195 株

産業界からのニーズを踏まえ、195株の微生物遺伝資源を収集し、指標を達成した。

イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001 に適合した微生物遺伝資源の品質管理を維持する。

ウ 保存している微生物遺伝資源の属性情報を整理・公開する。属性情報に基づき、ユーザーに対し微生物遺伝資源を的確に提供(分譲)する。

(2) 微生物遺伝資源の情報付加への対応

産業界のニーズを踏まえ、産業上有用な遺伝子情報等を

(2) 微生物遺伝資源の情報付加への対応

産業界のニーズを踏まえ、産業上有用な遺伝子情報等を

イ 微生物遺伝資源の品質管理

特定の遺伝子の塩基配列情報に基づく同定による学名の確認に加え、一部の菌株については、遺伝子配列の代わりに、菌株のタンパク質の質量分析データから迅速かつ低コストに同定する手法を用い、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を確実に実施した。

供給する生物遺伝資源の品質を確保するため、国際規格 ISO 9001 の更新審査を平成 27 年 10 月に受け、登録を維持。また、不適合品発生時における顧客への対応を迅速かつ統一的に行うことを目的として、不適合品に関する顧客対応手順書を策定した。

ウ 保存微生物遺伝資源の属性情報の整理・公開

公的試験で指定されている NBRC 株について、産業界からのニーズに基づき、当該菌株が試験で求められている性状を呈するか確認するとともに、当該情報を機構のホームページから公開した。

日本工業規格(JIS)Z2911:2010 かび抵抗性試験で用いられる糸状菌について、試験で必要となる孢子形成に関する情報提供のニーズを踏まえ、培地の違いによる孢子形成量を比較した結果を「かび抵抗性試験で指定される糸状菌株の孢子形成量」としてホームページから公開した。

食品衛生に係る試験法で用いられる微生物について、微生物ごとに指定された検査用の培地を用いた時に示される特有の性状に関する情報提供のニーズを踏まえ、特に問合せの多い大腸菌、サルモネラ菌、ビブリオ属細菌について、試験に用いる食品衛生法に規定される培地上での性状を調査し、当該調査結果をホームページから公開した。

日本薬局方の特定微生物試験で用いられる細菌について、試験に用いる培地で示される性状に関する情報提供のニーズを踏まえ、試験に用いる特定微生物試験法などで使用される培地上での性状を調査し、当該調査結果をホームページから公開した。

(2) 微生物遺伝資源の情報付加への対応

産業界のニーズを踏まえ、以下のとおり産業上有用な遺伝子情報等を収集、整理し、提供した。

収集、整理し、提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 微生物遺伝資源の産業有用機能（環境浄化関連機能等）についての検索が可能なデータベース（MiFuP）に、微生物の金属浸出、金属輸送、毒性物質等の機能情報を付加する。

イ 医薬品開発において利用される可能性が高い、抗生物質等の二次代謝産物を合成する遺伝子クラスターに関する情報を集めたデータベース

・微生物遺伝子機能検索データベース（MiFuP）への機能情報追加（10機能以上。なお、その際、様々な広報手段を活用し、MiFuPの利用促進に努めるものとする。）

ア 微生物遺伝資源の産業有用機能(環境浄化関連機能等)についての検索が可能なデータベース(MiFuP)に対して微生物の金属浸出、金属輸送、毒性物質生産等の機能情報を付加

MiFuPは、微生物の産業利用を促進するため、微生物を活用する事業を検討している事業者等が微生物の機能に関する情報を容易に収集できるツールとして構築した、微生物が持つ産業有用機能である「バイオプラスチック生産」等のキーワードを入力するだけで、その機能を持つと推定される微生物を検索できるデータベース。環境浄化に関連する10機能について、検索可能としたことにより、専門知識を有しない事業者でも、環境浄化に適した微生物の選定が容易になった。

微生物遺伝子機能検索データベース「MiFuP(ミファップ)」	
微生物が有する産業上利用されているもしくは有用と考えられる機能に関する情報付加数	10機能

イ 抗生物質等の二次代謝産物を合成する遺伝子クラスターに関する情報を集めたデータベース(DoBISCUIT)等の公開データベースの充実

DoBISCUITは、医薬品(抗生物質等)の元となる化合物を生産するために放線菌が有する化合物生産に関与する遺伝子集合体に関する情報を網羅的に集約したデータベース。放線菌が生産する化合物には複数の遺伝子が複雑に関与していることから、最新の正確な情報を網羅的に集約することが求められている。DoBISCUITの情報を更新することによって、製薬企業等は研究開発に必要な最新の情報をワンストップで入手できる。

放線菌の二次代謝産物合成遺伝子のデータベース「Do BISCUIT(ドビスキュイ)」	
化合物生産に関与する遺伝子集合体の更新回数	1回
内 追加した化合物生産に関与する遺伝子集合体	2種類
容 情報を見直した化合物生産に関与する遺伝子集合体	42種類

微生物遺伝子機能検索データベース(MiFuP)について、産業上利用されているもしくは有用と考えられる10機能を追加し、指標を達成した。その際、NBRCワークショップや学会等においてMiFuPの利活用方法を紹介すること等によりMiFuPの利用促進に努めた。

	(DoBISCUIT)等の公開データベースの充実を図る。	また、酒や味噌等に利用され、日本の国菌といわれる麹菌のゲノム情報について最新の知見を反映させるため、国内の麹菌研究者らを集めた麹菌アノテーション会議を開催し、再推定した麹菌が保有する遺伝子の機能をゲノムデータベースから公開した。	
<p>(3) 生物多様性条約への対応</p> <p>日本企業が海外の生物遺伝資源にアクセスし、利用できる環境を提供するため、アジア各国の関係者等と連携し、生物遺伝資源の利用に関する情報を収集・整理し、提供する。特に、アジア各国のバイオリソースセンター(BRC)等の集まりであるアジアコンソーシアム(ACM)の活動等を通じ、海外機関とのネットワークを維持する。</p> <p>また、生物多様性条約や</p>	<p>(3) 生物多様性条約への対応</p> <p>日本企業が海外の生物遺伝資源にアクセスし、利用できる環境を提供するため、アジア各国の関係者等と連携し、生物遺伝資源の利用に関する情報を収集・整理し、提供する。特に、アジア各国のバイオリソースセンター(BRC)等の集まりであるアジアコンソーシアム(ACM)の活動等を通じ、海外機関とのネットワークを維持する。</p> <p>また、生物多様性条約</p>	<p>(3) 生物多様性条約への対応</p> <p>生物多様性条約は、地球規模で多様な生物を生息環境とともに保全すること、生物資源の持続可能な方法での利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配を目的として制定された国際条約である。機構は、事業者等がこの条約を遵守した上で生物資源を安心して利用できるようにするために、各国関連法令の調査や情報提供を行うとともに、各国関連機関との情報共有や連携等を実施した。また、我が国の事業者等が海外の生物資源を利用するための環境を併せて整備した。</p>	<p>生物多様性条約への対応に係る業務において、事業者等が生物多様性条約を遵守した上で生物資源を安心して利用できるようにするため、以下のとおり我が国の事業者等が海外の生物資源を利用するための環境整備や各国関連法令の調査や情報提供を行うとともに、各国関連機関との情報共有や連携等を実施した。</p>

カルタヘナ議定書等による規制がユーザーに対して十分理解され、正しい微生物遺伝資源利用を進めるために、関係国の規制内容を収集し、分かりやすく整理し、情報発信を進める。

やカルタヘナ議定書等による規制がユーザーに対して十分理解され、正しい微生物遺伝資源利用を進めるために、関係国の規制内容を収集し、分かりやすく整理し、情報発信を進める。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 生物多様性条約に係る国際会

・生物遺伝資源の利用に関する海外

ア 生物多様性条約やカルタヘナ議定書等に基づく各国の規制法等や運用実態に関する情報収集と経済産業省への提供

以下の会合等に出席し、議場あるいは場外において関係者等から必要な情報を収集し、経

生物遺伝資源の利用に関する海外規制情報等について、8カ国・地域分の情報を提供し、指標を達成した。そのうち、ブラジルとモンゴルについては、国内企業が海外の微生物を利用する場合に必要な手続きに関する情報を提供することによって、規制プロセス等国内企業にとつ

議（OECD バイオセーフティー会合等）への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態について調査し、経済産業省に報告する。

規制情報等の提供(5ヶ国分以上。なお、その際、国別の規制内容に加え規制プロセスなど国内企業にとってより有用性の高い付加的な情報等の提供にも努めるものとする。)

経済産業省に提供した。

参加先	参加目的
生物多様性条約関係	
ECCO(European Culture Collections' Organisation) 会合(平成 27 年 4 月、フランス)	EU 域内カルチャーコレクション(生物資源保存提供機関)の名古屋議定書及び EU 規則への対応状況に関する情報収集
MIRRI (Microbial Resource Research Infrastructure)会合(平成 27 年 4 月、フランス)	EU 域内のカルチャーコレクション(生物資源保存提供機関)参画のもと MIRRI のアクセスと利益配分の方針に関する情報収集
ASEAN 生物多様性会議 (平成 28 年 2 月、タイ)	ASEAN 諸国のアクセスと利益配分及び名古屋議定書対応に関する方針に関する情報収集
カルタヘナ議定書関係	
OECD バイオテクノロジーの規制監督の調和に関する作業部会(平成 27 年 4 月、フランス)	合成生物学、ゲノム編集技術、微細藻類等における最新技術と規制の動向に関する情報収集
リスク評価とリスク管理に関する特別技術専門家部会(AHTEG)(平成 27 年 11 月、ブラジル)	アジア地域代表メンバーの 1 人として、リスク評価とリスク管理における諸外国の考え方について情報収集するとともに、リスク評価ガイダンスの改訂作業を実施
「合成生物学」および「リスク評価とリスク管理」のオンラインフォーラム(生物多様性条約およびカルタヘナ議定書締約国会議の要請により開催)(インターネットでの会議、のべ 14 週間)	政府推薦メンバーとして、合成生物学、遺伝子組換え生物のリスク評価・管理における諸外国の考え方について情報収集するとともに、それらに係る日本の意見を専門家の立場から発信

各国環境省を訪問し法制定・施行状況を確認、また海外の共同事業先等への現地訪問等によって、法律の運用上状況等の実態調査を実施。収集した情報(8カ国・地域分)は経済産業省へ報告した。

生物遺伝資源の利用に関する海外規制情報等の提供件数	8カ国・地域分	
	内	訳
		ブラジル インドネシア フランス モンゴル ミャンマー タイ ベトナム EU

てより有用性の高い付加的な情報の提供に努めた。

イ NITE が二国間協力共同事業を行っている国を中心に、国内企業向けの国別アクセス手引き書を作成し、配布する。

ウ 生物遺伝資源アクセスに関する情報について、分かりやすく整理し、ホームページを通じ広く情報提供する。また、生物遺伝資源アクセスに関するホームページ上の相談窓口を開設する。

エ バイオテクノロジーに関する国際標準化について情報を収集する。ISO/TC276 等の国際標準化会議に専門家として

イ 国内企業向けの国別アクセス手引き書の作成・配布

日本企業等が、モンゴルで微生物を採取し日本に移転する際に必要となるモンゴル国内の手続きをとりまとめ、ホームページにて、国内企業向けの国別アクセス手引き書として配布した。

国内企業向けの国別アクセス手引き書の作成件数	1 カ国分(モンゴル)
------------------------	-------------

ウ 生物遺伝資源アクセスに関する情報提供

日本企業等が、海外の微生物を利用する場合に関する法律、必要な手続きをとりまとめ、ホームページで公開。ブラジルの国内法等に関しては、説明会を実施した。

生物遺伝資源アクセスに関する情報提供件数	2 カ国分	
	内	ブラジルの国内法
	訳	モンゴルの国内法

●生物遺伝資源アクセスに関する相談窓口をホームページに開設

海外の微生物の移転、利用に関する質問を受け付ける相談窓口をホームページに開設した。微生物の所有権の考え方、特定の国からの微生物の輸出手続き、輸入する場合の注意点などについての質問に対し、これまで収集した各国情報や微生物の寄託受付等の経験をもとに、メールまたは面会で回答した。

窓口への相談件数	6 件
----------	-----

エ バイオテクノロジーに関する国際標準化への貢献

ISO(国際標準化機構)において、ヒトから微生物に至るすべての生物資源センター(バイオバンク)における生物資源の収集・受付・提供等運営に関する国際標準化議論が進む中、ISO/TC276 等の国際標準化会議に専門家として、TC276 国内委員会に委員として出席し、国際標準化活動に参加。特に、微生物分野の代表として生物資源センターの運営に必要な標準化条件(一般要求事項)の規格作成に貢献。日本の微生物資源センターが国際社会において生物資源センターとしての十分な質が確保できるように、生物資源センターの国際標準化の方向性に日本の意見を反映。さらに、国内外のバイオバンク事情及び将来の日本のバイオバンクの在り方等について調査を実施し、調査結果を機構の BRC 運営方法の検討に活用するとともに、ISO/TC276 国内審議団体である一般社団法人再生医療イノベーションフォーラムへの提

出席し、国際標準化に貢献する。

オ 生物多様性条約に基づき、生物遺伝資源の二国間移転に関する枠組みを維持する。また、二国間協力の共同事業に関する契約等について、当該国の法規制状況を調査した上で、契約見直しに着手する。

カ アジア各国のBRC等を介した生

供を通して政府に提言した。

オ 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源の二国間移転に関する枠組みの維持

事業者等が生物多様性条約を遵守した上で生物資源を相手国政府等との交渉等を行うことなく安心して利用できるようにするため、各国関連機関と情報共有や連携を行うとともに、我が国の事業者等が海外の生物資源を利用する環境を整備した。

モンゴル、ミャンマー、ベトナムと共同事業契約を結び、日本企業等が、食品や農業等に係わる産業有用な微生物を現地で分離、日本へ移転。日本企業等は、これら微生物を新しい食品の開発や微生物農薬として利用可能か調査した。

企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物	
企業等による微生物利用株数	4,219 株(継続利用を含む)
国内移転数	709 株

二国間共同事業(インドネシア、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)で収集・整理した微生物について、医薬品中間体の探索、酵素の生産等に利用するために、日本企業等へ提供した。

二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物	
日本企業等への提供株数	3,472 株(継続利用を含む) (新規 430 株)

中国、タイ、ベトナムとの二国間共同事業に関する契約を更新した。

国名	更新年月	事業内容
中国	平成 28 年 1 月	中国科学院微生物研究所(IM-CAS)との微生物資源の交換等
タイ	平成 28 年 2 月	タイ国立遺伝子生命工学研究センターとの微生物資源に関する知識、情報、実用技術、経験の交換等
ベトナム	平成 28 年 2 月	ベトナム国家大学ハノイ校微生物学及びバイオテクノロジー研究所との微生物資源の移転、提供制度の構築等

共同事業契約に基づく利益配分を実施。また、モンゴルから 1 名、ミャンマーから 2 名の研究者を招へいし、微生物の分離、同定や分離した微生物のゲノム解析手法に関する演習等を実施した。

カ アジア各国の生物遺伝資源機関(BRC)等を介した生物遺伝資源の移転に関する枠組みの策定

アジア各国の BRC 等で共通したルールを定め、微生物の移転を容易にする枠組みを平成

物遺伝資源の移転に関し、各国の国内法を考慮に入れた枠組みの策定を検討する。

キ アジア各国のBRC等の集まりであるアジアコンソーシアム(ACM)での活動等を通じ、各国との良好な関係を維持する。

ク 独立行政法人科学技術振興機構(JST)と独立行政法人国際協力機構(JICA)の共同事業による地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS事業)により、インドネシア生物遺伝資源アクセスの窓口となるイ

25年度よりタイ、中国、韓国と検討を進めてきた。この取り組みについて、MIRRI(EUの微生物資源の研究基盤について検討する会合)及びASEAN諸国における生物多様性に関する連携と協調について議論する会合において紹介。その結果、当該取り組みは、大変興味深いものであり自国とも共同で実施してもらいたいとの評価。平成28年度以降BRC等を介した生物遺伝資源の移転に関する新たな枠組みを構築予定。

キ アジア各国のBRC等の集まりであるアジアコンソーシアム(ACM)での活動等

・ACM¹12への参加

10月にインドネシアで開催された9ヶ国1地域から15機関が参加する年次会合に参加。

・ACM事務局運営

年次会合で新規機関が円滑に加盟できるようにACM規約を改正。

・ACM活動の広報

MIRRI 会合及びアジアのカルチャーコレクションの運営に資する有益な情報を交換するために開催されたRCCC2015(Regional Conference on Culture Collections 2015)において、ACMとNBRCの活動内容について紹介。ACM事務局として、ACM活動の啓蒙活動を実施した。その結果、海外の3機関がACM加盟希望を表明した。

機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容

ク 独立行政法人科学技術振興機構(JST)と独立行政法人国際協力機構(JICA)の共同事業による地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS事業)による、インドネシア国際標準BRC構築支援

途上国における生物多様性保全及び持続可能な利用の支援事業である「眠れる森のび(美・微)生物プロジェクト」として、平成22年度から平成27年度までインドネシアにおいて地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)を継続して実施した。本事業において、インドネシア科学院(LIPD)に対して生物遺伝資源の保存・提供の手順書の作成支援、微生物の分離・保存技術の提供、インドネシア原産の微生物への性質情報付加に関する研究等を実施し、インドネシアの微生物を保全する生物遺伝資源機関(BRC)としてインドネシア微生物資源センター(InaCC: Indonesian Culture Collection)が構築され、企業等が生物多様性条約を遵守した上でインドネシアの微生物を持続的に利用可能となった。特に、平成27年度は、本事業の最終年度として本事業においてインドネシアで分離された微生物株を保全するとともに、我が国等インドネシア以外の国でも利用可能とするための微生物供給体制を構築した。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

事業計画における業務は、「インドネシア生物遺伝資源アクセスの窓口となるインドネシア初の国際標準BRC構築を支援する」であるが、BRCが構築され、インドネシアの生物資源の多様性確保が可能となり、日本政府がCOP10において約束した途上国支援への協力を達成したことは、JICAによる評価されたとおり大きな成果。さらに、機構と同様の提供システムを用いたインドネシアの生物資源へのアクセスルートの確保により、生物多様性条約を遵守した上で、従来であれば事業者単独による生物資源の入手に関し、政府交渉等に必要であった期間が大幅に短縮するとともに、生物資源の取得費用が大幅に削減することができ、事業者における負担軽減と計画的な事業実施が可能となり、製品のコスト削減と早期市場投入によるバイオ産業の促進を実現した。

¹ ACM : The Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources: 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジアコンソーシアム

インドネシア初の国際標準BRC構築を支援する。

インドネシア科学院(LIPI)との人材交流		
受入研究員数	7名	機構と協力機関にて、微生物の分離・同定・保存・分類等の技術移転を行うとともに、インドネシア産微生物株の評価を実施。
職員派遣数	のべ38名	微生物の採取・分離・機能解析方法、国際標準のBRC運営を目指した人材育成を行うとともに、微生物株の分離を実施。
本事業において分離された微生物株		
	平成27年度	平成26年度
移転株数	累計3,379株	累計3,379株
NBRC 寄託株数	累計703株	累計259株

SATREPS の最終年度であったことから、本事業の成果を最終報告書にとりまとめ、JICA 及び JST に提出した。JICA による最終評価でも高い評価を得た。これにより、日本政府が COP10 において約束した途上国支援への協力が達成されたとともに、InaCC に機構と同様の提供システムと構築することにより日本企業等がインドネシアの生物資源に容易にアクセスできるルートを実現した。

当該アクセスルートを実現したことにより、これまでは日本企業等が単独で直接インドネシアの微生物(500株相当)を分離、移転するために、生物多様性条約を踏まえた相手国の政府や研究機関との交渉や微生物の探索等のための期間が約2.5年、また、費用が約2,200万円必要であったのに対し、今回構築された InaCC を活用して微生物を入手する場合には、InaCC へ注文するだけで生物多様性条約を遵守した上で微生物を入手することが可能となることから郵送期間として約20日、InaCC が設定する分譲手数料として約250万円ですむようになり、事業者がインドネシアの微生物を入手する際の期間と費用が大幅に縮小された。

インドネシアの生物資源の入手にかかる期間	約2.5年 → 約20日
インドネシアの生物資源の入手にかかる費用	約2,200万円 → 約250万円(500株相当)

なお、機構は、InaCC 等を介した生物遺伝資源の移転に関する新たな枠組みを検討するため、平成28年度以降もインドネシア科学院(LIPI)との連携を継続して実施予定。

ケ 二国間協力の共同事業を通じて、アジア諸国の生物遺伝資源に関する人材育成を行う。

ケ アジア諸国の生物遺伝資源に関する人材育成

生物多様性条約における生物資源の持続可能な方法での利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配を目的として、二国間協力の共同事業を通じて生物遺伝資源に関する人材育成を実施。これによって、相手国のバイオテクノロジー全体の底上げに貢献するとともに、日本との協力関係強化につなげた。

タイ	相手国機関名	タイ国立遺伝子生命工学研究センター
	事業内容	「微生物資源管理のためのキュレーター育成プログラムに関するプロジェクト」を実施
	受入研究員数	4名
	職員派遣数	5名
モンゴル	相手国機関名	モンゴル科学院バイオロジー研究所
	事業内容	モンゴルで分離した様々な微生物のゲノム解析手法に関する演習等を実施
	受入研究員数	1名
ミャンマー	相手国機関名	パテイン大学
	事業内容	ミャンマーで分離された糸状菌の分類・同定を実施
	受入研究員数	2名

<p>4. 生物遺伝資源の利用促進</p> <p>知的基盤整備計画を踏まえ、我が国のバイオ産業の中長期的な発展に貢献するため、生物遺伝資源の利用促進を図る。</p>	<p>4. 生物遺伝資源の利用促進</p> <p>知的基盤整備計画を踏まえ、我が国のバイオ産業の中長期的な発展に貢献するため、生物遺伝資源の利用促進を図る。</p>	<p>・企業等のニーズ調査の実施件数(10件以上)</p>	<p>(1)産業界のニーズの発掘</p> <p>●<u>企業等のニーズ調査の実施</u></p> <p>産業界のニーズを発掘するため、企業への訪問等 42 件のニーズ調査を実施した。</p> <p><u>機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容</u></p> <p>●<u>「バイオテクノロジー産業の新たな発展に向けた政策提言書」の経済産業省への提言</u></p> <p>上記のニーズ調査の結果、バイオテクノロジー産業の発展とそれによる健康・医療技術の向上、持続可能な社会の構築及び地方創生等の社会的課題を解決する上で産業規模や国民生活への影響度を考慮した際に波及効果の大きい分野として「健康・医療分野」、「物質生産分野」、「地方創生分野」、「基盤となるバイオバンク・BRC 分野」を取り組むべき政策を検討する分野として選定した。</p> <p>健康・医療分野、物質生産分野、地方創生分野、基盤となるバイオバンク・BRC 分野について、機構の産業界のニーズ調査結果や各分野における現状、ニーズ及び今後の方向性を産学官の有識者を委員とするバイオ産業戦略検討委員会で検討し、機構が国としてとるべき政策を「バイオテクノロジー産業の新たな発展に向けた政策提言書」としてとりまとめ、経済産業省に提言。経済産業省は、機構の提言が、生物遺伝資源に関する IT を用いた解析等最新技術を考慮した上で当該技術が生産工程の効率化等バイオ産業に与える効果について分析したものであり、我が国における今後のバイオ政策の在り方を議論する上で特に重要であると評価し、当該提言を経済産業省におけるバイオ政策の方向性を議論する産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会で活用し、生物機能の可能性を新産業創出に結びつけるための検討を促進した。この結果、経済産業省から「スマートセルインダストリー」の実現に関する中間報告書が発表予定である。</p> <p>なお、機構は、平成 28 年度から、提言した国としてとるべき政策のうち、機構が実施可能な技術的支援に関する調査を開始した。</p>	<p>4. 評定:A</p> <p>指標も含め計画を達成したことに加え、「バイオテクノロジー産業の新たな発展に向けた政策の提言」、「地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援」において、以下のとおり社会や産業界に大きく貢献した。</p> <p>産業界のニーズを発掘するため、企業等のニーズ調査を 42 件実施した。</p>	
<p>(1)産業界のニーズの発掘</p> <p>ヘルスケア、エネルギー、環境(バイオレメディエーション等)等の分野について、産業界のニーズを調査し、現状及び今後の動向・方向性を取りまとめるとともに、国としてとるべき政策について経済産業省に提言する。また、機構自らの微生物遺伝資源の種類</p>	<p>(1)産業界のニーズの発掘</p> <p>ヘルスケア、エネルギー、環境(バイオレメディエーション等)等の分野について、産業界のニーズを調査し、現状及び今後の動向・方向性を取りまとめるとともに、国としてとるべき政策について経済産業省に提言する。また、機構自らの微生物遺伝資源</p>		<p>●<u>「バイオテクノロジー産業の新たな発展に向けた政策提言書」の経済産業省への提言</u></p> <p>上記のニーズ調査の結果、バイオテクノロジー産業の発展とそれによる健康・医療技術の向上、持続可能な社会の構築及び地方創生等の社会的課題を解決する上で産業規模や国民生活への影響度を考慮した際に波及効果の大きい分野として「健康・医療分野」、「物質生産分野」、「地方創生分野」、「基盤となるバイオバンク・BRC 分野」を取り組むべき政策を検討する分野として選定した。</p> <p>健康・医療分野、物質生産分野、地方創生分野、基盤となるバイオバンク・BRC 分野について、機構の産業界のニーズ調査結果や各分野における現状、ニーズ及び今後の方向性を産学官の有識者を委員とするバイオ産業戦略検討委員会で検討し、機構が国としてとるべき政策を「バイオテクノロジー産業の新たな発展に向けた政策提言書」としてとりまとめ、経済産業省に提言。経済産業省は、機構の提言が、生物遺伝資源に関する IT を用いた解析等最新技術を考慮した上で当該技術が生産工程の効率化等バイオ産業に与える効果について分析したものであり、我が国における今後のバイオ政策の在り方を議論する上で特に重要であると評価し、当該提言を経済産業省におけるバイオ政策の方向性を議論する産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会で活用し、生物機能の可能性を新産業創出に結びつけるための検討を促進した。この結果、経済産業省から「スマートセルインダストリー」の実現に関する中間報告書が発表予定である。</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>事業計画における業務は、「産業界のニーズを調査し、現状及び今後の動向・方向性を取りまとめるとともに、国としてとるべき政策について経済産業省に提言する」であるが、機構として初めてとなる国としてとるべき政策の提言が、経済産業省において<u>生物遺伝資源に関する IT を用いた解析等最新技術を考慮した上で当該技術が生産工程の効率化等バイオ産業に与える効果について分析したものであり、我が国における今後のバイオ政策の在り方を議論する上で特に重要であると評価され、経済産業省におけるバイオ政策の方向性を議論する産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会で活用されたことにより、生物機能の可能性を新産業創出に結びつけるための検討を促進した。この結果、経済産業省から「スマートセルインダストリー」の実現に関する中間報告書が発表予定である。</u></p>	

<p>毎の収集・提供戦略を策定する。</p> <p>(2) 産業界のニーズへの対応</p> <p>産業界のニーズに基づき、企業や公設試験所機関等との共同事業を実施する。地域の中小・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援するため、離島や地域における特徴ある微生物遺伝資源の探索等を行う。</p>	<p>の種類毎の収集・提供戦略を策定する。</p> <p>(2) 産業界のニーズへの対応</p> <p>産業界のニーズに基づき、企業や公設試験所機関等との共同事業を実施する。地域の中小・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援するため、離島や地域における特徴ある微生物遺伝資源の探索等を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>	<p>・企業や公設試験所機関等との共同事業の実施件数(10件以上。なお、その際、これまでに微生物を使い慣れている産業界のみならず、よりバイオ産業の裾野を広げるための共同事業や、地域産業も参画できるような共同事業を発掘するよう努めるものとする。)</p>	<p>●「微生物遺伝資源収集戦略」の策定・公表</p> <p>機構自らの微生物遺伝資源の種類毎の収集・提供戦略として、産業界のニーズを踏まえた「微生物遺伝資源収集戦略」を策定し、ホームページから公表した。</p> <p>(2) 産業界のニーズへの対応に係る業務</p> <p>産業界のニーズへの対応として、産業界のニーズに基づく共同事業、地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援を以下のア及びイのとおり16件実施した。また、離島・地域等での微生物資源の探索に関する可能性調査を実施した。</p>	<p>産業界のニーズへの対応に係る業務において、企業や公設試験所機関等との共同事業等を16件実施し、指標を達成した。その際、微生物を使い慣れていない建設業が参画する共同事業や、地域微生物資源を活用することによって地域産業を活性化するための共同事業の発掘に努めた。</p>
--	--	--	--	---

ア 産業界のニーズに基づき、新規機能性物質生産に係る菌株の探索等、共同事業を積極的に実施する。

ア 産業界のニーズに基づく共同事業の実施

企業からの要請、或いは企業等のニーズに基づく大学、研究機関等からの要請に基づき、国際競争力維持・強化、ものづくり基盤、国民生活の安全・安心、経済活動等の促進に寄与する共同事業を実施。

また、中堅・中小企業に対して、様々な施策を通じた支援を行っている国や、地方の取り組みに協力し、バイオ産業の裾野を広げる共同事業を発掘することによって、12件の共同事業を実施。

産業界のニーズに基づく共同事業

	事業等内容	共同事業等先
1	産業有用物質を産生する微細藻類のスクリーニングと当該物質の商業利用に向けた大量培養及び生理活性機能の研究	企業
2	定量 PCR 法を用いた全細菌数及び塩難分解性物質分解菌の残存調査	企業
3	MALDI-TOF MS を用いた食品汚染微生物の迅速同定用バイオマーカーの作成	企業
4	産業有用物質を産生する微生物の探索と評価	企業 2 社 公設試験研究機関 大学
5	バイオ燃料事業化に向けた革新的糖化酵素工業生産菌の創製と糖化酵素の生産技術開発	一般財団法人
6	微生物摂取による腸内フローラの解析	国立研究機関
7	発酵食品由来微生物の分類学的研究	大学
8	運動性乳酸菌の選択分離法の開発及び多様性の解析	大学
9	糸状菌の生産する二次代謝産物からの医薬品シーズの探索および化学分類学的考察	大学
10	集積培養系からの難分解性物質分解菌の単離に関する研究	大学
11	放線菌が生産する二次代謝産物の分析	大学
12	放線菌が生産する二次代謝産物の分析	大学

機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容

イ 地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援

バイオテクノロジーセンターがこれまで蓄積してきた微生物に関する技術や知見を活かし、地方自治体、公設試験研究機関、大学などと連携して、地域特有の植物等地域資源から食品に利用可能な微生物を分離等することによる地域ブランド商品の創出事業を4件支援した。また、微生物に関する技術的支援に留まらず、地域微生物資源の保管や権利関係などの製品創出に必要な知識等を地方公共団体等に移転することによって、地元企業による地ビールや海鮮中華まんなどの魅力的な商品の一般販売が開始され、地域微生物資源を活用したブランドの産業化を実現した。

イ 地域微生物資源を活用したブランド創出事業を支援する。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

事業計画における業務は、「地域微生物資源を活用したブランド創出事業を支援する」であるが、機構がこれまで蓄積してきた微生物に関する技術や知見を活かした技術的支援に留まらず、平成26年度に開発された地域ブランド商品について継続的に関係機関との情報共有及び地方公共団体や公益法人等と他県公設試験研究機関や経済産業局との橋渡しを実施するとともに、商品の市販化にあたりボトルネックとなる地域微生物資源の保管や権利関係などの製品創出に必要な知識等を地方公共団体等に移転することによって、地域微生物資源の保全及び利用促進と持続可能なビジネスの発展を支援し、地元企業による魅力的な地域ブランド商品の一般販売が実現したことは、地域微生物資源を活用したブランドの産業化に関してモデルとなるものである。また、釜石はまゆりプロジェクトにおける地域ブランド商品の一般販売開始は、被災

ウ 離島・地域等での微生物資源の探索に関する可能性調査を行う。

地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援		
	件名	支援内容
1	釜石はまゆりプロジェクト	平成 26 年度に機構の後方支援により開発された、地域の復興シンボルである「はまゆり」から分離された食品に利用可能な酵母(はまゆり酵母)を用いた地ビール等の地域ブランド商品について、関係機関との情報共有及び地方公共団体や公益法人等と他県公設試験研究機関や経済産業局との橋渡しを実施するとともに、機構の微生物保管制度の活用や権利関係の整理を行うことにより、地域微生物資源である「はまゆり酵母」の保全及び利用促進と持続可能なビジネスの発展を支援。これにより、岩手県内の事業者による地ビールや海鮮中華まんを始めとする魅力的な地域ブランド商品の一般販売の実現に貢献。
2	二戸うるしプロジェクト	機構がうるしの花等から食品に利用可能な酵母の探索、分離・同定を実施し、プロジェクトの目的である食品利用可能な微生物取得を支援。岩手県工業技術センターにおいて、得られた酵母を活用した商品化に向けて機能解析を実施。
3	日本酒の高度化標準製造技術の開発支援	機構保有の乳酸菌を提供するとともに、日本酒の高度化標準製造技術の開発に資する菌株の選抜を支援。地方の醸造メーカーにより、乳酸菌を活用した日本酒の試作品が完成。
4	きみつ食の彩りプロジェクト(カラー工房(酵母)事業)	君津市のカラー農園にて微生物探索、分離・同定を実施することにより、千葉県君津市の「まち・ひと・しごと地方創生総合戦略に基づく交付金(地方創生先行型)」事業である、「きみつ食の彩りプロジェクト(カラー工房(酵母)事業)」を支援。食品に利用可能な酵母及び乳酸菌の分離に成功。君津市と千葉県産業支援技術研究所との橋渡しを行い、当該研究所による機能解析の結果、分離株が日本酒・果実酒醸造に使える可能性があることが判明。君津市長の定例記者会見、君津市・産技研・機構の三者合同開報告会における報道機関向けの技術情報の提供等、地域ブランド創出を目指す君津市の地域活性化事業を支援。

ウ 離島・地域等での微生物資源の探索に関する可能性調査

幅広い種類の微生物から有用機能のを見つけたいという産業界のニーズに対応するために、これまで探索の行われたことのない離島・地域等から微生物資源を収集し、産業利用の可能性を調査するため、以下の事業を実施した。

環境サンプルから抗生物質の生産菌を選択的に分離する方法を確立し、離島や海底等の土壌等から多剤耐性細菌や真菌の生育を抑制する物質を生産する放線菌をこれまでにない確率で分離に成功。離島や海底等から分離される微生物資源は有用性と多様性が高い可能性を示唆。

沖縄地方の土壌等のサンプルから、産業有用性の高いバイオ燃料や化粧品原料物質を生産するラビリンチュラ菌をこれまでにない確率で分離に成功。一部を企業へ提供。離島等から分

地域を活性化しており、復興支援にもつながっている。

(3) 産業界における利用促進のための人材育成

利用者の拡大に向けて、講習会や講演活動を通じ、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行う。

(4) 微生物遺伝資源のバックアップ保存

災害リスクへの対応等、企業が保有する微生物遺伝資源のバックアップ等に係るニーズに応えるため、恒久的な保存体制を整備する。

(3) 産業界における利用促進のための人材育成

利用者の拡大に向けて、講習会や講演活動を通じ、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行う。

(4) 微生物遺伝資源のバックアップ保存

災害リスクへの対応等、企業が保有する微生物遺伝資源のバックアップ等に係るニーズに応えるため、恒久的な保存体制を整備するとともに、様々な広報手段を活用し、ユーザーに対してバックアップサー

・微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会開催(2件以上。なお、その際、バイオ分野に新規に参入する事業者にもわかりやすい内容の講習会を行うよう努めるものとする。)

離される微生物は多様性が高い可能性を示唆。

(3) 産業界における利用促進のための人材育成

微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会を3件実施。その際、新たに微生物を取り扱うユーザー向けに、微生物アンプルの復元・培養方法や保存方法等の微生物の取扱いに関する実験講習会や微生物に関する安全性や規制に関する講座等を実施した。

微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会開催件数		3件
内 訳	NITE 講座「バイオテクノロジーのためのリスクガバナンス」	
	微生物実験講習会	
	NBRC ワークショップ	

また、利用者拡大に向けて、大学や企業セミナー等への講師派遣を30件実施した。

(4) 微生物遺伝資源のバックアップ保存

地震等災害発生時に企業等が保有する微生物遺伝資源が滅失することによる事業継続への影響を最小限とするため実施している微生物遺伝資源のバックアップ保存に係る業務において、新たに企業等から15件1,729株のバックアップを受入れ、合計52件1,974株を保管するとともに、問合せや依頼に対しても、速やかに対応し、当該業務を確実に実施した。

項目	年度	平成27年度	平成26年度
生物遺伝資源バックアップ実績			
件数		52件	37件
株数		1,974株	245株

また、バックアップサービスの利用促進を図るため、展示会や学会等において周知活動を行うとともに、事業者等への直接説明を実施することにより、液体窒素タンクによる保管、ディープフリーザーや液体窒素タンクを一台専有できる機器単位での保管依頼により預かった標品の一部を返還するサービスの追加等企業等のニーズを踏まえたバックアップ制度の拡充に繋げた。

事業者等訪問数	延べ56機関
---------	--------

微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会等を3件実施し、指標を達成した。その際、微生物の安全な取扱いや微生物の使用等にかかる法規制に関する情報提供等バイオ分野に新規に参入する事業者にもわかりやすい内容の講習会を行うよう努めた。

微生物遺伝資源のバックアップ保存に係る業務について適切に実施した。

<p>ビスの利用促進に努めるものとする。</p> <p>(5) 企業の研究開発活動の支援</p> <p>微生物遺伝資源の取扱いなど、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。また、微生物遺伝資源ユーザーの利便性を図るため、企業のニーズに対応した菌株の提供形態など、寄託分譲制度の見直しに着手する。</p>	<p>ビスの利用促進に努めるものとする。</p> <p>(5) 企業の研究開発活動の支援</p> <p>微生物遺伝資源の取扱いなど、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。また、微生物遺伝資源ユーザーの利便性を図るため、企業のニーズに対応した菌株の提供形態など、寄託分譲制度の見直しに着手する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 微生物</p>	<p>(5) 企業の研究開発活動の支援</p> <p>ア 専門的な知識を必要とする問合せへの対応</p> <p>国内外の事業者や研究開発機関などからの幅広い問合せに対し、電話やメールなどで対応。特に、微生物遺伝資源の取扱い等高度な問い合わせとして、146件対応した。(問い合わせ対応事例)</p>	<p>企業の研究開発活動の支援について、以下のとおり専門的な知識を必要とする問合せへの対応や産業界のニーズに則した寄託分譲制度の見直し等を実施した。</p> <p>(通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況)</p> <p>平成 26 年度の主務大臣による評価で出された意見「機構が保有する微生物株の産業等での更なる有効活用方策について、検討・実施すること。」を反映して、産業界のニーズに基づく寄託分譲制度の見直しを行い、事業者等が機構から提供を受けた微生物株をすぐに使用できる分譲形態として、通常提供している乾燥休眠状態から生育可能な状態にした復元培養株の分譲制度の試行を平成 27 年度に新たに開始するなど、企業の研究活動の支援を実施した。</p> <p>146 件の微生物遺伝資源の取扱い等に関する問合せに対応し、指標を達成した。</p>
--	--	--	--

同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法など、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。

イ 産業界のニーズに則して、寄託分譲制度の見直しに着手する。

ウ 生物多様性条約に対応した生物遺伝資源の保管・寄託証明書の内容の見直しについて検討する。

エ メールマガジンの発行、オンラインカタログの充実、各種展示会・学会への出展等を通じて、業務活動の成果を積極

件数(100 件以上)

- ・利用目的に適した菌株の選択に関する問い合わせ。
- ・保存状態から復元する方法、培地の作成方法に関する培養方法に関する問い合わせ
- ・培養中の生育具合、色、形態など菌株の性状に関する問い合わせ。
- ・日本工業規格(JIS)や日本薬局方などの公的試験方法にある品質管理のための試験に関する問い合わせ

イ 産業界のニーズに則した寄託分譲制度の見直し

●復元培養株の分譲制度の試行開始

産業界のニーズに基づき、事業者等が機構から提供を受けた微生物株をすぐに使用できる分譲形態として、通常提供している乾燥休眠状態から生育可能な状態にした復元培養株の分譲制度の試行を3月14日から開始した。

ウ 生物多様性条約に対応した生物遺伝資源の保管・寄託証明書の内容の見直し

安全寄託された菌株について発行する安全寄託証明書に寄託者が申告した原産国を記載する制度を制定した。

エ 業務活動成果の積極的な発信

プレスリリースやメールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展等を通じて、業務活動の成果を積極的に発信。特に、プレスリリースにおいては、新たに開始した地域微生物資源を活用したブランド創出事業や経済産業省に提言した「バイオテクノロジー産業の新たな発展に向けた政策提言書」等機構の取り組みや共同事業の成果等を積極的に発信することにより、平成26年度の2件に対し4倍となる8件を実施し、新聞やテレビ等多くのマスコミに取り上げられた。

また、NHK教育テレビジョンで放送されている科学教育番組「サイエンスZERO」や、日本テレビで放送されている生活情報番組「所さんの目がテン」などの取材に協力し、「サイエンスZERO」では「祝！ノーベル賞 10億人を救った奇跡の薬」として、機構が過去に実施した放線菌ゲノム解析の共同研究についてアピールするとともに、「所さんの目がテン！」では、「祝！ノー

<p>的に発信する。</p>			<p>ベル賞受賞 SP 第一弾 生理学・医学賞」に放線菌の専門家として職員が数日に渡り撮影に協力するとともに、番組にも出演し、機構の微生物の取り扱い技術や知見を提供するとともに、有用微生物探索の困難さやその価値を広く国民に理解してもらい、機構の認知度を高めるとともに業務内容の周知やバイオ産業への貢献をアピールした。</p> <table border="1" data-bbox="655 317 1665 743"> <tr> <td>プレスリリース</td> <td>8 件</td> </tr> <tr> <td>外部刊行物への掲載件数</td> <td>48 件</td> </tr> <tr> <td>テレビ放映等件数</td> <td>13 件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">メールマガジン</td> </tr> <tr> <td>配信数</td> <td>6 回</td> </tr> <tr> <td>受信者数</td> <td>1,455 名 (26 年度末より約 21 名増)</td> </tr> <tr> <td>学会発表件数</td> <td>50 件</td> </tr> <tr> <td>展示会等へのブース出展</td> <td>10 件</td> </tr> </table> <p>オ 機構の対応に対する満足度調査</p> <p>利用者へのヒアリングによって満足度調査を実施したところ、機構のサービスに対し肯定的な評価を得た。一方、利用者から寄せられることが多い質問に対しては、メールマガジンなどで特集記事を組み対応方法を紹介するとともに、ホームページにも掲載。平成 27 年度は、菌類乾燥標本の作製法、マイコプラズマの培養と保存、微細藻類の継代保存・培養に必要な資材、植物細胞の培養法、キシロース利用酵母の単離方法などの情報を提供した。</p>	プレスリリース	8 件	外部刊行物への掲載件数	48 件	テレビ放映等件数	13 件	メールマガジン		配信数	6 回	受信者数	1,455 名 (26 年度末より約 21 名増)	学会発表件数	50 件	展示会等へのブース出展	10 件	<p>企業等の利用者に機構の対応に対する満足度調査を行い、全ての利用者から肯定的な評価を得たことにより、指標を達成した。また、利用者から寄せられることが多い質問に対する回答をホームページ等を活用して対応した。</p>
プレスリリース	8 件																			
外部刊行物への掲載件数	48 件																			
テレビ放映等件数	13 件																			
メールマガジン																				
配信数	6 回																			
受信者数	1,455 名 (26 年度末より約 21 名増)																			
学会発表件数	50 件																			
展示会等へのブース出展	10 件																			
<p>オ 利用者</p>	<p>・企業等の利用者に機構の対応に対する満足度調査を行う。</p>	<p>・企業等の利用者に機構の対応に対する満足度調査を行い、70%以上の利用者から肯定的な評価を得る</p>																		

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	適合性認定		
業務に関連する政策・施策	1 経済産業 1-4 基準認証	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	工業標準化法 計量法 消費生活用製品安全法(消安法) 電気用品安全法(電安法) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ガス事業法 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0528、0529

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
JNLA における試験所の登録・更新の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	37件 (全件実施)	予算額(千円)	7,415,375 の内数	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数	1,331,396
JNLA における登録試験所に対する立入検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	11件 (全件実施)	決算額(千円)	6,993,351 の内数	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,752,154 の内数	1,316,462
JIS 制定・改正に伴う JNLA の区分告示案の提案件数	全件実施	—	—	—	—	—	4件 (全件実施)	経常費用(千円)	906,139	942,780	964,238	1,173,676	1,038,500
工業標準化法に基づく認証機関の登録更新のための調査・立入検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	16件 (全件実施)	経常利益(千円)	▲4,795	253	1,938	▲3,739	▲15,228
JIS 試買検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	12件 (全件実施)	行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	921,054
国際相互承認に基づく試験所の認定及び定期検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	57件 (全件実施) うち試験所認定(8件)、 定期検査(49件)	従事人員数	397の内数	408の内数	407の内数	422の内数	63
JCSS における校正事業者の登録・更新の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	122件 (全件実施)						

JCSS における登録校正事業者に対する立入検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	—	(該当なし)						
MLAP における特定計量証明事業者の認定・更新の実施件数(全件実施)	全件実施	—	—	—	—	—	—	15 件 (全件実施)						
MLAP における認定特定計量証明事業者に対する立入検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	—	(該当なし)						
国際相互承認に基づく校正事業者の認定及び定期検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	—	89 件 (全件実施) うち校正事業者認定 (25 件)、定期検査(64 件)						
各法律に基づく検査機関及び適合性評価機関の認定・更新のための調査及び立入検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	—	15 件 (全件実施) うち調査(14 件)、立入検査(1 件)						
ASNITE における認定及び定期検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	—	—	69 件 (全件実施) 認定の審査 (9 件)、定期検査(59 件)、臨時検査(1 件)						
認定制度に関する国際規格の改正に向けた活動への参加数	3 件以上	—	—	—	—	—	—	3 件						
認定制度の利用促進に向けた情報発信件数	6 件以上	—	—	—	—	—	—	14 件						
新たな技術等に係る認定基盤の整備に向けた調査の件数	2 分野以上	—	—	—	—	—	—	3 分野						

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																		
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価															
			業務実績	自己評価														
Ⅱ-4. 適合性認定分野	Ⅰ-4. 適合性認定分野			全体評定:B														
<p>1. 工業標準化法の執行・執行支援等</p> <p>(1) 工業標準化法の試験事業者登録制度(JNLA)における試験事業者の試験所の登録・更新の業務を、申請に基づき迅速かつ確に実施するとともに、登録試験所に対する立入検査を的確に実施する。また、日本工業規格(JIS)の制定・改正に対応して、試験方法の区分の改正原案の作成を行う。</p>	<p>1. 工業標準化法の執行・執行支援等</p> <p>(1) 新たな政策的・社会的ニーズも踏まえながら、工業標準化法の試験事業者登録制度(JNLA)における試験事業者の試験所の登録・更新の業務を、申請に基づき迅速かつ確に実施する。試験事業者の登録結果は、官報及び機構ホームページに迅速に掲載する。また、登録試験所に対する立入検査の計画を策定し、その計</p>	<p>・JNLA における試験所の登録・更新の実施件数(全件実施)</p>	<p>1. 工業標準化法の執行・執行支援等</p> <p><u>(1)「工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)」について、新たな政策的・社会的ニーズも踏まえ、試験事業者からの申請に応じて登録・更新業務を迅速かつ確に実施。試験事業者の登録結果については官報及び機構ホームページへ迅速に掲載。また、登録試験所に対する立入検査の計画を策定し的確に実施。日本工業規格(JIS)の制定・改正に対応して、JNLA に対応する試験方法区分の原案を作成。</u></p> <p>JNLA は、工業標準化法で定められている制度。機構は、JNLA に基づき、試験所が JIS 規格による試験を適切に実施しているかを、国際規格 ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に基づいて審査し、登録を行う。JNLA 登録された試験所(JNLA 事業者)は、適切に製品試験を実施し、その試験結果をより信頼あるものとしている。なお、JNLA 事業者は、4 年毎に登録更新のための審査が必要となる。</p> <p>平成 27 年度は、政策的・社会的ニーズも踏まえながら、試験事業者からの申請に応じて速やかに審査チームを編成し、37 件全件の審査を迅速かつ確に実施した。その結果、14 件の新規・追加登録、22 件の更新を行った。</p> <p>審査をより公平・公正なものとするため、外部専門家・有識者等から構成する評定委員会を 11 回開催し、評定委員会審議要否検討会(評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会)も 11 回開催した。また、登録事業者の登録した組織や設備等の変更届出書 260 件に対して適切に処理した。業務の実績は下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="709 1440 1368 1793"> <thead> <tr> <th></th> <th>JNLA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査数</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>新規・追加登録数</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>更新数</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>評定委員会審議要否検討会開催数</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table>		JNLA	審査数	37	新規・追加登録数	14	更新数	22	評定委員会開催数	11	評定委員会審議要否検討会開催数	11	変更届出書処理数	260	<p>1. 評定:A</p> <p>指標も含め計画を達成したことに加え、「LED 照明の安全性試験を適切に実施する試験所の登録」、「公共施設における LED 照明設計への JNLA 試験結果の活用」において、以下のとおり社会や産業界に大きく貢献した。</p> <p>工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)について、迅速かつ確に業務を実施して、当初計画の目標を達成した。加えて、以下の業務実績により大きく貢献を果たした。</p> <p>JNLA 試験所の登録・更新について 37 件(全件)、を迅速かつ確に実施して当初計画の目標を達成した。</p>
	JNLA																	
審査数	37																	
新規・追加登録数	14																	
更新数	22																	
評定委員会開催数	11																	
評定委員会審議要否検討会開催数	11																	
変更届出書処理数	260																	

<p>画に基づき 的確に実施 する。 日本工業規 格（JIS）の 制定・改正 に対応して、 試験方法の 区分の改正 原案の作成 を行う。</p>	<p>・JNLA にお ける登録試験 所に対する 立入検査の 実施件数(全 件実施)</p>	<p>機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ●LED 照明の安全性試験を適切に実施する試験所の登録 <u>LED 照明については、青色光(ブルーライト)の目の網膜等生体への影響の安全性データに対する社会ニーズが存在していた。</u> <u>機構はこのようなニーズを先取りして先年より、LED 照明等の青色光の網膜など生体への安全性を評価する「光生物学的安全性試験(JIS C 7550)」を的確に行える試験所を審査・登録するスキームを構築して試験所の JNLA 登録申請を推進し、平成 27 年度に初めて試験所からの申請を受け、審査・登録を実施した。</u> <u>この LED 照明の安全性試験を適切に実施する試験所の新規登録は、LED 照明の青色光(ブルーライト)に関する生体への安全性試験に関して信頼ある結果を提供するものであり、LED 照明機器メーカーが JNLA 試験所で自社製品の試験を実施することでより信頼性の高い安全性データが消費者等に提供されるとともに、製品開発等にフィードバックされることで、より安全・安心な LED 照明の普及と健全な市場拡大とともに国民・社会の安全安心に貢献するものである。</u></p> <p>機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ●公共施設における LED 照明設計への JNLA 試験結果の活用 <u>外部機関との連携を強化して、一般社団法人日本照明工業会等の業界団体の委員会に積極的に参加し、LED 等照明器具に関する JNLA 試験結果の活用を関係者で共有し、国土交通省の公共施設用照明器具の調達基準に採用されている業界規格が改正され、照明器具の明るさや光学特性データに関して JNLA 事業者による信頼ある試験結果が平成 28 年度から新たに採用されることとなった。</u> <u>従来の照明器具メーカーの自社データによる性能試験結果に加え、JNLA 事業者の信頼ある試験結果を調達基準に採用することにより、公共施設に利用される LED 等照明器具の性能をより確かなものとするとともに、公共施設の適切な照明の普及に貢献するものである。</u></p> <p>●JNLA 事業者の登録結果の官報及び機構ホームページへの掲載 <u>JNLA 事業者の登録結果は、機構ホームページに登録当日に掲載するとともに、迅速に官報掲載した。</u></p> <p>●JNLA 事業者に対する立入検査の的確な実施 <u>JNLA 事業者に対して、試験所移転に伴う施設・設備の確認及び審査で指摘した不適合に対する是正結果の確認のために立入検査 7 件全件を立入検査計画に基づき的確に実施するとともに、無通告の立入検査 4 件を実施し、計 11 件(全件)の立入検査を実施した。</u></p> <p>●JNLA 制度及び製品試験結果の信頼性向上のための無通告立入検査の実施 <u>平成 27 年度は、社会インフラに関わる製品の性能偽装等が社会問題化している中で、JNLA 事業者の半数以上が土木・建築分野の試験所であることから、JNLA 事業者の試験結果及び JNLA 制度の信頼性をより確かなものとするのが喫緊の課題と捉え、従前の事前通告してから実施する立入検査に加えて、現状をより正確に把握できる無通告での立入検査が必要</u></p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 <u>LED 照明について、学校等での利用において青色光(ブルーライト)の目など生体への安全性データに対する社会ニーズが存在する中で、機構は、この社会ニーズを先取りして、先年より「光生物学的安全性試験」を的確に行える試験所を審査・登録するスキームを構築して試験所の登録申請を推進し、平成 27 年度に民間試験所を JNLA 登録試験所として審査、第 1 号の登録を行ったことは、JNLA 登録試験所による LED 照明等の生体への安全性に係るより信頼ある試験結果を提供するものであり、より信頼性の高い安全性データが消費者等に提供されるとともに、製品開発へフィードバックされることで、安心・安全な LED 照明の普及、健全な市場拡大を推進するものであり、国民・社会の安全・安心に大いに貢献する取り組みである。</u></p> <p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 <u>公共施設における照明の設計の仕様書に採用される業界規格に、JNLA 試験所による LED 照明等の試験結果が活用されたことは、信頼ある JNLA 試験所の試験結果により、公共施設に利用される LED 等照明器具の性能を確かなものとするとともに、公共施設のより適切な照明計、利用者に対してより適切な明るさの提供に貢献するものである。</u></p> <p>JNLA における登録試験所に対する立入検査は、11 件(全件)を迅速かつ的確に実施して当初計画の目標を達成した。</p>
--	--	--	---

と判断し、経産省等とも連携して無通告立入検査を準備、JNLA 事業者 4 者に対して緊急の無通告立入検査を実施した。

この 4 件の緊急の立入検査では、合計約 1,600 件の試験報告書について、試験記録と逐一照合して試験結果の信頼性を再確認した。一方、JNLA 事業者のマネジメントに関する不適合については是正を実施して JNLA 制度の信頼確保を図った。

この結果を踏まえて平成 28 年度より、全ての JNLA 事業者を対象とした無通告立入検査の計画的な実施と、JNLA 事業者の試験した製品を検証する試買検査を組み合わせた新たな取り組みを実施することとし、関係規程及び実施体制の見直しを実施した。この新たな取り組みは、JNLA 制度の信頼確保とともに、コンクリート等の骨材、LED 電球等、JNLA 試験結果を活用した幅広い製品性能の信頼性を確実なものとし、社会インフラ等の安全・安心に大きく寄与するものである。

●JNLA 制度の適正な執行のための説明会開催

JNLA 制度の適正な執行のため、JNLA 制度説明会を平成 28 年 3 月 14 日(大阪:86 名参加)及び 18 日(東京:72 名参加)に開催し、制度に関する最新の規程等の情報共有を図るとともに、平成 28 年度から導入する無通告での立入検査と JNLA 試買検査について周知し、JNLA 事業者自らが JNLA 制度の適切な執行について高い意識を持って取り組むべく情報発信した。また、回収したアンケートで把握した試験ニーズについては、今後の試験方法の区分の改正等に反映することとした。

●試験所用公開文書の見直し

平成 27 年度は、認定シンボルの利用に関する国際文書の改正に伴う JNLA 登録の一般要求事項の改正、コンクリート供試体の許容差測定追加に伴う JNLA 土木・建築分野における技術情報の改正等、合計 4 文書の見直しを行った。これらの文書の改正内容は、ホームページで公開するとともに、平成 28 年 3 月に開催した JNLA 制度説明会で JNLA 事業者に周知することにより、試験所の申請支援、登録基準の理解度向上を図った。

●本工業規格(JIS)の制定・改正に対応した試験方法の区分の改正原案の作成

JNLA 登録の対象となる 14 技術分野(土木・建築分野等)における 464 試験方法区分(JNLA の対象となる試験方法を一括りとした区分で、経済産業大臣が告示で定めるもの)をまとめたものが JNLA の区分告示であり、その区分告示案は、経済産業省の要請に基づき適切に作成し、平成 27 年 6 月 26 日に経済産業省へ提出した。この告示案は、修正されることなく、平成 27 年 11 月 10 日に経済産業大臣によって公示されている。

区分告示案作成に当たっては、前回公示(平成 26 年 10 月 2 日)された内容から一年間の JIS 制定・改廃情報を反映した結果、規格の制定(例:建材製品中のアスベスト含有率測定方法における JIS A 1481-1~3 の制定)、規格の改廃(例:機械的耐久性試験における JIS A 1525 及び JIS A 1550 の廃止並びに JIS A 1530 への置換、規格の廃止(例:耐食噴霧試験における JIS K 5623 及び JIS K 5625 の廃止)、規格追加(例:建築材料難燃性試験における JIS A 6901 の追加)等、合計 7 技術分野の 44 試験方法区分を追加・改正し、的確に対応した。

・JIS 制定・改正に伴う JNLA の区分告示案の提案件数(全件実施)

JIS 制定・改正に伴う JNLA の区分告示案の提案件数については、7 技術分野の 44 試験方法区分を追加・改正した、告示案を 1 件(全件)提案して当初計画の目標を達成した。

<p>(2) 工業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査や立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>(2) 工業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査や立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>・工業標準化法に基づく認証機関の登録更新のための調査・立入検査の実施件数(全件実施)</p>	<p><u>(2)工業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査や立入検査を経済産業省の指示に基づいて迅速かつ的確に実施</u></p> <p>認証機関の登録及び更新のための調査は、経済産業省が実施する認証機関に対する登録又は更新の判断のため、経済産業省が機構に調査の指示を出し、機構が工業標準化法で定められた登録基準への適合性を調査し報告するものである。平成 27 年度は経済産業省からの指示に基づき、迅速かつ的確に調査を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、16 件(全件)の調査報告を行った。</p> <p>また、登録認証機関の事業所移転に対しても、経済産業省から指示に基づき 1 件(全件)の立入検査を迅速かつ的確に実施した。検査結果について、事前検討会を開催して内容を精査した上で、経済産業省に報告を行った。立入検査の結果、事業所移転後も工業標準化法で定められた登録の基準への適合が維持されていることを確認している。</p>	<p>経済産業省からの指示に基づき、登録認証機関の登録更新のための調査を 16 件(全件)、立入検査 1 件(全件)を迅速かつ的確に実施して当初計画の目標を達成した。</p>
<p>(3) 工業標準化法に基づく登録認証機関の品質確保のための市場モニタリング(JIS 試買検査)を、経済産業省の要請に基づき的確に実施する。</p>	<p>(3) 工業標準化法に基づく登録認証機関の品質確保のための市場モニタリング(JIS 試買検査)を、経済産業省の要請に基づき的確に実施する。なお、その際、今後の実施手法の改善に繋がる提案に努めるものとする。</p>	<p>・JIS 試買検査の実施件数</p>	<p><u>(3)工業標準化法に基づく登録認証機関の品質確保のための市場モニタリング(JIS 試買検査)の経済産業省の要請に基づき的確な実施、その際、今後の実施手法の改善に繋がる提案に努力</u></p> <p>経済産業省の要請に基づき、経済産業省があらかじめ選定した 11 品目に加えて、緊急実施した 1 品目(管継手の耐圧性能試験)の合計 12 品目に対して試買検査を的確に実施した。これら 12 品目中、当該 JIS 規格に対して軽微な不適合のあった品目について速やかに経済産業省に情報提供を行い、経済産業省から登録認証機関に対する是正処置などの対応を支援し、当該制度の信頼性向上に寄与した。</p> <p>なお、上記の試買検査業務の遂行過程において試買検査品目の流通実態を調査した結果、生産形態(受注生産か否か)、取引形態(BtoB 又は BtoC)、地理的流通実態(全国流通型又は特定地域流通型)の違いにより、試買検査品目の入手の困難さに差異があることが判明した。このため、流通実態をあらかじめ調査することにより、試買検査品目を効率的に買い上げできることが明らかとなったことから、今後の試買検査品目については流通実態を事前調査し、先行して当該品目を購入し、効率的な業務実施を行うこととした。</p>	<p>JIS 試買検査は、経済産業省からの要請に基づき 12 品目(件)を的確に実施して当初計画の目標を達成した。また、試買検査品目に対して効率的な買上げを提案、実施して業務の効率化を推進した。</p>
<p>(4) 国際相互承認に基づく試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ</p>	<p>(4) 国際相互承認に基づく試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ</p>	<p>・国際相互承認</p>	<p><u>(4)国際相互承認に基づく試験事業者の認定及び定期検査の実施件数</u> <u>●国際相互承認要求事項に対応した試験所の認定及び定期検査の実施</u></p> <p>国際相互承認制度とは、国内制度である工業標準化法に基づく JNLA に対して、国際的な追加的要求事項を満たすことにより効力が得られる制度であり、この追加的国際要求事項を満たすことを認定機関が確認した試験所を認定試験所と呼ぶ。国際相互承認により得られる効果は、機構の認定した事業所が発行する試験結果が海外の ILAC(国際試験所認定会議)の</p>	<p>国内試験所に対して国際相互承認の認定を行うことは、認定された国内試験所(新たに 8 試験所)の行う製品試験結果を海外でも受入れ可能とするものであり、輸出先で求められる試験に要するコスト・英文対応等の時間を低減し、日本製品の海外市場への輸出促進、産業支援に貢献した。</p> <p>国際相互承認のための試験所の認定 8 件(全件)、定期検査 49 件(全件)を迅速かつ的確に</p>

<p>的確に実施するとともに、試験所に対する定期検査を行う。</p>	<p>的確に実施するとともに、試験所に対する定期検査を行う。認定した試験所に関する情報は、迅速に機構ホームページに掲載する。</p>	<p>認に基づく試験所の認定及び定期検査の実施件数(全件実施)</p>	<p>MRA(国際相互承認)署名機関により受入れられ、当該 MRA 署名機関の経済圏では試験を再度行う必要がなくなる機会が高まり、当該経済地域での市場進出コストを軽減することができるという点にある。</p> <p>(1)の JNLA に加え、国際相互承認対応の試験所認定を求める輸出産業等をユーザに持つ試験所やより信頼性の高い第三者評価を必要とする試験所と、個別に国際相互承認対応認定サービスの契約を締結している。この認定サービスによる試験所の認定審査と初回認定 1 年後及び認定周期内 2 年毎の定期検査は、(1)の事業者のうち国際相互承認対応認定サービスを申込んだ全ての試験所について実施した。平成 27 年度は、申請に応じて速やかに審査チームを編成し、認定を 8 件(全件)、定期検査を 49 件(全件)迅速かつ的確に実施した。</p> <p>8 件の MRA 認定事業者に関する情報は、日本語及び英語で機構ホームページに迅速に掲載した。</p> <p>●国際相互承認要求事項に対応する技能試験の計画と活用</p> <p>事業者が国際相互承認に対応するためには、定期検査に加え、4 年毎に国際基準である ISO/IEC 17043(適合性評価-技能試験に対する一般要求事項)に適合した技能試験に参加し、技術レベルを確認することが求められている。</p> <p>機構は、外部機関が実施する技能試験が ISO/IEC 17043 に適合しているかを確認し、年度当初に技能試験 5 年計画を公表することで、事業者が必要な技能試験を受けられるように情報を整備し、技能試験の結果を登録・認定事業者の技術能力把握に活用した。また、外部の機関が実施する技能試験がないものについては、外部機関が実施する試験所間比較の適切性を評価し、技能試験の代替として活用した。</p> <p>参加した結果に問題があれば登録・認定事業者には是正処置を求め、報告させているが、下記の平成 27 年度実施技能試験については、問題のある登録・認定事業者はいなかった。</p> <table border="1" data-bbox="635 1121 1668 1713"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>区分(参加者数):外部機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">JNLA</td> <td rowspan="4">外部機関が実施する技能試験の活用</td> <td>抗菌性試験(16 者):一般社団法人抗菌製品技術協議会</td> </tr> <tr> <td>高分子引張試験(14 者):一般財団法人建材試験センター</td> </tr> <tr> <td>コンクリート・セメント等無機系材料強度試験(93 者):一般財団法人建材試験センター</td> </tr> <tr> <td>石灰・セメント・ガラス化学分析試験(38 者):一般財団法人建材試験センター</td> </tr> <tr> <td>電気応用機器電气的特性試験(30 者):一般財団法人電気安全環境研究所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">外部機関が実施する試験所間比較の活用</td> <td>照明器具電气的特性試験(14 者):一般社団法人日本照明工業会</td> </tr> <tr> <td>光源色試験(11 者):一般社団法人日本照明工業会</td> </tr> <tr> <td>放射線等危険性試験(5 者):一般社団法人日本照明工業会</td> </tr> </tbody> </table>			区分(参加者数):外部機関名	JNLA	外部機関が実施する技能試験の活用	抗菌性試験(16 者):一般社団法人抗菌製品技術協議会	高分子引張試験(14 者):一般財団法人建材試験センター	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験(93 者):一般財団法人建材試験センター	石灰・セメント・ガラス化学分析試験(38 者):一般財団法人建材試験センター	電気応用機器電气的特性試験(30 者):一般財団法人電気安全環境研究所	外部機関が実施する試験所間比較の活用	照明器具電气的特性試験(14 者):一般社団法人日本照明工業会	光源色試験(11 者):一般社団法人日本照明工業会	放射線等危険性試験(5 者):一般社団法人日本照明工業会	<p>実施して当初計画の目標を達成した。</p>
		区分(参加者数):外部機関名																
JNLA	外部機関が実施する技能試験の活用	抗菌性試験(16 者):一般社団法人抗菌製品技術協議会																
		高分子引張試験(14 者):一般財団法人建材試験センター																
		コンクリート・セメント等無機系材料強度試験(93 者):一般財団法人建材試験センター																
		石灰・セメント・ガラス化学分析試験(38 者):一般財団法人建材試験センター																
	電気応用機器電气的特性試験(30 者):一般財団法人電気安全環境研究所																	
外部機関が実施する試験所間比較の活用	照明器具電气的特性試験(14 者):一般社団法人日本照明工業会																	
	光源色試験(11 者):一般社団法人日本照明工業会																	
	放射線等危険性試験(5 者):一般社団法人日本照明工業会																	

<p>2. 計量法の執行・執行支援等</p> <p>(1) 計量法の校正事業者登録制度(JCSS)に基づく校正事業者の登録・更新を、申請に基づき、迅速かつ、的確に実施するとともに、登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。また、登録審査に際しては、校正事業者の技術的能力を評価する。</p>	<p>2. 計量法の執行・執行支援等</p> <p>(1) 新たな政策的・社会的ニーズも踏まえながら、計量法の校正事業者登録制度(JCSS)に基づく校正事業者の登録・更新を、申請に基づき、迅速かつ、的確に実施する。校正事業者の登録結果等は、官報及び機構ホームページに迅速に掲載する。また、登録校正事業者に対する立入検査の計画を策定し、その計画に基づき的確に実施する。</p>	<p>・JCSS における校正事業者の登録・更新の実施件数(全件実施)</p>	<p>2. 計量法の執行・執行支援等</p> <p><u>(1)「計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)」について、新たな政策的・社会的ニーズも踏まえ、校正事業者からの申請に応じて登録・更新業務を迅速かつ的確に実施。校正事業者の登録結果については官報及び機構ホームページへ迅速に掲載。また、登録校正事業者に対する立入検査の計画を策定し的確に実施。</u></p> <p>JCSS は、計量法で定められている制度。ものさしや天びんなど製造現場や企業の試験所で使用される計測器は、国立研究開発法人産業技術総合研究所等が維持している国家計量標準を基準として「校正された計測器」を用いて、さらに校正するサービスが提供されたもので、機構は国家計量標準を基準として「校正された計測器」を対象に校正事業者の審査・登録(校正事業者登録制度)を実施している。JCSS 事業者は 4 年毎に更新が必要である。</p> <p>平成 27 年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、JCSS 校正事業者の登録・更新の業務を、申請に基づき速やかに審査チームを編成し、122 件の審査を実施し、その結果、29 件の新規・追加登録、97 件の登録更新を行い、全件登録を実施した。</p> <p>審査をより公平・公正なものとするため、外部専門家・有識者等から構成する委員会(評定委員会)を 8 回開催し、評定委員会審議要否検討会(問題がない又は問題が軽微な案件について評価し、評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むための内部検討会)も 16 回開催した。また、登録事業者からの組織や職員、設備の変更等の届出を 390 件処理した。業務の実績は下表のとおり全件を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="709 1255 1368 1581"> <thead> <tr> <th></th> <th>JCSS</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査数</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>新規・追加登録数</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>更新数</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>評定委員会審議要否検討会開催数</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>390</td> </tr> </tbody> </table> <p>●校正事業者の登録結果の官報及び機構ホームページへの掲載</p> <p>校正事業者の登録及び事業廃止等の情報は、登録日等に機構ホームページに掲載するとともに、迅速に官報掲載した。</p> <p>平成 27 年度は、新規認定ニーズを先取りした新たな登録対象サービスの立ち上げと、平成 26 年度以前にニーズを先取りして立ち上げていた登録対象サービスへの校正事業者の新規登録等を実施した。具体的には以下の取り組みを行った。</p>		JCSS	審査数	122	新規・追加登録数	29	更新数	97	評定委員会開催数	8	評定委員会審議要否検討会開催数	16	変更届出書処理数	390	<p>2. 評定:A</p> <p>指標も含め計画を達成したことに加え、「恒温槽装備温度計の JCSS 対象計量器としての明確化」、「JCSS 混合標準物質校正事業者の登録」において、以下のとおり社会や産業界に大きく貢献した。</p> <p>計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)について、迅速かつ的確に業務を実施して、当初計画の目標を達成した。加えて、以下の業務実績により大きく貢献を果たした。</p> <p>JCSS 校正事業者の登録・更新の審査を 122 件(全件)を迅速かつ的確に実施して当初計画の目標を達成した。</p>
	JCSS																	
審査数	122																	
新規・追加登録数	29																	
更新数	97																	
評定委員会開催数	8																	
評定委員会審議要否検討会開催数	16																	
変更届出書処理数	390																	

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●新たに「恒温槽装備温度計」を登録対象として温度管理の信頼性向上

平成 26 年度に温度計の新規ニーズに対して自動車部品メーカーや登録事業者に対して調査を行っていた中、工業会から「自動車産業や医薬品産業で部品や製品の性能評価の品質確保と信頼性向上のための、恒温槽装備温度計の JCSS 対応に係る要望書」が提出された。自動車部品の耐熱試験等の試験、医薬品の製造や国内外の輸送・取引においては、一定期間・一定温度で管理する恒温槽が使用され、温度管理は極めて重要となっており、自動車部品や医薬品メーカーは海外認定機関等による温度の校正を受けつつ取引を行うなど時間・コストを要していたため、国内での認定スキーム構築を求めているところである。

検討課題を整理するために専門家を含めた 3 回の検討会合後、温度技術分科会の下に作業グループを設置、計 5 回の会議開催に加え、技術データを取得する試験をメーカー 3 社、校正機関 1 社に協力を仰いで実施した。これらをふまえ、JCSS としての標準的な校正方法を整理した恒温槽装備温度計に係るガイドラインを作成・公表し、平成 27 年 12 月 28 日付けで「恒温槽装備温度計」を JCSS 対象計量器として明確化し追加した。

「恒温槽装備温度計」を JCSS 校正サービスで提供することは、従来海外の認定機関等で校正を行っていた恒温槽の校正を国内で適正かつ効率的に実施できるものとし、恒温槽を用いた自動車部品の試験等の信頼性を向上させるだけでなく、自動車部品や医薬品の製造等にかかる時間・コストを削減し、海外を含めたビジネスの推進に貢献するものである。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取り組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●新たなニーズに応じた「混合標準物質」の校正事業者を登録し、多成分化学分析を効率化

水などに含まれる微量の化学物質を正確に検出するためには、あらかじめ濃度が明らかな標準物質によって分析機器を校正する必要がある。水道水、産業排水などの水質検査に対するニーズの多様化により、検出が求められる化学物質の組み合わせが多様化するなか、複数の化学物質を一度に校正できる混合標準物質のニーズが高まっていた。

機構は、校正事業者が多様なニーズに応じて複数の物質を混合した標準物質を校正し提供できるように、平成 26 年度に分科会を開催し、公表文書を改正、任意の物質を混合した混合標準物質の校正事業について JCSS 登録申請ができるように準備した。平成 27 年度は、この登録申請 1 件を受け付け、平成 28 年 3 月 16 日付けで初めて登録した。

校正事業者が、複数の物質を混合した標準物質を校正できるようにしたことは、水質検査のニーズが多様化するなか、開発など様々な分野の化学分析の際の分析機器の校正を効率化するとともに、検査結果をより信頼性のあるものにすることに貢献するものである。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●「ループアンテナ」を JCSS 対象計量器に追加

電気(高周波)及び電磁界関係のニーズ調査を行ったところ、自動車やエレクトロニクス業界に用いられている無線による電力伝送装置の開発を背景としたループアンテナの校正に対する要求が高まっていることが判明した。これらの情報を国立研究開発法人産業技術総合研究所計量標準総合センター(NMIJ)と情報共有するとともに、平成 27 年 7 月に開催された計量行政審議会計量標準部会で追加された計量標準に対応する計量器等を、機構の内部規程に反映

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

「恒温槽装備温度計」について、認定ニーズを先取りして関係機関と連携して技術的検討等を実施し、平成 27 年度に新たに JCSS 登録対象計量器とした。これにより、従来海外認定機関等で行っていた「恒温槽装備温度計」の校正を、国内の JCSS 校正事業者で適正かつ効率的に実施できることとし、恒温槽を用いた自動車部品の試験等の信頼性を向上させるだけでなく、自動車部品や医薬品の製造等にかかる時間・コストの低減を削減し、製品の製造・開発や輸出を促進し、海外を含めたビジネスの促進に大きく貢献するものである。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

水道水、産業排水などの水質検査に対する「混合標準物質」のニーズの多様化に対応するため、平成 27 年度に始めて事業者からの申請を受け、登録を実施した。化学物質の組み合わせの多様なニーズに対応した信頼ある混合標準物質の提供は、複数の物質を化学分析する機器の校正作業を大幅に作業を効率化するとともに、検査結果をより信頼性のあるものにするものであり、化学分析に関わる産業の製造・研究開発の推進・発展に貢献するものである。

させ、JCSS 登録申請ができるように内部体制を準備した。今後、自動車業界で必要としている電気自動車の充電における無線電力伝送技術や電気製品の安全性試験等の信頼性を確保して産業界の製品開発・発展に寄与するものである。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●電磁界区分の登録審査の実施

平成 26 年度に、登録事業者からニーズが寄せられた磁界(磁束、磁石)の校正について、電気分野の区分を規定した省令改正の可能性も含め、NMIJ 及び経済産業省計量行政室と検討・協議した結果、省令改正は行わず機構の規程改正を行うことで高周波及び電磁界区分として立ち上げた。平成 27 年度はこの登録申請 1 件を受け付け、平成 27 年度末現在で審査中である。磁束や磁石の校正サービスについては、今後新規磁性材料の品質向上等に寄与するものである。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●自動車産業ニーズに対応した新規電気計測器の校正サービスの登録

自動車産業界からの要望が強い FFT(高速フーリエ変換)アナライザの校正について、工業会から JCSS 登録の相談を受けていたが、電気と時間の複数量に利用する機器であるため、経済産業省知的基盤整備特別小委員会の下「計量標準の整備及び利用促進に関する検討会」において制度運用の改善が必要なものとして取り上げられていた。同問題を改善するため、平成 25 年 6 月に工業会、NMIJ、機構による 3 者会合を実施し、主となる量である電気区分の既存の計量器を対象とした登録により JCSS 校正可能であることを合意した。平成 26 年度にこの登録申請 1 件を受け付け、審査を行った結果、平成 27 年度に、平成 27 年 6 月 12 日付で登録した。この登録を行うことで自動車産業界における部品や製品の信頼性向上に貢献した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●関係工業会との連携、ニーズ調査等

一般社団法人日本電気計測器工業会(JEMIMA)、一般社団法人日本計量機器工業連合会、日本試験機工業会、計測標準フォーラム等の外部委員会に積極的に参加し、ニーズの把握等を行い、新たな校正ニーズの立ち上げ要望に対して検討を開始する(例:ブリネル硬さ)とともに、外部機関との連携強化を継続した。JASIS2015(旧分析展/科学機器展)への出展・併催セミナーへの講師派遣、計測展 2015 への出展、計測展・JEMIMA 委員会セミナーへの講師派遣、業界紙への記事掲載を通じて JCSS の普及、ニーズの把握に努めた。さらに、個々の審査・検査終了後、事業者に対し審査・検査の満足度調査を実施するとともに、JCSS に対する要望調査を行った。要望等のうち、計量器等の種類拡大については JCSS 技術分科会で検討を行い、以下のとおり校正対象拡大のための取り組みを行った。個別事項については以下のとおり。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●圧力分野の登録対象機器の技術的課題等の明確化

圧力関係のニーズ調査を行ったところ、従来、JCSS の校正対象としては圧力センサで計測した圧力を表示する表示器を備えた圧力計のみを校正対象機器としていたが、圧力センサのみ

<p>(2) 計量法の特定計量証明事業者認定制度(MLAP)に基づく特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施す</p>	<p>(2) 計量法の特定計量証明事業者認定制度(MLAP)に基づく特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施す</p>	<p>・JCSS における登録校正事業者に対する立入検査の実施件数(全件実施)</p> <p>・MLAP における特定計量証明事業者の認定・更新の実施件数(全件実施)</p>	<p>をJCSS校正対象にして欲しいという要望を受け、技術委員会の下にトランスデューサWGを設置、計3回の会議を開催し、ガイドラインを作成・公表し共通した技術事項を整理し審査時に懸案事項となりそうな論点を解決することで、事業者側の申請準備及び登録審査時に予想される問題の解決が迅速に実施できるようにした。</p> <p>また上記業務を適切かつ円滑に実施するために、併行して次の業務を行った。</p> <p>●JCSS 技術文書の見直し</p> <p>電子部品化や無線技術利用の進んでいる自動車産業に対応した電磁波標準の追加など最新の校正技術への対応、認定シンボルの利用に関するILAC(国際試験所認定会議)方針等への対応、新規種類の追加、校正対象拡大ニーズ等に対応した既存ガイダンス文書の改正、技能試験運営等に必要な技術事項等を検討・導入するため、JCSS 技術委員会、技術分科会及びWGを32回(書面審議を含む)開催し、検討結果を踏まえ、分野共通文書7文書、技術的適用指針22文書、不確かさの見積りに関するガイド5文書の計34文書の既存文書を改正、共通文書1文書を新規制定、ホームページで公開し、内外の最新動向に適時対応した。</p> <p>●登録事業者向け制度説明会の開催</p> <p>登録申請等の手続きに関する問い合わせや、手続き面等に対する指摘事項が増加傾向にあることから、JCSS の要求事項や登録手続きに関する JCSS 登録事業者の理解を深めるため、JCSS 制度説明会を平成28年3月15日に大阪で1回(86名)及び3月17日に東京で2回(169名)開催し、制度理解の着実な定着と今後の不適合再発防止・予防処置に努めた。</p> <p>●立入検査の計画策定と実施</p> <p>ユーザから苦情が寄せられたり定期検査や登録更新審査で重大な問題の生じた事業者について、必要に応じ経済産業省と相談・協議の上実施しているため、該当案件があった場合に迅速に個別計画を立て実施することとしている。</p> <p>平成27年度は、そのような案件はなかったので計画件数・実施件数ともに0件であった。</p> <p><u>(2)計量法の特定計量証明事業者認定制度(MLAP)に基づく特定計量証明事業者の認定・更新の申請に基づく迅速かつ的確な実施、特定計量証明事業者の認定結果等の官報及び機構ホームページへの迅速な掲載、特定計量証明事業者に対する立入検査を経済産業省の指示によりの確に実施、特定計量証明事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施</u></p> <p>●計量法の特定計量証明事業者認定制度(MLAP)に基づく特定計量証明事業者の認定・更新の申請に基づく迅速かつ的確な実施</p> <p>MLAP は、計量法で規定されるダイオキシンなどの極微量の有害物質の計量証明の精度を確保することが目的の認定制度で、MLAP 認定事業者でなければダイオキシン等の計量証明事業を行うことができない。機構は認定機関としての役割を担っている。認定事業者は3年ごとに認定の更新審査を受ける必要がある。</p> <p>平成27年度は、認定申請及び認定更新申請に係る審査を15件行うとともに、審査結果をふ</p>	<p>JCSS における登録校正事業者に対する立入検査の実施件数については、該当する案件がなかったため、実績なし。</p> <p>計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP)について、迅速かつ的確に業務を実施して、当初計画の目標を達成した。</p> <p>MLAP の特定計量証明事業者の認定・更新の審査15件(全件)を迅速かつ的確に実施して当初計画の目標を達成した。</p>	
--	--	---	--	--	--

るとともに、特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。

る。特定計量証明事業者の認定結果等は、官報及び機構ホームページに迅速に掲載する。

また、特定計量証明事業者に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

さらに、特定計量証明事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。

・MLAPにおける認定特定計量証明事業者に対する立入検査の実施件数(全件実施)

また、認定申請時の提出書類に変更が生じた際の届け出(変更届)を178件処理した。

	MLAP
審査数	15
新規認定数	1
認定更新数	17
認定委員会開催数	8
変更届出書処理数	178

●**特定計量証明事業者の認定結果等の官報及び機構ホームページへの迅速な掲載**

18件の認定事業者の認定情報を迅速にホームページに掲載とともに、新規認定については官報に掲載した。

●**特定計量証明事業者に対する立入検査を経済産業省の指示によりの確に実施**

立入検査については、経済産業大臣からの指示がなかったため実績なし。

●**特定計量証明事業者に対するフォローアップを的確に実施**

認定基準に適合した業務実施体制が維持されているかどうかについて、認定の期間中(3年間)の中頃をめぐりに認定事業者を訪問して確認するフォローアップ調査を25件実施した。これにより、認定特定計量証明事業者が引き続き適切に業務実施できる状況にあることを確認した。当該調査については、2名の審査員による実施体制を見直し、技術委員会での審議及び経済産業省との調整結果をふまえて、平成27年度下半期から、新たに定めた事前チェックリストの提出を調査対象事業者に求めることで、調査の質を保ちつつ原則1名での実施に変更した。この変更により、25件のフォローアップ調査のうち14件を1名で効率的に調査を実施するとともに事業者の負担軽減に寄与した。

●**MLAP技能試験の実施**

認定特定計量証明事業者の技術的能力を継続的に確認するため、技能試験への参加が認定基準(経済産業省告示)で求められており、外部機関が実施する技能試験を活用して、認定事業者の技術能力把握を行った。その結果、技術能力に不足があると認められた事業者に対して是正措置を要求するなど、技術的能力の維持に努めた。

		区分(参加者数):外部機関名
MLAP	外部機関が実施する技能試験の活用	ダイオキシン類(93者):一般社団法人日本環境測定分析協会

(3) 国際相互承認に基づく校正事

(3) 国際相互承認に基づく校正事

・国際相互承認に基づく校正事業者の

(3) **国際相互承認に基づく校正事業者の認定及び定期検査の実施件数**

●**国際相互承認要求事項に対応した校正事業者の認定及び定期検査の実施**

国際相互承認制度とは、国内制度である計量法に基づくJCSSに対して、国際的な追加的

MLAPにおける認定特定計量証明事業者に対する立入検査の実施件数については、経済産業大臣からの指示がなかったため実績なし。

国際相互承認のための校正事業者の認定25件(全件)、定期検査64件(全件)を迅速かつ的確に実施して当初計画の目標を達成した。

国内校正事業者に対して国際相互承認の認定を行うことは、認定された国内校正事業者(新

<p>業者の認定を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、国際相互承認に基づく認定校正事業者に対する定期検査を的確に実施する。</p>	<p>業者の認定を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。校正事業者の認定に関する情報は、機構ホームページに迅速に掲載する。また、国際相互承認に基づく認定校正事業者に対する定期検査を的確に実施する。</p>	<p>認定及び定期検査の実施件数(全件実施)</p>	<p>要求事項を満たすことによって効力が得られる制度であり、この追加的国際要求事項を満たすことを認定機関が確認した校正事業者を“認定”校正事業者と呼ぶ。国際相互承認により得られる効果は、機構の認定した事業者が発行する校正証明書が海外の ILAC(国際試験所認定会議)の MRA(国際相互承認)署名機関により受け入れられ、当該 MRA 署名機関の経済圏では校正を再度行う必要がなくなる機会が高まり、該当経済地域での市場進出コストを軽減することができるという点にある。</p> <p>(1)の JCSS に加え、国際相互承認対応の校正事業者認定を求める輸出産業等をユーザに持つ校正事業者やより信頼性の高い第三者評価を必要とする校正事業者と、個別に国際相互承認対応認定サービスの契約を締結している。この認定サービスによる校正事業者の認定審査と初回認定 1 年後及び認定周期内 2 年毎の定期検査は、(1)の事業者のうち国際相互承認対応認定サービスを申込んだ全ての校正事業者について実施した。平成 27 年度は、認定 25 件、定期検査 64 件を的確に実施した。また、これら認定事業者の認定情報を日本語及び英語でホームページに掲載した。</p> <p>●国際相互承認要求事項に対応する技能試験の計画と活用</p> <p>事業者が国際相互承認に対応するためには、定期検査に加え、4 年毎に国際基準である ISO/IEC 17043(適合性評価-技能試験に対する一般要求事項)に適合した技能試験に参加し、技術レベルを確認することが求められている。</p> <p>機構は、外部機関が実施する技能試験が ISO/IEC 17043 に適合しているかを確認し、年度当初に技能試験 5 年計画を公表することで、事業者が必要な技能試験を受けられるように情報を整備し、技能試験の結果を登録・認定事業者の技術能力把握に活用した。</p> <p>参加した結果に問題があれば登録・認定事業者に是正処置を求め、報告させているが、下記の平成 27 年度実施技能試験については、問題のある登録・認定事業者はいなかった。</p> <table border="1" data-bbox="635 1167 1665 1759"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>区分(参加者数):外部機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">JCSS</td> <td rowspan="10">外部機関が実施する技能試験の活用</td> <td>長さ 波長計量器(4 者):日本電気計器検定所</td> </tr> <tr> <td>長さ 標準尺(4 者):日本電気計器検定所</td> </tr> <tr> <td>質量 電子式非自動はかり(3 者):(一社)日本計量機器工業連合会</td> </tr> <tr> <td>時間 時間周波数測定器等(12 者):(一社)電子情報技術産業協会</td> </tr> <tr> <td>電気(直流・低周波)デジタルマルチメータ(11 者):日本電気計器検定所</td> </tr> <tr> <td>電気(直流・低周波)直流電圧発生装置(6 者):日本電気計器検定所</td> </tr> <tr> <td>硬さ ビッカース硬さ標準片(3 者):日本試験機工業会</td> </tr> <tr> <td>硬さ ビッカース硬さ試験機(14 者):日本試験機工業会</td> </tr> <tr> <td>粘度 粘度標準液(5 者):日本電気計器検定所</td> </tr> <tr> <td>温度 抵抗温度計 定点校正(8 者):日本電気計器検定所</td> </tr> <tr> <td>温度 抵抗温度計 比較校正(6 者):日本電気計器検定所</td> </tr> </tbody> </table>			区分(参加者数):外部機関名	JCSS	外部機関が実施する技能試験の活用	長さ 波長計量器(4 者):日本電気計器検定所	長さ 標準尺(4 者):日本電気計器検定所	質量 電子式非自動はかり(3 者):(一社)日本計量機器工業連合会	時間 時間周波数測定器等(12 者):(一社)電子情報技術産業協会	電気(直流・低周波)デジタルマルチメータ(11 者):日本電気計器検定所	電気(直流・低周波)直流電圧発生装置(6 者):日本電気計器検定所	硬さ ビッカース硬さ標準片(3 者):日本試験機工業会	硬さ ビッカース硬さ試験機(14 者):日本試験機工業会	粘度 粘度標準液(5 者):日本電気計器検定所	温度 抵抗温度計 定点校正(8 者):日本電気計器検定所	温度 抵抗温度計 比較校正(6 者):日本電気計器検定所	<p>たに 25 事業者)の行う校正結果を海外でも受入れ可能とするものであり、輸出先で求められる校正に要するコスト・英文対応等の時間を低減し、日本製品の海外市場への輸出促進、産業支援に貢献した。</p>
		区分(参加者数):外部機関名																		
JCSS	外部機関が実施する技能試験の活用	長さ 波長計量器(4 者):日本電気計器検定所																		
		長さ 標準尺(4 者):日本電気計器検定所																		
		質量 電子式非自動はかり(3 者):(一社)日本計量機器工業連合会																		
		時間 時間周波数測定器等(12 者):(一社)電子情報技術産業協会																		
		電気(直流・低周波)デジタルマルチメータ(11 者):日本電気計器検定所																		
		電気(直流・低周波)直流電圧発生装置(6 者):日本電気計器検定所																		
		硬さ ビッカース硬さ標準片(3 者):日本試験機工業会																		
		硬さ ビッカース硬さ試験機(14 者):日本試験機工業会																		
		粘度 粘度標準液(5 者):日本電気計器検定所																		
		温度 抵抗温度計 定点校正(8 者):日本電気計器検定所																		
温度 抵抗温度計 比較校正(6 者):日本電気計器検定所																				

<p>3. 電気用品安全法等の製品安全4法及び相互承認実施法の執行</p> <p>消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく検査機関の登録・更新のための調査や立入検査を、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p> <p>また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「相互承認実施法」という。）に基づく適合性評</p>	<p>3. 電気用品安全法等の製品安全4法及び相互承認実施法の執行</p> <p>消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく検査機関の登録・更新のための調査や立入検査を、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p> <p>また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「相互承認実施法」という。）に基づく適合性評価機関の認定・</p>	<p>・各法律に基づく検査機関及び適合性評価機関の認定・更新のための調査及び立入検査の実施件数(全件実施)</p>	<p>3. 電気用品安全法等の製品安全4法及び相互承認実施法の執行</p> <p>●検査機関の登録更新のための調査</p> <p>登録及び更新のための調査は、経済産業省が受け付けた申請を登録又は更新をするか判断するために、経済産業省が機構に調査の指示を出し、機構が製品安全4法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)の各法律で定められた登録の基準に適合しているか確認して報告している。経済産業大臣からの指示に基づき、迅速かつ的確に調査等を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、経済産業省に対して14件の調査報告を行った。</p> <p>●製品安全4法に基づく登録検査機関に対する立入検査</p> <p>平成27年度は、製品安全4法に基づく登録検査機関に対する立入検査について、経済産業大臣から指示のあった1件について、迅速かつ適確に立入検査を行い、事前検討会を開催して内容を精査した上で、経済産業省に対して報告を行った。</p> <p>●相互承認実施法に基づく適合性評価機関の認定・更新のための調査や立入検査</p> <p>経済産業大臣から指示がなかったため実績なし。</p>	<p>3. 評価:B</p> <p>製品安全4法に基づく検査機関の登録・更新のための調査14件(全件)や立入検査1件(全件)を、経済産業省からの指示に基づき、迅速かつ的確に業務を実施して当初計画の目標を達成した。なお、相互承認実施法については経済産業大臣からの指示はなく実績なし。</p>	
--	---	---	---	--	--

<p>価機関の認定・更新のための調査や立入検査の業務を、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>更新のための調査や立入検査の業務を、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p>				
---	--	--	--	--	--

<p>4. 製品評価技術基盤機構認定制度</p> <p>安全の確保や国内外の取引の円滑化などに関する政策的・社会的要請を踏まえた、JNLA や JCSS、MLAP の認定では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) において、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関等の認定を申請に基づき、的確に実施するとともに、定期検査を的確に実施する。</p>	<p>4. 製品評価技術基盤機構認定制度</p> <p>安全の確保や国内外の取引の円滑化などに関する政策的・社会的ニーズを踏まえ、JNLA や JCSS、MLAP の認定では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) において、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関等の認定を申請に基づき、的確に実施する。認定した事業者に関する情報は機構ホームページに迅速に掲載する。</p> <p>また、定期検査を的確</p>	<p>・ASNITE における認定及び定期検査の実施件数 (全件実施)</p>	<p>4. 製品評価技術基盤機構認定制度</p> <p>安全の確保や国内外の取引の円滑化などに関する政策的・社会的要請や新たな政策的・社会的ニーズを踏まえ、JNLA や JCSS、MLAP の法令に基づく認定制度では対象外の認定ニーズについて、製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) で対応した。</p> <p>ASNITE は、校正 (計測器の目盛りの正しさの評価)、試験 (製品の安全性試験、環境中の有害物質測定等) 等を行う事業者 (以下の a. ~f. の事業者) が国際規格に定める能力基準を満たしていることを認定センターが確認し、認定する制度である。認定センターは国際ルールに基づいて ASNITE を運営しているため、認定センターが認定した事業者は日本国内のみならず国際的な信頼性を持ち、国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化などに貢献するものである。</p> <p>平成 27 年度は政策的・社会的ニーズを踏まえながら、ASNITE の認定業務を、申請に基づき速やかに審査チームを編成し、9 件の審査、59 件の定期検査及び 1 件の臨時検査を実施し、その結果、10 件の新規・追加認定を行い、全件実施した。業務の実績は下表のとおり。また、これら認定事業者の認定情報を日本語及び英語でホームページに迅速に掲載した。</p> <table border="1" data-bbox="667 793 1638 1066"> <thead> <tr> <th></th> <th>認定</th> <th>審査</th> <th>定期検査</th> <th>臨時検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. ASNITE 校正事業者認定</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>b. ASNITE 試験事業者認定 (一般)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>c. ASNITE 試験事業者認定 (IT)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>d. ASNITE 試験事業者認定 (環境)</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>38</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>e. ASNITE 標準物質生産者認定</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>f. ASNITE 製品認証機関認定</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に a. ~f. の各事業者に対する認定業務実績を記載する。</p> <p>a. ASNITE 校正事業者認定</p> <p>ASNITE 校正は、JCSS 対象外の校正事業者 (国家計量標準研究所、外国の国家計量標準研究所から校正を受けた校正事業者、海外にある校正事業者等、計量法で規定されていない校正事業者) の認定ニーズに対応するために、運営している。上記実績のうち、平成 27 年度は以下の新規立ち上げの取り組みを実施した。</p> <p>JCSS 対象外の校正ニーズを把握するため、一般社団法人日本電気計測器工業会、一般社団法人日本計量機器工業連合会、日本試験機工業会、計測標準フォーラム等の外部委員会に積極的に参加して外部機関との連携強化を図り、定量 NMR (核磁気共鳴) 分析用標準物質の校正に関する認定等のニーズを把握した結果、ニーズのあった下記の新規認定を行った。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●校正ニーズを先取りした「ループアンテナ」の認定</p> <p>電気自動車の充電における無線電力伝送技術や電気製品の安全性試験等に用いられる「ループアンテナ」に関しては、平成 26 年度に、海外の国家計量標準とのつながりを確保した校正の迅速な認定ニーズが寄せられていたため、平成 26 年度に新たに ASNITE 認定対象と</p>		認定	審査	定期検査	臨時検査	a. ASNITE 校正事業者認定	3	3	8	0	b. ASNITE 試験事業者認定 (一般)	0	0	4	0	c. ASNITE 試験事業者認定 (IT)	0	1	4	0	d. ASNITE 試験事業者認定 (環境)	4	4	38	0	e. ASNITE 標準物質生産者認定	3	1	4	0	f. ASNITE 製品認証機関認定	0	0	1	1	<p>4. 評価:B</p> <p>ASNITE 認定を行うことは、国際相互承認の認定でもあり、認定した事業者の行う試験・校正結果を海外でも受入れ可能とするものであり、日本製品の海外市場への輸出促進、海外市場での校正コストの低減など産業支援に貢献した。</p> <p>製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) については、認定の審査 9 件 (全件)、定期検査 59 件 (全件)、臨時検査 1 件 (全件) を的確に実施して当初計画の目標を達成した。</p>
	認定	審査	定期検査	臨時検査																																			
a. ASNITE 校正事業者認定	3	3	8	0																																			
b. ASNITE 試験事業者認定 (一般)	0	0	4	0																																			
c. ASNITE 試験事業者認定 (IT)	0	1	4	0																																			
d. ASNITE 試験事業者認定 (環境)	4	4	38	0																																			
e. ASNITE 標準物質生産者認定	3	1	4	0																																			
f. ASNITE 製品認証機関認定	0	0	1	1																																			

	<p>に実施する。</p> <p>IT 分野における ASNITE について、独立行政法人情報処理推進機構のコモンクライテリア評価制度の変更を踏まえて見直す。</p>	<p>し、新規申請 1 件を受け付けた。平成 27 年度にこの審査を行い、平成 27 年 6 月 12 日に初めて認定を行った。これにより、「ループアンテナ」の計測の信頼性を確保して電気自動車や電気製品の性能を信頼あるものとし、産業の発展に貢献した。</p> <p>b. ASNITE 試験事業者認定(一般)</p> <p>ASNITE 試験事業者認定(一般)は、JNLA 対象外の試験事業者(JIS 規格以外の試験を用いる試験事業者)のうち環境分野及び IT セキュリティ分野を除く認定ニーズに対応するために、運営している。上記実績のうち、平成 27 年度は以下の新規立ち上げの取り組みを実施した。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●大型パワーコンディショナーの認定スキーム構築</p> <p>「大型パワーコンディショナー」については、認定ニーズ調査から掘り起こされた情報を基に、有効な認定を時機を逸することなく提供するため、関係機関等と情報共有・連携しつつ、認定スキーム立ち上げ準備として、認定対象の規格検討、審査対象となる新たな専門分野の技術専門家の確保(技術専門家所属機関へのアプローチ)などを実施し、審査体制の構築準備を行った。これは現在、日本の強みとされる「大型パワーコンディショナー」に対する認定を平成 28 年度に迅速に提供することを可能とし、輸出振興・産業の発展に大きく貢献するものである。</p> <p>●試験所用公開文書の見直し</p> <p>平成 27 年度は、認定シンボルの利用に関する国際文書の改正に伴う一般要求事項及び試験方法区分一覧の計 2 文書の改正し、ホームページで公開を行った。</p> <p>c. ASNITE 試験事業者認定(環境)</p> <p>ASNITE 試験事業者認定(環境)は、JNLA 対象外の試験事業者(JIS 規格以外の試験を用いる試験事業者)のうち環境分野(大気、水質などの環境測定や重金属、放射性物質等の測定)の認定ニーズに対応するために、運営している。特に製品等の輸出に伴う試験では、国際基準に適合した認定試験所による試験報告書が求められており、本プログラムによる認定が役立てられている。認定の活用について認定試験事業者を確認したところ、国内大手メーカーが韓国の現地法人向け製品輸出時に必要となる重金属分析の国内試験事業者選定に際して、分析実績と認定維持を評価され、採用された事例があった。上記実績のうち、平成 27 年度は以下の取り組みを実施した。</p> <p>●試験所用公開文書の見直し</p> <p>平成 27 年度は、認定シンボルの利用に関する国際文書の改正に伴う一般要求事項の改正し、ホームページで公開を行った。</p> <p>d. ASNITE 試験事業者認定(IT)</p> <p>ASNITE 試験事業者認定(IT)は、JNLA 対象外の試験事業者(JIS 規格以外の試験を用いる試験事業者)のうち IT セキュリティ分野の認定ニーズに対応するために、運営している。上記実績のうち、平成 27 年度は以下の取り組みを実施した。</p>	
--	---	--	--

●コモンクライテリア評価制度の変更を踏まえた ASNITE の見直し

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が運用するコモンクライテリア評価制度(IT 製品のセキュリティ対策仕様を定めた国際的に共通的な基準に基づき各 IT 製品の仕様上の対策の妥当性を評価する制度)は、国際的な共通基準に基づいており、その基準及び運用に関して関係国の中で国際的な見直しが進められているが、平成 27 年度以降も見直し作業が継続されていることから、その進捗よく状況を踏まえて IT 分野における ASNITE の見直しの準備作業を行い、IPA のコモンクライテリア評価制度の将来の変更へ備えた。

●試験用公開文書の見直し

平成 27 年度は、認定シンボルの利用に関する国際文書の改正に伴う一般要求事項及び ASNITE 認定の取得と維持のための手引きの計 2 文書の改正し、ホームページで公開を行った。

e. ASNITE 標準物質生産者認定

ASNITE 標準物質生産者認定は、機器の校正、他物質への値の変換、適切な測定が行われているかの確認等に用いる、濃度や密度など一定の特性を有する物質である標準物質の生産事業者が標準物質生産者認定の認定基準である JIS Q 0034(ISO Guide 34)(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)に従って生産する能力を認定するプログラムである。

●標準物質生産者用公開文書の見直し

平成 27 年度は、認定シンボルの利用に関する国際文書の改正に伴う一般要求事項及び ASNITE 認定の取得と維持のための手引きの計 2 文書の改正し、ホームページで公開を行った。

f. ASNITE 製品認証機関認定

製品認証機関は、製品に対して基準・規格への適合性を評価している機関である。ASNITE 製品認証機関認定は、鉄道、繊維製品及び製品安全の 3 分野の製品認証機関に対して、製品認証を行う機関に関する国際規格 ISO/IEC 17065(適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項)に基づき審査・認定を行っている。例えば、鉄道信号システムの安全性評価を実施している製品認証機関を ASNITE 認定することで、鉄道信号システムの安全性評価は市場において信頼あるものとなる。

●鉄道信号システムの海外輸出支援

鉄道分野に関する製品認証機関からの認定ニーズを精査して、製品認証機関が評価する国際規格に対応した認定を提供するため、認定区分の内容見直しを行った。その後に製品認証機関からの申請を受け、審査を実施している(平成 28 年度に完了予定。)。製品認証機関が鉄道信号システムを評価する内容を踏まえて、その製品認証機関に必要とされる認定を的確に提供していくことは、鉄道信号システムのさらなる海外輸出を支援するものである。

●認定基準である国際規格改正に伴う対応

国際標準化機構(ISO)及び国際電気標準会議(IEC)が定めた製品の認証を行う機関に関する

			<p>る認定基準 ISO/IEC 17065 が制定され、旧基準であるガイド 65 からの移行期限(平成 27 年 9 月 15 日)に全ての認定事業者が ISO/IEC 17065 への対応していることを確認し、ISO/IEC 17065 に対応していることを認定事業者が対外的に示せるように認定証を再発行した。さらに、国際規格の改正に伴い、公開している認定事業者に対する要求文書について、技術委員会を開催して改正内容を審議し、ISO/IEC 17065 に対応するように 5 文書を改正し、ホームページで公開を行った。また、ガイド 65 に関する 2 文書を廃止した。</p>	
--	--	--	--	--

<p>5. 認定基盤の整備</p> <p>国の認定機関としての信頼性の維持、能力の向上を図るとともに、認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際活動への参画と認定制度の普及促進を行う。</p> <p>また、国内外の取引の円滑化等への対応のため、政策的・社会的な必要性が高い新たな技術や製品等に係わる認定分野を調査し、必要に応じて時期を逸することなく、認定制度提供に向けた対応を行う。</p>	<p>5. 認定基盤の整備</p> <p>国の認定機関としての信頼性の維持、能力の向上を図るとともに、認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際活動への参画と認定制度の普及促進を行う。</p> <p>また、国内外の取引の円滑化等への対応のため、政策的・社会的な必要性が高い新たな技術や製品等に係わる認定分野を調査し、必要に応じて時期を逸することなく、認定制度提供に向けた対応を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>		<p>5. 認定基盤の整備</p>	<p>5. 評価:B</p> <p>国の認定機関としての信頼性の維持、能力の向上を図るとともに認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際活動への参画と認定制度の普及促進を的確に実施して当初計画の目標を達成した。</p>	
---	--	--	--------------------------	--	--

<p>ア 内部監査などを通じて、認定機関としての信頼性を維持するとともに、認定事業者への満足度調査を行い、審査等の改善に利用する。</p>	<p>ア 内部監査などを通じて認定機関としての信頼性の維持、認定事業者への満足度調査の審査等の改善への利用</p> <p>●認定センターにおける内部監査の実施</p> <p>認定センターに対する内部監査を平成 27 年 11 月から平成 28 年 2 月にかけて実施。不適合案件 9 件に対しては再発を防止するための処置(予防処置含め)を実施し、認定機関としての信頼性維持を図った。</p> <p>●業務の見直し(マネジメントレビュー)の実施</p> <p>平成 27 年度のマネジメントレビューは、平成 28 年 3 月 4 日及び 14 日に ISO/IEC 17011(適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に関する一般要求事項)に基づいて実施し、平成 26 年度に指摘された改善事項 12 件の処置が適切に完了したことを確認するとともに、認定機関として今後改善すべき事項 9 件(審査員の確保・育成、PAC MLA 再評価対応等)を特定し、計画を策定して、認定機関としての信頼性の維持・向上を図った。</p> <p>●審査を受けた事業者に対する満足度調査の実施とそれに基づく改善の実施</p> <p>個々の審査・検査終了後に事業者に対する満足度調査を実施し、回答 305 件(回収率 81.6%)において 302 件より満足度が高いとの評価であった(やや不満 3 件)。審査を通してあった審査員に対する苦情、改善提案(下の 2)及び 3)を参照)は、必要な処置を検討し是正及び改善を実施した。</p> <p>●内部監査、マネジメントレビュー、事業者に対する満足度調査、利害関係者・有識者からの情報収集等から得た改善提案、苦情に対する具体的な改善内容</p> <p>改善の具体的な内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 変更届に伴う認定証書き換え等に関する遅延については、複数職員による作業状況の確認により業務を適正化。 2) ホームページ上の認定事業者の表示見直し要望については、認定番号順の一覧の掲載に加えて、校正機関、試験事業者、標準物質生産者など種類別に認定事業者の一覧を掲載して利便性を向上 3) 審査員に対する事業者からの苦情は、審査員の資質に関する問題であり、改善が図られるまで該当者の当該プログラムにおける審査員資格を一時停止とした。また、再発しないことを確実にするため、全審査員に当該事例を周知する。 <p>イ 審査員養成研修等による必要な認定審査員を確保、各種のスキルアップ研修等を通じた審査員の能力向上と審査レベルの均質化等</p> <p>●審査員に対する研修の実施</p> <p>増加する認定・登録業務に対応するため審査員の確保を目的に審査員養成研修を実施した。その結果、職員から審査員 6 名、専門技術を有する審査員 16 名を確保した。製品認証機関審査員については、平成 24 年に制定された ISO/IEC 17065 に対する審査員間の知識・解釈を共通化するための研修を実施した。JCSS 及び JNLA については登録審査等を適格かつ円滑に行うことを目的に技術研修を実施した。</p>	<p>イ 審査員養成研修等により必要な認定審査員を確保するとともに、各種のスキルアップ研修等を通じて、審査</p>
---	---	---

員の能力向上と審査レベルの均質化等を図る。

研修	場所	日程	参加者数
審査員養成研修	東京	5月11日～15日	25名
審査員連絡会	東京、大阪	2月19日、2月24日	215名
製品認証機関認定審査員等フォローアップ研修	東京	3月17日～18日	17名
JCSS校正技術研修(振動)	つくば	2月16-17日	5名
JCSS校正技術研修(体積)	つくば、東京	3月3日、3月8日	6名
JCSS校正技術研修(電気直流・低周波)	東京	1月7日	3名
JNLA技術研修(官能試験)	東京	1月13日	13名

●審査員連絡会の開催

審査員連絡会は2回の開催を通じて、認定センターの動向及び認定制度・審査に関する最新情報の共有と審査レベルの平準化、審査員の課題解決を図った。また、審査業務に係わるヒューマンエラー(審査書類等の紛失、メールの誤送信等)と対策について周知した。

●審査員の効率的な運用による審査員の確保

審査員は資格とともに所属する課室があり、課室を越えて審査に参加出来るようにするために規程を見直し、審査員の効率的な運用、審査員の確保を実施した。

ウ 認定業務におけるマネジメントシステム文書(業務を適切に管理し、運営するルールを文書化したもの)に基づく効率的な業務実施。

認定プログラムに適用する品質マニュアル等の 226 のマネジメントシステム文書について、平成 27 年度に法令改正をはじめ国際ルールの見直し等に基づく文書改正、作業効率化につながる審査手順の見直しによる文書改正等 75 件実施し、最新のマネジメントシステム文書に基づく、的確かつ効率的な審査業務遂行を確保した。

具体的な改正としては、ILAC(国際試験所認定会議)/APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)が発行する国際的な文書の制定・改正に対応し、マネジメント文書(技能試験方針、トレーサビリティ方針、不確かさ評価指針)及び各認定・登録区分にかかる個別技術的適用指針の文書改正を実施した。

エ アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)国際相互承認協定及び太平洋認定協力機構(PAC)国際相互承認協定の署名地位の維持のため、APLAC 及び PAC が行う再評価の継続的な受審

●APLAC 国際相互承認協定(MRA)の再評価の受審による署名地位の今後 4 年間の承認

機構は、APLAC 国際相互承認 (MRA) 協定に署名し、認定した事業者が発行する校正証明書及び試験報告書を海外でも受入れ可能としているが、この APLAC MRA 協定の期限は、4 年であり、平成 27 年度に APLAC の再評価を受ける必要があった。

ウ 認定業務におけるマネジメントシステム文書に基づき、効率的に業務を行う。

エ アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC) 国際相互承認協定及び

<p>太平洋認定協力機構(PAC)国際相互承認協定の署名地位を維持するため、APLAC 及びPACが行う再評価を継続的に受審する。</p> <p>オ APLAC、国際試験所認定会議(ILAC)、PAC、国際認定フォーラム(IAF)の委員会活動に参画し、認定制度の改善等に貢献する。また、APLAC、PACからの要請に基づき国際評価員を派遣する。</p>	<p>このため、平成 26 年度から認定センター内に APLAC 再評価タスクフォースを設置して準備を進め、平成 27 年 9 月 28 日から 10 月 2 日に APLAC から派遣された国際評価員 4 名による評価を機構の他、認定審査現場の大阪、滋賀、静岡、千葉、埼玉で受審。的確に対応して不適合なしの極めて良好な評価を得て、1 月の APLAC 国際相互承認評議会(於バンコク)での審議を経て国際相互承認の署名地位を今後 4 年間確保した。この取り組みは、今後 4 年間にわたり、認定センターが認定した事業者の発行する試験報告書、校正証明書等が、海外市場において信頼のあるものとして受け入れ可能となり、日本製品等の海外展開支援や取引の円滑化に大きく貢献するものである。</p> <p>●太平洋認定協力機構(PAC)国際相互承認協定の署名地位維持のための受審準備</p> <p>平成 28 年度に予定している PAC 国際相互承認協定の署名地位維持のための再評価受審に向け、認定センター内に PAC 再評価タスクフォースを平成 27 年 11 月に設置し、申請準備、スケジュール調整等を進めた。</p> <p>オ APLAC、国際試験所認定会議(ILAC)、PAC、国際認定フォーラム(IAF)の委員会活動への参画による認定制度の改善等への貢献、APLAC、PAC からの要請に基づく国際評価員の派遣</p> <p>●アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)の活動への参画及び国際貢献</p> <p>APLAC 広報委員会議長として、APLAC 国際相互承認協定に署名している認定機関 37 機関、23 か国・経済地域を対象に、TPP や RCEP 等に関するアンケート設問を検討することにより各国における状況を収集し、把握できるようにした。技能試験委員会の議長として、アジア太平洋地域において、技能試験に参加したいエンドユーザー(試験所、校正機関)がオンラインで技能試験提供者を検索できるデータベースシステムの構築に貢献している。</p> <p>また、平成 27 年 6 月に行われた APLAC 総会において理事改選が行われ、平成 28 年 1 月からの APLAC 理事ポストを獲得した。機構から APLAC 理事として参加することは、最新の情報収集とともに我が国認定機関の意向反映に大いに貢献するものであり、また、アジアはじめ各国認定機関との連携強化によりわが国認定制度及び認定事業者の取り組みの推進・普及に寄与するものである。</p> <p>平成 27 年 9 月 28 日から 10 月 2 日に受審した APLAC 再評価結果をまとめた報告書に基づき、平成 28 年 1 月上旬にバンコク市(タイ王国)で審議が行われた APLAC 相互承認(MRA)評議会に出席し、署名地位の継続が承認されたことを確認した。この結果、認定センターが認定した事業者が発行する校正証明書及び試験結果が国外の APLAC MRA 署名機関により受け入れられ、MRA 署名機関の経済圏では校正や試験を再度行う必要がなく、該当経済地域での市場進出コストを軽減することができる。</p> <p>●国際試験所認定会議(ILAC)の活動への参画及び国際貢献</p> <p>平成 27 年 4 月に米国ワシントン DC で開催された ILAC マーケティングコミュニケーション委員会中間会合に、機構職員は APLAC 広報議長として参加。</p> <p>規制当局からの依頼を受けて、当局が認定を停止された事業者について APLAC ウェブサイト等で掲載されている各認定機関に連絡する際、担当者がわかるように氏名を追加すべく、APLAC 総会で提案・承認して、各組織の連絡先がオンラインで確認できるようにした。現在、</p>
--	--

<p>カ ISO/IEC17 011(適合性 評価－適合 性評価機関 の認定を行う 機関に関する 一般要求 事項)、 ISO/IEC17</p>	<p>・認定制度に 関する国際 規格の改正 に向けた活 動への参加 数(3件以 上。なお、そ の際、国内の 状況を踏まえ つつ、極力、</p>	<p>ILAC ウェブサイトにおいても作業が行われている。</p> <p>ILAC 相互承認委員会では、「非常時における認定機関ならびに認定事業者の対応」について の ILAC 指針文書に対する修正案を提出し、災害時等に認定機関や認定事業者がとるべき 行動指針を文書化し、ILAC 文書策定へ貢献した。</p> <p>●太平洋認定協力機構(PAC)の活動への参画、国際協力</p> <p>平成 27 年 6 月に開催された総会及び関連会合に出席。 機構職員は、製品認証作業グルー プの主査として、製品認証分野の活動の取りまとめを行うとともに、10 年ぶりに改正された製品 認証機関に対する要求規格(ISO/IEC 17065)への加盟機関の移行状況の把握やサポートを 行った結果 100%の移行を達成した。また、各加盟機関間の情報交換を促進するとともに、ニ ーズとして課認定証記載事項の共通化を図る必要があることを調査結果として取りまとめ、共通 化作業に着手し、また、これは、国際認定フォーラムにおいても全面的な賛同が得られ、IAF レ ベルのガイダンス文書とするべく、検討が行われている。</p> <p>●国際認定フォーラム(IAF)の活動への参画、国際協力等</p> <p>平成 27 年 4 月の中間会合において、機構職員が、製品認証分野の作業グループの共同主 査(副議長、認定機関側代表)に就任することが承認され、平成 27 年 5 月から同グループの活 動をリードした。上述の改正された国際規格(ISO/IEC 17065)の運用に必要なガイダンス文書 の要否について、各地域ごとのニーズ調査、分析結果を取りまとめて発表し、平成 27 年 10 月 の会合で検討を行ったところ、地域間の見解の相違が大きく、同地域間の意見の対立の解消の ため、その要否判断材料としての情報収集を行うために欧州認定協力機構に協力してアンケー トサイトを立ち上げ、同調査を開始した。今後この結果を分析し、国際的に有用なガイダンス文 書のあり方について、取りまとめることとした。また、地域間の対立のさらなる解消のため、各地域 (欧州、アメリカ大陸、太平洋、アフリカ、アラブ)の代表者で構成する運営母体を構成する等の 組織改革を行うことで、各国・地域に期待される活動が行える基盤を主体的に構築した。</p> <p>●APLAC、PAC からの要請に基づく国際評価員の派遣</p> <p>APLAC 正会員及び準会員は、義務として、他国の認定機関を対象とした APLAC 評価を行 う国際評価員を派遣することが求められているため、パプアニューギニアの認定機関を対象とし たフォローアップ評価に、機構は評価員 1 名を派遣し、国際的な地位の維持に貢献した。</p> <p>カ ISO/IEC 17011、ISO/IEC 17025 及び ISO Guide 34 の改正に向けた国内外の委員会 活動への参画</p> <p>ISO/IEC 17011 は認定機関の運営等に対する要求事項、ISO/IEC 17025 は試験所・校正 機関のマネジメントシステム・技術能力に対する要求事項、ISO Guide34 は標準物質生産者の マネジメントシステム・技術能力に対する要求事項である。これら 3 件の国際規格の改正が行わ れており、日本の認定制度の運営に非常に影響が大きいため、機構は日本の中核認定機関と して積極的に国内外の委員会活動に参加した。</p> <p>●国際規格改正対応タスクフォースでの検討</p> <p>認定センター内に国際規格改正対応タスクフォースを設置し、ISO/IEC 17011、ISO/IEC</p>	<p>国際規格改正に向けた 3 委員会(ISO/IEC 17011、ISO/IEC 17025、ISO Guide 34)にそ れぞれ委員を派遣(3 名:3 件)し、規格改正に向けて国内認定機関としての意見をとりまとめ、日 本の意見を積極的に発信した。</p> <p>なお、ISO/IEC 17011 及び ISO/IEC 17025 においては、国内の意見を集約し、状況を踏ま えた上で、日本代表エキスパートとして、国際会議 ISO CASCO(適合性評価委員会) WG に 直接参加し、改正案に我が国の意見が反映されるように努めることで、日本が議論をリードでき るよう積極的な参加をした。</p>
--	---	---	--

<p>025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)及び ISO Guide34(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)の改正に向け、国内外の委員会活動に参画する。</p>	<p>日本が議論をリードできるような積極的な参加に努めるものとする。)</p>	<p>17025 及び ISO Guide34 の改正情報を共有し、認定センターのマネジメント、認定・申請事業者への影響等を検討し、当該 3 規格の改正案に対するコメント等を検討し、国内委員会へ提出した。</p> <p>●ISO/IEC 17011(適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に関する一般要求事項)改正への対応</p> <p>ISO/IEC 17011 の改正(今回は全面改正)は、政府関係部局、機構を含めた認定機関の今後の認定活動だけでなく、場合によってはその存続、組織構成、要員の配置や資格要件に影響を及ぼすものである。また、TPP において、認定機関間の相互協定に言及がある等、国際間の取引において、認定の重要性が着目されてつつある状況にある。認定機関への要求事項の変更は、間接的のみならず直接的に適合性評価機関やその顧客である製品やサービスの提供者に影響を及ぼす可能性があることから、特定の国や地域に有利な改正とならないように、改正作業に参画し、主張することが必要である。</p> <p>このため、機構から職員 1 名が、日本代表エキスパートとして、国際会議 ISO CASCO(適合性評価委員会) WG42 及び同草案グループに直接参加し、国内で取りまとめた我が国の意見を主張するとともに、改正案の作成等に参加して我が国の意見の反映に努めた。</p> <p>日本国内の意見とりまとめにおいては、国内の主要な認定機関をそのメンバーとする日本認定協議会(JAC)への情報提供及びメンバーからの意見集約を行い、また、改正対応国内 WG では、NITE 認定センター内のタスクフォースの意見を含め、我が国のコメントの取りまとめを行った。</p> <p>(国際会議:日本代表エキスパートとして参加):ISO CASCO WG42 3回 (国内会議):国内対応 WG 4回</p> <p>●ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)改正への対応</p> <p>ISO/IEC 17025 の改正は、登録・認定事業者への影響が極めて大きく、本規格に対しては、各国の試験所・校正機関認定に対する様々なニーズ(規制当局、試験・校正結果のユーザ等)により、改正への多種多様な要望があり、日本を含め試験所・校正機関にとって適切な改正の方向性とする必要がある。</p> <p>このため、機構から職員1名が JISC の日本代表エキスパートとして、国際会議 ISO CASCO WG44(ワーキンググループ会合)に参加し、わが国の意見を主張した。改正対応国内 WG においては認定機関としての立場から意見を述べると共に、CASCO 委員会原案(CD)の投票においては、NITE認定センター内での意見、我が国の意見を国際会議で主張できるよう改正対応国内 WG にて調整を図った。ISO CASCO WG44 では、CD 案作成の過程で、日本国内における ISO/IEC 17025 認定の現状及び改善点を把握した上で、適宜必要な意見を主張した。具体的には、サンプリングを試験・校正とは切り離れた独立した活動としての扱うことに対する意見などについて CD に対するコメントを提出し、また WG44 会合でも必要に応じ主張し、それらの多くが採用されている。なお、規格改正は平成 29 年後半が想定され、継続して我が国の意見の反映に努めていく。</p> <p>(国際会議:日本代表エキスパートとして参加): ISO CASCO WG44 3回 (国内会議):国内対応 WG 3回</p>
--	---	---

	<p>キ 日本認定機関協議会(JAC)の事務局として、各認定機関と連携しつつ、信頼性等に係る課題に対応するとともに、認定制度の普及、利用促進に向け、展示会、ニュースリリース、講演会等を通じて広報活動を行う。</p>	<p>・認定制度の利用促進に向けた情報発信件数(6件以上)</p>	<p>●ISO Guide 34 関係(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)</p> <p>ISO Guide 34 の見直しは、直接それに適合しなければならない標準物質生産者に大きな影響があるが、それを認定基準として用いている認定機関にとっても影響が大きい。今回改正において、機構は国内委員会に委員を派遣して対応している。国内委員会では、国際的に通用する標準物質生産のあり方について議論し、NITE 認定センター内で集約した主張の多くが日本コメントとして採用され(標準物質に付属する文書の規定について明確化、他の国際文書との整合等)、今までガイダンス文書の位置づけであったものを国際規格として明確化する道をつかった。</p> <p>(国内会議):国内対応 WG 4 回</p> <p>キ 日本認定機関協議会(JAC)の事務局として各認定機関と連携しつつ信頼性等に係る課題への対応、認定制度の普及、利用促進に向けた展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動</p> <p>●日本認定機関協議会(JAC)の事務局として各認定機関と連携しつつ信頼性等に係る課題への対応</p> <p>国内認定機関の信頼性と技術レベルの向上を図るとともに、認定制度の啓発・普及により、国内の適合性評価制度全体の信頼性・透明性の向上を目的に、国内認定機関及び関係省庁(規制当局)等で構成する日本認定機関協議会(JAC)の事務局として運営委員会を平成 28 年 2 月 3 日に開催し、規制当局も含め、各認定機関の最新認定情報を共有するとともに、認定機関の運営システムに大きく影響する ISO/IEC 17011 の改正動向の共有を図り、規格改正に向けた各認定機関の対応を推進し、国内認定機関の信頼性の維持を図った。また、審査員研修において国内認定機関の能力向上で協力した。</p> <p>日本認定機関協議会(JAC)メンバーのうち、試験所認定を実施している 3 認定機関で構成する試験所認定機関連絡会(JLAC)を 7 回開催するとともに、認定制度の普及啓発、利用促進を目的として、JLAC 技術情報セミナーを平成 27 年 7 月 29 日に開催(157 名参加)。</p> <p>●認定制度の普及、利用促進に向けた展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動</p> <p>認定制度の普及、利用促進に向け、下表の展示会等に参加し、情報提供を行った。また、機構広報と連動した認定制度の広報活動を行った。</p> <p>国際試験所認定会議(ILAC)及び国際認定機関フォーラム(IAF)が定めた「世界認定推進の日」(6 月 9 日)に際して、各議長から発信された共同声明やパンフレット、ポスターの和訳資料を作成し、JAC 及び JLAC 構成機関のウェブサイトを通じて公開した。平成 27 年度は「認定が支える医療・福祉の現在と未来」をテーマとして、医療・福祉における認定活用事例の紹介などを通じて認定の重要性をアピールした。</p> <p>認定制度の普及、利用促進に向けて下表の展示会、講演会等に参加し、平成 27 年度事業計画における認定制度の利用促進に向けた情報発信 14 件実施した。</p> <p>以下の展示会(4 件)に出展し、認定制度の利用促進に向けた情報発信を行った。</p>	<p>認定制度の普及・利用促進に向けた情報発信を、様々な会合等に積極的に参加し 14 件実施した。また、地域公設試及び中堅・中小企業への認定のビジネスへの利用促進を図り、地域産業振興に貢献した。</p>	
--	---	-----------------------------------	--	---	--

展示会、広報活動等	出展日	開催場所	総来場者数
JASIS2015(アジア最大級 分析機器・科学機器専門展示会)への出展	9月2日～4日	幕張メッセ	23,408人
TEST2015(材料試験&環境試験と計測、評価に関する国内唯一の総合展)への出展	9月16日～18日	東京国際展示場	11,857人
計測展 2015(オートメーションと計測の先端技術が集う展示会)への出展	12月2日～4日	東京国際展示場	49,484人
大阪市立工業研究所・大阪府立産業技術総合研究所合同研究発表会への出展	12月1日	大阪産業創造館	

主に ISO 9001、ISO 14001 等の品質マネジメントシステム審査員を対象に、計量関係団体と共催し、下表の講演会を実施した。

製造業など業務プロセスで試験・測定を必要とする業種の品質マネジメントシステム認証においては、計量計測トレーサビリティに関する審査が行われていることから、JCSS 校正等による計量計測トレーサビリティの確保、計測器管理、校正機関の認定に関する最新情報の提供等を通じて JCSS 等の普及啓発を推進した。

講演会名	日程	参加人数
マネジメントシステムのための計量計測トレーサビリティ講演会	3月3日(大阪)、 3月10日(東京)	76名(大阪)、98名(東京)

地域産業技術連携推進会議や公設試等に積極的に働きかけて参加・訪問し、経産局、自治体、公設試への認定制度や認定の活用事例等を紹介して制度の普及・利用促進を図るとともに認定ニーズの収集等も実施した。また、公設試を通じて地域中堅中小企業への情報提供を推進し今後、地域中堅中小企業の認定ニーズが生じた場合は、公設試を通じて機構まで情報提供していただくルートの強化を図った。

(主な実績)

- ・6/22 東北地域産業技術連携推進会議
- ・7/13 東海北陸地域産業技術連携推進会議
- ・7/23 川崎市ネットワーク(神奈川県公設試、関係者も同席)
- ・11/10 関東甲信越静地域産業技術連携推進会議
- ・11/18 中国地域産業技術連携推進会議
- ・11/20 東北食品・バイオ分科会(標準物質 PR 資料配付)
- ・12/1 関西広域連合公設試連携ワーキンググループ
- ・2/26 産業技術連携推進会議総会

<p>ク 知的基盤整備計画に基づき、地域産業・中堅中小企業の振興支援を行っている産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。</p> <p>ケ 新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。</p>	<p>・新たな技術等に係る認定基盤の整備に向けた調査の件数(2分野以上)</p>	<p>ク 知的基盤整備計画に基づき、地域産業・中堅中小企業の振興支援を行っている産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に認定制度に係る情報発信を行うことによる制度の普及</p> <p>経済産業省の知的基盤整備特別小委員会での検討結果を踏まえ、計量標準の普及・促進策の機構担当部分について以下の活動を行った。</p> <p>地域の公設試等が参加する地域産業技術連携推進会議(東北、関東、東海等の4か所)に参加し、地域の公設試等にJCSS等認定制度や活用状況等を紹介し、制度の普及・利用促進を図った。加えて地域の公設試等(神奈川県、大阪府、大阪市等)への情報発信・普及促進も実施した。</p> <p>JCSS校正証明書活用事例作成について、平成26年度に行った調査の結果をとりまとめ、平成27年9月にホームページに公表した。また、計量標準とは何かを説明したユーザー向けパンフレットを経済産業省、国立研究開発法人産業技術総合研究所と協力して作成し、完成させた。これらは展示会、講演会、公設試等への説明会等で配布した。</p> <p>ケ 新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査</p> <p>調査報告書等の公開情報や関係機関からの情報収集に基づき、新たな認証認定分野の候補を抽出した(30 候補以上)。この中から、特に政策的・社会的ニーズの高いバイオメトリクス認証製品分野、大型パワーコンディショナー分野及び航空機産業における非破壊試験要員認証分野の以下の3分野について調査を行った。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●バイオメトリクス認証製品分野及び大型パワーコンディショナー分野の調査</p> <p>バイオメトリクス認証製品分野及び大型パワーコンディショナー分野については、関係省庁、工業会及び有識者への聞き取り調査を行い、これら製品の技術優位性、海外市場を目指すビジネス戦略の中での認定活用、認定の対象事業者等を把握し、認定・認証に対する政策的・社会的ニーズを確認するとともに、認定センターが署名している国際相互承認の活用による日本製品の国内でのワン・ストップ・テスト、国際基準に適合した製品認証機関による認証の提供が、これら日本製品の海外市場展開、産業支援に大いに貢献できることを把握した。認定の迅速な提供が重要であることから、この調査を通じて関係機関等とは関連情報の共有など、平成28年度に認定を的確・円滑に推進するための連携体制を構築した。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●航空機産業における非破壊試験要員認証分野の調査</p> <p>航空機産業における非破壊試験要員認証分野については、関係省庁、工業会及び有識者への聞き取り調査を行うとともに、政府の「航空機産業における非破壊試験技術者育成に向けた体制整備検討WG」にオブザーバ参加し、当該要員を取り巻く環境、国際市場、ビジネス戦略等を把握、将来的な認定・認証の可能性を確認した。この調査を通じて関係機関等とは情報共有を図り、認定の普及・利用促進する体制を維持した。また、上記WGにおいて、国内に非</p>	<p>新たな技術等に係る認定基盤の整備に向けた調査は、政策的・社会的ニーズの高い「バイオメトリクス認証製品分野」、「大型パワーコンディショナー分野」及び「航空機産業における非破壊試験要員認証分野」の3分野について調査を実施し、指標を達成するとともに、調査に加えて認定に向けた取り組みを推進した。</p>
---	--	---	---

			破壊試験技術者育成の教育機関の設立が必要であり、平成 28 年度は具体的な教育機関の設立に向けた検討会を開催することが決定され、引き続きオブザーバとして参加するとともに、認定・認証の必要が生じた場合は積極的に貢献していく。また、当該分野に関しては、平成 28 年度に FS 調査として継続することとした。	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	国際評価技術		
業務に関連する政策・施策	1 経済産業 1-4 基準認証 6 保安・安全 6-1 産業保安	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 標準化官民戦略(平成26年5月15日策定)
当該項目の重要度、難易度	【重要度:高】事業計画 1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0528、0529

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
平成27年度末までに試験・評価施設を建設できたか	試験・評価施設の完成	—	—	—	—	—	完成	予算額(千円)	—	—	—	—	381,290
								決算額(千円)	—	—	—	—	801,461
								経常費用(千円)	—	—	—	—	369,791
								経常利益(千円)	—	—	—	—	▲2,108
								行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	398,487
								従事人員数	—	—	—	—	28

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>II-5. 戦略的技術分野における評価技術の開発及び認証基盤の整備</p> <p>1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備</p> <p>大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を平成27年度中に整備する。</p> <p>また、当該拠点を大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施に活用するための体制準備を行う。</p> <p>さらに、大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準原案の開発及び提案に対する支援を行うと</p>	<p>I-5. 戦略的技術分野における評価技術の開発及び認証基盤の整備</p> <p>1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備</p> <p>大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を平成27年度中に整備する。</p> <p>また、当該拠点を大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施に活用するための体制準備を行う。</p> <p>さらに、大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準原案の開発及び提案に対する支援を行うと</p>		<p>1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備</p> <p>大型蓄電池システムは、再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に資する新しい製品であり、欧米をはじめとしたグローバルな地域での市場化が進んでいる。しかし、日本国内には大型蓄電池システムの安全性等を評価する試験設備がなく、企業は、製品の輸出に必要な認証取得等のために多くのコストと時間をかけている状況で、企業の海外展開において大きな課題となっている。</p> <p>本事業の目的は、大型蓄電池システムに関して、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)等の国家戦略に基づき、当該産業分野の市場拡大や海外市場における我が国企業の競争力確保に貢献することを目的として3つの取り組みを実施することである。</p> <p>① 大型蓄電池システムに関する試験・評価拠点の整備 ② 本試験・評価拠点を活用した性能及び安全性に関する試験評価の実施 ③ 大型蓄電池システムに関する国際標準化を見据えた新たな試験・評価手法開発への支援</p> <p>事業計画において、アが①に、イ及びウが②に、エ及びオが③に、それぞれ対応している。</p>	<p>全体評定:B</p> <p>1. 評定:A</p> <p>指標も含め計画を達成したことに加え、「世界最大級の施設運用のための課題解決」、「大型蓄電池システムの安全性に関する新たな国際規格策定の主導」において、以下のとおり社会や産業界に大きく貢献した。</p>

ともに、標準化後の認証基盤に関する国における検討の支援を行う。

ともに、標準化後の認証基盤に関する国における検討の支援を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア メガワット級出力の大型蓄電池システムを対象とした試験・評価施設を平成27年度末までに建設する。

平成27年度末までに試験・評価施設を建設できたか。

ア メガワット級出力の大型蓄電池システムを対象とした試験・評価施設の建設

市場が未成熟であり、かつ、具体的な試験・評価手法が定まっていな中でユーザーのニーズを先取りし、日本の国際競争力確保を目的に将来の大型蓄電池システムを評価する国際規格等も想定したメガワット級出力の大型蓄電池システムを対象とした試験・評価施設を平成28年2月末までに竣工させた。建設にあたっては、法令に基づく各種手続、徹底したスケジュール管理及び品質管理、利用が想定される企業等のニーズや施設の効率的運営を考慮した設計施工を実施し、期限内での完成を実現させた。

●徹底したスケジュール管理及び品質管理

建設関係者による定例会議、建築、設備、電気、セキュリティ等といった設計施工分野ごとの分科会を毎週開催するなど、綿密な調整、スケジュール管理を行った。

また、コンストラクション・マネジメント(CM:発注者、設計者と一体となってプロジェクトの全般を運営管理する)会社との連携の下に、建設現場への巡回検査、主要部材・装置の工場出荷前検査立会い等を漏れなく行うなど、品質管理を徹底した。

●利用が想定される企業等のニーズ、施設の効率的運営を考慮した設計施工

平成26年度より実施している利用が想定される企業等に対する聞き取り等で把握したニーズや機構が実施した類似試験設備の調査結果に基づき、使い勝手の良い施設の実現を目指し、設計施工分野ごとに分科会を設置し、適切な設計施工指示を行った。

特に、大型蓄電池システムについての国際規格が審議中であるため、IEC(国際電気標準会議)などで議論されている情報を基に、将来制定されるであろう規格・基準に対応できるよう多様な試験に対応した設計施工を行った。

メガワット級出力の大型蓄電池システムを対象とした世界最大級の試験・評価施設について、着工から竣工まで事故無く、計画どおり平成27年度末までの建設を実現した。

イ 平成 28 年度からの運用開始に向け、組織体制の整備、必要となる人材確保及び認証機関との具体的な連携の在り方の検討を進める。また、試験・サービスの実施要領案を策定し、関係企業等に対し広報・周知を図る。

イ. 運用開始に向けた組織体制整備等

●機構内の体制整備、人材確保及び準備

平成 28 年度からの運用開始に向け、平成 27 年 4 月 1 日付けで大型蓄電池システム試験・評価業務を担当する部署として国際評価技術本部蓄電池評価センターを発足させ、組織体制を整備した。

大型蓄電池システム試験・評価業務を実施するために蓄電池や電力など技術的な専門性を持つ人材を機構内外から確保した。

施設の維持管理や予定している試験実施に必要な資格や講習についてリストアップし、運用開始に間に合うように着実に取得などを進めた。

施設に導入される試験機器などのオペレーショントレーニング等を実施し、完成後すみやかに稼働できる状態とした。なお、施設完成までは実際の試験機器を動かさないため、導入が予定されている試験機器のメーカーなどにおいて、類似機種を用いたトレーニングを行い、効率的に準備を進めた。

大型家電製品の燃焼試験に関する知見や小型リチウムイオン蓄電池の事故原因究明技術を有する機構の製品安全センターの協力を得て、施設での安全管理マニュアルや燃焼ガス解析手順等を作成した。

●認証機関との連携推進

大型蓄電池システムの安全性や性能について第三者の立場から評価できる体制を整備するため、施設において取得した試験データを認証取得に活用できるよう関係する認証機関との意見交換を行う等連携を推進した。

このうち、認証の対象とする試験項目、実施開始時期、認証機関と機構との関係(施設を認証機関の外注先として位置づける)といった具体的な連携内容の議論が進んだ認証機関については、機構側で整備すべき文書等についてリストアップするなど具体的な準備を開始した。これにより、試験・評価施設完成後できるだけ早期に施設において取得した試験データを認証取得に活用できる体制整備につなげた。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●世界最大級の施設運用のための課題の克服を企業と共同で実施し、実質的な試験・サービスの開始に目処

平成 28 年夏頃から開始する予定の試験・サービスを実施するための実施要領案を策定した。検討にあたっては、蓄電池メーカー、業界などとの意見交換を実施し、ユーザーにとって使いやすい制度の構築を目指した。

世界最大級の施設であるため、実際に試験・サービスを開始するためには、試験・サービス実施要領の策定のみならず、試験を実施するための安全対策の開発や試験ノウハウの蓄積が重要な課題となる。

これらの課題を解決するためには、完成した施設において実際の試験サンプル(大型蓄電池システム)を使った試験を実施して開発等を行うのが一番有効である。しかし、前例がほとんどない試験を実施する施設であるから、機構単独で実施するにはハードルが高い状況であった。

このため、施設の建設準備の段階から築いてきた大型蓄電池システムを製造するメーカー等との関係を活かし、安全対策の開発や試験ノウハウの蓄積ができるような取り組みを共同で実施

平成 28 年度からの運用開始に向け、組織体制の整備、必要となる人材確保、認証機関との連携推進、関係企業等に対する広報・周知等を着実に実施した。

また、今回整備した施設は、関西イノベーション国際戦略総合特区事業(バッテリー分野)において地元自治体が推進している地域産業政策・立地推進政策を牽引する拠点機能として大きな期待が寄せられている。具体的には、地元自治体首長のマスコミに対する発言における拠点整備への言及、地元自治体立地推進等事業における施設の紹介・見学会の実施、平成 28 年秋に開催される地元自治体主催の国際カンファレンス等の計画が波及効果として顕れている。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

施設の運用に向けた準備期間中にもかかわらず、実質的な試験・サービスが開始できた。これにより、ユーザーが早期に試験データを取得し、顧客に対する要望への対応や新たな製品開発の加速、製品の海外展開が可能となることに貢献した。

また機構にとっては、経験のあるユーザーから知見を得ること、試験を実施するための安全対策の開発や試験ノウハウの蓄積といった、試験・サービスの実施に必要な準備を限られた時間で効率的に進められるようになった。

することとし、そのための準備を全て完了した(平成 28 年 2 月から協力先の募集を開始、平成 28 年 4 月上旬からノウハウの蓄積に向けた試験を開始済み)。

これにより、施設の竣工直後から安全対策の開発や試験ノウハウの蓄積を開始することができるとし、試験・サービスを実施するための準備を限られた時間で効率的に進められるようになった。

また、メーカーに対しては、施設の運用に向けた準備期間中にもかかわらず、実質的な試験・サービスが開始できたことで、早期に試験データを取得し、顧客に対する要望への対応や新たな製品開発の加速、製品の海外展開が可能となることに貢献した。

●企業等による施設の利用促進のための広報・周知

ユーザー開拓のため、大型蓄電池システムを製造する主要な国内メーカーを含めた蓄電池メーカー、電機企業等 27 社を訪問し、施設の仕様や実施可能な試験例の提示、試験サービスの概要について個別に説明し、今後期待される認証対象の試験項目や早期に実施を希望する試験内容について調査した。また、施設建設途中の平成 28 年 1 月には、企業関係者を施設に招待して内覧会を開催し、実際の施設の仕様を実感してもらえよう場を設定した。

自治体や経済産業局などが主催する会議(12 回)や、展示会・シンポジウムなどに出展(13 回)し、広報・周知に努めた。近畿経済局のメールマガジン(送付先 1 回約 2,000)や機構の化学センターメールマガジン(送付先 1 回約 5,500)を活用して、施設の概要や機構のリンク先を付した紹介等の情報提供を行った。

試験・評価拠点の特性やイメージを表現し、ユーザーに認知してもらうためのロゴマークを機構自ら作成し、商標登録した。

ウ 国際規格に準拠した試験所としての運用準備

試験データの正確性及び信頼性を高め、ユーザーからの信頼を得ることを目的として、試験結果の質の確保や PDCA サイクルの構築といった試験所運用に関して守るべき事項を定めた国際規格(ISO(国際標準化機構)/IEC(国際電気標準会議) 17025:試験及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に準拠した試験所としての運用するための準備を実施した。

国際規格で求められている最高運営責任者、品質管理者、技術管理者といったマネジメント体制を検討するにあたっては、機構の内規で定められた各役職の職務権限等を考慮して、最適な役職者に割り当てるよう対応した。

作成すべき品質マニュアル、規程文書、手順書といった文書類のリストアップにあたっては、既に国際規格に準拠した運用を行っている機関の事例を参考にすることで効率的にリストアップを実施し、文書類の作成に着手した。

国際規格への準拠の対象とする試験項目を決定した。また校正すべき試験機器、作成すべき試験手順書のリストアップにあたっては、試験・評価施設の建設中であっても対応できるものと、建設後でなければ対応できないものとを区別し、効率的に実施した。

試験・評価施設の運用開始後の役割分担(試験実施者、管理者等)を踏まえ、それぞれの役割に必要な研修・訓練を実施した。

ウ 国際規格 ISO/IEC 17025(試験及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に準拠した試験所としての運用するための準備を進める。このため、品質マニュアル、規程文書、手順書を明らかにし、試験実施要員に対する研

限られた時間の中で、機構内外の知見を活用して、効率的に準備が進められるよう着実に対応した。

修・訓練を行う。

エ 大型蓄電池システムに関する国際標準化を検討している IEC/TC120 (電気エネルギー貯蔵システム)WG4 (環境)及び WG5 (安全)、IEC/TC21/SC21A (アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池)の国内審議団体である一般社団法人電池工業会の技術委員会等に参加し、規格策定に貢献する。

エ 大型蓄電池システムに関する国際標準化への貢献

●IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム)等への参加と規格策定への貢献

大型蓄電池システムに関する国際標準化を検討している IEC(国際電気標準会議)TC(技術委員会)120(電気エネルギー貯蔵システム)の WG(作業グループ)4(環境)及び WG5(安全)に専門家(エキスパート)として参加した。

WG4 については、平成 27 年 12 月に策定された電気エネルギー貯蔵システムの環境への影響に関する委員会原案 (Committee draft:CD)の半分近くの内容を機構が担当して作成するなど大きな貢献をした。

WG5 については、平成 27 年 12 月に策定された電気エネルギー貯蔵システムの安全性に関する委員会原案(Committee draft:CD)の核となる、事故の被害を軽減し、事故を未然防止するためのリスクアセスメント部分を機構が担当して作成した。さらに、次の項目に示す大型化学電池を用いた電気エネルギー貯蔵システムの安全性に関して標準化プロセスの 2 番目の段階である新規業務項目提案(New work item proposal: NWIP)の原案を作成するなど大きな貢献をした。

IEC/TC120 に密接に関係する TC21/SC21A(アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池)の国内審議団体である一般社団法人電池工業会の技術委員会等に参加し、蓄電池に関する TC21 や SC21A 関係各国の活動状況等の情報を収集、把握することによって、TC120 における国際審議の対処方法を関係者間で協議し、早期に NWIP につなげることができた。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●大型蓄電池システムの安全性に関する新たな国際規格策定の主導

平成 27 年度から機構が中心となり検討していた大型化学電池を用いた電気エネルギー貯蔵システムの安全性に関する国際規格については、平成 27 年 9 月に機構が独自に調査した結果、海外においても同様な規格案の検討が進んでおり、既に新規業務項目提案(NWIP)が可能な段階にあることが判明するなど、年度途中で大きな状況変化があった。

このため、機構が把握した情報をもって TC120 国内委員会に働きかけ、日本が主導的に国際標準開発を推進できるように上記で検討している規格案の NWIP をできるだけ早期に提案するという方針決定に貢献した。

当該国際規格は、蓄電池分野においては初めての蓄電システムの規格であり、参考となる既存の国内規格や業界基準などの前例がないため、ゼロから構築しなければならなかったにもかかわらず、最終的な仕上がりを想定した規格案の見通しを立てるため TC120 国内委員会メンバーを交えた緊急的な打合せや調整会合を持つことで、方針決定後の短期間で NWIP の原案を作成し、12 月には TC120 国内委員会に提出した。

当該 NWIP が国際的に採択される条件である「投票したメンバー国の半数以上の賛成と 5 カ国以上の審議への参加」を満たすよう、平成 28 年 3 月の国際会議で関係国との個別会合や議場外での説得などといった交渉を行い、了解を取り付けることができた。

このような活動の結果、NWIP の原案について、平成 28 年度早々には提案するための準備を完了させることに貢献した(平成 28 年 4 月 8 日に提案にこぎ着け、同年 5 月 6 日には国際投票の

IEC/TC120 の WG4 の CD の半分近くの内容を機構が担当して作成するなど大型蓄電池システムに関する規格策定に貢献した。

また、当該分野において過去に大きな実績のない機構が蓄電池メーカーや電力会社に参加している TC120 に参加して肩を並べることは容易ではなかったが、これまでの委員会への継続的な参加や NWIP 提案の支援といった貢献によって、当該分野における機構の存在感が増し、現在では議論の中心的存在となった。その結果、TC120 国内委員会委員の中で特に貢献の大きい委員を中心とした幹事会メンバーへの就任を依頼されるなど、今後とも国際標準化に貢献することが期待されている。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

大型蓄電池システムの海外動向をいち早く独自に察知するとともに、メーカーやユーザー等様々な立場の関係者との調整を踏まえた NWIP 原案を短期間に作成することで、日本独自の国際規格を早期に提案すること及び大型蓄電池システムの国際規格策定に日本の技術(安全、性能)を入れ込める体制を主導することに貢献した。

当該成果は、再生可能エネルギーの導入拡大やスマートグリッドの構築に資するだけでなく、一定以上の安全性の基準を満たした製品(大型蓄電池システム)が市場に供給されることにつながる。電力会社などのユーザーにとっては仕様の簡素化、安全性確認のためのコスト削減が見込まれる。メーカーにとっては、安全性確認のためのコスト削減だけでなく、基準を満たない製品との差別化にもつながる。

結果、承認されることとなり、今後国際審議が開始されることとなった。)

今後、当該国際規格を日本の貢献で制定し、その規格に基づいた大型蓄電池システムの試験を機構が建設した試験・評価施設などの国内試験所で速やかに実施することで、我が国産業界の大型蓄電池システム安全性向上や海外展開に貢献することが期待される。

オ 大型蓄電池システムに関する海外機関との連携可能性の調査

大型蓄電池システムは欧米を中心としたグローバルな地域での市場化が進んでいる。海外機関と連携することで世界のマーケットニーズを捉え、諸外国の考え方を試験・評価手法や国際規格に取り入れることで、我が国企業の製品開発や海外展開につなげることが可能となる。

このため、大型蓄電池システムに関する試験・評価手法開発について、海外機関との具体的な連携として、数年前から国家レベルで大型蓄電池システムの安全指針を検討している米国のサンディア国立研究所(SNL)及び米国エネルギー省(DOE)との協議を通じて、機構とSNLがお互いのメリットを享受しつつ、それぞれの目的を達成するため、共同事業を行うことで一致することができた。

オ 大型蓄電池システムに関する試験・評価手法開発について、海外機関との連携の可能性を調査する。

具体的な相手先との具体的な連携に向けた協議を開始することができた。

<p>2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援</p> <p>国や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組みに協力するとともに、民間団体が実施する関連製品に係る認証体制の構築を支援する。</p> <p>また、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。</p>	<p>2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援</p> <p>国や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組みに協力するとともに、民間団体が実施する関連製品に係る認証体制の構築を支援する。</p> <p>また、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。</p> <p>具体的には以下の事業を実施する。</p>	<p>2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援</p> <p>ファインバブル(直径 100 μ m 以下の気泡)は、洗浄、半導体製造、農業、水処理等の様々分野で活用されている日本発の革新的な技術である。しかし、産業利用の前提となる定義、測定方法、性能評価などに必要な標準や認証制度が確立しておらず、関連製品や技術の普及の上で大きな課題となっている。</p> <p>本事業の目的は、標準化官民戦略(平成 26 年 5 月 15 日策定)等の国家戦略に基づき、当該産業分野の市場拡大や海外市場における我が国企業の競争力確保に貢献することを目的として 3 つの取り組みを実施することである。</p> <p>① ファインバブルに関する国際標準化への支援 ② ファインバブル測定技術の開発 ③ ファインバブル関連製品に係る認証制度構築の支援</p> <p>事業計画において、アが①に、イが②に、ウが③に、それぞれ対応している。</p>	<p>2. 評価:B</p> <p>ファインバブルに関する国際標準化の推進、新たな国際規格を見据えた測定技術の開発、測定結果の信頼性を高めることに繋がる微生物汚染を防ぐ方法の開発など、国や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取り組みや民間の団体が実施する関連製品に係る認証体制の構築に貢献し、計画を達成した。</p>	
--	--	--	---	--

<p>ア ファインバブルの測定方法や試験手順を取りまとめ、ファインバブルの国際標準化を検討している ISO TC 281(ファインバブル技術)の国内審議委員会に提供するとともに、同委員会での国際標準原案策定に貢献する。</p>	<p>イ 複数の測定方法を組み合わせた、新たなファインバブル測定技術を開発するとともに、その測定精度の向上を図る。</p>	<p>ア ファインバブルに関する国際標準化への貢献</p> <p>ファインバブルの国際標準化を検討している ISO(国際標準化機構) TC(技術委員会) 281(ファインバブル技術)における規格策定を推進するため、ファインバブル測定を行うために不可欠な測定用サンプルの作成や輸送・保管方法についての規格案(2本)をそれぞれ作成し、国内審議団体である一般社団法人ファインバブル産業会(FBIA)が主催する国内審議委員会に提出した。</p> <p>その後、日本以外の国での測定実績がきわめて少ないことから、ファインバブルが本当に測定できているのかに関して各国の理解が揃わず当該規格案の国際審議がなかなか進まないといった状況変化があった。</p> <p>このため、当初の計画にはなかったが、上記で作成した規格案の国際審議を進めることを目的として、年度の途中から直接国際会議に専門家(エキスパート)として出席し、機構が実際に実施した測定手法を説明したことで、確かに測定ができていないことについて関係各国の理解が得られ、国際審議が再び進み出した。</p> <p>また、国際会議での議論が発散しないよう、機構が実施した測定手法については、事前に WG(作業グループ)の主査(コンビナー)らとの予備会合や関係国の代表との個別会合においても説明を重ねた。</p> <p>これらの活動によって、当該規格案について標準化プロセスの最初の段階である予備業務項目 (Preliminary work item:PWD)とさせることに貢献した。</p> <p>サンプルの作成や輸送・保管方法に関する国際審議が実施されることによって、今後具体的なファインバブルの測定方法に関しても国際標準化の議論をはじめられる環境が整備された。</p> <p>イ 新たなファインバブル測定技術の開発等</p> <p>●マイクロバブルに関する測定法開発</p> <p>ファインバブルの国際標準化を検討している ISO TC 281 の国内審議団体である FBIA と協議して、より開発ニーズが高いマイクロバブル(粒径が1~100 μ m 程度の気泡:発生から数分で消える)の測定方法(画像解析法)を開発した。当該測定方法の開発によりマイクロバブルの測定方法や条件が統一されることで、再現性のある測定が可能となったほか、平成 28 年度以降マイクロバブルの測定方法に関する新たな規格案を作成し、ISO TC 281 に提案を行うことが可能となった。</p> <p>画像解析法では測定が難しい濃度が薄い領域については別の方法(光遮蔽法)による測定を実施し、実際にマイクロバブルの測定が可能であり、測定方法として有効であることを確認した。</p> <p>●微生物汚染に対する対処法の開発</p> <p>ファインバブル発生器及びファインバブル水の中に存在する微生物が測定結果に大きく影響を与えることについて調査し、微生物汚染を防ぐ方法を検討して業界団体である FBIA に提出した。現在 PWI となっているサンプルの輸送・保管方法の規格案に微生物対策を追加した改正案を平成 28 年 7 月の国際会議で提案する予定である。</p> <p>分離した微生物(4 株)は日本を代表する微生物遺伝資源機関である機構のバイオテクノロジーセンター(NBRC)において保管することで、民間が独自に微生物汚染を防ぐ方法を開発できるような環境を整備した。</p>	<p>当初の計画にはなかったが、国際会議に専門家(エキスパート)として出席し、機構が実際に実施した測定手法を説明したほか、会議での議論が発散しないよう事前に関係国との個別会合を重ねることで確かに測定ができていないことについて理解が得られるよう取り組むなど、ファインバブルの国際標準化に貢献した。</p> <p>マイクロバブルの測定方法の開発、これまで誰も検討していなかった微生物がファインバブルの測定に大きな影響を与えるという課題への解決を実施するなど新たなファインバブル測定技術の開発等を着実に実施した。</p>
---	---	--	---

	<p>ウ 民間が実施するファインバブル関連製品に係る認証基盤の構築に協力する。</p>	<p>ウ 民間が実施するファインバブル関連製品に係る認証基盤の構築への協力</p> <p>●製品登録制度の構築の支援</p> <p>ファインバブルを活用した製品やサービスを差別化した制度を構築したいという業界団体であるFBIAからの要望を受け、申請者からファインバブルの効果やファインバブルの測定結果を提出させるという制度の基本設計を機構からFBIAに提案し、制度設計や必要書類の整備についても助言等を行うことで、制度の構築に貢献した。当該制度は平成27年6月から発足し、これまでに1社の製品が登録されている。</p> <p>●ファインバブル認証制度構築の支援</p> <p>認証制度をはじめするためには、ファインバブルを発生させている装置からどのくらいのファインバブルが発生しているのかを測定できる必要がある。定圧・定量で水を供給する装置を開発し、マイクロバブル測定方法(画像解析法)と組み合わせることで、これまでは測定が難しかったポンプを有しないファインバブル発生器(シャワーヘッド等)から発生するマイクロバブルの測定を可能とした。</p> <p>これらの成果により、平成28年度以降業界団体であるFBIAが予定しているファインバブルの認証制度構築に必要な測定規格への活用が可能となるなど、ファインバブル製品の差別化、品質向上に貢献した。</p>	<p>民間が実施するファインバブル関連製品に係る認証基盤の構築への協力を着実に実施した。</p>	
--	---	--	--	--

<p>3. 成長戦略等の実現のための貢献</p> <p>大型蓄電池システム及びびファイナブル以外の新たな分野についても、必要に応じて、国における認証基盤整備の検討を支援する。</p>	<p>3.成長戦略等の実現のための貢献</p> <p>大型蓄電池システム及びびファイナブル以外の新たな分野についても、必要に応じて、国における認証基盤整備の検討を支援する。</p>	<p>3. 成長戦略等の実現のための貢献</p> <p>●電力安全技術支援の検討</p> <p>経済産業省からの要請を踏まえて機構で検討を行い、新たな分野での国への支援として、電力設備の保安分野における技術支援を今後実施していくことを決定した。</p> <p>この支援を実施していくために必要な体制の整備を開始しつつ(平成 28 年 1 月に担当する部署として電力安全技術支援準備室を設置。)、関連団体への訪問等を実施し、機構が担うべき役割のあり方等について検討した。</p>	<p>3. 評定:B</p> <p>これまでに製品安全の分野で機構が実施してきた事故原因究明調査等の知見を活かし、新たな分野である電力設備の保安分野における技術支援を実施していくことを決定し、体制の整備等に着手したため、新たな分野での国の検討を支援するという計画を達成した。</p>	
---	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0528

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度値)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
業務経費(決算報告書の決算額、千円)	前年度比1%以上削減	7,019,790	5,745,063	6,118,709	5,979,589	7,424,710	6,034,845	新規に追加されるものや拡充分等は除外	
一般管理費(決算報告書の決算額、千円)	前年度比3%以上削減	919,921	923,975	869,435	914,707	1,156,061	999,314	新規に追加されるものや拡充分等は除外	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績		自己評価
III. 業務運営の効率化に関する事項	II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置				全体評価:B
1. 業務改善の取組みに関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経	1. 業務改善の取組みに関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経		<p>1. 業務改善の取組みに関する目標</p> <p>平成27年度の業務経費は6,035百万円(対平成26年度18.7%削減)、一般管理費は999百万円(対平成26年度13.6%削減)であった。このことから、業務経費については対平成26年度比1%以上、一般管理費については平成26年度比3%以上の効率化目標を達成したといえる。</p> <p>なお、平成26年度及び平成27年度の業務経費及び一般管理費には、新規に追加されるものや拡充分等で除外されるものとして、職員退職手当、ホームページリニューアル費用、システム構築費、前事業年度繰越積立金充当額、土地権利金及び大阪事業所の引越準備費用等があるが、それらを考慮した場合でも、業務経費は対平成26年度比1%以上、一般管理費は平成26年度比3%以上の効率化を達成している。</p> <p>また、新たに発生した業務や業務量が増加した業務で必要な高額調達案件については、運営会議(理事長をはじめ理事、各分野の長が参加)で必要性を検証し、必要最低限の予算で業務を行うことなど業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努めた。</p>		1. 評価 B 業務の効率化の目標数値である対業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化を達成したことでわかるとおり、機構全体の経費を抑えながらも事業計画で定めた事業を行った。

<p>費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化(総額では前年度比1.3%の効率化に相当)を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。</p>	<p>費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化(総額では前年度比1.3%の効率化に相当)を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。</p>				
---	---	--	--	--	--

<p>2. 業務の電子化</p> <p>IT調達の透明性、公平性を確保しつつ、IT技術を積極的に活用した機構の新たな業務・システム最適化計画を策定し、次期NITE-LANシステム(機構の共通基盤情報システム)に反映させるとともに、公共サービス改革基本方針(平成26年7月閣議決定)に則った調達準備を行う。</p>	<p>2. 業務の電子化</p> <p>IT調達の透明性、公平性を確保しつつ、IT技術を積極的に活用した機構の新たな業務・システム最適化計画を策定し、次期NITE-LANシステム(機構の共通基盤情報システム)に反映させるとともに、公共サービス改革基本方針(平成26年7月閣議決定)に則った調達準備を行う。</p> <p>なお、その際、次期システムの費用対効果に留意するものとする。また、CIO補佐官の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保</p>	<p>2. 業務の電子化</p> <p>●業務・システム最適化計画の策定</p> <p>機構内の情報システム課等の関係部署へのヒアリング調査及び機構全職員を対象として実施したユーザーアンケート調査結果の分析等を踏まえて、以前の業務・システム最適化計画の実現状況のレビューを行うとともに、ペーパーレス会議の推進などによる業務の効率化や国が進めている仕事と生活の調和(ワークライフバランス)に向けた取り組みを機構においても検討の俎上に載せるなど国の政策の方向性と整合させつつ、新たな業務・システム最適化計画を策定した。</p> <p>なお、新たに策定した業務・システム最適化計画は、端末の共通仕様化や機構の部署ごとに、均一にデータ保存領域を用意する従来の方式から、部署の業務量や、人員等による使用量に応じて保存領域を流動的に変更できる仕組みの導入等による費用対効果を留意したものとし、公共サービス改革基本方針(平成26年7月閣議決定)に則った調達手続きの実施につなげることとしている。</p> <p>●システム調達・開発に係る支援・審査</p> <p>IT調達においては、機構における情報システム開発や運用、セキュリティ対策等の調達仕様書の審査等において、情報システム開発・調達に関する専門的知見及び経験を持つ外部有識者のCIO(情報統括官)補佐官を積極的に活用し、第三者的な観点も踏まえた助言により、IT調達における透明性、公平性の確保及び業務の効率化を図った。これまで情報システム政府調達審査会を25回(8システム)実施し、審査会以外の仕様書審査を52件、提案書の確認を14件、工数積算を19件実施し、機構の情報システムの調達全体について効率化・適正化を図ることができた。</p> <p>また、実際の情報システムの調達にあたり、事前相談を通じて計画段階から全体像について把握し、個別の情報システムの観点のみではなく、機構全体の情報システムとの関係も鑑み、調達までの支援を計画的に行った。</p>	<p>2. 評価:B</p> <p>機構職員を対象としたアンケート調査及び関係部署へのヒアリングやレビューによる現状分析を踏まえ、業務の効率化やワークライフバランス、費用対効果に留意した新たな業務・システム最適化計画を策定した。</p> <p>今後、次期NITE-LANシステムに反映し、公共サービス改革基本方針に則った調達手続きの実施につなげることとしている。</p>
---	---	--	---

	<p>等、IT 調達制度の適切な運用を行う。</p> <p>システム構築に当たっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、計画的に行う。</p> <p>さらに、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」に基づき、必要に応じて、機構の規程を見直す。</p>				
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0528、0529

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
設定なし	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項				全体評価:B
適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の関係の適正化を踏まえた手数料設定の在り方についての検証、一者応札・応募の減少のための取組みの継続的な実施、	Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の関係の適正化を踏まえた手数料設定の在り方についての検証、		Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 ●会計処理の適正化及び財務諸表の作成 独立行政法人通則法の改正による単年度会計を基準とする行政執行法人化や『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』の改訂による会計処理の変更点について適正に対応し、契約から収入・支出、資産管理等に至る一連の流れについて適正な会計処理を行うことで、財務諸表の作成において会計監査人の適正意見を得た。 また、適正な収益計上を行えるようにバイオテクノロジー分野のバックアップ業務の手数料設定を検討し、規程を制定した。 ●決算数字の有効活用等の適切な財務管理及び業務の効率的な実施による費用の低減 四半期(下半期からは毎月)ごとに運営会議(理事長をはじめ理事、各分野の長が参加)で予算執行などの決算の状況を報告することで、機構全体で適正な予算執行管理を徹底し、PDCAを回しながら業務管理を行った。 また、決算数字を有効活用しながらPDCAを回すことで、業務の見直しに合わせた補正予算編成を行い、将来の業務・予算執行予定を確認することで、業務運営に直結した適正な業務・予算執行管理及び費用削減に努めた。 ●調達等合理化計画の実行による契約の適正化のための取り組み ①一者応札・応募の減少のための取り組み 調達等合理化計画に基づき、一者応札・応募の減少のために以下の取り組みを実施した結果、平成27年度の調達における一者応札・応募の件数割合が45.4%(平成26年度50.3%)となり、一者応札・応募全体の件数割合の減少を達成した。	Ⅲ. 評価:B 適切な財務管理や業務の効率的な実施による費用の低減を行うとともに、競争入札等における実質的な競争性の拡大、契約履行品質の向上及び契約の適正性・透明性確保の取り組み、及び事務処理の効率化、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持した。 調達等合理化計画の実行により、事業計画における一者応札・応募全体の件数割合の減少を達成し、契約の適正化を図った。 なお、契約監視委員会において、平成27年度の労働者派遣契約の大半は一般事務ではなく専門能力を必要とする業務であり、仕様書等で質の担保を図る必要があることから、一者応札・応募件数割合は調達等合理化計画における指標を上回ったものの、契約の適正性には特段

<p>調達等合理化計画に基づく調達の改善及び事務処理の効率化、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。</p> <p>また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。</p> <p>※やむを得ない事情として想定される理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の交付の遅延 ・受託業務に係る経費の暫定立替え 	<p>一者応札・応募の減少のための取組みの継続的な実施、調達等合理化計画に基づく調達の改善及び事務処理の効率化、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。</p> <p>具体的には、会計処理の適正化、財務諸表の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行うとともに、一者応札・応募の減少のため、十分な公告期間の確保、入札参加制限の緩和、調達予定情報のホームページ掲載等の取組みを継続して実施する。</p> <p>また、やむを得ない事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての役務調達について入札説明会の実施や調達予定情報のホームページ公開等による情報提供の充実 ・機構ホームページから入札説明書をダウンロードできる仕組みやテレビ会議を活用した東京と大阪などの複数拠点での同時入札説明会及び入開札の実施を行うなど入札参加者の利便性の向上 ・応募者の増加を促すため、十分な公告期間の確保や入札案件に応じた入札参加資格(ランク)の緩和 ・入札不参加事業者への聞き取り調査を行い、改善策を検討 ・随意契約にできる事由を規定化し、契約審査委員会による随意契約可否の審査基準を明確化することで、随意契約の公募への移行(競争入札等への移行)を推進 <p>なお、応札・応募件数が多いことから重点区分として設定している試験機器関連と労働者派遣契約については、調達等合理化計画における指標:【当該取り組みの結果、区分内での一者応札件数割合は、平成26年度を上回らないものとする。】に対し、試験機器関連は件数割合35.3%(平成26年度42.2%)で指標を達成した。</p> <p>また、労働者派遣契約は件数割合64.8%(平成26年度59.6%)で指標を上回ったものの、契約監視委員会において、平成27年度の労働者派遣契約の大半は一般事務ではなく専門能力を必要とする業務であり、仕様書等で質の担保を図る必要があることから、契約の適正性には特段の問題はみられない旨の意見が出された。</p> <p>②調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>新たな随意契約に関する内部統制の確立については、調達等合理化計画における指標:【契約審査委員会において、光熱水料等長期継続契約を除く全ての随意契約を審査する。】に対し、対象となる16件全ての随意契約について契約審査委員会で適切に審査を実施した。</p> <p>不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組みについては、調達等合理化計画における指標:【当該取り組みの検討・実施結果】に対し、調達マニュアルを改訂するとともに、新規採用職員研修、会計担当者会議等で定期的に研修等を行い、周知を図った。</p> <p>また、その他契約履行品質の向上及び契約の適正性・透明性確保のための以下の取り組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての役務調達において総合評価落札方式を採用可能とし、技術的要素を重視した契約を推進 ・工事、製造及び役務調達における入札価格が予定価格の6割以下であった場合に、入札事業者が履行することが可能かどうかを判断するための資料を提出させて調査する低入札価格調査制度の活用 ・随意契約の事由に該当するケースの明確化や契約手続き漏れ防止策等の見直しを行い、規程等を改正 ・監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、一者応札・応募の点検、二年連続一者応札・応募の点検及び点検結果をホームページで公表、公益法人との契約及び会費等の支出の点検を実施し、結果を四半期毎にホームページで公表 	<p>の問題はみられない旨の意見も出された。機構としては、平成28年度においても重点的に取り組む分野として、業務管理及び人事管理部署で協力して取り組みを再検討し、今後の調達仕様に反映させる。</p> <p>新たな随意契約の内部統制確立について、対象となる16件全ての随意契約に対して契約審査委員会で審査を実施し、調達等合理化計画における指標を達成した。</p> <p>また、不祥事の発生の未然防止・再発防止に向け、調達マニュアルを改訂するとともに、新規採用職員研修、会計担当者会議等において定期的に研修等を行い、周知徹底を図った。</p>
--	--	--	---

<p>情を除き、原則借入れは行わない。</p> <p>※やむを得ない事情として想定される理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の交付の遅延 ・受託業務に係る経費の暫定立替え 		<ul style="list-style-type: none"> ・監事監査における随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況についての監視 ・環境配慮契約法に基づいた適正な契約を実施するため、環境報告書の作成・公表等環境配慮への取り組み等の要件を付した競争入札(廃棄物処理契約)や二酸化炭素排出係数等の要件を付した競争入札(電力供給契約)を行うことで、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施 		
<p>IV. 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期借入金の限度額： 2,100,000,000円 ・想定される理由： 運営費交付金の受入れの遅延 受託業務に係る経費の暫定立替え 		<p>IV. 短期借入金の限度額に係る事項</p> <p>平成 27 年度において短期借入の実績無し。</p>	<p>IV. 評定:B</p> <p>平成 27 年度において短期借入の実績無し。</p>	

	<p>V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に 関する計画 なし</p>		<p><u>V. 不要財産等の処分に係る事項</u> 平成 27 年度において該当する事案無し。</p>	<p>V. 評定: -</p>	
	<p>VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p>		<p><u>VI. 財産の譲渡又は担保等に係る事項</u> 平成 27 年度において該当する事案無し。</p>	<p>VI. 評定: -</p>	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他マネジメント		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0528、0529

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
理事長の指示及び機構の重要決定事項に係る伝達・周知方法及び回数(運営会議、理事長ヒアリング等の回数)	—	—	—	—	—	—	—	運営会議(38回)、理事長ヒアリング(4回)
情報セキュリティ教育訓練の内容及び回数	—	—	—	—	—	—	—	新規着任者を対象とした集合研修(2回)、eラーニングによる情報セキュリティ研修(1回)及び自己点検(1回)、標的型攻撃メール訓練(2回)、インシデント発生時の緊急連絡訓練(1回)
個人情報保護に関する周知の方法及び回数	—	—	—	—	—	—	—	eラーニングによる教育及び自己点検(1回)、新規採用職員を対象とした研修(1回)、運営会議で周知(3回)
人材確保、人材育成の取組みの内容及び回数	—	—	—	—	—	—	—	【人材確保】新規採用向けの業務説明会東京(3回)、大阪(2回)、名古屋(1回) 【人材育成】eラーニング(マネジメントスキル3名、英語5名)、外国語研修(10名)、階層別研修(計5回実施)、長期派遣研修(4名参加)
国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)に基づく調達目標の達成状況	—	—	—	—	—	—	—	例外を除き、対象物品130品目について調達目標100%達成。
防災訓練等の回数	—	—	—	—	—	—	—	東京(1回)、大阪(3回)、各支所等計(9回)
展示会等への出展、一般公開等の取組みの回数	—	—	—	—	—	—	—	81回
マスメディアへの情報提供回数	—	—	—	—	—	—	—	26回

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
V. その他業務運営に関する重要事項	VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項			全体評定：B
1. 内部統制 役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人製品評価技術基盤機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制、理事長の指示及び機構の重要決定事項が職員に周知徹底される体制、及びその他独立行政法人の業務の適性を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図る。	1. 内部統制 役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人製品評価技術基盤機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制、理事長の指示及び機構の重要決定事項が職員に周知徹底される体制、及びその他独立行政法人の業務の適性を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図る。		1. 内部統制	1. 評定：B 以下のとおり、指標も含め計画を達成した。

<p>また、機構の業務の円滑な運営に資するため、経営資源、機構運営、業務、社会的責任等に関するリスク管理体制を整備し、機構が業務を適正に実施する上でその信頼性を損なうおそれが生じた場合には、厳正かつ迅速に対処し、機構及び法制度に対する信頼性の維持に努める。</p>	<p>また、業務の円滑な運営に資するため、経営資源、機構運営、業務、社会的責任等に関するリスク管理体制を整備する。</p> <p>機構が業務を適正に実施する上でその信頼性を損なうおそれが生じた場合には、厳正かつ迅速に対処し、機構及び法制度に対する信頼性の維持に努める。</p> <p>具体的には、以下の取組みを実施する。</p>	<p>ア 統制環境、リスク管理、モニタリング等の観点から踏まえた内部統制の充実・強化を図るとともに、政策効果(アウトカム)を意識</p>	<p>・理事長の指示及び機構の重要決定事項に係る伝達・周知方法及び回数(運営会議、理事長ヒアリング等の回数)</p> <p>ア 統制環境、リスク管理、モニタリング等の観点から踏まえた内部統制の充実・強化、政策効果(アウトカム)を意識したマネジメントの強化</p> <p>内部統制規程(平成27年4月1日施行)を制定し、企画管理部と監査室の連携の下、統制環境の整備(内部統制委員会を発足、年2回開催)等による内部統制の充実・強化を図るとともに、発生したインシデントに対しては至急対応するとともに再発防止策の策定及び運営会議で機構内に周知を行ったことで、機構職員全体に対してインシデントに対する意識を向上した。</p> <p>事業計画策定及び自己評価規程(平成27年4月1日施行)を制定し、独立行政法人通則法に基づく事業計画の策定及び機構が自ら行う評価に関する事項を定め、機構の事務及び事業の適正性を確保するとともに、機構の効率のかつ効果的な運営を強化した。</p> <p>組織一体的な法人運営を強化するために、新たな試みとして、平成26年度までは本所(東京)で行っていた全国支所長会議をバイオテクノロジーセンター(木更津市)で開催(平成28年3</p>	<p>業務実績・自己評価、事業計画策定等においては、理事長、理事等による各分野の長等に対するヒアリングを実施(4回)し、行政や社会に対する効果(アウトカム)も含め議論を行い、ヒアリングの結果を基にPDCAサイクルを回しながら今後の事業に繋がるよう法人運営を行った。</p> <p>また、運営会議(38回)等の会議運営や各種監査体制などのさまざまな統制環境に基づき、内部統制の充実・強化を図るとともに、機構の重要決定事項や成果、監査結果等について積極的に共有し、機構及び法制度に対する信頼性の維持や職員のモチベーション向上に努めた。</p>	
--	--	--	--	---	--

	<p>したマネジメントを強化する。</p> <p>イ 運営会議を原則毎週開催する。</p> <p>ウ 目標・業務管理のための理事長ヒアリングを年3回以上実施し、経営陣と職員間における意見交換を積極的</p>	<p>・理事長の指示及び機構の重要決定事項に係る伝達・周知方法及び回数(運営会議、理事長ヒアリング等の回数)(再掲)</p> <p>・理事長の指示及び機構の重要決定事項に係る伝達・周知方法及び回数(運営会議、理事長ヒアリング等の回数)(再掲)</p>	<p>月10日)した。同会議を本所以外で開催する意義としては、機構の本部及び各支所相互間の連絡及び調整を図るため、支所の保有技術や地域ネットワークを活かした各分野間連携の促進することであったが、会議では、組織規程の見直し(平成27年度に規程を改正し、平成28年度4月1日施行)について議論するとともに、バイオテクノロジーセンター(木更津市)の施設見学を行うなど、組織の一体感向上につなげることができた。</p> <p>東京以外の機構拠点(大阪府大阪市、千葉県木更津市等全国10か所)との経営方針等の共有のために、役員等と職員との直接対話、運営会議へのテレビ会議システムでの参加等を行い、各地域拠点からの意見の吸い上げに努めるとともに、重要決定事項の迅速な伝達、周知に努めた。</p> <p>内部監査、会計監査人監査、情報セキュリティ監査、監事監査補助及び契約監視委員会運営等を通じて、機構の内部統制の確保というミッションを達成しつつ、事業計画を実施するため、法令遵守、資産管理及び会計管理の適切性を検証した。</p> <p>また、単年度管理型の行政執行法人として、監査の対象、項目の選定をリスクベースで検討し、業務への効果的な反映を図るとともに、監事がメンバー外のPT傍聴や研修会への参加など、情報収集及びコミュニケーションの機会を多く設けることにより、監事監査における監事機能の強化につながった。</p> <p>以下のイに掲げる運営会議やウに掲げる理事長ヒアリングにおける審議・報告・計画策定等においては、行政や社会に対する効果(アウトカム)も含めて議論を行い、アウトカムを意識したマネジメントを強化、推進した。</p> <p>イ 運営会議の原則毎週開催</p> <p>理事長、理事、部長、本部長、各センター所長、次長、監査室長、情報統括官、企画管理部各課長、各支所長(オブザーバ)で構成する運営会議を年38回開催し、以下の事項等機構の運営に関する重要事項の基本方針検討及び事業執行に係る判断、機構の運営に関する情報の共有等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務方法書その他の経済産業大臣の認可若しくは同大臣への届出又は公表が必要な内部規程の制定又は改廃に関する事項の基本方針 ・予算、事業計画に関する事項の基本方針 ・給与その他人事運営に必要な基本的事項に関する基本方針 ・内部組織及び人員に関する事項の基本方針 <p>ウ 目標・業務管理のための理事長ヒアリングの年3回以上実施による経営陣と職員間における積極的な意見交換と、機構の組織目標、実施計画等の共有</p> <p>役員と各分野の幹部職員が政策効果を踏まえた議論を行う機会として、理事長ヒアリングを年4回実施し、理事長、理事等による各分野の幹部職員等に対するヒアリングや意見交換を行うとともに、テレビ会議により全職員に公開することで、役員と各分野の幹部職員が政策効果を踏まえた業務計画や実績の説明・議論・共有を図るとともに、予算執行状況の確認及び予算縮減を念頭に置いた予算編成等を行った。(再掲)</p>	<p>運営会議(38回)等の会議運営や各種監査体制などのさまざまな統制環境に基づき、内部統制の充実・強化を図るとともに、機構の重要決定事項や成果、監査結果等について積極的に共有し、機構及び法制度に対する信頼性の維持や職員のモチベーション向上に努めた。(再掲)</p> <p>業務実績・自己評価、事業計画策定等においては、理事長、理事等による各分野の長等に対するヒアリングを実施(4回)し、行政や社会に対する効果(アウトカム)も含め議論を行い、ヒアリングの結果を基にPDCAサイクルを回しながら今後の事業に繋がるよう法人運営を行った。(再掲)</p>	
--	---	---	---	--	--

<p>に行い、機構の組織目標、実施計画等について共有を図る。</p> <p>エ 平成 28 年度の年度目標を達成するための計画（事業計画）案の策定及び平成 26 年度の業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、機構の各専門分野や財務・マネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共有することにより職員のモチベーション向上に努める。</p>		<p><u>エ 平成 28 年度の年度目標を達成するための計画(事業計画)案の策定及び平成 26 年度の業務実績に対する自己評価書の作成の際の、機構の各専門分野や財務・マネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共有することによる職員のモチベーション向上</u></p> <p>平成 28 年度事業計画の策定では、各分野において、経済産業省による年度目標案及び各分野の業務上関係の深い経済産業省政策担当課と調整しながら計画案を作成し、理事長ヒアリングの実施や各専門分野や財務・マネジメントに見識を有する外部有識者委員で構成される評価・計画諮問会議に諮り適切に実施した。</p> <p>平成 26 年度業務実績・自己評価の作成では、各分野において、各分野の業務上関係の深い経済産業省政策担当課と調整しつつ案を作成、理事長ヒアリングの実施とその結果の反映、外部有識者で構成される評価・計画諮問会議に諮り適切に実施した。</p> <p>これらを進めるに当たり事業計画策定及び自己評価規程(平成 27 年 4 月 1 日施行)を制定し適正性を確保するとともに、効率的かつ効果的に実施した。</p> <p>なお、業務実績・自己評価、計画策定、予算編成をはじめとする多くの作成、調整作業について、年間スケジュールを策定し、内部担当職員の作業の見通し・計画性を上げた。</p> <p>また、業務実績や成果については、運営会議等において随時報告を行うとともに、関係資料やトピックス等については積極的にイントラネットへ掲載するなど機構内へ共有を図ることにより、職員のモチベーション向上に努めた。</p>	
--	--	---	--

<p>2. その他</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策</p> <p>不正アクセス遮断システムの構築や効果的な体制整備に努めることを含め、機構の情報セキュリティ対策を実施する。</p> <p>また、従業員の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。</p>	<p>2. その他</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策</p> <p>不正アクセス遮断システムの構築や効果的な体制整備に努めることを含め、機構の情報セキュリティ対策を実施する。</p> <p>また、従業員の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。</p> <p>具体的には、以下の取組みを実施する。</p> <p>① 経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議等、関係機関と</p>		<p>2. その他</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策</p> <p>① <u>経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議等、関係機関との連携強化・情報収集</u></p> <p>● <u>経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会</u></p> <p>経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議の本委員会には2回(9/11、10/14)参加し、本委員会及び脅威情報共有WG(ワーキンググループ)からの不審メール情報については、取りまとめの上で、毎月イントラネットにて情報提供を行った。</p> <p>日本年金機構の情報漏えいが発覚した際には、経済産業省情報セキュリティ政策室を通じて</p>	<p>2. 評価:A</p> <p>指標も含め計画を達成したことに加え、「分野間連携によるNITEが取り組むべき中長期的課題とF/Sテーマ選定」、「広報活動推進の効果」において、以下のとおり社会や産業界に大きく貢献した。</p> <p>情報セキュリティ対策について、以下のとおり指標も含め計画を達成した。</p>
--	---	--	---	--

<p>の連携強化 ・情報収集 経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議（脅威情報共有WG含む）、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等、関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策について迅速に情報収集を行う。</p> <p>また、これらの機関が提供する対策情報を踏まえ、情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。</p> <p>② 情報セキュリティ教育等の着実な実施 情報セキュリティに関するeラーニング・自己点</p>	<p>・情報セキュリティ教育訓練の内容及び回数</p>	<p>NISC から出された指示に適切に対応した。</p> <p>また、機構においては、年金機構事件発生後直ちに「個人情報等重要な情報の取扱いについて(注意喚起・周知)」を作成し、全所的な会議において注意喚起を実施し、その後各部署における電子媒体での個人情報の管理状況について現況調査を行い、管理が適切に行われていることの確認・是正を行った。</p> <p>●最新の情報セキュリティ等に関する情報収集及び活用</p> <p>経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議、NISC、JPCERT/CC(一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター)等からの脅威情報(161件[約3,000情報])に対して、迅速に機構の情報システムへの脅威の影響について確認し、影響があるものについては、緊急パッチの適用などシステム的な対策を取るとともに機構内に対して注意喚起を行った。</p> <p>また、情報セキュリティの情報収集及びインシデント等への対応能力向上のために、業務・システム最適化及び情報セキュリティの確保に関するセミナー等(38件)に参加し、最新の情報システムやセキュリティ技術等に関する情報収集に努め、イントラネットなどを通じて機構内に対して情報提供を行った。それらの収集した情報は、以下の③に掲げる対策に活用した。</p> <p>②情報セキュリティ教育等の着実な実施 ●情報セキュリティ教育訓練の実施 a.情報セキュリティ教育</p> <p>平成27年4月22日、24日に新規着任者に対して集合研修を実施した。</p> <p>また、平成27年10月～11月の2か月間、全職員を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修を実施し、期間内の受講率は98.5%と過去最高であった。(期間内未受講者も、平成28年1月までには全員受講した。)</p> <p>情報セキュリティの情報収集及びインシデント等への対応能力向上のために、業務・システム</p>	<p>情報セキュリティ教育としては、新規着任者を対象とした集合研修(2回)を実施するとともに、全職員を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修(1回)及び自己点検(1回)を実施し、受講率100%を達成することで、全職員の情報セキュリティに関する意識の向上やルールの徹底を図った。</p> <p>また、訓練としては、全職員を対象とした標的型攻撃メール訓練(2回)及びインシデント発生時の緊急連絡訓練(1回)を実施し、これまでの訓練結果と比べ、より適確かつ迅速な対応が行えていることを確認するとともに、さらなる徹底のため、訓練結果を踏まえた特別研修の実施や、次回の訓練内容について検討を行った。</p>
--	-----------------------------	--	---

<p>検、標的型攻撃メール訓練を毎年1回実施し、役職員を含め、情報セキュリティに対する意識の向上を図る。</p> <p>また、机上演習のみならず、トラブルの発生などにも踏み込んだ公開サーバ緊急連絡訓練を実施する。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。</p> <p>③情報セキュリティ対策への反映 上記の情報収集やセキュリティ診断</p>	<p>最適化及び情報セキュリティの確保に関するセミナー等(38件)に参加し、最新の情報システムやセキュリティ技術等に関する情報収集に努め、イントラネットなどを通じて機構内に対して情報提供を行った。それらの収集した情報は、以下の③に掲げる対策に活用した。(再掲)</p> <p>b.標的型攻撃メール訓練</p> <p>平成27年6月16日、平成28年2月8日の2回実施。添付ファイルの全体平均開封率はそれぞれ5.9%、4.1%であった。2回目の結果は平成24年度の訓練開始以来最も良い結果であり、意識の向上が図られた。</p> <p>なお、平成27年6月に行った際の開封者に対しては、直前に発生した情報漏えい事件の内容も加えた特別研修を行った。</p> <p>c.公開サーバ緊急連絡訓練</p> <p>平成27年9月15日～17日の夜間に実施した。平成27年度からインシデント発生時の緊急連絡網を見直したことにより、インシデント発生時の報告からサーバを停止するまでの時間をこれまでよりも短縮することができ(インシデント発生時の報告から公開停止までの判断が10分、サーバの停止まで43分)、セキュリティインシデントが発生した場合の迅速な対応について、机上訓練としては一定の成果が得られた。机上訓練ばかりでなくトラブル発生の際に対応が適切に行えることに対する訓練の内容については平成28年度に行うための検討を行った。</p> <p>d.情報セキュリティ自己点検</p> <p>平成27年10～11月の2か月間、全職員を対象に、WEBアンケート形式による自己点検を実施した。期間内の実施率は98.1%と過去最高であった。(期間内未実施者も、平成28年1月までには全員実施した。)</p> <p>e.有識者による講演会</p> <p>平成27年7月3日(参加登録者86名)と平成27年12月2日(参加登録者69名)の2回実施した。</p> <p>●情報セキュリティ監査の実施</p> <p>機構の情報システムについて、取扱う情報の機密性や個人情報の有無、公開の有無を踏まえて優先順位を付けて選定したシステムについて外部有識者によるセキュリティ監査を実施した。いずれも直ちに対策が必要となる問題は確認されなかったが、より望ましい対策についての助言があり、システム管理部署に対応を提案することでさらなるセキュリティの向上に努めた。</p> <p>●情報セキュリティ診断</p> <p>全ての公開システムについて、システム管理部署がセキュリティ診断を実施し、全ての実施結果を情報統括官室でレビューし、セキュリティに問題がないことを確認した。</p> <p>③情報セキュリティ対策への反映</p> <p>機構が管理している情報システムごとにソフトウェアのバージョンや管理者等をまとめた情報管理台帳について、各項目の見直しを行い、NISC等からの脆弱性情報を受けた際に、情報管理台帳を活用することで迅速に脆弱性の有無を把握し、必要に応じて関連部署で連携して対策を進めた。</p> <p>機構では従来よりWAF(Webアプリケーションに特化したファイヤーウォール)やIPS(不正な</p>	<p>なお、昨今、日本だけでなく世界的に問題になっている、標的型メールに対応するためのセキュリティ機器を導入することで、今まで以上に情報セキュリティ対策を強化した。</p>
--	--	--

<p>(2) 情報公開・個人情報保護</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。</p>	<p>の結果について、機構で実施する情報セキュリティ対策へ反映する。</p> <p>(2) 情報公開、個人情報保護</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。</p> <p>具体的には、以下の取組みを実施する。</p> <p>ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示</p>	<p>通信を検知・遮断する装置)を用いた外部専門業者による24時間365日リモート通信監視やホームページ改ざん検知システムによる監視等のセキュリティ対策を講じている。</p> <p>情報セキュリティ委員会を2回(平成27年8月4日、平成27年10月6日)開催し、委員会での検討結果を踏まえて、インシデント発生時の緊急連絡網の見直しを行った。</p> <p>平成27年度は日本年金機構における標的型メールによる情報漏洩を受けて、新たに標的型メールに対応したセキュリティ機器を平成28年3月末に導入し、情報セキュリティ対策を強化した。</p> <p><u>(2) 情報公開、個人情報保護</u></p> <p><u>ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求における意思確認の円滑かつ適正な実施</u></p> <p>「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく文書の開示請求の際には、機構の関係部署内で取り決めた文書の開示請求における電子メールの活用を徹底し、請求者の意思確認を円滑かつ適正に行った。</p>	<p>情報公開、個人情報保護について、以下のとおり指標も含め計画を達成した。</p>
--	--	--	--

請求の際に、関係者との調整履歴を残した電子メールを活用するなど、意思確認を円滑かつ適正に行う。

イ 開示・不開示決定の内部手続については、電子起案を活用し迅速に対応する。

ウ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、個人情報ファイル簿の作成及び公開を徹底する。

エ 保有個人情報の適切な管理を行う。

イ 開示・不開示決定の内部手続を電子起案を活用し迅速に対応

開示・不開示決定の内部手続については、原則として電子起案を行うことを機構内に周知徹底することで、全ての案件について電子起案を活用し、迅速に対応した。

なお、平成 27 年度に受付を行った案件で開示決定期限超過の案件はなく、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に規定されている開示決定期限を遵守している。

ウ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報の明確化と個人情報ファイル簿の作成及び公開の徹底

保有個人情報については、法令上の定義のみならず、機構における取扱いを踏まえた規程に改正し、保有個人情報の定義をより明確にするとともに、個人情報ファイル簿の作成が必要な保有個人情報に更新があった場合には迅速に機構ホームページへの掲載を徹底した。

なお、個人情報ファイルのうち電子化されているファイルについては、個人情報の流出防止措置(アクセス制限の状況やパスワードの設定状況)に問題がないことを確認した。

エ 保有個人情報の適切な管理

個人情報保護管理規程の改正により、保有個人情報の定義や管理方法のさらなる明確化を図るとともに、平成 27 年 8 月に改正された総務省の「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」や平成 28 年 1 月施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法 いわゆる「マイナンバー法」)についても対応方法や運用を検討し、迅速に体制を整備し適切な管理を行った。

	<p>オ 情報公開及び個人情報保護に関する e ラーニング、新人研修を各 1 回実施する。</p>	<p>・個人情報保護に関する周知の方法及び回数</p>	<p><u>オ 情報公開及び個人情報保護に関する e ラーニング、新人研修を各 1 回実施</u></p> <p>情報公開及び個人情報保護に関する研修を機構職員全員向けの e ラーニング及び新人研修で実施した。</p> <p>また、番号法に対する機構職員全体の意識向上のために、機構の個人情報保護管理規程に基づき、番号法施行前の平成 27 年 12 月までに e ラーニング及び自己点検を完了し、計 3 回に渡って運営会議で番号法について説明するなど、機構の全職員に対して番号法に対する意識が浸透するように周知徹底を行った。</p>	<p>情報公開及び個人情報保護に関しては、全職員を対象とした e ラーニングによる教育及び自己点検を 1 回、新規採用職員を対象とした研修を 1 回実施するとともに、運営会議においても 3 回に渡り周知徹底を行い、新たに対応が必要となった番号法も含めた情報公開、個人情報保護に関する職員全体の意識向上を図った。</p>
<p>(3)組織・人事管理</p> <p>分野間の連携強化等、組織活性化を図るために、各分野の専門家の適正配置等を進め、効率的な体制を構築する。</p> <p>また、人事評価の適切な実施等により、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。</p> <p>さらに、新しい社会的要請や行政ニーズ等へも対応するため、戦略的な人材確保と人材育成を行う。</p>	<p>(3)組織・人事管理</p> <p>分野間の連携強化等、組織活性化を図るために、各分野の専門家の適正配置等を進め、効率的な体制を構築する。</p> <p>また、人事評価の適切な実施等により、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。さらに、新しい社会的要請や行政ニーズ等へも対応するため、戦略的な人材確保と人材育成を行う。</p> <p>具体的に</p>		<p>(3)組織・人事管理</p>	<p>組織・人事管理について、以下のとおり指標も含め計画を達成した。</p>

は、横断的キャリアパスの考え方をもとに、以下の取組みを実施する。

ア 機構の各分野における専門家の流動化を図り、分野間の連携等を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進する。

政策的・社会的ニーズ対応するために特に取り組んだ内容

ア 機構の各分野における専門家の流動化を図り、分野間の連携等を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進

●機構内の分野横断的なプロジェクトチーム(PT)の活動の推進

機構では、ミッションを達成するために時限的に機構内の複数分野の職員が集まって活動するプロジェクトチーム(PT)を設置し、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めている。平成 27 年度については、次の表に示す PT の活動を実施した。

連携分野名	プロジェクトチーム名	取り組みと成果
全分野	拡大技術戦略室(11 回)・イノベーション検討 PT(8 回) 【ミッション】我が国のイノベーション戦略における機構の役割を検討するとともに、現在の機構の技術や知見を活用して今後機構が達成すべき課題を抽出する。	分野を超え、若手を含む多様なメンバーが、新しい社会的要請や行政ニーズを踏まえ機構の将来あるべき姿や明確に認識されていなかった現在の業務におけるイノベーションを見える化し、将来の姿に向けて今後達成すべき課題を整理した。 また、 <u>当初のミッションを達成した上で、さらにそれらを総合して、今後、機構が取り組むべき業務についてのフィージビリティ・スタディ(F/S 実現可能性調査)を行うべきテーマとして 8 つの課題を選定し、平成 28 年度に機構全体として地方支所との連携を含め F/S を実施することを決めるまで成果をあげた。(平成 28 年 3 月まで)</u> <u>さらに、これまでになかった新たな観点で活発な議論を行うことにより、職員の意識改革や人材育成にもつながった。</u> <u>これは、機構の分野間の連携による活動を画期的に進める成果といえる。</u>

業務実績が特に組織のマネジメント向上や社会や産業界に大きく貢献

分野間連携の一層の推進のため、規程改正等による連携のための環境を整備し、各分野の高度な技術的知見や人材、設備等の一体的な活用を図った。

拡大技術戦略室・イノベーション検討 PT においては、新しい社会的要請や行政ニーズを踏まえ、イノベーションへの貢献を見据えた将来的な機構の役割を検討し、今後達成すべき課題を抽出するという当初のミッションを達成した上で、さらにそれらを総合して議論を進め、今後機構が取り組むべき業務フィージビリティ・スタディ(F/S 実現可能性調査)のテーマ選定を行い、平成 28 年度に実施することを決定した。また、若手を含む多様な職員が、これまでになかった新たな観点で活発な議論を行うことにより、職員の意識改革や人材育成にもつながった。これは機構の分野間連携による活動を画期的に進める成果といえる。

(通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況)

平成 26 年度の主務大臣による評価で出された意見「平成 26 年度に策定した長期ビジョンを踏まえたマネジメントを行うことにより、各職員の意識改革を引き続き促すこと。また、職員の専門性を確保しつつ、部門間の一層の連携や分野横断的な人材の活用を推進する組織マネジメントについても継続して進めること。」を反映して、平成 27 年度は、分野を超え、若手を含む多様なメンバーにより、新しい社会的要請や行政ニーズを踏まえ機構の将来あるべき姿や明確に認識されていなかった現在の業務におけるイノベーションの見える化を行い、将来の機構の姿に向けて今後達成すべき課題を整理への取り組みを行った。また、新たな観点で活発な議論を行うことにより、職員の意識改革や人材育成を図るとともに、分野間連携や分野内連携を一層推進するために、分野横断的な PT 及び分野内横断的 PT について組織規程で明確に位置づけるなど、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。

全分野	<p>業務・予算執行管理 PT (全 4 回)</p> <p>【ミッション】</p> <p>(1) 予算執行管理 適切かつ適正な単年度予算執行管理を行う観点から、具体的な予算執行管理方法について経営陣と現場レベルをつなぐフローを含め総合的な予算管理方法を検討する。</p> <p>(2) 業務達成基準 平成 28 年度から実施が求められている運営費交付金の収益化基準(業務達成基準)の具体的な運用方法について検討する。</p>	<p>両理事を PT 長として、全ての分野から総勢 33 名が参加して、以下の 2 つのテーマについて検討を行った。(平成 28 年 2 月まで)</p> <p>(1) 予算執行管理 平成 27 年度から稼働した新財務会計システムを使用して、各分野でリアルタイムに予算執行状況を把握して月次で予算決算分析を行うとともに、機構全体では、四半期(下半期からは毎月)ごとに運営会議で経営陣に予算執行等の実績を報告するルールを制定した。 その結果、機構全体だけでなく各分野で適正な予算執行管理を徹底し、将来の予算執行予定を把握できるようになることから、業務運営に直結した適正な予算執行及び費用削減の効果が期待できる仕組みが構築できた。</p> <p>(2) 業務達成基準 平成 28 年度から実施する運営費交付金収益化基準(業務達成基準)について、PT メンバーの基準についての理解度の向上に加え、業務達成基準の実施に向けての指標設定のシミュレーションを行い、そのシミュレーション結果について会計の専門家である監査法人からの意見を伺うなどの検討を行い、投入資源に基づいた指標を設定するという方針を決定した。その結果、業務と投入資源に基づく会計情報を紐づけることで、事業における PDCA を回すために財務情報を有効に活用できる仕組みが構築できた。</p>
-----	---	---

<p>製品安全分野と国際評価技術分野</p>	<p>燃焼 PT(継続) (電池チーム 20 回、ガスチーム 21 回、全体会合 4 回)</p> <p>【ミッション】 リチウムイオン蓄電池を含む消費生活用製品の発火、燃焼時の挙動、発生ガスのデータを収集・解析して事故原因究明、事故の未然・再発防止に活用する。</p>	<p>製品安全分野の事故原因究明の高度化、迅速化を図るため、リチウムイオン蓄電池による発火、燃焼時の破壊実験等による基礎データを取得、解析、整備するとともに、これらのデータやノウハウを国際評価技術分野の蓄電池評価センター(NLAB)においても活用することにより、大型リチウムイオン蓄電池評価に係る試験手順書や安全管理マニュアルをより迅速かつ効率的に作成することができた。(平成 28 年 3 月まで)</p>
<p>全分野</p>	<p>業務執行能力開発 PT(継続) (全 3 回)</p> <p>【ミッション】 機構職員が、基本的な業務執行能力を迅速に身につけるためのルールの明確化と周知徹底を行う。</p>	<p>全分野の若手職員が中心となり、機構職員が基本的な業務執行能力を身につけるために利用する「業務執行基本マニュアル」の見直し及び研修等による周知を行うことにより、職員の業務執行能力の向上を図るとともに若手職員が自らの理解を深めた。(平成 28 年 3 月まで)</p>

●分野内横断的 PT の活動推進

機構では、各分野の組織内においても課室等を越えた時限的な PT を設置し、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めている。平成 27 年度については、次の表に示す PT の活動を行った。

対象分野名	プロジェクトチーム名	取り組みと成果
化学物質管理分野	化審法スクリーニング評価 PT 【ミッション】 構造活性相関(QSAR)やカテゴリアプローチを活用して、化審法スクリーニング評価単位を検討する。	化学物質管理分野の 3 つの課室が連携し、それぞれの知見や観点を活かして QSAR やカテゴリアプローチ等のツールを活用した化審法スクリーニング評価単位の妥当性を検討した。その結果、活用に向けた課題が明らかになり、有効性が確認できた用途については関係省庁に報告し、検討会で考慮されることとなった。今後の制度改善提案の取り組みにつながった。(平成 28 年 3 月まで)
バイオテクノロジー分野	生物多様性条約(CBD)等対応検討 PT(全 37 回) 【ミッション】 CBD に関する課題への対応方針や戦略等を検討する。	バイオテクノロジー分野の 4 つの課室が連携し、それぞれの知見や観点を活かして CBD に関する情報収集、課題整理を行うとともに、二国間連携のあり方を含む方針、課題への対応策等について検討を行った。その結果、安全寄託された菌株の証明書記載内容の見直しを図り、制度化する等、CBD に対応した新たな寄託・分譲制度の改善を図ることができた。(平成 28 年 3 月まで)
国際評価技術分野	大型蓄電池システム PT(継続) (全 39 回) 【ミッション】 評価施設のニーズ把握と共有を行う。	国際評価技術分野の 3 つの課室が連携し、大型蓄電池システムの国際標準化の検討状況や主要な国内メーカーへのヒアリング結果を、試験・評価施設の建設や運用準備等に効果的に活かせるよう定期的な情報共有や意見交換を実施することで、ユーザーにとって利用しやすい施設やサービス制度の構築につなげることができた。(平成 28 年 3 月まで)

政策的・社会的ニーズ対応するために特に取り組んだ内容

●技術的知見や人材の分野横断的な活用

PT としての時限的な活動に加え、業務担当分野だけでは対応が困難な以下の案件について、技術や知見を有する他分野と連携することにより、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めている。平成 27 年度については、次の表に示す連携を実施した。

連携分野名	連携業務名	内容
製品安全分野 と バイオテクノロジー 分野	皮膚障害に関する製品事故調査 (原因物質の同定)	皮膚障害に関する事故調査において、製品安全分野が保有する機器では行えない染料等の原因物質の分析を、バイオテクノロジー分野が有する FT-MS(フーリエ変換質量)等の分析・同定に係るノウハウ及び設備を活用し、迅速な原因物質の同定を実施した。(19 件)
製品安全分野 と 化学物質管理分野	皮膚障害に関する製品事故調査 (原因物質の判断)	皮膚障害に関する製品事故調査において、確認された化学物質から原因物質を特定する際に必要なパッチテストが実施できず原因不明となる案件について、化学物質管理分野のリスク評価結果を組み入れたフローを活用することで、合理的かつ迅速に事故原因物質の判断を行うことができた。 これにより、原因不明の案件の減少が期待できる。
製品安全分野 と 化学物質管理分野	製品含有化学物質による事故調査	製品含有の VOC(揮発性有機化合物)等の放散が原因の健康被害事故について、製品安全分野と化学物質管理分野が定期的に意見交換を行い、化学物質管理分野が有する有害性情報を加えた事故原因判断フローを完成させた。 これにより、原因物質を特定できる数が増えることで、原因不明案件の減少が期待できる。
バイオテクノロジー 分野 と 国際評価技術分野	ファインバブルの測定技術開発	液体中の微生物の存在がファインバブルの測定結果に大きく影響を与えることについて、バイオテクノロジー分野の知見によりいち早く気がつき、バイオテクノロジー分野が有する技術や知見を活用して調査を行うことにより、微生物汚染を防ぐ方法を業界団体に提案することができた。

業務実績が特に組織のマネジメント向上や社会や産業界に大きく貢献

製品による皮膚障害や、製品に含まれる化学物質の放散に関する製品事故調査においては、バイオテクノロジー分野の設備や技術、ノウハウや、化学物質管理分野のデータ、知見を活用したフロー確立などにより、製品安全分野のみでは対応が困難な原因究明についても迅速に実施し、原因物質を同定することができたことで、類似事故の未然防止につながった。

また、液体中の微生物の存在が、ファインバブルの測定結果に影響を与えることについては、バイオテクノロジー分野の知見により、これまで世界中の誰も検討していなかった課題にいち早く気がつき、具体的な調査や汚染防止措置についてもバイオテクノロジー分野の有する技術や知見を活用することで迅速に実施、検討することにより、大きな問題となる前に先行して対策を打ち出すことができた。

これらの成果は、機構が有する専門技術や知見を、分野を超えて有効に活用することにより実現できたものであり、分野間の連携を推進するマネジメントが有効に働いたものといえる。

●平成 28 年度に向けた機構内の連携・融合の一層の推進

機構内の分野間の協力を拡大するために、分野を越えた業務依頼について組織規程で明確化するとともに、これまで任意に設置していた分野横断的な PT 及び分野内横断的 PT についても、分野間連携や分野内連携を一層推進するために、組織規程で明確に位置づけた。組織規程で規定化したことにより、機構の業務としての位置づけも明確化されたため、職員の PT の活動に対するモチベーションの向上も期待される。(平成 27 年度に組織規程を改正し、平成 28 年度 4 月 1 日施行)

また、機構の分野間・分野内の連携を強化するために、機構に存在した分野間・分野内連携について、連携チームのキーマンにヒアリングを行うなどの調査を実施し、連携の業務関連や課題抽出を行った。また、Lunch-On(昼食会)や Wai-Gaya(懇親会)など、会議の形式にこだわらずに、幹部や先輩達と自由に意見交換ができる「場」作りを行った結果、若手が幹部に対して直接意見を発言できるなど、縦の連携強化につながった。

●東京事業所と地域の組織との連携強化

全国支所長会議開催(平成 28 年 3 月 10 日バイオテクノロジーセンター(木更津市)にて開催)にて機構の本部及び各支所相互間の連絡及び調整を図るとともに、支所の保有技術や地域ネットワークを活かした分野間の連携について、地域他組織との幅広い連携も含め、あり方などの検討を行った。

大阪への関西バイオ室の設置(平成 28 年 4 月 1 日設置)を決定し、バイオテクノロジー分野の事業(生物遺伝資源のバックアップ保管、企業や公設研究機関等との共同事業等)の実施にあたり、企業、公設研究機関、地方自治体等から、ニーズ等の収集や事業に関する情報の提供について効果的な実施を可能とする体制を整備した。

●職員の技術継承のための取り組み

技術継承の課題を検討するため、積極的な技術継承や人材育成に取り組んでいる企業(5社・機関)を訪問してヒアリングや意見交換を行うとともに、機構が有する多様かつ高度な知見や技術を分類した上で、機構における技術継承の実態や要望をヒアリング調査し、課題を抽出した。

また、課題を踏まえた技術継承の方法論を検討するため、「リチウムイオン二次電池の事故調査」を実習例として技術継承を試行し、明らかになったポイントを整理して機構役職員に対し技術継承における課題の提起を行った。

●機構が将来に向けて持続的に発展し続けていくための情報収集

先端技術研究会として、広範な知見と経験を持つ研究者や政策経験者を招き、主にイノベーションをテーマとして機構全職員が受講可能な講演会を開催(6回)し、合わせて議論等を行う機会を設けるとともに、学会・展示会やセミナーなどへの参加(12回)による最新技術やニーズの調査、機構の歴史や組織運営の知見を有する職員、元職員へのヒアリング(5回)、文献調査等を行い共有することで、イノベーションや組織のあり方について全職員が認識、理解し考察する機会を提供した。

会議運営を効率化するため、フリーアドレスの業務環境やタブレット、ペーパーレス会議等の IT ツールの活用を試行を行うなど、効率的な連携体制の構築に向けた会議運営、資料共有や業務効率化のための先行的な取り組みを実践した。これにより、有効性や活用への課題が明らか

イ 能力開発研修や適正配置等を積極的に推進し、専門分野の複層化や業務経験の多様化を図る。

ウ 中長期的観点を中心として、専門性を有する人材を外部から積極的に採用するとともに、外部機関との人事交流・連携強化を進める。

・人材確保、人材育成の取組みの内容及び回数

かになり、平成 28 年度以降の更なる検証事項を絞り込んだ。

イ 能力開発研修や適正配置等を積極的に推進し、専門分野の複層化や業務経験の多様化を推進

●NITE Working Session for Youth の開催

多様なキャリアパスを活かして活躍する職員のイノベーター的な経験談を若手職員に紹介する場として、NITE Working Session for Youth を開催し、選出された発表者(役職員 8 名)によるプレゼンテーションを行った。聴講した若手・中堅職員は、自らの将来像と重ねてキャリアパスを熟考し、異動希望(人事調書及び面談)に反映するための理解を深めた。これにより、自身の専門分野以外にも目を向けるようになり、他部門への人事異動も促進され、もって多様な業務経験や専門分野の複層化の推進につながった。

●分野横断的な人員配置、キャリア形成

機構一体として 5 つの分野が相乗効果を発揮し、分野間の技術連携の強みを活かすため、分野間の技術・知識の共通性を考慮した分野横断的キャリアパスの考え方(例:化学分析は、バイオテクノロジー分野・製品安全分野で共通・類似の技術)をもとに、40 歳以下の職員に対してキャリアパス人材育成コース希望調書及び専門スキル調査を実施し、国際評価技術など新たな分野に挑戦する人材を把握することで、専門分野の複層化や業務経験の多様化を踏まえた人材の流動化のための分野横断的な人事異動に反映した。これによって、管理部門を含めた分野を越えた機構一体としての人事配置を行い、研修、適切な人員配置、ジョブローテーションの推進、分野横断的な組織である技術戦略室の若手職員にリーダーを任せて積極的なチーム運営を実践させる取り組み等によって人材育成の強化を図った。

また、業務成果に対して顕著な功績を上げた職員、部署等を推薦し表彰する理事長表彰制度により、役員等と職員との対話、イントラネット等での機構内への共有等により、職員のモチベーション向上に努めた。

ウ 中長期的観点を考慮しつつ、専門性を有する人材を外部から積極的に採用するとともに、外部機関との人事交流・連携を強化

●外部機関との人事交流による専門人材の維持・更新・向上

人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、職員を経済産業省に出向させるとともに、受け入れを行った。

公的機関等において高度の専門的な知識経験を有する専門家を客員調査員として招へいする一方、経済協力開発機構(OECD)への職員派遣や、米国環境保護庁(EPA)への長期の派遣研修を行うなど、国内外の機関との交流により、中長期的な機構の専門性の維持・向上や、先進国の業務ノウハウの吸収、取り込みを進めた。

●社会・行政ニーズの変化に対応した人材採用

若手・中堅を中心とした民間企業の実務経験者を積極的に受入れるため、公募によって専門性の高い人材を選考し採用することで、国際評価技術分野における評価技術の開発及び認証基盤の整備をはじめ、社会・行政ニーズの変化に対応した人材採用による業務の高度化を図った。

高度な知識経験を有する専門家を客員調査員として招へいするとともに、公募により専門性の高い人材を選考し採用することで、社会・行政ニーズの変化に対応した人材採用による業務の高度化を図った。

エ 課題解決型研修、外国語研修を充実する。また、階層別研修、専門研修において、幹部との意見交換や部門間交流を推進する。

・人材確保、人材育成の取組みの内容及び回数(再掲)

なお、新規採用では、東京、大阪及び名古屋での募集を強化し、各地で業務説明会を複数回開催し、獲得が難しい電気分野と機械分野の新規職員を採用したほか、行政、化学、農学、物理など幅広い試験区分から採用することで多様な専門性をもつ新規職員を受入れた。

エ 課題解決型研修、外国語研修の充実、階層別研修、専門研修において、幹部との意見交換や部門間交流を推進

職員の実態に応じた研修の設計、実施及び多様なキャリアアップ機会の確保のため、次の取り組みを実施し、職員の能力向上を図った。

・課題解決のためのeラーニング研修及び外国語(英語)研修

課題解決型研修については、時間や場所の制約のない費用対効果に優れた学習方法の1つであるeラーニングを用い、マネジメントスキル及び英語スキルの専門知識の習得を目的に実施した(マネジメントコース3名、英語コース5名受講)。

外国語(英語)研修については、国際関係業務の中心で活躍している職員、又は今後活躍が期待される職員に対して、総合的な英語能力の向上を目的として実施(マンツーマン方式8名、グルーブレッソン方式2名受講)。

・階層別研修

各階層別研修(管理職研修2回、管理職補佐研修1回、主査級研修1回、主任級研修1回を実施)のうち、管理職及び管理職補佐の研修においては、部門間交流を推進するとともに、理事長が当該研修のテーマに沿って講演を行い、意見交換を推進した。

また、初級及び中堅職員研修として、新たに主任級となった職員向けに「コーチング、ロジカルライティングスキル研修」を実施(17名受講)。新たに主査級となった職員向けには「リスク管理及びリーダーシップのスキル研修」を実施した(14名受講)。

・長期派遣研修

国内外3機関への長期(6か月以上)の派遣研修に4名が参加。

・国際会議等への参加

国際会議等への積極的参加を促し、102件の国際会議等へ246名(うち若手30代以下職員70名)、10件の海外調査に39名(うち若手30代以下職員12名)が参加。

・チャレンジ課題の提案と実施

機構にとって将来役立つと思われる知識の習得を行うチャレンジ課題の設定について、職員から延べ79件(うち、14件について費用補助)の提案・設定があり、これらを日々の業務に加えて行った。

化学兵器禁止機関(OPCW)がスイスで実施している各種化学兵器剤の検出方法や分析方法等のプログラムに延べ3名参加させ、化学兵器禁止条約に基づく査察への知識を習得した。

オ 各部門が連携して実施する社会人講座等への職員の積極的な参加を促進し説明能力の向上を推進

社会人を対象として、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野における高度な知見や技術情報などを広く提供するために開催しているNITE講座については、機構の若手職員の参加を促進し、職員が他分野の業務について理解を深めるとともに、講師を担当する職員のプレゼンテーションを参考にすることで、職員の説明能力の向上を推進した。

新たに名古屋での新規採用向けの業務説明会を開催し、機構全体として東京(3回)、大阪(2回)及び名古屋(1回)で開催したことで、多様な職員を採用することができた。

以下の研修等によりキャリアアップの機会を確保することにより、職員の能力向上を図った。

- ・eラーニング(マネジメントスキル3名、英語5名受講)
- ・外国語研修(10名受講)
- ・階層別研修(計5回実施)
- ・長期派遣研修(4名参加)

オ 各部門が連携して実施する社会人講座等への職員の積極的な参

加を促し、説明能力の向上を図る。

カ 人員配置や人材育成に適切に行い、職員一人一人の能力や意向を的確に汲み上げて反映するため、人事評価を行う管理職等向けの研修を実施し、評価能力の均質化を図る。

キ 中途採用等を含め、女性職員の積極的な採用・登用に取組むとともに職員の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を図るための取組みを実施する。

また、製品安全分野「製品総合管理特論(副題:製品安全の基礎知識)」前期 15 講義のうち 8 講義、後期 15 講義のうち 5 講義、化学分野「化学物質管理特論(副題:化学物質に関するリスク評価とリスク管理の基礎知識)」15 講義のうち 11 講義、バイオ分野「バイオ安全特論(副題:微生物資源の活用とバイオ安全の基礎知識)」15 講義のうち 9 講義を管理職以外の職員による講義の機会を設けることにより、より効果的な資料の作成や説明能力の向上を図った。

カ 人事評価を行う管理職等向けの研修の実施による評価能力の均質化推進

全管理職に対して管理職研修を行い、既任の管理職研修においては、人事院人材局が作成した評価能力向上研修教材の事例を基に評価傾向について周知を図り、管理職の評価能力の均質化を推進した。

また、新任の管理職研修及び管理職補佐研修においては、評価制度について講義を実施し、その中で陥りやすい評価時の問題点と防止法について周知を実施した。

キ 中途採用等を含め、女性職員の積極的な採用・登用に取組むとともに職員の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を図るための取組みを実施

●女性職員の採用、登用拡大

新たな技術分野の国際評価技術本部の幹部(次長)に女性を登用した。

●職員の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)

平成 27 年 7 月 1 日～8 月 31 日の間、始業時刻、終業時刻を早めることが選択できる制度を導入し、夕方以降の時間を有効に使えるようにすることにより、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現に向けた取組みを行った。

また、機構では、育児休業、育児短時間勤務、介護休業等の取得を奨励しており、平成 27 年度に育児休業を終えた職員全員が職場復帰を果たし、職場復帰後に育児短時間勤務制度を活用したことからわかるとおり、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)が実現できる職場環境を整備している。

●職場環境改善の取組み

職場のパワー・ハラスメントが社会問題として顕在化したことを受け、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」をパワー・ハラスメントの内容を含めた「セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する規程」に改正するとともに、職員研修のテーマに組み込むな

(通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況)

平成 26 年度の主務大臣による評価で出された意見「男女を問わない育児休業の取得等、職員の働きやすい環境作りに努めること。」を反映するため、平成 27 年度において機構は、新たな技術分野の国際評価技術本部の幹部(次長)に女性を登用、育児休業、育児短時間勤務、介護休業等の取得を奨励などによる仕事と生活の調和(ワークライフバランス)が実現できる職場環境整備、職場のパワー・ハラスメントが社会問題として顕在化したことを受け「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」にパワー・ハラスメントの内容を含めた「セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する規程」に改正し職員研修のテーマに組み込むなど、健全な職場環境の確保と職員の利益の保護及び職員の能率の向上を図った。

ど、健全な職場環境の確保と職員の利益の保護及び職員の能率の向上を図った。

(4) 保有資産、環境保全

機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産があれば、適切に処分する。

また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理に積極的に取り組む。

(4) 保有資産、環境保全

機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産があれば、適切に処分する。

また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理に積極的に取り組む。

具体的には、以下の取組みを実施する。

ア 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。

ア 機構が保有する資産の適切な管理と各資産の保有の必要性についての厳正な検証

会計及び資産管理の関連規程を改正し、資産の取得・保管・処分等の手続きをより明確化することで、適切な管理の更なる徹底を図るとともに、機構が保有する資産の必要性や処分理由の適切性を厳正に検証し、各事業の目的に沿って有効に活用する体制を維持した。

保有資産、環境保全について、以下のとおり指標も含め計画を達成した。

<p>イ 特許権について、保有する目的を検証し、登録の絞り込みと不要なもの処分を進めることにより、登録・保有コストの削減等を図る。</p>	<p><u>イ 特許権を保有する目的を検証し、登録の絞り込みと不要なもの処分を進めることで登録・保有コストの削減等を推進</u></p>	<p>機構が保有する特許権については、継続する必要がある特許を検証した結果、必要と判断した特許について継続した。</p>	<p>機構が保有する商標権については、「NITE」の商標継続申請に合わせて、機構の業務に合致しているか検証し、必要と判断した商標について継続した。</p>	
<p>ウ 環境物品の調達を推進を図るための方針を定める。これに基づく物品の調達を推進し、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で、調達せざるを得ない物品を除き、グリーン購入法に適合した物品の調達目標を100%とする。</p>	<p>・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく調達目標の達成状況</p>	<p><u>ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定め、これに基づき物品の調達を推進し、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除きグリーン購入法に適合した物品の調達目標100%の達成</u></p>	<p>「環境物品の調達の推進を図るための方針」を策定し、関係者への周知等方針に基づき調達を徹底した結果、対象物品130品目のうち製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除いた全ての品目について調達目標の100%を達成した。</p>	<p>策定した「環境物品の調達の推進を図るための方針」に基づく物品の調達を推進し、例外を除き、対象物品130品目について調達目標100%を達成した。</p>

<p>(5)安全管理、災害対策</p> <p>大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等への参加を通じ、職員の安全を確保する。</p> <p>ア 必要な施設の営繕を適切に行う。</p> <p>イ 職員からヒヤリ・ハット情報を収集し、大きな事故に至る前に事故を予防する。</p> <p>ウ 防災訓練を1回実施するとともに、政府主</p>	<p>(5)安全管理、災害対策</p> <p>大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等への参加を通じ、職員の安全を確保する。</p> <p>具体的には、以下の取組みを実施する。</p> <p>イ 職員からヒヤリ・ハット情報を収集し、大きな事故に至る前に事故を予防する。</p> <p>ウ 防災訓練を1回実施するとともに、政府主</p>	<p>・防災訓練等の回数</p>	<p>(5)安全管理、災害対策</p> <p>ア 必要な施設の営繕の適切な実施</p> <p>照明センサーの故障に対する部品の交換や雨漏りに対する緊急修理等の施設維持に必要な営繕を実施した。</p> <p>機構全体の固定・携帯電話網を東京で一括管理し、規模のメリットを生かした通信料金が削減できる体制を実現した。(平成27年度に計画及び導入に向けての作業を進め、平成28年4月から導入)</p> <p>イ 職員からヒヤリ・ハット情報含むリスク情報を収集し、大きな事故に至る前に事故を予防</p> <p>非常口付近に台車が置かれることを防ぐため、シールにより台車の置き場所を明示したことや敷地内の池への転落事故を防止するために柵を設置したことなど、リスクが潜んでいると思われる状況に対して速やかに対応し、事故の未然防止を図った。</p> <p>ウ 防災訓練の1回実施及び政府主導の政府総合防災訓練への参加</p> <p>職員の意識向上と役割把握を進め、災害時の被害縮小を図るため、消防署や合同庁舎、地域と連携をしながら、全国で13回の防災訓練を実施した。(東京1回、大阪3回、各支所等計9回)</p>	<p>安全管理、災害対策について、以下のとおり指標も含め計画を達成した。</p> <p>職員の意識向上と役割把握を進め、災害時の被害縮小を図るため、消防署や合同庁舎、地域と連携をしながら、全国で13回の防災訓練を実施した。(東京1回、大阪3回、各支所等計9回)</p>
--	---	------------------	---	--

<p>(6) 広報、情報提供の推進</p> <p>機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して提供するため、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。</p>	<p>導の政府総合防災訓練に参加する。これにより、職員の意識向上と、役割把握を進め、災害時の被害縮小を図る。</p> <p>(6) 広報、情報提供の推進</p> <p>機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して提供するため、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。</p> <p>具体的には、以下の取組みを実施する。</p> <p>ア 機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させるため、マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発</p>	<p>・マスメディアへの情報提供回数</p>	<p>迅速に地震情報を収集するため、緊急地震津波警報器を新設するとともに、災害時の職員の安全確保のため全職員分のヘルメットの調達やエレベーターへの災害用品 BOX の設置、ライフラインが停止した際のトイレの衛生環境を確保するため 3 日分の糞便処理剤を調達するなど、必要な防災用品を精査した上で確保することにより、大地震等の災害に迅速かつ安全に対応できる体制を整えた。</p> <p>また、職員の急な心停止などに対する緊急措置に備えて、機構の職員に対して AED 講習を実施した。</p> <p>(6) 広報、情報提供の推進</p> <p><u>ア 機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させるためのマスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信、各種展示会等への出展、機構施設の一般公開等の取組みを年間 25 件以上実施</u></p> <p><u>機構の取組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容</u></p> <p>●マスメディアに対するプレスリリース等</p> <p>マスメディアへの情報提供については、プレスリリースを 26 件実施し、発表者や広報担当者、幹部が連携して、ターゲットが必要としている情報を迅速に、より解りやすく、効果的なアピールを行うよう配慮してプレスリリース資料を作成し、報道機関に積極的に情報を提供したことに加え、マスメディアからの問い合わせや取材依頼、映像等の資料提供にも積極的かつ迅速に対応し、<u>機構全体でテレビ放映時間が延べ 14 時間以上(平成 26 年度の 1.8 倍)、新聞掲載 185 件(前年度比 170%)と大幅に増加し、機構の活動についての理解や信頼性の向上につながった。</u></p> <p>主な取組みは以下のとおり。</p>	<p>広報、情報提供の推進について、以下のとおり指標も含め計画を達成した。</p> <p>マスメディアへの情報提供、各種展示会等への出展、一般公開等の取組みを計 107 件実施した。</p> <p><u>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</u></p> <p>プレスリリース資料について、身近な製品による事故防止の呼びかけなど題材の選択やアピールポイントの明確化などの工夫により、<u>機構全体でテレビ放映時間がのべ 14 時間以上(平成 26 年度の 1.8 倍)、新聞掲載 185 件(前年度比 170%)と大幅に増加したことは、世の中から求められている安全・安心等の情報を的確に提供できていることの証左となっていることに加え、機構の活動についての理解や信頼性の向上につながった成果である。</u></p>
---	--	------------------------	---	--

信や、各種展示会等への出展、機構施設の一般公開等の取組みを年間 25 件以上実施する。

①製品安全分野

プレスリリース資料に注意喚起内容の明確化や過去の実績データとの比較などを取り入れるとともに、事故の映像等を積極的に提供することにより、記者説明会(12回、13件)の内容が、より多くのマスコミに取り上げられ、テレビ等における放映がのべ 13 時間 25 分平成 26 年度 7 時間 30 分、新聞への掲載が 113 件(平成 26 年度 83 件)になる等、プレスリリースの効果がさらに高くなった。

また、リコール製品による火災事故が報道された際には、直ちに注意喚起のプレスリリースを発表するなど、社会の状況に応じて必要とされる情報を迅速に発信し、事故等の再発防止に貢献した。

②バイオテクノロジー分野

地方創生や保有する微生物の有用な機能を活かした商品化等の共同事業の成果等について、経済産業省記者クラブ等へのプレスリリースを 8 件(平成 26 年度は 2 件)実施するとともに、取材等にも積極的に対応することにより、テレビ等における放映が 13 回(平成 26 年度は 2 回)、新聞への掲載が 48 回(平成 26 年度は 7 回)と、平成 26 年度に比べて著しく増加した。

マスメディアからの問い合わせや取材依頼にも積極的かつ迅速に対応し、NHK 教育テレビジョンで放送されている科学教育番組「サイエンス ZERO」や、日本テレビで放送されている生活情報番組「所さんの目がテン」などの取材に協力し、「サイエンス ZERO」では「祝！ノーベル賞 10 億人を救った奇跡の薬」として、機構が過去に実施した放線菌ゲノム解析の共同研究についてアピールするとともに、「所さんの目がテン！」では、「祝！ノーベル賞受賞 SP 第一弾生理学・医学賞」に放線菌の専門家として職員が数日に渡り撮影に協力するとともに、番組にも出演し、バイオテクノロジー分野の微生物の取り扱い技術や知見を提供するとともに、有用微生物探索の困難さやその価値を広く国民に理解してもらい、機構の認知度を高めるとともに業務内容の周知やバイオ産業への貢献をアピールした。

・展示会等への出展、一般公開等の取組みの回数

機構の取組みが特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●展示会等への出展、報告会・シンポジウムの主催・共催、機構施設の一般公開等

①展示会等への出展、報告会・シンポジウムの主催・共催

機構の業務活動の成果を広く国民・社会に知っていただくため、一般消費者を対象とした消費生活展や、企業などを対象としたバイオフーマージャパン 2015、JASIS2015 等の各種展示会、日本農芸化学会などの学会への出展、発表等を計 80 回行った。

また、国、自治体、大学、消費者団体などが主催するセミナー、講座、研究会等に講師を派遣 228 回派遣するとともに、各分野において業務報告会や制度説明会、講習会等の主催や、平成 27 年度 JLAC 技術情報セミナー、第 6 回ファインバブル国際シンポジウム等の共催(29 件)により業務の紹介や普及啓発、注意喚起などを行った。

機構が主催した主な報告会等は以下のとおり。

・製品安全分野「製品安全業務報告会」(来場者総数 574 名(うち事業者 391 名)):

事業者や消費者など広く一般を対象として、事故動向や最新の事故原因解析技術を紹介。

・化学物質管理分野「PRTR 届出事務処理講習会」(受講者数 45 名):

自治体の PRTR 担当者を対象に PRTR 制度に基づく届出事務処理に関する講習会を開

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

事業者、消費者等多彩なステイクホルダに対して、展示会、報告会、メールマガジン、パンフレット等の多彩な手段により情報提供を拡大し、高い評価を得ている。一般公開については、内容の見直しや告知を強化した結果、平成 26 年度に比べ来場者が 270 名(平成 26 年度比約 2 割増)となり、より広く機構の業務活動についてアピールすることができた。

催し、届出に関する事務処理の円滑化を推進。

・バイオテクノロジー分野「NBRC ワークショップ」(参加者総数 110 名(うち企業 60 名、大学 37 名)):

微生物を用いたバイオ産業に参画しようとしている企業等に対し、バイオテクノロジー分野が有する微生物を活用するための技術等の紹介を実施。また、個別説明会を合わせて開催し、微生物の取り扱いや技術的な課題について 21 社からの相談に対応し、ニーズを把握するとともに、技術や保有菌株のアピールを実施。

・適合性認定分野「JCSS 制度説明会」(参加者総数 239 名)、「JNLA 制度説明会」(参加者総数 159 名):

全ての JCSS 事業者、JNLA 事業者を対象として、それぞれの認定プログラムについて、要求事項や申請等の手続きにおけるポイントの説明やトピック、よくある指摘について説明を実施するなど啓発活動を実施。

②機構施設の一般公開等

本所(東京)の近隣住民を中心とした国民に機構の業務活動について知っていただくため、一般公開日(NITE フレンドシップデイ)を開催(8 月 16 日:来場者 270 名)し、機構業務に関する展示、体験やパンフレット等の配布などを通じて機構の業務や成果をアピールした。

一般公開日については、平成 26 年度の実施状況やアンケート結果を踏まえて展示品や体験内容について見直しを行うとともに、ホームページやイベント情報サイトでの告知を強化した結果、近隣住民だけでなく、遠方からの来場者も増加し、平成 26 年度(225 名)から 2 割増の来場者となるとともに、来場者アンケートでは、回答者の 86%より、機構業務がよく理解できた等の好評をいただき、広報活動の効果が認められた。

イ ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用し、効果的かつ効率的な広報活動を推進

●メールマガジンの配信強化

分野毎の最新情報を提供するため、メールマガジンを配信した。配信回数及び登録者数は以下のとおり。

- ・製品安全分野:製品安全情報(PS)マガジンについて、25 回配信した。登録者数は平成 26 年度より 12 名増え、7,683 名となった。
- ・化学物質管理分野:NITE ケミマガについて、50 回配信した。登録者数は平成 26 年度より約 500 名増え、約 6,000 名となった。
- ・バイオテクノロジー分野:NBRC ニュースについて 6 回配信した。登録者数は平成 26 年度より 21 名増え、1,455 名となった。

化学物質管理分野では、登録者を増やすことにより広く情報を発信できるよう、講演を行ったセミナー等の会場において NITE ケミマガを周知するチラシを配布した結果、登録者が平成 26 年度から大幅に増加した。

●NITE 講座(社会人講座)の開催

機構の業務活動を理解してもらうとともに、機構が持つ高度な知見や技術情報などを広く提供するため、社会人を対象として、機構のミッションでもある「安全の確保」や「リスク低減」につな

イ ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用し、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。

る「リスクガバナンス」を共通テーマとし、以下の3分野においてNITE講座を開催した。

- ・製品安全分野:「製品安全対策の基礎知識」講座 前期(大阪)全15回(応募者数24名)、後期(東京)全15回(応募者数74名)の計30回開催
- ・化学物質管理分野:「化学物質に関するリスク評価とリスク管理の基礎知識」全15回開催(応募者数43名)
- ・バイオテクノロジー分野「微生物資源の活用とバイオ安全の基礎知識」15回開催(応募者数10名)

特に、化学物質管理分野では、受講希望者が定員(30名)を超えたため、さらに13名を受け入れ、魅力的な講義の実施に努め、各回の平均出席者が39名に達する高い出席率を維持し、ユーザーの希望に沿った講座を開講した。

受講者のアンケート結果では、いずれの講座も高い満足度が得られており、機構の業務が理解されたことに留まらず、機構の業務の有用性を理解した上で、既に講義で得られた知識を自身の業務と関連付け、有効活用されているなど、機構の広報活動に対する効果が認められた。

●パンフレット等の作成・配布

機構の業務紹介をより効率的、効果的に行うことを目的として、機構紹介パンフレットの見直しを行った。理解の流れや解りやすさを工夫して全体の構成を見直すとともに、成果やデータベースなどの具体例も盛り込む等、理解のしやすさに配慮して作成した。

また、各分野における業務活動を支援し、状況に応じてより効果的な広報を展開するため、以下のリーフレット等を作成、配布するとともに、ホームページからもダウンロード可能とした。

- ・製品安全分野:新生活(34,000部作成)、夏(26,000部作成)、冬(50,000部作成)の代表的事故事例を「注意喚起リーフレット」としてまとめ、注意を喚起。冬のはMETI製品安全総点検月間のアピールにも活用。
- ・化学物質管理分野:「化学物質管理分野パンフレット」(約900部配布)、「CHRIPパンフレット」(約800部配布)や、リスク評価に関して解説する「化学物質と上手に付き合うために」(約1,400部配布)
- ・バイオテクノロジー分野:バイオテクノロジー分野の業務毎の説明、アピール用リーフレット(約1,000部)
- ・適合性認定分野:適合性認定分野の業務を紹介するパンフレット(330部配布)、JCSS、JNLA、ASNITEの各認定プログラムの説明パンフレット(計1,470部配布)、JCSSの制度や校正証明書の説明リーフレット(計2,700部配布)

<p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>年度目標の達成のために必要な施設及び設備を適正に整備していく。</p> <p>(施設の内容)</p> <p>工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備</p> <p>(当初予定額)</p> <p>総額 61億円</p> <p>(財源)</p> <p>施設整備費補助金</p>	<p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>国際技術評価分野、製品安全分野を中心に事業所移転に関係する全ての分野が緊密に連携し、移転計画に基づき、適正に大阪合同庁舎移転に伴う施設移転整備及びグローバル認証基盤整備(大型蓄電池)を行った。</p> <p>また、大阪合同庁舎からの移転については、オフィスの一般事務用品に加えて精密機器(各種試験研究機器、検査機器、計測表示機器、実験設備、実験器具類、薬品等)の梱包、搬入、搬出、設置、機能調整を行う必要があることから、引越作業に多くの時間が必要になる中で、機構全体で連携しながら引越作業を行ったことにより、通常業務に支障なく移転を完了した。</p>	<p>3. 評価:B</p> <p>施設及び整備について、建設計画、着工から竣工まで、安全面を考慮しながら、適正に実施した。また、施設整備費補助金の支出についても適正に行った。</p>
--	--	--

<p>4. 積立金の処分に關する事項</p> <p>当該事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第 12 条第 1 項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。</p>		<p>4. 積立金の処分に關する事項</p> <p>平成 27 年度において、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第 12 条第 1 項に基づき平成 26 年度から繰越が承認された前事業年度繰越積立金は 75,046,212 円であり、うち 71,641,873 円を平成 27 年度の業務の財源に充てた。</p> <p>なお、平成 27 年度の業務の財源に充てた明細は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前事業年度以前に自己収入財源で取得し、平成 27 年度に繰り越した固定資産の減価償却相当額:4,390,723 円 ・前事業年度以前に支払済であった前払費用等に係る業務:25,347,150 円 ・財務会計システムの構築支援業務:41,904,000 円 	<p>4. 評定:B</p> <p>独立行政法人製品評価技術基盤機構法第 12 条第 1 項に基づき平成 26 年度から繰越が承認された積立金については、繰越が承認された内容に適した業務の財源に充てた。</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし